

長崎市第五次総合計画

[基本構想・前期基本計画]



長崎市

長崎市第五次総合計画

[基本構想・前期基本計画]



港あり
異国の船をここに招きて
自由なる町をひらきぬ
歴史と詩情のまち長崎
世界のナガサキ・・・



市長あいさつ

左の言葉は、長崎学の創始者として名高い古賀十二郎先生の言葉です。

長崎のまちは、450年前の開港から現在まで、港を通じて、たくさんの人びとを受け入れ交流することで栄え、国内外の様々な文化を取り入れながら、豊かな個性をもつ都市として発展してきました。

現在を生きる私たちは、歴史に培われた多くの個性を大切にしながら、新たな交流の歴史を刻み、活力があって暮らしやすい、魅力ある長崎を未来につなぐ役割を担っています。

100年に一度とも言える大きな進化の時期を迎えている今、出島メッセ長崎や西九州新幹線の開業、民間事業者による大型事業が進むなど、まちの機能が益々充実していくことももちろんですが、人口減少や少子化・高齢化、価値観の多様化など、社会状況が刻々と変化している中において、地域課題を地域で解決できるしくみなどのソフト面の取組みも形になってきています。

そのような中、新型コロナウイルスによる様々な影響や、テクノロジーが私たちの予想をはるかに超えて急速に進歩していることなどを考えると、10年後の社会をはっきりと見通すことは容易ではありませんが、先がよく見えないからといって闇雲に進むのではなく、ビジョンを描き、方向を見定めたくうえで新たな1歩を踏み出

すことが大切だと思っています。

そして、そのビジョンとなるのが、まさしくこの第五次総合計画です。

10年前、第四次総合計画の策定を機にスタートした「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」をめざしたまちづくりは第2章に入りますが、それはこれまでの単なる延長線上に位置づけられるものではないと思います。

第五次総合計画において描かれた「めざす2030年の姿」の実現に向けては、これまでの成果や経験を土台としつつ、新しいやり方を取り入れながら、市民の皆様とともに計画を推進してまいりたいと考えています。

結びに、第五次総合計画の策定にあたっては、新型コロナウイルスの感染が拡大した影響で、思うように議論することが難しい状況のなか、オンラインでワークショップを開催するなどの工夫をしながら、多くの市民の皆様の意見をいただきました。この計画には、様々な思いが詰まっており、市民の皆様と共に取り組むまちづくりの指針として、ふさわしいものに仕上がったと思っています。

長崎市総合計画審議会委員の皆様、市議会議員の皆様をはじめ、この計画づくりに参画していただいたすべての皆様に厚く感謝の意を申し上げます。

令和4年(2022年)2月

長崎市長 田上 富久

長崎市第五次総合計画 目次

市長あいさつ	3
総合計画の策定にあたって	7
1 総合計画策定の趣旨	8
2 第五次総合計画策定の視点	9
3 計画の位置づけと性格	10
4 計画の構成及び期間	11
5 第五次総合計画とSDGsの一体的な推進	12
基本構想	15
1 基本構想策定の趣旨	16
2 めざす都市像とまちづくりの基本姿勢	17
3 めざす2030年の姿	18
4 めざす2030年の姿に近づくためのまちづくりの方針	22
前期基本計画	39
1 第五次総合計画の体系図（基本構想・前期基本計画）	40
2 基本計画の構成と見方	42
3 前期基本計画	
●まちづくりの方針A	
私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします	45
A 1 地域の個性を守り、活かし、伝えます	46
A 2 交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます	51
A 3 国際性を豊かにします	59
●まちづくりの方針B	
私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします	65
B 1 被爆の実相を継承します	66
B 2 核兵器廃絶の実現に向け、着実に歩みを進めます	70
B 3 平和の文化を醸成します	73
●まちづくりの方針C	
私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします	77
C 1 地場事業者の成長を支援します	78
C 2 人や企業を呼び込み、新たな事業を創出して、産業を強くします	82
C 3 次世代につながる農林業を育てます	86
C 4 水産業を環境変化に強く活気のある持続可能な産業にします	91
C 5 地元農水産物の消費を拡大します	96

●まちづくりの方針D

私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします	101
D 1 脱炭素社会の実現をめざします	102
D 2 資源を守り大切に社会の実現をめざします	107
D 3 豊かな地域環境を守り活かします	111
D 4 環境意識・行動の定着を図ります	114

●まちづくりの方針E

私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします	117
E 1 地域の連携・協力を促進し、防災体制の充実を図ります	119
E 2 犯罪、交通事故のない地域づくりを進めます	125
E 3 安心できる消費生活環境をつくります	128
E 4 暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します	131
E 5 安全・安心で快適な住環境をつくります	134
E 6 車や公共交通による移動の円滑化を図ります	138
E 7 安全・安心で快適な道路・公園をつくります	142
E 8 水道水を安定して供給し、下水を適正に処理します	146

●まちづくりの方針F

私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします	149
F 1 人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします	151
F 2 高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます	155
F 3 障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます	161
F 4 子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちづくりを進めます	165
F 5 原爆被爆者の援護を充実します	173
F 6 生活困窮者等が将来への希望を持てる支援を充実します	177
F 7 自らすすめる健康づくりを推進します	180
F 8 安心できる衛生環境を確保します	184
F 9 安心できる医療環境の充実を図ります	187

●まちづくりの方針G

私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします	191
G 1 長崎のまちを愛し、新たな時代を生き抜く子どもを育みます	192
G 2 だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります	200
G 3 スポーツ・レクリエーションの振興を図ります	203
G 4 芸術文化あふれる暮らしを創出します	206

●まちづくりの方針H

私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします	209
H 1 市民との良好なコミュニケーションを図ります	210
H 2 参画と協働による持続可能なまちづくりを進めます	213
H 3 市民に信頼される市役所にします	217

4 施策横断的な取組みを要する課題への対応	223
5 前期基本計画とSDGsの関係	223

人口の将来展望と人口減少対策	225
1 人口の将来展望	226
2 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略	227
3 ネットワーク型コンパクトシティ長崎	228
資料編	229
1 成果指標一覧	230
2 長崎市の現状	263
(1) 長崎市の地勢等	
(2) 定住人口	
(3) 交流人口	
(4) 地域経済	
(5) 市民意識	
3 策定の経過	271
(1) 長崎市総合計画策定条例	
(2) 総合計画策定における市民参加の状況	
(3) 長崎市総合計画審議会	
(4) 第五次総合計画「前期基本計画」に対する総合計画審議会からの意見等	
(5) 策定体制	
(6) 策定に係る会議等の実績	
4 個別計画の策定状況	287
5 総合計画策定の系譜	292

総合計画の策定にあたって



第33回長崎県まちづくりの絵コンクール兼県政150周年記念絵画コンクール

テーマ 「みらいのまちって どんなまち」

最優秀賞 村松小学校 2年(受賞当時) 前田 あんさん

1 総合計画策定の趣旨

長崎市では、平成23年度から令和3年度を計画期間とする「長崎市第四次総合計画」において、将来の都市像を「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」と掲げ、「つながりと創造で新しい長崎へ」をまちづくりの基本姿勢として、その実現に向け、市民、企業、大学など様々な主体（以下「市民等」という。）と一緒にあって、まちづくりを進めてきました。

この間、人口減少や少子化・高齢化の進展、テクノロジーの急速な発展、地球規模の気候変動に伴う災害の激甚化などをはじめとして、私たちを取り巻く環境は大きく変化してきました。

その中で、そうした変化に対応するための新たな取組みや仕組みづくりを行いながら、変化を先取りして自ら変化していくための準備を進めてきた結果、これから先のどのような変化にもしなやかに対応していけるような「まちの基盤づくり」が、ハード・ソフト両面において進み、形になり始めています。

これからは、これらの基盤をより良い形で完成させ、その基盤を活かして、市民の暮らしの質を高めるとともに、訪れる人の満足度も向上させるような取組みを進めていかなければなりません。

また、急激な人口減少に歯止めをかけるための対策を、これまで以上に強化していかなければなりません。

以上のような認識のもと、引き続き、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、また、市民等と協働してまちづくりに取り組むための共通の指針として、令和4年度から始まる「長崎市第五次総合計画」を策定します。



2 第五次総合計画策定の視点

「第五次総合計画」は、「第四次総合計画からのつながり」を意識するとともに、「時代の大きな流れを捉えた中で特に求められる視点」と、そこから導かれる「5つのキーワード」を意識して策定します。

【第四次総合計画からのつながり】

第四次総合計画の総括

- 変化に対応するためのハード・ソフト両面における基盤づくりが進んだ。
- 急激な人口減少を避けるために対策を強化したが、減少のスピードを遅らせることができなかった。



第五次総合計画の着実な推進

うまく進んでいることをさらに進める

⇒ 基盤を完成させ、その基盤を活かして市民の暮らしの質を上げるとともに、訪問客の満足度を向上させる。

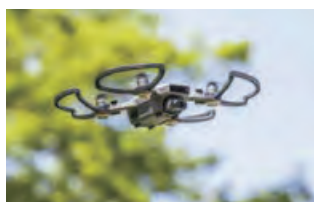
うまく進んでいないことを改善する

⇒ 急激な人口減少に歯止めをかけるための対策を強化する。

【時代の大きな流れを捉えた中で特に求められる視点】

時代の大きな流れ

- 人口減少、少子化、高齢化の進展
- テクノロジーの急速な発展
- 地球規模の気候変動に伴う災害の激甚化
- 新型コロナウイルスの世界的な流行
- Society 5.0*の実現をめざす動き
- SDGs*達成をめざす動き など



**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



特に求められる視点

- 社会経済の規模縮小や、世代間のバランス崩壊などから生じる様々な問題を喫緊の課題と捉えて対応する。
- 働き方やライフスタイルなどの価値観の変化に対応する。まちの個性を活かして選ばれる。
- 進歩するテクノロジーや、まちづくりに関わるあらゆる主体とのつながりなどを活かし、新たな手法で安全安心や暮らしやすさを実現する。
- 持続可能な世界の実現に向けた貢献を意識する。自律した都市経営をめざす。

5つの キーワード

- ①QOL（生活の質） ②ダイバーシティ（多様性） ③テクノロジー（科学技術）
④サステナビリティ（持続可能性） ⑤レジリエンス（しなやかな強さ）

* Society5.0

狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシス

テムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society)。AI (人工知能) やロボットなどの技術で、世界の様々な課題の解決をめざす。

* SDGs (Sustainable Development Goals) (エスディーゼーズ)

持続可能な開発目標。平成27(2015)年9月25日に国連サミットで採択された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。17のゴール169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

3 計画の位置づけと性格

① 市政運営上の最上位計画

持続可能な行政運営の指針として市政全般を網羅した計画であり、各分野における諸計画や事業の最上位計画として位置付けます。

② 市民等と行政に共通のまちづくりの指針

まちづくりの担い手として、行政のみならず、市民等にとっての活動指針ともなり得る「市民等と共有し、共に取り組む計画」として策定します。

③ 市民等にとって分かりやすい計画

市民等と行政が一体となってまちづくりを進めるために、どういう状態をめざしているのか、そのためにどのようなことに取り組むのかということを分かりやすく示します。

④ 戦略性と実効性の高い計画

社会経済情勢や行財政状況の変化及び市民ニーズの高度化・多様化などを踏まえた中長期的な見通しに基づき、戦略性を持った計画とするとともに、適切な指標等の設定により施策の成果を明確に把握し、これまで以上に政策評価を計画推進につなげる仕組みを確立するなど、より実効性の高い計画をめざします。

また、計画の実現のためには、それを支える健全な行財政基盤が不可欠であり、限られた経営資源*の効果的な配分や新たな財源の創出などを行いながら、持続可能な行財政運営のもとで計画を推進します。

⑤ 他の計画との整合

計画の推進にあたっては、国、県等の計画と十分に整合を図ります。

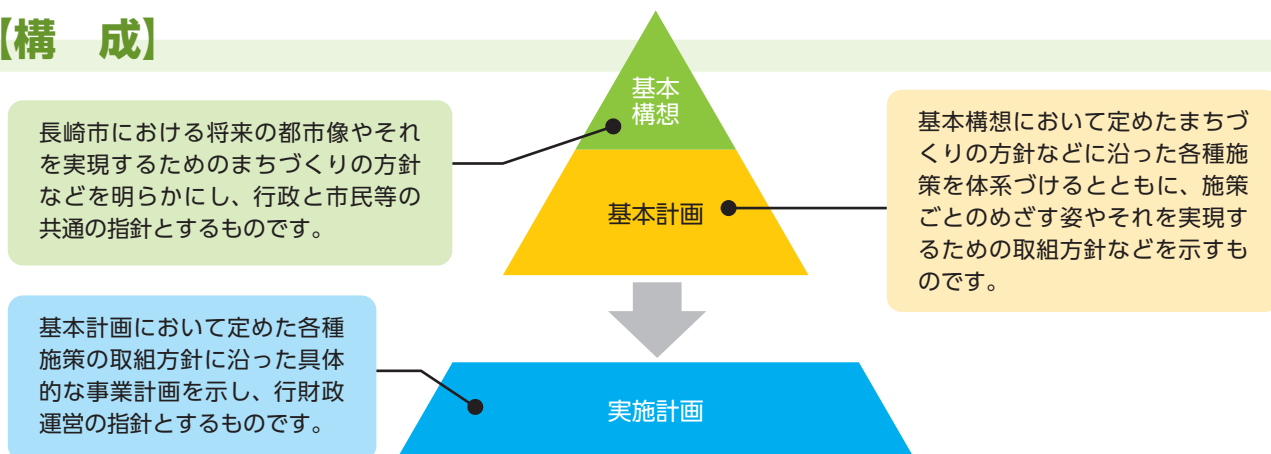
また、各分野の個別計画等の策定や変更にあたっては、本計画との整合を図ります。

* 経営資源

企業や団体の成長を支える、いわゆる「ヒト」「モノ」「カネ」、そして「情報」（知的財産）等の無形資産の総称。

4 計画の構成及び期間

【構成】

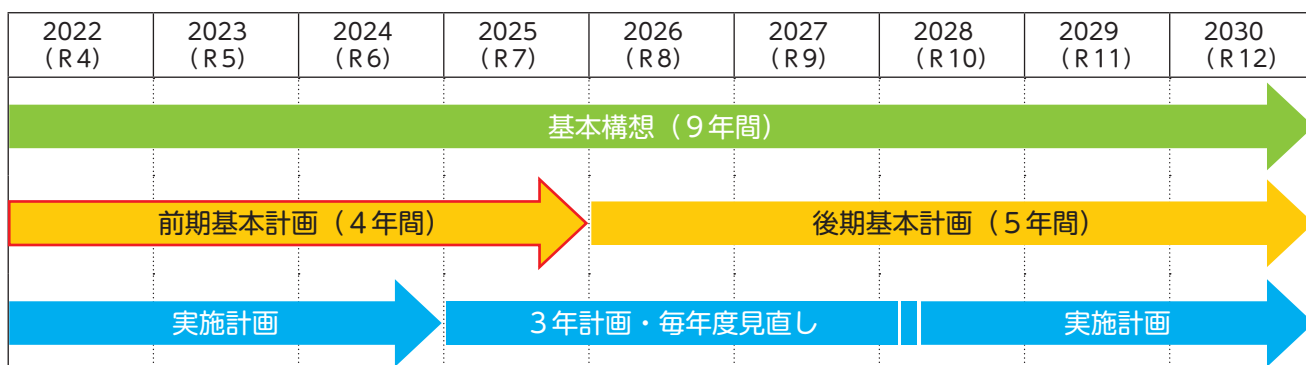


【期間】

本計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）までの9年間とします。

ただし、基本計画は、社会情勢の変化、市民ニーズ、施策の進捗状況などを踏まえ、おおむね半期で見直しを行うこととし、前期を令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）までの4年間、後期を令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

また、実施計画は、計画期間を3年間とし、毎年度、事業の評価、検証に基づく見直しを行いながら、その進行管理を行います。



《計画期間の考え方》

長崎市第五次総合計画は、本来、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間の計画と想定していたところ、新型コロナウイルスの影響により開始時期を1年遅らせて9年間の計画としています。

終期も1年遅らせて令和13年度（2031年度）までの10年間の計画とすることも検討しましたが、目標年次を2030年とするSDGs*（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組みを一体的に推進していくため、終期は変更せず、令和12年度（2030年度）までとしたものです。

基本計画については、当面の間、新型コロナウイルスの影響で先行き不透明な状況が続くと考えられるため、前期計画の期間を短く4年に設定し、より確かな見通しに基づく後期計画へ早期に移行することとしています。

* SDGs (Sustainable Development Goals)
(エスディージーズ) (参照 P9)

5 第五次総合計画とSDGsの一体的な推進

経済・社会・環境の3つの側面における広範な課題に統合的に取り組むSDGs*は、発展途上国にも先進国にも共通する普遍的な目標で、各国政府には、それぞれの国に特有の優先課題や強みを踏まえた積極的な取り組みが期待されています。

そのようななか、SDGsは地方自治体における様々な取り組みとも密接に関係しており、本市においても、各施策に17のゴールを関連付け、その達成に向けた取り組みを一体的に推進していきます。

【SDGsの17のゴールと自治体行政の果たしうる役割】

国際的な自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）は、17のゴールに対して自治体の果たし得る役割を次のように示しています。

目標 (Goal)	自治体行政の果たし得る役割
1 貧困をなくそう 	1. 貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
2 飢餓をゼロに 	2. 飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。 公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
3 すべての人に健康と福祉を 	3. すべての人に健康と福祉を 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
4 質の高い教育をみんなに 	4. 質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	5. ジェンダー*平等を実現しよう 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
6 安全な水とトイレを世界中に 	6. 安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

* SDGs (Sustainable Development Goals) (エスディー・ジーズ) (参照 P9)

* ジェンダー
 社会的・文化的に形成された性別。「男性像」、「女性像」。

<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>8. 働きがいも経済成長も</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> 	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーション*を創出することにも貢献することができます。</p>
<p>10 人や国の不平等を なくそう</p> 	<p>10. 人や国の不平等をなくそう</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>11. 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で、安全、レジリエント*で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>12. つくる責任つかう責任</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3R*の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>13. 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
<p>14 海の豊かさ を守ろう</p> 	<p>14. 海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
<p>15 陸の豊かさ も守ろう</p> 	<p>15. 陸の豊かさも守ろう</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 	<p>16. 平和と公正をすべての人に</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
<p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO*／NPO*などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

出典：「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－2018年3月版（第2版）」
（自治体SDGsガイドライン検討委員会編集）

* イノベーション
技術革新。社会の変革。

* NGO
共通の目的のために行動する人々が集まった非政府組織のこと。

* NPO
様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

* レジリエント
柔軟性や回復力があるさま。災害などに直面しても被害を最小限に抑えたり、被害を乗り越えて復活できること。

* 3R
リデュース (Reduce) (減量・最小化) ごみを出さない、減らす
リユース (Reuse) (再利用) 繰り返し使う
リサイクル (Recycle) (再生利用) 再び原料に戻す以上、3つのRの総称である。

基本構想



第33回長崎県まちづくりの絵コンクール兼県政150周年記念絵画コンクール

テーマ 「みらいのまちって どんなまち」

優秀賞 西町小学校 1年(受賞当時) 森川 健さん

1 基本構想策定の趣旨

長崎市では、平成23年度から令和3年度までを計画期間とする第四次総合計画において、めざす将来の都市像を「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」と掲げ、「魅力あふれるまち」「市民が暮らしやすいまち」の実現に向けて取り組んできました。

また、「つながりと創造で新しい長崎へ」をまちづくりの基本姿勢とする中で、「長崎市よかまちづくり基本条例*」を制定し、市民、企業、大学など様々な主体（以下「市民等」という。）が当事者意識を持ち、お互いのつながりを深めてまちづくりに参画、協働することによる、長崎らしいまちづくりを進めてきました。

これまでの取り組みを通して、社会がどのように変化しても対応することができる基盤が、ハード・ソフト両面において形になり始めています。

これからは、その基盤をより良い形で活かし、より質の高い、豊かな暮らしを実現していくことに取り組んでいかなければなりません。

一方、この10年間ににおける社会の変化に目を向けると、情報通信技術の急速な発展により、インターネットに常時接続できる環境やSNS*によるリアルタイムの情報拡散が当たり前になるなど、世界は私たちの予想を超える速度で変化してきました。

そして今、新型コロナウイルス感染症の流行が、世界中の人々の生活や行動、価値観を大きく変容させつつあり、社会経済情勢に多大なる影響を及ぼしています。

その収束時期も未だ不透明である中で、ポストコロナ社会に対する確実な見通しを持つことは困難な状況ですが、一定の想定のもとで進むべき大きな方向性を捉え、変化に対応しながら前に進んでいかなければなりません。

また、国内においては、2040年頃に65歳以上人口がピークを迎えるとともに、生産年齢人口も毎年100万人程度の減少が生じる見込みであり、1人の高齢者を1.5人の現役世代で支えるという世代間のバランス崩壊をはじめとして、雇用や教育、産業振興などの分野で、様々な問題が重層的に発生することが予測されています。

そのようななか、長崎市においては、65歳以上人口が全国よりも約15年早い2025年にピークを迎える予測となっているほか、若い世代の社会減が継続し、少子化も進行しており、これらの問題を喫緊の課題と捉えて対策に取り組んでいくとともに、急激な人口減少に歯止めをかけるための対策を、これまで以上に強化していかなければなりません。

そこで、この基本構想は、令和4年（2022年）度から令和12年（2030年）度までを計画期間とし、人口動態や産業構造の変化など、これから予想される様々な社会経済の変動を勘案することはもとより、市民一人ひとりの幸福を実現するため、Society5.0*の実現やSDGs*の達成に向けた視点を導入するなど新しい時代の流れを捉えたうえで、市民等が共有する「めざす都市像」と「めざす2030年の姿」を掲げるとともに、その実現に向けた基本的な姿勢や道筋を示すものとして策定するものです。

* 長崎市よかまちづくり基本条例
まちづくりの基本的な考え方やルール、まちづくりのさまざまな担い手の分担などを定めた条例。

* SNS（Social Networking Service）
登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービス。

* Society5.0（参照 P9）
* SDGs（Sustainable Development Goals）
（エスディージーズ）（参照 P9）

2 めざす都市像とまちづくりの基本姿勢

●めざす都市像

第四次総合計画に掲げた「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」という都市像は、私たちに進むべき方向を示してくれる北極星のようなものです。

「世界都市」とは、平和、交流、産業などを通して長崎ならではの価値を世界に向けて発信するとともに、長崎市にしかできない役割を果たし、世界に貢献することで、「世界のナガサキ」としてキラリと光る存在感のある都市の姿を表しています。

そして「人間都市」とは、人間性が尊重され、お互いの個性を認め合い、他者を思いやり支え合いながら、子どもから高齢者までライフステージに応じてだれもが豊かでいきいきと、幸福に暮らせる都市の姿を表しています。

これまでの10年間、私たちがめざしてきた「世界都市」「人間都市」は、市民ニーズや社会の変化に応じ、より良い状態を求めて進化し続ける都市の姿であり、私たちが理想を持って進み続けるための目印であって、それをめざす道のりは常に道半ばにあります。

また、折しも、新型コロナウイルスの流行をきっかけに、世界の人々の価値観が改めて見直されています。

「幸福に生きるために大事なことは何か」という問いから導かれる、より本質的な価値が求められ、都市の評価においては、人口の多さや経済力の高さといった数字で比較できる価値もさることながら、暮らしやすさや歴史・文化の深さなど、その都市ならではの価値にも注目が集まりつつあります。

このような背景のもと「世界都市」「人間都市」という都市像は、10年前と比較しても、更に輝きを増していると考えられることから、第五次総合計画においても、「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」をめざす都市像として掲げることとします。

●まちづくりの基本姿勢

第四次総合計画に掲げた「つながりと創造で新しい長崎へ」というまちづくりの基本姿勢は、市民等がお互いにつながることで、まち全体がネットワーク化し、文化や産業等の長崎市が持つ様々な価値を高めながら、世界にも通用する新たな価値や仕組みを創造していくことを示しています。

人口減少や少子化、高齢化が進む中で直面する様々な課題に対し、市民等がつながりを深め、各々の強みを活かして協働していくことは大切なことであり、さらに、世界中とつながって、新たな価値や仕組みを創造していくとする姿勢の重要性は、これからますます高まっていくと考えられます。

したがって、第五次総合計画においても、「つながりと創造で新しい長崎へ」をまちづくりの基本姿勢として掲げることとします。



3 めざす2030年の姿

「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」という都市像は、第五次総合計画の最終年度となる2030年度においても、なお変わらずにめざす姿であり続けているでしょう。

それでは、これからの計画期間に、私たちがめざすべき到達点はどこになるのでしょうか。

私たちの価値観は多様であり、だれもが共感できる到達点を数値的に定めることは、とても困難です。

そこで、2030年の長崎市の姿として、めざすところを少しでも具体的にイメージできるよう「めざす2030年の姿」を描いておくこととします。

◆みんなでつながって、暮らしやすさをつくり続けています

長崎のまちは、その独特の地形がつくり出した天然のコンパクトシティです。

港や山地、丘陵地に囲まれて点在する狭い平坦地に店舗やオフィスなどが集まり、その周辺に住宅地や農地などが広がって地域が形成されていて、それぞれの地域は、歴史や伝統、豊かな自然に支えられた農業や水産業など多様な資源に恵まれています。

各地域においては、コミュニティによるまちづくりが活発で、地域の特色を活かした取組みが、様々な団体の連携・協力のもとで積極的に行われ、それぞれの地域に合った暮らしやすさがつくり出されています。

また、地域の活動には様々な世代の方が参加していて、近所のつながり、地域のつながりが深まっています。

こうしたつながりが土台となって、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みや災害時に地域で助け合う仕組み、地域全体で子育てを応援する仕組みなど、いろいろな課題に地域で対応できる仕組みが育ったり、新たに生まれたりしています。

もちろん、市内の各所で道路や公園、河川、斜面地などの計画的な整備が進んでいることで、まちの快適性や防災性の面でも暮らしやすさが向上しています。

長崎市全体としての暮らしやすさをつくる取組みも進んでいます。

中心部では、100年に1度とも言える官民の投資などにより、交流、交通、産業、医療、福祉、行政など、あらゆる分野で都市機能が向上していて、様々な目的で県内外からたくさんの方が訪れています。

その中心部の活力は、道路交通網、公共交通、情報ネットワークなどによって、周辺の市町も含めた各地域にも波及していて、地域間の役割分担のもとで、普段の生活に必要な機能は近隣に十分確保されています。

地域や企業、大学、行政など様々な主体が、それぞれの強みを活かして役割を果たしながら、暮らしやすさをみんなでつくり続けています。



Point

- 地域コミュニティ活動の定着と、地域に寄り添う行政との連携体制を確立し、地域の特色を活かしたまちづくりを進めます。
- 地域におけるあらゆる主体のつながりを深め、各々が強みを活かして協働しながら、人口減少、少子化・高齢化社会における様々な課題に対応できる仕組みづくりを進めます。
- 「ネットワーク型コンパクトシティ長崎*」を形にし、安全安心で快適な暮らしづくりを進めます。
- 周辺市町との広域連携の取組みを進めます。

* ネットワーク型コンパクトシティ長崎

人口減少が進む状況においても、それぞれの地域に合った暮らしやすさを整えていくために、暮らしに必要な施設がまとまって（コンパクト）確保された拠点と周辺の生活地区が公共交通や道路、情報などで結ばれた（ネットワーク）「まちの形」。

◆産業がもたらす活力と技術の進歩を取り入れ、生活の質が高まっています

長崎のまちは、江戸幕府による鎖国の中にあっても世界に開かれ、全国から夢や希望を持った人材が集まる遊学の地でした。そのため長崎には、様々な形で交流を広げ、新しいモノやコト、訪れる人を受け入れる素地が受け継がれています。

産業の分野では、これまでも長崎を支えてきた産業が、社会経済情勢や価値観の変化を的確に捉えて進化を続けています。

また、地場企業や市内に集積が進んでいる情報系企業、大学、金融機関など様々な主体が協力して、地域課題の解決などに積極的に挑戦していく中で、新たな産業と雇用が生み出されています。

そして、このような先進的な動きは、若い世代を中心に、学びたい人や起業したい人などを長崎に引き寄せ、世界の舞台で活躍する人材も輩出しています。

若い世代の間では、それぞれのライフスタイルに応じて住まいの選択肢が多いことや、余暇を楽しんだりチャレンジしたりできる場所や機会が充実していることなど、自分たちの望みが叶う、暮らしやすいまちという評価が高まり、その評価がまた若い世代を呼び込むという好循環で人口流出に歯止めがかかっています。

まちには、子どもたちの元気な声があふれています。

未来を担う子どもたちを「まち全体で育てる」という意識が根付いていて、地域や企業なども一緒になった取組みの成果として、安心して子どもを生み育てられる仕組みや制度が充実しています。

また、国際性を育むプログラムなど特色ある教育が展開されていたり、一流の芸術文化、学術、スポーツなどに触れられる機会が増えたりしていることで、一人ひとりが夢や希望を持って成長しています。

暮らしの部分では、進歩したテクノロジーが広く普及し、情報、交通、医療・介護、防災、産業、流通など、様々な分野で大きな変化がもたらされています。

これまで不足していた部分や不便であったことが解消されるに止まらず、私たちの想像を超えて、より快適で便利な暮らしが実現しています。

仕事や家事などの生産性や効率性も大きく向上していて、そこから生まれた経済的・時間的な豊かさが、人でなければできない仕事の質の向上や、更なる地域課題の解決、芸術文化、スポーツ、レジャーを楽しむといった心の豊かさにつながる活動の充実などにつながっています。

市民一人ひとりが、夢や生きがいを持って心身ともに健康に暮らす、質の高い生活を送っています。



Point

- 既存産業の振興に加え、新たな産業を生み出す取組みを進めます。
- 若い世代の多様な希望にかなうよう、仕事の選択肢を増やすとともに、住環境の整備や楽しみの創出などに取組み、若い世代に選ばれるまちづくりを進めます。
- 子育て支援や教育環境を、より一層充実させる取組みを進めます。
- IoT*、AI*、ロボットなどの新技術を積極的に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society5.0*）の実現に向けた取組みを進めます。
- 芸術文化・スポーツなどを振興し、子どもから高齢者まで、健康で心豊かに生活できるまちづくりを進めます。

* IoT（Internet of Things）

「モノのインターネット」と訳され、人手を介さず、あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすること。

* AI（Artificial Intelligence）

人工知能。コンピューターを使って、学習・推理・判断など人間の知能の働きを人工的に実現したもの。

* Society5.0（参照 P9）

◆交流の歴史に培われた多様な魅力で人を惹きつけています

長崎のまちは、開港以来450年の間、国内外から多くの人々が訪れ交流することで、新たな価値を創造しながら栄えてきました。

交流の歴史に培われた多くの個性は、時間をかけても他のまちにはつくることができない、唯一無二のものであります。

これらの個性を大切に守り、磨き上げながら、美しさと快適さを兼ね備えた景観整備などにも力を入れ、さらには、その独特で魅力的な都市個性を最も効果的に伝えるための情報発信によって、観光はもちろん、MICE*やスポーツなどを通じて、国内外から多くの人々が訪れています。

まち全体で訪問客を歓迎する長崎らしいおもてなしが充実していることや、快適に滞在できる環境が整っていることで、「国際的な交流のまち」として世界に広く知られていて、これまでは訪れることがなかった地域まで足を運んで長期間の滞在を楽しんだり、繰り返し訪れたりする人も増えています。

こうした交流は、新たな学びや楽しみの機会とともに、多くのビジネスチャンスをもたらしています。

まちには、市民も訪問客もいつでも楽しめる長崎ならではの食や体験があふれていたり、交流の中で生まれた新たなサービスが提供されていたり、様々な形で消費が喚起されていて、経済の好循環が市民生活を豊かにしています。

Point

- 歴史、文化、景観、自然などの地域資源を守り、育て、創造し、都市の魅力を高める取組みを進めます。
- 訪問客をまち全体で歓迎し、長崎らしくおもてなすことができる、世界に通用する交流のまちづくりを進めます。



* MICE

企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。

◆平和な世界、持続可能な世界の実現に貢献しています

「核兵器廃絶」と「世界恒久平和」の実現に力を尽くし続けることは、被爆地長崎の使命です。

被爆者のいない時代が現実となりつつある中でも、世界中の都市や市民社会と連帯し、歩みを止めることはありません。

被爆の実相の継承や核兵器廃絶に向けた活動は、行政だけでなく、多くの団体が特色や強みを活かして、様々な形で活発に展開されていて、被爆者の思いは、確実に、力強く未来につながれています。

そして、「平和の文化*」は日常の中にも根付いていて、一人ひとりが平和について考え、行動しています。

日々の生活の中には、思いやりとやさしさがあふれています。

「国際的な交流のまち」として、人種、民族、国籍、性別、年齢、障害の有無、思想、宗教、性自認や性的指向など、多様性が尊重されています。

また、貧困や飢餓、環境破壊など、世界中が抱える様々な問題に対し、企業や大学、行政、金融機関など様々な主体が連携して「誰一人取り残さない世界」をめざした積極的な取り組みが行われています。

特に、医学や環境などのいくつかの分野では、長崎市における先進的な取り組みに対し、世界からの期待が高まっています。

このように、世界の人々と連携して平和な世界、持続可能な世界の実現に貢献するまちを、市民のだれもが誇りに思っています。

Point

- 被爆者のいない時代の到来に備え、被爆の実相の継承や核兵器廃絶に向けた活動を進めるとともに、「平和の文化」を市民社会に根付かせていきます。
- SDGs*（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みを通じて、地球と世界に貢献できるまちづくりを進めます。



* 平和の文化

スポーツや芸術などの様々な入口を通して、多くの人々が当事者として平和について考え、行動し、平和の輪を広げること。

* SDGs (Sustainable Development Goals)
(エスディー・ジーズ) (参照 P9)

4 めざす2030年の姿に近づくためのまちづくりの方針

「めざす2030年の姿」に近づくため、8つのまちづくりの方針を示します。

なお、これらの方針にはSDGs*（持続可能な開発目標）がめざす17のゴールを関連付けることで、その達成に向けた取組みを一体的に推進していくこととします。

この計画期間におけるSDGsへの取組み姿勢や主要な取組みの成果が、全国的にも高い評価を得られることをめざして取り組めます。

8つのまちづくりの方針

- A** まちづくりの方針A
私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします
- B** まちづくりの方針B
私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします
- C** まちづくりの方針C
私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします
- D** まちづくりの方針D
私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします
- E** まちづくりの方針E
私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします
- F** まちづくりの方針F
私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします
- G** まちづくりの方針G
私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします
- H** まちづくりの方針H
私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします

参考

各項目の記載内容の説明

【まちづくりの方針】

めざす2030年の姿に近づくためのまちづくりの方針を記載しています。

【長崎市の現状と課題】

第四次総合計画後期基本計画の振り返りを含めた、まちづくりの方針を取り巻く現状やめざす2030年の姿を実現するために解決しなければならない課題を記載しています。

【長崎市がめざす方向】

現状と課題を踏まえ、まちづくりの方針をより具体的に示した、長崎市がめざす方向性を記載しています。

【主な取組み方針】

めざす2030年の姿に近づくために行う主な取組みに関する具体的な方針を記載しています。

【関連が深いSDGs】

まちづくりの方針に関連が深いSDGsのロゴマークを記載しています。

【関連する外部環境】

まちづくりの方針に関連する国内外における外部環境を記載しています。

* SDGs (Sustainable Development Goals)
(エスディーゼース) (参照 P9)



まちづくりの方針 A

私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします

●長崎市の現状と課題

- ◆長崎のまちが持つ個性の継承・活用に向けた取組みは一定進み、長崎に誇りを感じる市民は増えている。今後は、その魅力の発信の充実と更なる資源磨きが必要である。
- ◆人口減少や、旅行のトレンドが団体から個人・小グループの旅行へと変わってきていることなどを背景に、観光のあり方は変化しており、以前は観光客数などの「量」を追い求めてきたが、現在は観光消費額や満足度などの「質」を重視し、官民連携のもと高付加価値のサービスの提供などに取り組んでいる。
- ◆長崎市を訪れる観光客数は増加傾向にあったものの、コロナ禍により観光需要が激減し、観光関連産業は大きく落ち込んでいることから、新しい生活様式や新しい旅のスタイルに即した観光客の受入れと段階的な誘客拡大を図る必要が生じている。
併せて、当面の間、コロナ禍前のような観光客数が望めない状況にあっては、これまで以上に「量」より「質」を重視する必要が生じている。
- ◆出島メッセ長崎*、新幹線、長崎スタジアムシティプロジェクト*、松が枝国際観光船埠頭の2バース化*等の基盤整備が進んでいる。
- ◆コロナ禍において国を超えた移動に制限があるなか、新たな方法による国際交流を模索する必要がある。

●長崎市がめざす方向

世界に通じる長崎独自の歴史文化などの資源を磨き、活かし、その魅力を発信します。市民に愛され、市民の誇りとなり、世界の人々から選ばれ、多様な交流を生み出すまちをめざします。

世界レベルの質の高いサービスの提供を促進するとともに、観光・MICE*等での訪問客に関わる新たな雇用の創出を実現させ、かつ観光関連産業を生産性の高い産業へと変革させます。市民や事業者が観光まちづくり*に参画し、楽しめる環境づくりをすることで、訪問客と受け入れ側である事業者、市民の3者がそれぞれ満足するまちをめざします。

世界の一流を学び、世界に通用する人材、文化、芸術、技術等を生み出し、様々な分野での交流により世界をつなぐ役割を果たします。今後、更に海外からの訪問者、外国人住民が増加する中で、市民の国際理解をより深めていきます。

●主な取組み方針

- ◆将来にわたって持続的にまちの個性を継承・活用していくため、引き続き、まちづくり活動への支援及び人材の育成に力を入れていきます。
- ◆長崎のまちが持つ価値を多くの人が認知し、まちづくり活動へ参加してもらうための取組みを強化することでシビックプライド*を高め、地域社会全体で個性の継承・活用に取り組む土台をつくります。
- ◆地域の恵まれた景観や自然に加え、歴史や産業や人々の暮らしを含む魅力を市民が共有し、来訪者も共感できるまちづくりや地域づくりに取り組みます。

* 出島メッセ長崎

令和3年に開業した長崎市整備の本格的コンベンション施設の名称。

* シビックプライド

自分たちが住むまちに対して愛着や誇りを持ち、まちづくりに当事者として関わろうとする気持ち。

* 長崎スタジアムシティプロジェクト

三菱重工業幸町工場跡地で、サッカースタジアムを中心に、アリーナやオフィス、商業施設、ホテルなどの複合施設を整備する民間の開発プロジェクト。

* 2バース化

現在1隻のクルーズ船が停泊できる岸壁を拡張し、2隻同時の停泊を可能とする事業。

* MICE (参照 P20)

* 観光まちづくり

行政・DMO・事業者・市民が協力して「交流の産業化」を加速させ、まちが潤い、暮らしやすさが向上することで、訪問客・事業者・市民が相互にWin-Winとなる調和のとれたまちをつくること。

- ◆長崎のまちが持つ魅力を、住む人も訪れる人もだれもが安全・快適かつ効果的に感じることができるようするため、都市機能の向上を図るとともに、DMO*をはじめとした民間団体等と連携し、様々なエリアの周遊を促進する仕組みづくりや高付加価値のサービスの提供などに取り組み、観光消費額の拡大を図ります。
- ◆DMOを中心としてICT*を活用した戦略的・効果的なプロモーションを行うことで、国内観光客だけでなく、外国人観光客やMICE*参加者等の新たな来訪者の獲得をめざします。
- ◆地域課題の解決や将来的な移住に向けた裾野を拡大するため、市外に居ながら継続的に多様な形で長崎を応援してくれる「関係人口*」の創出・拡大に取り組みます。
- ◆市民の国際性を豊かにするため、AI*などを活用し、より身近に、より気軽に国際交流できる環境整備、情報発信を行うことで、市民の国際交流の機会を増やします。

関連するSDGs



関連する外部環境

- ◆過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要であり、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るため文化財保護法の改正が行われている。
- ◆2019年4月のフランスのノートルダム大聖堂の火災に続き、2019年10月には沖縄県那覇市の首里城跡でも火災が発生したことを契機に、より厳しい文化財防火対策等の必要性が再認識されている。
- ◆UNWTO（国連世界観光機関）の2020年（令和2年）1月の発表では、2019年（令和元年）の世界全体の国際観光客数は前年より約5,400万人増（前年比3.8%増）の14億6,100万人となった。2009年（平成21年）はリーマンショックの影響から減少したが、それ以降は10年連続での増加となった。
- ◆2020年（令和2年）1月、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、中国政府により国内に加え海外への団体旅行等が禁止され、その後、多くの国において政府による入国制限や海外渡航禁止等の措置が講じられたこと等により、日本向けに限らず、全世界的に旅行者の往来が大幅に減少した。
- ◆特定の時期、特定の場所に集中しがちな従来の旅行スタイルから転換するため、より安全で快適な「新しい生活様式」による旅行スタイルのあり方が検討されている。
- ◆ウィズコロナ時代の旅のありかたとして、自宅近隣への日帰り観光や宿泊観光といったマイクロツーリズムに注目が集まっている。
- ◆政府は、ポストコロナ時代においてもインバウンド*は大きな可能性があり、観光先進国を実現するために官民一体となり観光の活性化に向けて取り組むとしている。

【参考文献】

- 文化庁HP.「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等について」
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/1402097.html>
- 国土交通省.令和2年版観光白書

* DMO (Destination Management/Marketing Organization)

様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体。

* ICT (Information & Communications Technology)
情報通信技術。

* 関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。

* MICE (参照 P20)

* AI (Artificial Intelligence) (参照 P19)

* インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。

B

まちづくりの方針B

私たちは「平和を愛し、平和の文化*を育むまち」をめざします

●長崎市の現状と課題

- ◆核兵器廃絶、世界恒久平和に向けた役割を担う都市として、被爆都市長崎への期待が高まっている。
- ◆国内外で平和アピールを効果的に行う人材が長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）を中心に長崎に集まるとともに、若い世代を含めた個人や団体がそれぞれの特色や強みを活かし、平和分野で目覚ましい活動をしているが、団体間の連携を進めることで、更に平和アピール力を高めることが期待されている。
- ◆被爆者が高齢化し、「被爆者のいる時代の終わり」「被爆者のいない時代の始まり」が目前に迫り、限られた時間の中で被爆の実相を次世代に伝える取組みがますます求められている。
- ◆これまでは被爆者が先頭に立って取組みを進めてきたが、やがて訪れる被爆者がいない時代にも歩みを止めず前に進むためには、市民社会の力強い後押しが必要である。
- ◆国内外の多くの市民が当事者として平和について考え、行動する必要があるが、平和活動の裾野の広がりが十分でなく、平和活動に参加する人が固定化し、核兵器の問題や平和活動は特別な人たちのものと捉えられる傾向がある。これまで平和に関心のなかった人々も含め、それぞれの興味や関心のあることを通して平和について考える新たな仕組みが必要である。

●長崎市がめざす方向

核兵器の悲惨さを体験したまちとして、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に力を尽くすまちであり続けます。「被爆者がいなくなる時代」が現実のものとなる被爆100周年を見据え、被爆者に代わって様々な方法で、次世代に被爆の実相や平和への思いを伝えるまちであり続けます。

また、多くの人々が、それぞれの興味や関心のある活動を通して被爆の実相の継承と平和の発信に関わることができるよう新たな手法を取り入れるとともに、市民の日常の中に平和の文化を根付かせ、その文化を世界中に広げるまちをめざします。

●主な取組み方針

- ◆「核兵器廃絶」と「世界恒久平和」の実現に向けて力を尽くすことは、被爆地・長崎の使命であり、国内外の平和団体や関係機関等と連携・協働しながら、これからも引き続き取り組んでいきます。
- ◆原爆の悲惨さを将来にわたって伝え続けるため、語り継ぐ「ひと」の育成や、無言のうちに被爆の実相を伝える「もの」や「場所」の保存活用を図ります。
- ◆国際社会において、「核兵器のない世界」こそが世界のルールだという流れを確立するため、市民社会が声を上げる環境をつくっていきます。
- ◆国内外の多くの市民が当事者として平和を考え、行動する機会づくりが重要であることから、芸術やスポーツなどを通して、その活動の入口を増やしていきます。

* 平和の文化（参照 P21）

関連するSDGs



関連する外部環境

- ◆ 2021年1月、人類史上初めて「全面的に核兵器は違法」と明記した国際法である「核兵器禁止条約*」が発効したものの、核保有国・核の傘の下にいる国々は批准していない。
- ◆ 依然として世界には13,410発もの核弾頭が存在し（2020年6月時点）、新しい高性能の核兵器や、使いやすい小型核兵器の開発と配備も進められており、その結果、核兵器が使用される危険性が高まっている。
- ◆ 第二次世界大戦、原爆投下から75年が経過し、戦争・被爆の記憶の風化が進み、平和について考える機会や認識の地域間・世代間の格差が広がっている。
- ◆ VR*など最新の映像技術による被爆の実相の継承や、SNS*などのツールを使った平和活動の情報発信など、若い世代を中心に新たな手法を使った取組みが生まれている。

* 核兵器禁止条約

核兵器を「非人道兵器」として、その開発、保有、使用あるいは使用の威嚇を含むあらゆる活動を例外なく禁止した国際条約。

* VR (Virtual Reality)

仮想現実。コンピューターで作り出した世界を、視覚や聴覚などを刺激し、現実のように感じさせる技術。

* SNS (Social Networking Service)

(参照 P16)



まちづくりの方針C

私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします

●長崎市の現状と課題

- ◆水産農林業の従事者数は、総人口の減少率以上に減少し、高齢化している。
- ◆耕作面積の減少により、農地の遊休化、荒廃が拡大している。
- ◆長崎産品の域外における認知度が低く、消費拡大が十分に図られていない。
- ◆商工分野においては、基幹産業が大きな転換期を迎えるなか、ロボットやIoT*の導入などにより、製造工程などにおける従来型の労働環境も変化しようとしている。
- ◆首都圏をはじめ大都市部の採用圧力が強い中で、若年者の県外就職、県外進学などによる転出超過が著しい。
- ◆地場企業の人材確保は、依然として厳しい状況が続いている。
- ◆情報系企業を中心に企業誘致が進んでおり、長崎市が抱える社会課題を解決しようとする試みが始まりつつある。
- ◆新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、デジタル化など、市内企業の早急な対応強化が望まれている。

●長崎市がめざす方向

水産農林業の収益性を向上し、職業としての魅力を高めることで、次世代につながる水産農林業をめざします。また、長崎が誇る高品質な農水産物の魅力を発信し、供給を推進します。

企業や事業者等が新たな分野へのチャレンジなどを通して経営力と競争力を高め、多くの雇用を生み出す活気のあるまちをめざします。

長崎の強みを活かして情報通信関連分野や医工連携関連分野などの企業の誘致を進めることにより、企業に選ばれるとともに、働く意欲のあるあらゆる人にとって働きやすいまちをめざします。

●主な取り組み方針

- ◆水産農林業については、官民連携のもとで生産基盤の強化やスマート化*による効率的で安定した経営を推進し、稼げる、魅力的な産業に育てることで、担い手の確保につなげます。
- ◆地域との連携のもと、小規模で分散した農地を集約し、意欲ある担い手にまとめて託すなど、地域の農業を守り、持続するための取り組みを推進します。
- ◆地元農水産物について、域内外に向けた効果的な情報発信により、消費拡大を推進します。
- ◆商工分野については、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、各産業を維持・拡大する取り組みを引き続き進めます。
- ◆企業誘致に関しては、災害が少ない、高等教育機関の数が比較的多く、若い世代の優秀な人材が多いなどの長崎が持つ「強み」の発信を更に進めるとともに、誘致企業の人材確保や地場企業との協業の取り組みを支援します。
- ◆若い世代の転出超過に歯止めをかけるため、新たな産業の創出と育成や企業誘致、創業・スタートアップ*の促進、地場企業の雇用の強化などに取り組み、将来に向けた安定的な雇用の確保・拡大の実現に向けて取り組みを推進します。
- ◆企業や事業者等の経営力強化に向けて、人材の育成を支援します。

* IoT (Internet of Things) (参照 P19)

* スマート化
→ スマート農業 (参照 P87)
→ スマート水産業 (参照 P92)

* スタートアップ

新たなビジネスモデルの構築や新たな市場の開拓を目指す起業で、個人投資家やベンチャーキャピタル(投資会社)から資金調達を行い、短時間での成長を目指すもの。

- ◆産学官金が連携しながら、新たな産業の創出に向けた取組みを後押しすることにより、まちの経済の活力維持と働く場としての魅力向上を図ります。
- ◆移住希望者に対して、長崎で働く魅力、長崎で暮らす魅力の発信を行い、仕事のマッチングなどきめ細やかな移住相談の対応を行うことにより、働く世代の移住を促進します。

関連するSDGs



関連する外部環境

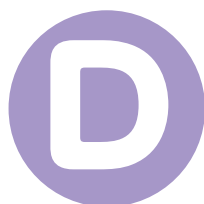
- ◆世界の食糧需給は、人口の増加や開発途上国の経済発展による所得向上に伴う畜産物等の需要増加に加え、異常気象の頻発、水資源の制約による生産量の減少等、様々な要因によりひっ迫する可能性がある。このような世界の食糧需給を踏まえ、日本の食糧の安定供給は、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、輸入や備蓄を適切に組み合わせることにより確保することが必要となっている。
- ◆日本経済を取り巻く国際経済環境においては、持続可能で包摂的な経済社会を実現するべく、世界が一体となってSDGs*の達成に取り組む機運が高まる一方で、新たな技術や知的財産をめぐる国際的な軋轢や大国間の貿易摩擦が発生している。
- ◆グローバル化の進展に対して、保護主義に代表される内向きで自国中心主義的な動きが台頭している。特にエネルギー等で対外依存度が高い日本は、こうした国際政治動向や経済情勢の不安定化に大きな影響を受けやすい。
- ◆世界の経済活動は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響とそれに伴う需給の混乱により、2020年には急激に縮小することが見込まれる。世界経済の見通しは引き続き不確実性が高く、より大きな下方リスクにさらされている一方で、経済活動が少しずつ再開し、各国の政策効果が現れることにより、世界の経済活動は徐々に回復に向かうことが見込まれる。
- ◆Society5.0*の実現に向けて進められてきたイノベーション*を前提とした社会づくりが、新型コロナウイルス感染症拡大を機に加速しつつあり、一気に実現時期が早まる可能性がある。
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響が暫く続き、これと共生する社会に移行する場合、国民の意識改革によって、技術のイノベーション、経済・産業構造の変革、経営改革、社会のパラダイムシフト*等、経済社会が根底から変わる可能性がある。
- ◆新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、都市部での働き方や暮らし方について、労働意識にも変化が生じており、地方部への人口分散に向かう可能性もある。

【参考文献】

- 農林水産省. 令和元年度食糧・農業・農村白書
- 令和元年6月21日閣議決定、「経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society5.0」への挑戦～」
- 20か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明（仮約）（2020年7月18日）
https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/g20/g20_200718.pdf
- 公益財団法人ながさき地域政策研究所2020年5月18日レポート。（第1部）新型コロナウイルス緊急事態宣言を受けた長崎への提言—コロナ後の世界に向けて
<http://www.think-nagasaki.or.jp/column/detail.php?id=61>

* SDGs (Sustainable Development Goals) (エスディーゼイズ) (参照 P9)
* Society5.0 (参照 P9)

* イノベーション (参照 P13)
* パラダイムシフト
社会の規範や価値観が変わること。



まちづくりの方針D

私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします

●長崎市の現状と課題

- ◆環境負荷の低減につながる様々な取組みにより、多くの市民の中に省エネやごみ減量など身近な環境行動の意識が広がりつつあるが、幅広い市民への浸透度はまだ十分とは言えない。
- ◆地球規模での気温上昇、干ばつなどの気候変動や災害の顕著化により、市民にも地球温暖化問題に対する危機感が広がってきている。
- ◆地域における再生可能エネルギー*の活用は徐々に拡大しつつあるものの、まだ化石燃料等への依存度が高く、新たな再生可能エネルギーの導入やエネルギーの地産地消、先端技術を活用した自立分散型のエネルギーシステムが求められている。

●長崎市がめざす方向

豊かな自然を大切に、自然と触れ合う機会を増やすなど、自然との共生を図るとともに、ごみの分別やリサイクルの推進等により資源循環型のまちをめざします。また、脱炭素社会*の実現をめざし、地域で生まれた再生可能エネルギーを地域で活用する「エネルギーの地産地消」を推進するなど、地域の資源を最大限活用しつつ、環境と調和した持続可能なまちをめざします。

●主な取組み方針

- ◆世界的にも環境への関心が高まってきたこの機会を捉え、環境と調和した持続可能なまちの実現に向け、一人でも多くの市民が当事者意識を持ち、日常生活における環境に配慮した行動（エコライフ）につなげていくための取組みを更に加速させていきます。
- ◆市民や環境団体、事業者等と連携し、豊かな自然を守り育てる環境保全の取組みを拡大させます。
- ◆4R*（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の意識を醸成し、ごみの減量及びリサイクル活動を促進するために、市民及び事業者に対して戦略的な周知・啓発を行います。
- ◆官民連携のもと、再生可能エネルギーの更なる利活用と地産地消の推進・拡大を図るとともに、自治体新電力*の取組みや新たな脱炭素事業を創出することで環境と経済の好循環を図ります。
- ◆ごみ焼却施設の建替えに伴い、ごみ焼却で生み出されるエネルギーを最大限に活用する地域エネルギーセンターへの転換を図り、各産業への電気や熱の供給等で地域に貢献することをめざします。

関連するSDGs



* 再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等のエネルギーのように、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。

* 脱炭素社会

地球温暖化の原因となる、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする社会のこと。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。

* 4R

リフューズ (Refuse) 〈断る〉 不要なものは買わない
リデュース (Reduce) 〈減量・最小化〉 ごみを出さない、減らす
リユース (Reuse) 〈再利用〉 繰り返し使う
リサイクル (Recycle) 〈再生利用〉 再び原料に戻す以上、4つのRの総称である。

* 自治体新電力

自治体が関与する小売電気事業者のこと。

関連する外部環境

- ◆2015年9月の国連サミットにおいて、環境の保全、経済活動の発展、社会の向上を統合的に実現するための国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs*）」が成立している。
- ◆2020年以降の温室効果ガス*排出削減等のための新たな国際枠組み「パリ協定」が本格運用を開始している。
- ◆パリ協定を契機とする「環境面への配慮の度合いを企業価値と捉える」動きの拡大などと相まった、企業や金融機関における脱炭素化を取り込んだ企業経営の世界的進展【ESG（Environment環境・Social社会・Governance企業統治）投資*等】がみられる。
- ◆産業革命前に比べて世界の平均気温が約1℃上昇し、世界各地で熱波、山火事、洪水、海面上昇、干ばつなどの気候変動による影響が頻繁に起こり始めており、日本各地でも、猛暑、台風、集中豪雨、洪水などの異常気象により痛ましい被害が発生している。
- ◆「気候非常事態宣言」の動きや若者による気候変動への対策を求める動きなど、環境問題に対する危機意識や関心の高まりが見られる。

【参考文献】

- 環境省、令和2年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

* SDGs (Sustainable Development Goals) (エスディージーズ) (参照 P9)

* 温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスの総称。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の7種類のガスが温室効果ガスとして定められている。

* ESG投資

環境 (Environment) ・ 社会 (Social) ・ 企業統治 (Governance) に配慮している企業を重視・選別して行う投資のこと。



まちづくりの方針E

私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします

●長崎市の現状と課題

- ◆道路構造物や上下水道施設、市営住宅等インフラの老朽化が進み、今後莫大な更新費用や維持管理費用の上昇が予想される。
- ◆市中心部への都市機能の集中と民間投資が継続することにより、都市のコンパクト化が加速している一方で、都市部における住宅の分譲価格や賃貸価格の上昇のほか、賃貸住宅に関しては量的不足が生じている。
- ◆世帯数の減少や高齢者の増加により、管理が適正になされていない空き家が増加し、周辺へ悪影響を及ぼしている。
- ◆火災発生件数や犯罪発生件数、交通事故死傷者数が減少している。
- ◆人口減少、少子化・高齢化、核家族化の進展などにより、地域の防災や防犯活動の担い手が不足しており、地域の様々な団体と連携したまちづくりが求められている。

●長崎市がめざす方向

地域ごとに都市機能が集約され、市中心部と市内の各地区とが公共交通機関や道路、情報などのネットワークで結ばれ、それぞれの地域にあった暮らしやすさがあるまちをめざします。また、地域のつながりにより、災害に強く、犯罪や交通事故が起こりにくい安全安心なまち、人と環境にやさしい住環境や利用しやすい公共交通機関などが整った快適に暮らせるまちをめざします。

●主な取組み方針

- ◆安全・安心で快適に暮らせるまちであることは、市民が生活するうえで、全ての土台となるものであり、公共インフラの適切な整備、維持管理については継続性を持って取組みを進めます。
- ◆今後の人口減少や少子化・高齢化の中で、これまで以上に「コンパクト+ネットワーク*」を意識し、総合的な視点で進めていくため、あらゆる施策につながるを持たせ、組み合わせ取り組みます。
- ◆若者、子育て世帯、単身高齢者など、だれもが収入や家族形態、身体の状況、ライフスタイルに応じて住まいを選択できるようにする取組みとともに、人と環境にやさしく、空き家対策や建物の耐震化、宅地のがけ災害対策により安全・安心な住環境をつくる取組みを進めます。
- ◆地域の防災や防犯、交通安全に関しては、自分の安全は自分で守るという意識や、地域で助けあう意識を高めるとともに、地域の様々な団体と連携した取組みを進めます。

関連するSDGs



* コンパクト+ネットワーク

人口減少が進む状況においても、それぞれの地域に合った暮らしやすさを整えていくために、暮らしに必要な施設がまとまって（コンパクト）確保された拠点と周辺の生活地区が公共交通や道路、情報などで結ばれた（ネットワーク）「まちの形」。

関連する外部環境

- ◆近年、我が国は気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされており、南海トラフ地震や首都直下地震も今後発生することが危惧されている。国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化については、防災、消防など公助の役割は一層重要性が増すとともに、自助、共助の役割も重要性が増しているものの、人口減少、少子化・高齢化が進むなか、地域のつながりが希薄化し、地域防災や防犯の担い手が不足している。
- ◆刑法犯の認知件数の総数は年々減少しているものの、特殊詐欺の認知件数は、依然として高い水準にあり、犯行手口の多様化・巧妙化も見られる。また、インターネットやスマートフォンを介した消費者トラブルやサイバー犯罪*が増加傾向にある。
- ◆人口減少、高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業、住宅等の生活機能を確保し、だれもが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方によるまちづくりが地方自治体に期待されている。
- ◆道路や橋、上下水道、市営住宅など経済成長期以降に整備した公共インフラが老朽化し、今後、維持管理費用や更新費用が加速度的に増加する。
- ◆世帯数の減少や高齢者の増加により空き家が増加している。

【参考文献】

- 令和元年8月2日国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議。「国土強靱化の取組の着実な推進について」
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/r010802_suishin.pdf
- 国土交通省HP。「コンパクトなまちづくりについて」
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tk1_000016.html
- 国土交通省HP。「社会資本の老朽化の現状と将来」
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/02research/02_01.html
- 警察庁.令和2年の犯罪情勢

* サイバー犯罪

インターネットを利用した犯罪、コンピュータや電磁的なデータを対象とした犯罪など、情報技術を利用した犯罪のこと。



まちづくりの方針

私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします

●長崎市の現状と課題

- ◆地域包括ケアシステム*の構築、障害者や生活困窮者の自立支援、救急医療体制の確保等、だれもがいきいきと住み続けられるための取組みが着実に進んでいる。
- ◆婚活支援、子ども医療費の助成対象の拡大、「赤ちゃんの駅*」の認定、待機児童の解消、放課後児童クラブ*等への支援など、結婚、妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の取組みが進んでいる。
- ◆若い世代の転出超過などに起因して、出生数は一貫して減少し続けている。
- ◆行政サテライト機能の再編成により、市民に近い場所で相談や支援を行うことができる体制が整っている。
- ◆価値観が多様化し、家庭や地域における問題は複合化・複雑化しており、発達障害や医療的ケアが必要な子どもへの対応、子どもの貧困、子どもへの虐待などの問題が顕著化するとともに、医療や福祉サービスを維持するための人材確保の問題など、新たな課題が発生している。
- ◆令和2年3月31日現在、長崎市の被爆者は25,726人、被爆体験者は5,244人であり、どちらも平均年齢は80歳を超えて高齢化が一段と進んでおり、介護や医療の必要な方が多く見受けられる。
- ◆被爆者と被爆体験者に対して国による総合的な援護施策が実施されているものの、更なる充実が求められている。

●長崎市がめざす方向

すべての人の人権が尊重され、平等に社会に参画できるまち、住み続けたいと思う地域で生涯を通して健康でいきいきと心穏やかに暮らすことができるまちをめざします。また、子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちをめざします。

●主な取組み方針

- ◆すべての人の人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野で活動に参画できるよう、市民意識の向上及び学習の機会の確保に努めます。
- ◆すべての人がそれぞれのライフステージにおいて元気でいきいきと暮らすことができるよう、医療・介護・福祉におけるそれぞれの提供体制の確保を行いつつ、これらの専門分野における更なる連携強化による長崎版地域包括ケアシステムの推進や、民間団体の積極的な参画を促進することなどにより、様々な課題を解決し、全世代にわたって切れ目のない支援ができる地域づくり・体制構築に、より一層力を入れていきます。
- ◆結婚、妊娠、出産、子育てのすべてのステージにおいて、また、あらゆる場所において、切れ目のない支援の充実を図ることにより、子どもの貧困や子どもへの虐待をなくすとともに、子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちづくりを推進します。
- ◆外国人が暮らしやすい環境づくりと、日本人も含めた多文化共生のまちづくりを更に推進していきます。
- ◆高齢化する被爆者、被爆体験者への支援を国に対して引き続き求め、安心して支援を受けられるようにします。

* 地域包括ケアシステム

超高齢社会への対応として、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域ごとに必要な医療や介護、介護予防の提供体制を整備し、住まいや日常生活の支援を一体的に提供する仕組み。

* 赤ちゃんの駅

事業者等の協力のもと、保護者等が自由に授乳やオムツ替えができるスペースを市民に無料で開放している施設で、市が認定しているもの。

* 放課後児童クラブ

労働等により保護者が昼間家庭にいない児童の放課後等における生活と遊びの場（概ね週6日開設）。

関連するSDGs



関連する外部環境

- ◆人種差別、ジェンダー*問題、障害者や子どもへの虐待、様々なハラスメントなど人権侵害は多様化しているなか、世界人権宣言の精神を引き継ぐSDGs*が採択されるなど、すべての人の人権を保護し、平等で暮らしやすい社会を実現していく機運が高まっている。
- ◆令和元年10月1日現在、国内における高齢化率は28.4%となっており、総人口が減少する中で65歳以上人口はその後も増加し、2036年には高齢化率は33.3%となり、3人に1人が高齢者となる時代が到来すると推計されている。超高齢社会の進行にあわせ、一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加するとともに、介護が必要な方や認知症の方が増加している。
- ◆だれもが、住み慣れた地域で自分らしく、心身ともに健康に、生きがいを持っていきいきと暮らすことができるよう、医療の充実とともに、高齢者等の社会参加の促進や障害者等の自立支援に向けた取組みが進んでいる。
- ◆国内における出生数は減少が続き、2019年には、初めて90万人を割り込み、いわゆる「86万ショック」と呼ぶべき状況であり、社会経済に多大な影響を及ぼす少子化対策は喫緊の課題である。少子化に歯止めをかけるため、結婚の希望をかなえる出会いの場の創出や、妊娠期から子育て期にわたり経済的及び精神的負担を軽減する切れ目のない支援などに加え、仕事と子育てを両立できる環境整備、男性の家事・育児参画の促進など総合的な少子化対策に取り組む必要がある。
- ◆国民生活基礎調査によると、平成30年の子どもの貧困率は13.5%であり、約7人に1人の子どもが相対的貧困*の状態であることが示された。子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するための取組みが求められている。
- ◆平均寿命の伸び以上に健康寿命を延ばすことは、個人の生活の質の低下を防ぐ観点からも、社会的負担を軽減する観点からも重要となっており、体や心の健康づくりの推進を一層図ることが必要となっている。
- ◆高齢化が進む被爆者や被爆体験者の援護の充実を国に対して引き続き求めていく必要がある。
- ◆外国人労働者の受け入れ拡大をめざし、出入国管理法が改正されたことにより、今後多くの外国人労働者を受け入れる態勢を整える必要がある。
- ◆新型コロナウイルス感染症の拡大により、各種医療機関、大学、行政等が連携し、医療体制の確保、感染防止対策の徹底などに継続して取り組んでいる。

【参考文献】

- 内閣府.令和2年版高齢社会白書
- 内閣府.令和2年版少子化社会対策白書
- 厚生労働省.2019(令和元)年国民生活基礎調査

* ジェンダー (参照 P12)

* SDGs (Sustainable Development Goals)
(エスディージーズ) (参照 P9)

* 相対的貧困
その国や地域の水準の中で比較して、大多数よりも貧しい状態。



まちづくりの方針G

私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします

●長崎市の現状と課題

- ◆子どもの教育に関しては、個々の児童生徒の課題に沿った学習指導が行われているが、学力調査の結果においては目標値を下回っているものもある。
- ◆就学援助、通学費の助成などによる経済的援助の拡大や、すべての市立小・中学校へのエアコン設置など、教育環境の改善が図られている。
- ◆少子化で児童生徒数が減少し、学校が小規模化しているため、統廃合などによる教育環境の整備を推進している。
- ◆施設の老朽化に伴い、建替えや大規模改修の必要性が高まっている。
- ◆生涯学習、スポーツ、芸術文化等においては、多くの市民が施設を利用し、利用者の満足度も高いほか、経験や学びの機会は一定の充実が図られているが、競技スポーツやレクリエーションの場の整備が求められている。また、芸術文化においては、長崎市公会堂の廃止に伴い、市民が芸術文化活動を発表する場や鑑賞する場が不足している。
- ◆少子化、高齢化、人口減少が進む中で、芸術文化等の担い手不足や、活動への支障などが生じており、生涯学習、スポーツ、芸術文化等を通じた仲間づくりや地域づくりなどの更なる広がりが望まれる。

●長崎市がめざす方向

未来を創る子どもたちが確かな学力*と長崎を愛する心を身につけ、だれもが生涯を通じて学び続けることができる社会の構築をめざします。

また、スポーツや芸術文化、イベントなどを気軽に楽しめる暮らしの創出をめざします。

●主な取組み方針

- ◆子どもの教育に関しては、学力向上や健やかな心と体の育成に向けた基礎的な取組みの更なる充実を図ることはもとより、長崎のまちを支える担い手を育てる長崎市独自の取組みの充実を図ります。
- ◆Society5.0*時代を生きる子どもたちの未来を見据え、この時代を生きるために必要な力となる情報活用能力を育成していきます。
- ◆生涯学習やスポーツ、芸術文化などの面では、新たな文化施設やスポーツ施設などのハード面の充実とともに、個々の体験や知識を通じて人と出会う、つながるといった流れを創出し、だれもが生涯を通じていきいきと学び、楽しむことができる仕組みづくりを官民連携して行います。

* 確かな学力

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めた幅広い学力のこと。

* Society5.0 (参照 P9)

関連するSDGs



関連する外部環境

- ◆グローバル化や知識基盤社会*の到来、少子高齢化の進展など、社会が急速な変化を遂げていることに伴い、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、そこから得た知識を再構築するなどして新たな価値につなげていくことが求められる中で、今後、教育の多様化がますます進んでいくと思われる。
- ◆日常生活の様々な場面でICT*を用いることが当たり前となっている子供たちは、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくための基礎的な資質としての「情報活用能力」を身に付け、情報社会に対応していく力を備えることがますます重要となっている。
- ◆人口減少やコミュニティの衰退を受けて、住民参画による地域づくりがこれまで以上に求められる中、「『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要になっている。
- ◆人口減少、少子高齢化社会を迎え、新型コロナウイルス感染症に起因した新しい生活様式が確立されるなど、社会環境が大きく変化する中で、スポーツには、これまでの健康増進や生きがいづくりという目的だけでなく、スポーツ資源を地域の魅力づくりやまちづくりの核とすることで、地方創生に貢献することや人と人とのつながりにより、人々の意識や行動を変え、社会の課題の解決につなげることが求められている。
- ◆平成30年3月に閣議決定された「文化芸術推進基本計画—文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる—」では、文化芸術は、国民全体及び人類普遍の社会的財産として、創造的な経済活動の源泉や、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となるものであり、文化芸術の本質的価値に加え、社会的・経済的価値を有していることが明確化されている。
- ◆インターネットの普及や価値観の多様化により、時間や場所を問わず、趣味、芸術文化、スポーツなどを楽しみ、教養を高めることができる時代となっているからこそ、他者との共感、体感を通じて、人と人をつなぐ場や機会の提供が、ますます重要となってきている。

【参考文献】

- 文部科学省,平成30年度文部科学白書
- 文部科学省,令和元年度文部科学白書

* 知識基盤社会
(knowledge-based society)

2005年(平成17年)の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された言葉。「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増した社会。」

* ICT (Information & Communications Technology)
(参照 P24)



まちづくりの方針H

私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします

●長崎市の現状と課題

- ◆長崎市よかまちづくり基本条例*の制定により、まちづくりの当事者としての市民の取組みを推進している。
- ◆「地域コミュニティを支えるしくみ*」の制度が構築され、課題解決に向け主体的に取り組む地区が増えてきた。
- ◆行政サテライト機能の再編成により、市民に身近なところで、寄り添った支援を行う体制が整った。
- ◆長崎市は税収基盤が弱く、地方交付税などの国からの財源に大きく依存しているため、国の歳出抑制や効率化の影響を受けやすいことから、歳出の見直しや自主財源の確保に努め、自律的な財政運営を行う必要がある。
- ◆施設の老朽化、人口減少など、公共施設を取り巻く環境が変化しており、全市的な配置バランスや保有量の見直しが必要である。
- ◆幅広い世代への広報がうまくいっていないため、広報戦略を策定し、職員に広報の指針を示して取組みを推進している。
- ◆社会のデジタル化に対応し、市民の利便性を向上させるためには、市役所のデジタル化を強力に進める必要がある。

●長崎市がめざす方向

まちづくりの当事者としての市民の力、地域の力により、少子化や高齢化などの社会状況の変化の中でも暮らしやすいまちを維持していくため、市民がまちづくりの主役となるまちをめざします。

多様化、複雑化する行政需要に対応できる市役所をめざします。

市民の声を聴き、サービスの質を向上させたり、市の政策や情報を正確にわかりやすく伝えたりすることなどで、市民に信頼される市役所をめざします。

●主な取組み方針

- ◆長崎市よかまちづくり基本条例に定める「情報の共有」「参画」「協働」の基本原則に基づき、自治会をはじめとする地域の様々な団体や地域コミュニティ連絡協議会*、市民活動団体、市が相互に連携し、多様な地域課題の解決につながるよう、時代の変化に合わせたまちづくりに参加しやすい仕組みづくりを引き続き進めていきます。
- ◆自律的な財政運営を行うための自主財源の確保に向け、債権管理の適正化を図り、効果的かつ効率的な未収金の縮減をめざすとともに、積極的な財産運用を図ります。また、引き続き国等の動きを注視しながら、財源確保に努めます。
- ◆市役所のデジタル化を強力に進め、行政手続きのオンライン化や業務の自動化・ペーパーレス化など社会のデジタル化に対応することで、市民の利便性向上や業務の効率化を図ります。
- ◆時代の変化に対応していくため、引き続き社会情勢等に見合った職員採用を行うとともに、職員研修をはじめとする様々な取組みを推進し、人材の確保と育成を行っていきます。

* 長崎市よかまちづくり基本条例（参照 P16）

* 地域コミュニティを支えるしくみ

地区内の住民や地域団体等が構成員となり、連携及び協力を図りながら地域におけるまちづくりを推進すること。

* 地域コミュニティ連絡協議会

地区内の住民や地域団体等が構成員となり、連携及び協力を図りながら地域におけるまちづくりの推進に努める団体。

関連するSDGs



関連する外部環境

- ◆本格的な人口減少と少子高齢化時代を迎え、地域社会における課題解決のための担い手の不足、連帯感の希薄化等の問題に直面している地域も存在している。多様化、複雑化する地域社会の諸課題に対する解決策は地域の特性に応じて様々であり、行政中心の取り組みだけでなく、地域住民、企業等、様々な地域社会の担い手が主体的に協働し、ともに課題を解決する地域共生社会*の実現に向けて取り組む必要がある。共助の精神は、コミュニティの力を向上させ、地域社会が抱える諸課題の解決に向けた大きな原動力となることが期待されている。
- ◆住民一人一人が、地域における課題を認識するとともに、地域における地域資源を見つめ直し、時間をかけてそれを磨き上げていくことにより、多様性を持った魅力的な地域社会が形成されることが期待されている。
- ◆新型コロナウイルスの感染拡大により、経済活動の低迷や大規模な経済対策による歳出増で、財政赤字は2020年度に大幅に拡大し、令和2年度末の普通国債残高は約946兆6,468億円にも上っている。また、一般政府債務残高は対GDP比238%に達しようとしており、我が国は主要先進国の中で最悪の水準となっている。
- ◆令和2年（2020年）7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020－危機の克服、そして新しい未来へ－」においては、我が国社会全体のデジタル化を強力に推進するため、まずは、デジタル・ガバメント*の構築を最優先政策課題として位置付け、行政手続のオンライン化やワンストップ*・ワンズオンリー*化などの取り組みを加速すること。また、民間部門のデジタルトランスフォーメーション*を促進し、民間の投資やイノベーション*を誘発する環境づくりを進めることが謳われている。

【参考文献】

- 令和元年5月国土審議会計画推進部会住み続けられる国土専門委員会.2019年とりまとめ～新たなコミュニティの創造を通じた新しい内発的發展が支える地域づくり～
<https://www.mlit.go.jp/common/001289113.pdf>
- 令和2年7月17日閣議決定、「経済財政運営と改革の基本方針2020－危機の克服、そして新しい未来へ－」

* 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「受け手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを、地域をともに創っていく社会。

* デジタル・ガバメント

行政のIT・デジタル化を進める政府の取り組み。

* ワンストップ

1か所でサービス（手続き等）が完了すること。

* ワンズオンリー

一度提出した情報は再提出不要とすること。

* デジタルトランスフォーメーション（DX）

「デジタルによる変革」を意味し、ITの進化にともなって新たなサービスやビジネスモデルを展開することでコストを削減し、働き方改革や社会そのものの変革につなげる施策を総称したもの。

* イノベーション（参照 P13）

前期基本計画



第33回長崎県まちづくりの絵コンクール兼
県政150周年記念絵画コンクール

テーマ 「みらいのまちって どんなまち」

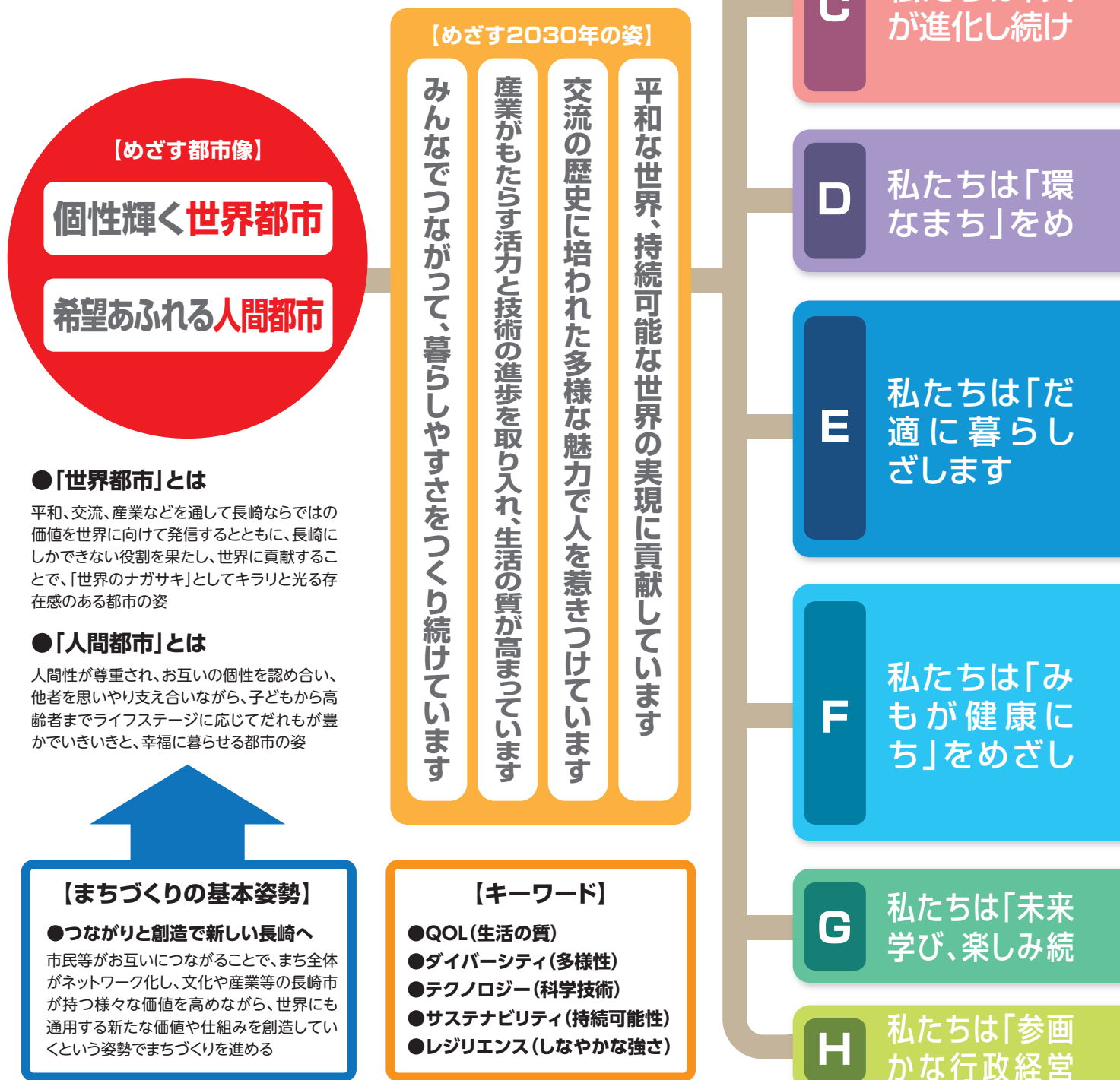
優秀賞 西北小学校 3年(受賞当時) 田口 拳気 さん

1 第五次総合計画の体系図 (基本構想・前期基本計画)

長崎市第五次総合計画(計画期間：令和4～12年度)は、長崎市の将来の都市像とその実現のために必要な施策を掲げています。

基本構想では、長崎市が「めざす都市像」や「まちづくりの基本姿勢」とともに、第五次総合計画の最終年度である令和12年度(2030年度)までにめざすまちの姿を「めざす2030年の姿」として掲げ、それを実現するための8つの「まちづくりの方針」を定めています。

前期基本計画では、「まちづくりの方針」に基づき、前半の4年間(令和4～7年度)において、「めざす2030年の姿」を実現するために取り組む各種施策を体系づけています。



の方針(8項目)

の歴史・文化を活かし、多様
生み出すまち」をめざします

A1	地域の個性を守り、活かし、伝えます
A2	交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます
A3	国際性を豊かにします

和を愛し、平和の文化
をめざします

B1	被爆の実相を継承します
B2	核兵器廃絶の実現に向け、着実に歩みを進めます
B3	平和の文化を醸成します

や企業に選ばれ、産業
るまち」をめざします

C1	地場事業者の成長を支援します
C2	人や企業を呼び込み、新たな事業を創出して、産業を強くします
C3	次世代につながる農林業を育てます
C4	水産業を環境変化に強く活気のある持続可能な産業にします
C5	地元農水産物の消費を拡大します

境と調和した持続可能
ざします

D1	脱炭素社会の実現をめざします
D2	資源を守り大切に社会の実現をめざします
D3	豊かな地域環境を守り活かします
D4	環境意識・行動の定着を図ります

れもが安全安心で快
続けられるまち」をめ

E1	地域の連携・協力を促進し、防災体制の充実を図ります
E2	犯罪、交通事故のない地域づくりを進めます
E3	安心できる消費生活環境をつくります
E4	暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します
E5	安全・安心で快適な住環境をつくります
E6	車や公共交通による移動の円滑化を図ります
E7	安全・安心で快適な道路・公園をつくります
E8	水道水を安定して供給し、下水を適正に処理します

んなで支え合い、だれ
いきいきと暮らせるま
ます

F1	人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします
F2	高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます
F3	障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます
F4	子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちづくりを進めます
F5	原爆被爆者の援護を充実します
F6	生活困窮者等が将来への希望を持てる支援を充実します
F7	自らすすめる健康づくりを推進します
F8	安心できる衛生環境を確保します
F9	安心できる医療環境の充実を図ります

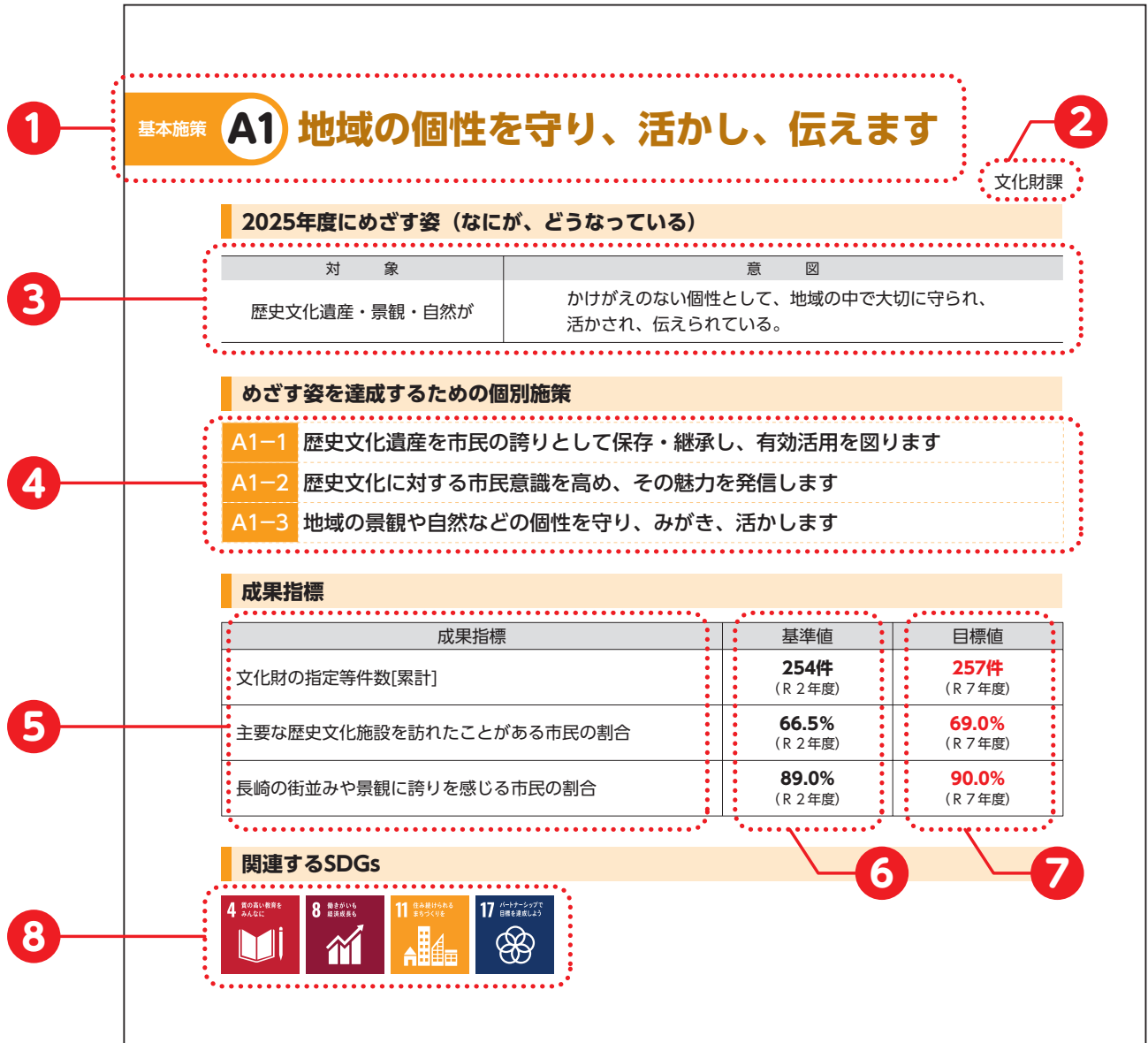
を創る人を育み、だれもが
けられるまち」をめざします

G1	長崎のまちを愛し、新たな時代を生き抜く子どもを育みます
G2	だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります
G3	スポーツ・レクリエーションの振興を図ります
G4	芸術文化あふれる暮らしを創出します

と協働によるまちづくりと確
を進めるまち」をめざします

H1	市民との良好なコミュニケーションを図ります
H2	参画と協働による持続可能なまちづくりを進めます
H3	市民に信頼される市役所にします

2 基本計画の構成と見方



1 基本施策

まちづくりの方針に基づいた基本施策を記載しています。

2 所管課

各施策をとりまとめる所属を記載しています。

3 2025年度にめざす姿

基本施策を推進することにより、「なにがどうなっている」状態をめざすのかを記載しています。

4 めざす姿を達成するための個別施策

基本施策のめざす姿を達成するための個別の施策を記載しています。

5 成果指標

施策の成果を客観的な数値で測るための指標を記載しています

6 基準値

目標値を設定する際の基準となる数値を記載しています。
直近値を原則としますが、コロナ禍の影響等により、直近値が異常値となる場合などは、各指標の状況に応じて、直近値以外の数値を設定しています。

7 目標値

2025年度（令和7年度）の目標値を記載しています。

8 関連するSDGs

SDGsの17のゴールのうち、施策内容に関連するゴールを記載しています。

個別施策
A1-1

歴史文化遺産を市民の誇りとして保存・継承し、有効活用を図ります

9

文化財課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
歴史文化遺産が	適切に保存継承され、広く公開・活用が図られている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること ● 2つの世界遺産*登録により、歴史文化遺産保全の機運が高まり、文化財の保存整備が進んでいる。
強み ● 歴史が生んだ多様で多くの文化財がある。
チャンス ● 出島メッセ長崎*及び西九州新幹線の開業により交流が拡大し、ユニークベニュー*など文化財の更なる活用が見込まれる。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと ● 文化財の保存整備には多くの財源と技術者を要するため、保存整備を行うべき物件のすべてに着手できていない。
 ● 文化財によっては活用方法が限定され、市民や来訪者のニーズと合致していないものがある。
弱み ● 老朽化により傷んだ文化財が多い。
脅威 ● 地域における少子高齢化等により伝統芸能など無形の文化財において後継者が不足している。
 ● 所有者の高齢化等により、文化財の保存整備が困難となっているものがある。

↓

III 取組方針

①文化財の指定等の推進
 ● 多様で多くの文化財を適切に保護するため、指定等を推進します。
②文化財の保存整備・活用
 ● 洋館などの有形文化財、出島などの史跡及び世界遺産の構成資産等を地域で継承していくため、保存整備を計画的に行うとともに、保存整備に係る知識や技術を習得するための機会をつくります。
 ● 歴史文化遺産の活用にあたっては、その特性・価値を活かしながら、広く民間と連携・協力し、より魅力的で効果的な企画・運営等を進めます。
 ● 地域独自の伝統や文化を継承するため、後継者の育成を支援し、伝統芸能など無形の文化財の保存を図ります。

関連するSDGs

4

質の高い教育を
みんなに

8

働きがい
経済成長を

11

住み続けられる
まちづくりを

17

パートナーシップで
目標を達成しよう

関連する計画等

● 長崎市文化財保護条例	● 出島条例	● 包括的保存計画
● 長崎市歴史文化基本構想	● 国指定史跡「出島和蘭商館跡」保存活用計画	● 長崎市景観計画
● 長崎市歴史的風致維持向上計画	● 世界遺産推薦書	
● 個別保存活用計画	● 管理保全計画	
● 史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画	● 修復・整備活用計画	

総合計画の策定にあたって

基本構想

前期基本計画

A

B

C

D

E

F

G

H

人口の将来展望と
人口減少対策

9 個別施策
基本施策のめざす姿を達成するための個別の施策を記載しています。

11 取組方針
個別施策のめざす姿を実現するための取組みに関する具体的な方針を記載しています。

12 関連する計画等
個別施策に関連する条例や、計画等を記載しています。

10 現状分析

- 「うまくいっていること」、「うまくいっていないこと」
これまでの取組みを振り返り、うまくいっていること（うまくいっていないこと）を記載しています。
- 「強み」、「弱み」
めざす姿を実現するうえでプラス（マイナス）要素となる内部環境（長崎市が有する特徴など）を記載しています。
- 「チャンス」、「脅威」
めざす姿を実現するうえでプラス（マイナス）要素となる外部環境（時代の流れや社会経済動向など）を記載しています。



まちづくりの方針

私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします

A1

基本施策

地域の個性を守り、活かし、伝えます

個別施策

- A1-1 歴史文化遺産を市民の誇りとして保存・継承し、有効活用を図ります
- A1-2 歴史文化に対する市民意識を高め、その魅力を発信します
- A1-3 地域の景観や自然などの個性を守り、みがき、活かします

A2

基本施策

交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます

個別施策

- A2-1 観光資源を磨き、魅力あるコンテンツを創造します
- A2-2 戦略的な魅力発信と誘致活動を推進します
- A2-3 交流のための都市機能を高め、安全安心・快適な滞在環境づくりを推進します
- A2-4 観光・MICE関連産業を活性化します

A3

基本施策

国際性を豊かにします

個別施策

- A3-1 国際交流・国際理解の機会の充実を図ります
- A3-2 外国人住民が暮らしやすい環境づくりを進めます
- A3-3 留学先としての質の向上を図り、魅力を高めます

基本計画で定めた各種施策を達成するための具体的な事業計画を示した「実施計画書」はこちら



A1 地域の個性を守り、活かし、伝えます

文化財課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
歴史文化遺産・景観・自然が	かけがえのない個性として、地域の中で大切に守られ、活かされ、伝えられている。

めざす姿を達成するための個別施策

- A1-1 歴史文化遺産を市民の誇りとして保存・継承し、有効活用を図ります
- A1-2 歴史文化に対する市民意識を高め、その魅力を発信します
- A1-3 地域の景観や自然などの個性を守り、みがき、活かします

成果指標

成果指標	基準値	目標値
文化財の指定等件数[累計]	254件 (R 2年度)	257件 (R 7年度)
主要な歴史文化施設を訪れたことがある市民の割合	66.5% (R 2年度)	69.0% (R 7年度)
長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合	89.0% (R 2年度)	90.0% (R 7年度)

関連するSDGs



国宝崇福寺第一峰門



明治日本の産業革命遺産（端島炭坑）

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産
(国宝大浦天主堂)

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
歴史文化遺産が	適切に保存継承され、広く公開・活用が図られている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること** ● 2つの世界遺産*登録により、歴史文化遺産保全の機運が高まり、文化財の保存整備が進んでいる。
- 強み** ● 歴史が生んだ多様で多くの文化財がある。
- チャンス** ● 出島メッセ長崎*及び西九州新幹線の開業により交流が拡大し、ユニークベニュー*など文化財の更なる活用が見込まれる。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと** ● 文化財の保存整備には多くの財源と技術者を要するため、保存整備を行うべき物件のすべてに着手できていない。
● 文化財によっては活用方法が限定され、市民や来訪者のニーズと合致していないものがある。
- 弱み** ● 老朽化により傷んだ文化財が多い。
- 脅威** ● 地域における少子高齢化等により伝統芸能など無形の文化財において後継者が不足している。
● 所有者の高齢化等により、文化財の保存整備が困難となっているものがある。



III 取組方針

- ①文化財の指定等の推進**
 - 多様で多くの文化財を適切に保護するため、指定等を推進します。
- ②文化財の保存整備・活用**
 - 洋館などの有形文化財、出島などの史跡及び世界遺産の構成資産等を地域で継承していくため、保存整備を計画的に行うとともに、保存整備に係る知識や技術を習得するための機会をつくります。
 - 歴史文化遺産の活用にあたっては、その特性・価値を活かしながら、広く民間と連携・協力し、より魅力的で効果的な企画・運営等を進めます。
 - 地域独自の伝統や文化を継承するため、後継者の育成を支援し、伝統芸能など無形の文化財の保存を図ります。

* 2つの世界遺産

「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」、 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」のこと。長崎市は1つの都市で2つの世界遺産を有する唯一の自治体である。

* 出島メッセ長崎（参照 P23）

* ユニークベニュー

歴史的建造物や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市文化財保護条例
- 出島条例
- 包括的保存計画
- 長崎市歴史文化基本構想
- 国指定史跡「出島和蘭商館跡」保存活用計画
- 長崎市景観計画
- 長崎市歴史的風致維持向上計画
- 世界遺産推薦書
- 個別保存活用計画
- 管理保全計画
- 修復・整備活用計画
- 史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画



国指定重要文化財眼鏡橋



保存修理後の国指定重要文化財旧グラバー住宅



出島表門橋



国指定重要文化財旧長崎英国領事館の保存修理

個別施策
A1-2

歴史文化に対する市民意識を高め、その魅力を発信します

文化財課

2025年度にめざす姿（なが、どうなっている）

対 象	意 図
長崎の歴史文化が	市民に学ばれ、親しまれ、国内外に発信されている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 長崎の歴史を学びたいという市民ニーズに応えるために「ながさき歴史の学校*」を開講し、市民の学びの場を提供できている。
- 長崎学ネットワーク会議*において、民間団体等との連携が図られている。

強み

- 多くの歴史文化資料と情報の拠点となる博物館や資料館等がある。
- 日本全国で唯一、1つの自治体内で2つの世界遺産*をもつ。

チャンス

- インターネットやSNS*の普及により、歴史文化の魅力や価値を人々や行政が発信することが容易になっている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 効果的な情報発信や常設展示の見直しが十分でないため、歴史文化施設の入館者数が減少傾向にある。
- 2つの世界遺産があるまちであることをはじめ、長崎の歴史文化を積極的にPRできていない。



III 取組方針

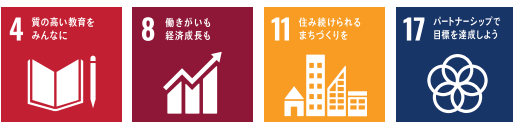
①歴史文化の情報発信・理解促進

- 歴史文化を学び、親しむことができるよう、講座内容の充実に心がけて「ながさき歴史の学校」を運営します。
- 民間の歴史研究団体等と連携し、長崎学の調査研究を推進します。
- 2つの世界遺産があるまちとしての認知度を高め、世界遺産価値の理解促進を図ります。
- 子どもから大人まで幅広い世代が楽しみながら、長崎の歴史文化を学ぶことができる仕組みをつくりまします。

②歴史文化施設における展示・公開の充実

- 長崎の歴史文化に触れる機会をつくり、理解促進を図るため、歴史文化博物館、歴史民俗資料館等において充実した展示・公開を行います。
- 展示・公開にあたっては、多言語を含む丁寧な案内表示と情報提供に努めます。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市歴史文化基本構想
- 長崎市歴史的風致維持向上計画
- 世界遺産推薦書
- 包括的保存計画
- 個別保存管理整備活用等計画



ながさき歴史の学校講座



長崎（小島）養生所跡資料館

* ながさき歴史の学校

長崎の歴史について、誰もが気軽に学べ、お互いに教え合うことができる学びの場として平成27年度に開校し、「長崎学」「世界遺産」「文化財」等に関する講座を実施している。

* 長崎学ネットワーク会議

長崎学研究所を事務局として大学、博物館、歴史研究団体、長崎県などにより構築されたネットワーク。各団体間の連携と協働による長崎学の振興を目的としている。

* 2つの世界遺産（参照 P47）

* SNS（参照 P16）

2025年度にめざす姿（ななが、どうなっている）

対 象	意 図
景観や自然など地域の個性が	守られ、みがかれ、活かされている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること
- ながさきデザイン会議*のアドバイスにより、大規模建築物や工作物のデザインが向上し、良好なまちなみ形成につながっている。
 - 景観専門監*の配置により、公共施設を中心に良好な景観づくりが進んでいる。
 - 遠景及び中・近景の夜景整備が進み、夜間景観の魅力向上に繋がっている。
 - 長崎市歴史的風致維持向上計画が国の認定を受け、東山手・南山手地区において、官民共同の歴史まちづくり計画を策定した。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと
- 市民の景観に関する意識醸成は一定図られているが、指導を要する場合がある。
 - 職員の景観に関する意識醸成は一定図られているが十分ではない。
 - 条例違反となっている屋外広告物について一定改善はしているが、指導は継続していく必要がある。



III 取組方針

① 良好な景観形成に係る助言・指導

- 良好な景観形成に関して、景観法に基づく景観計画の適切な運用のため、景観条例や屋外広告物条例による助言・指導を行います。

② 公共空間のデザイン向上

- 景観専門監やながさきデザイン会議などによる助言・指導のほか、職員の景観に関する研修を行います。また、景観に配慮した都市サインの適切な整備と維持を行うことで、公共空間のデザイン向上を図ります。

③ 地域の魅力向上

- 地域の自然や風土を活かしたまちの魅力向上と、「長崎独自の歴史や伝統を反映した人々の営みと一体となって形成された良好な市街地の環境」いわゆる歴史的風致をみがき活かしていきます。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市景観条例
- 長崎市景観基本計画
- 長崎市景観計画
- 長崎市歴史文化基本構想
- 長崎市歴史的風致維持向上計画
- 環長崎港夜間景観向上基本計画
- 長崎駅周辺エリアデザイン指針
- 長崎市屋外広告物条例



中・近景の夜間景観づくり

* ながさきデザイン会議

公共施設及び大規模な建築物等が地域の特徴を活かした質の高い景観デザインとなるように意見を聞くための有識者による会議。

* 景観専門監

公共施設の総合的なデザイン調整、研修や職員とのフィールドワーク等を通じて良好な景観形成に関する職員の意識と技術の向上を目的とした助言を行う学識経験者。

交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくり*を進めます

観光政策課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
訪問客・事業者・市民が	交流を通して、ともに満足している。

めざす姿を達成するための個別施策

- A2-1 観光資源を磨き、魅力あるコンテンツ*を創造します
- A2-2 戦略的な魅力発信と誘致活動を推進します
- A2-3 交流のための都市機能を高め、安全安心・快適な滞在環境づくりを推進します
- A2-4 観光・M I C E *関連産業を活性化します

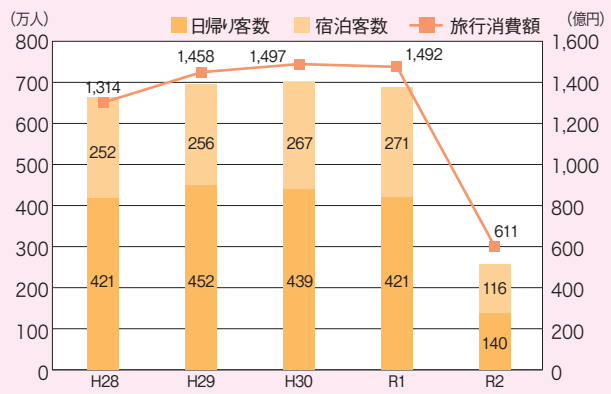
成果指標

成果指標	基準値	目標値
旅行消費額[暦年]	1,492億円 (R元年)	1,604億円 (R7年)
M I C E 消費額[暦年]	56億円 (R元年)	194億円 (R7年)
訪問客の満足度	91.9% (R元年度)	94.0% (R7年度)
事業者の満足度	33.3% (R3年度)	40.0% (R7年度)
市民の満足度	70.5% (R2年度)	80.0% (R7年度)

関連するSDGs



訪問客数及び旅行消費額の推移



資料：長崎市観光統計

* 観光まちづくり (参照 P23)
 * コンテンツ
 観光の目的となる商品(モノ・サービス)のこと。
 * M I C E (参照 P20)

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
観光資源が	磨かれ、魅力あるコンテンツとして活用されている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - まちなか軸*を中心とした各エリアの魅力の顕在化や新たな魅力の創出が進んでいる。
- 強み**
 - 特徴ある歴史・文化を有する観光施設や文化財などが豊富である。
 - 食の美味しさに関する満足度は高い。
 - 2つの世界遺産*や世界・日本新三大夜景*の魅力がある。
- チャンス**
 - 西九州新幹線の開業や松が枝国際観光船埠頭の2バース化*への動きなどの『『100年に一度』のまちの変革』が進んでいる。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
 - 顧客ニーズに対応した資源磨きと活用、魅力あるコンテンツづくりが不十分である。
 - 地域の食文化を体験するなど、食を活かした魅力づくりができていない。
 - 出島メッセ長崎*やスタジアム施設が稼働するにあたり、今後、スポーツや文化・芸術などを活かした取組みが魅力あるコンテンツとなる可能性があるが、それらを魅力的にする取組みが不十分である。



III 取組方針

① 長崎独自の歴史・文化、景観の活用

- 整備活用計画などに基づき、2つの世界遺産の活用を図ります。
- 歴史文化基本構想等を踏まえ、歴史的風致維持向上計画などに沿って、歴史的建造物等の活用を図ります。
- 夜景の魅力向上及び鑑賞メニューの充実を図ります。

② 多様な分野における魅力の創出

- テーマ性を持たせた体験型コンテンツの充実や滞在型の新しい旅のスタイルを創造します。
- 食と体験を組み合わせたコンテンツの造成など食を活かした魅力づくりを推進します。
- スポーツ、芸術・文化等の多様な分野におけるツーリズム*等を創出します。
- まちなかエリアの特性に応じた魅力の向上や、賑わいの創出等を推進します。

* コンテンツ（参照 P51）

* まちなか軸

新大工から浜町を経て大浦に至る、まちなかの各エリアをつなぐルート（基軸）。

* 2つの世界遺産（参照 P47）

* 世界新三大夜景

一般社団法人夜景コンベンション・ビューローの会員「夜景観光士」の投票により決定される、夜景を観光資源として活用している世界の三都市のこと。2021年11月19日に、モナコ・長崎・上海が認定された。

* 日本新三大夜景

一般社団法人夜景コンベンション・ビューローの会員「夜景観光士」の投票により決定される、夜景を観光資源として活用している日本の三都市のこと。2018年に長崎市・札幌市・北九州市が認定された。

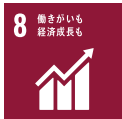
* 2バース化（参照 P23）

* 出島メッセ長崎（参照 P23）

* ツーリズム

観光や旅行のこと。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市観光・MICE戦略
- 長崎市歴史文化基本構想
- 長崎市歴史的風致維持向上計画
- 環長崎港夜間景観向上基本計画
- 長崎市新幹線開業アクションプラン
- 長崎市中心市街地活性化基本計画



恐竜博物館外観



端島（軍艦島）



稲佐山夜景パノラマ

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対象	意図
DMO*が	ターゲット毎のニーズに応じた情報を発信し、訪問客数が増加している。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - DMOにおいて、マーケティングデータ等による継続的な訪問客のニーズの把握や分析を行う体制が整ってきている。
 - MICE*誘致について、経済界、地元大学等と連携し、オール長崎による誘致活動が促進され、全国規模の学会、大会等の誘致が進んでいる。
- チャンス**
 - 様々な分野において、DX*の取組みが加速することで、効果的な誘致活動が可能となる。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
 - インバウンド*のニーズに即した宿泊に繋がるコンテンツ*の造成が不十分であり、宿泊者数が伸び悩んでいる。
- 脅威**
 - 新型コロナウイルス感染症等の影響により、国内観光客及びインバウンド客、MICE客数が減少している。
 - インバウンドについては、国際情勢等の影響に大きく左右されることもあり、宿泊者数が伸び悩んでいる。



III 取組方針

①戦略的な魅力発信

- 観光客の効果的な誘致の推進のため、マーケティングデータ等の継続的な収集と分析をもとに、DMOにおいて策定した長崎市DMO事業計画に基づき、ターゲットを見極め、国や地域、性別や年齢等に応じたコンテンツの造成と、デジタルマーケティング*を強化します。
- 世界新三大夜景*や2つの世界遺産*等の長崎の魅力や旬な情報を、DMOが関係団体や事業者に対し発信することにより、新たな旅行商品造成や情報発信、誘客を促進します。

②MICE誘致における連携強化

- 長崎市、DMO及び出島メッセ長崎*の指定管理者である株式会社ながさきMICEの3者の連携を強化し、一元化したセールス情報に基づく戦略的な誘致活動を行います。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市観光・MICE戦略
- 長崎市DMO事業計画
- 長崎市新幹線開業アクションプラン



出島メッセ長崎（鳥瞰図）

* DMO（参照 P24）
 * MICE（参照 P20）
 * DX（デジタルトランスフォーメーション）（参照 P38）
 * インバウンド（参照 P24）
 * コンテンツ（参照 P51）

* デジタルマーケティング
 ウェブサイトの閲覧履歴等から得られる情報を元に傾向や関心を分析する技術などを活用したマーケティング（商品を守るための仕組みづくり）のこと。
 * 2つの世界遺産（参照 P47）

* 世界新三大夜景（参照 P52）
 * 出島メッセ長崎（参照 P23）

個別施策
A2-3

交流のための都市機能を高め、安全安心・快適な滞在環境づくりを推進します

観光交流推進室

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
全ての訪問客が	安全安心・快適に滞在できている。

現状分析と取組方針

Ⅰ うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること ● 新型コロナウイルス感染症等の情勢の変化に応じた安全安心な滞在環境の整備を推進している。

チャンス ● 西九州新幹線の開業や長崎駅周辺の整備をはじめ、松が枝国際観光船埠頭の2バース化*への動きなどの「『100年に一度』のまちの変革」が進んでいる。

● 「長崎スタジアムシティプロジェクト*」などの民間主導による地方創生の動きが加速化している。

Ⅱ うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと ● 案内板や駐車場の充実、バリアフリー対応などによる快適な滞在環境の整備が不十分である。
● 観光客等へのアンケート結果によると「『長崎市』がもっと良い観光地になるために何を望まれますか。」の質問に対して「交通の便を良くする」ことが多くあげられるなど、交通アクセスの充実や周遊を楽しめる環境づくりができていない。

弱み ● 長崎空港の国際線の運航便数が少ない。

脅威 ● 世界的な感染症の感染拡大や自然災害の影響により、今後も人の移動が制限されることが見込まれる。



Ⅲ 取組方針

① 交流のための都市機能の向上

- 新型コロナウイルス感染症などの感染症や災害に対する安全安心な滞在環境づくりを引き続き行います。
- 公衆無線LAN*環境の整備・運営や分かりやすい多言語表記・説明の充実を図り、訪日外国人観光客の受入環境を引き続き整備します。

② 安全安心で快適な滞在環境づくりの推進

- ユニバーサルデザイン*の充実及びバリアフリー化を図り、ユニバーサルツーリズム*を推進します。
- 周遊しやすい環境づくりのため、長崎駅に新たにつくる観光案内所の機能充実や、民間事業者と連携したICT*の活用による交通案内・情報発信の強化を行うとともに、二次交通*の充実を図ります。

* 2バース化（参照 P23）

* 長崎スタジアムシティプロジェクト（参照 P23）

* 公衆無線LAN

不特定多数を対象とした無線によるインターネット接続を無料で提供するサービス。

* ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう予め都市や生活環境をデザインする考え方。

* ICT（参照 P24）

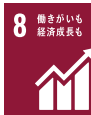
* ユニバーサルツーリズム

高齢者、障害者、妊婦、外国人など、誰もが気兼ねなく楽しく参加できる旅行。

* 二次交通

拠点となる鉄道駅等から目的地までの交通手段。路線バスや路面電車、タクシーなど。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市観光・MICE戦略
- 長崎市新幹線開業アクションプラン



検温（セーフティ対策）

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
多様な関係者が	観光まちづくり*へ参画し、稼ぐ力が向上している。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - DMO*の専門人材を充実させたことで、観光まちづくりの舵取り役としての体制づくりが進んでいる。
 - MICEの開催によって生まれる様々な業務を地元事業者が受注し、地域経済の活性化につなげていくため、長崎MICE事業者ネットワーク*を中心に「長崎MICEスクール*」などを通じ、市内事業者がMICE関連業務を受注するためのスキルアップが図られている。
- チャンス**
 - 西九州新幹線の開業や松が枝国際観光船埠頭の2バース化*への動きなどの「『100年に一度』のまちの変革」が進んでいる。
 - 「長崎スタジアムシティプロジェクト*」などの民間主導による地方創生の動きが加速化している。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
 - 経済界に対するDMO活動の情報共有と理解促進が不足しており、連携が図られていない。
 - 観光事業者以外の水産・農林事業者や市民に対し、DMOの取組みや成果の周知が不足しており、十分な理解が得られていない。
 - 観光客やMICE受入のためのDMOにおけるワンストップ機能が不十分である。
- 脅威**
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、国内観光及びインバウンド*客、MICE客数の大幅な減少がみられており、観光消費額等の落ち込みによる地域経済への悪影響が生じている。



III 取組方針

①観光客やMICE参加者等の周遊・滞在の促進による消費拡大

- 観光客やMICE参加者等の周遊・滞在を促進し、消費拡大を図るため、DMOや民間事業者と連携し、ユニークベニュー*や体験プログラムを拡充します。
- DMOにおけるワンストップ機能を向上させるとともに、観光客やMICEの主催者・参加者ニーズに基づき、市内事業者の収益力向上につなげるための仕組みを確立させます。

②観光まちづくりの推進体制強化

- DMOにおいて、マーケティングデータ等の分析結果や抽出した課題等を関係団体や事業者と共有することにより、観光まちづくりの推進体制を強化します。
- 観光まちづくりを発展的に進めるための持続的な財源となり得る、宿泊税の導入に向けた準備を進めます。

* MICE (参照 P20)
 * 観光まちづくり (参照 P23)
 * DMO (参照 P24)
 * 長崎MICE事業者ネットワーク
 MICE開催に伴って生まれる業務を地元事業者が受注し、地域経済の活性化につなげていくことを目的として設立された組織。

* 長崎MICEスクール
 市内の企業を対象に、ワークショップ形式の講座や先進都市の視察などを通してMICEビジネスについて学び、「稼ぐ力」をつけ、MICE関連業務を地元で受注し、地域で経済を循環させるため、(株)ふくおかフィナンシャルグループが実施したスクール。

* 2バース化 (参照 P23)
 * 長崎スタジアムシティプロジェクト (参照 P23)
 * インバウンド (参照 P24)
 * ユニークベニュー (参照 P47)

関連するSDGs

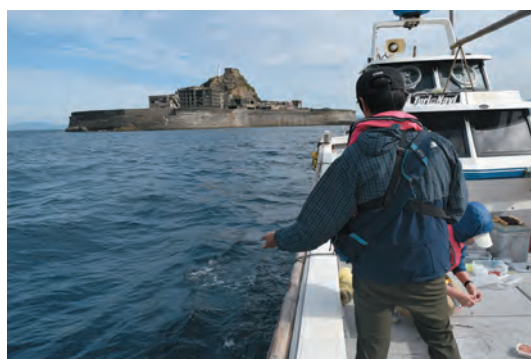


関連する計画等

- 長崎市観光・MICE戦略
- 長崎市DMO事業計画
- 長崎市新幹線開業アクションプラン



孔子廟ユニークベニュー



釣り体験

A3 国際性を豊かにします

国際課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	文化の違いを理解し、世界の人と活発に交流している。

めざす姿を達成するための個別施策

- A3-1 国際交流・国際理解の機会の充実を図ります
- A3-2 外国人住民が暮らしやすい環境づくりを進めます
- A3-3 留学先としての質の向上を図り、魅力を高めます

成果指標

成果指標	基準値	目標値
国際交流イベント・国際理解に係る講座への参加者数	3,653人 (R元年度)	4,060人 (R7年度)

関連するSDGs



ながさき異文化ちゃんぽんフェスタ



外国人の日本文化体験

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	国際交流を体験し、国際的な理解を高めている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - 外国文化体験出前講座など、小・中学生の時期から異文化に対する関心・理解を深めるための機会を設定できている。
 - 国際交流員*、外国語指導助手(A L T)を配置することで、異文化や言語に直接触れることができている。
 - 中学校卒業までに英検3級以上を取得もしくはそれ相当の英語力を有している生徒が増えている。(H27:37.9%→R 1:38.9%)
- 強み**
 - 中核市の中では、姉妹都市*、市民友好都市*として提携している都市数はトップクラスであり、それぞれの都市と様々な国際交流ができている。
- チャンス**
 - コロナ禍において、直接的な交流ができないなか、オンラインを活用した新たな手法による交流が生まれている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
 - 姉妹都市との青少年交流事業など、小人数しか参加できない事業の成果を幅広く普及させることができていない。
- 脅威**
 - コロナ禍において人の往来による直接的な交流ができていない。



III 取組方針

① 国際交流の機会と内容の充実

- 市民が気軽に、かつ、身近に国際交流を体験することができるよう、国際交流イベントの実施や国際交流員、A L Tとの協働などによって、交流や国際理解の機会を増やすとともに、新たな手法を含め内容を充実させます。

② 姉妹都市等の情報提供と市民交流の支援等

- 姉妹都市、市民友好都市等との交流事業を実施するとともに、その成果も含めて姉妹都市等に関する情報を市民へ提供します。
- 新たな手法による交流の情報発信など、市民レベルでの主体的な国際交流について支援等を行います。

③ 国際的に活躍できる人材の育成

- 幼少期から国際的な理解と多文化共生の認識を高める環境をつくることで、国際的に活躍できる人材を育てます。

* 国際交流員

地域の国際化の向上を目的として、地方公共団体の協同組織である一般財団法人自治体国際化協会が、総務省、外務省、文部科学省の協力のもと実施する「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」によって招致した外国青年の一職種。
長崎市では英語圏、韓国、中国の国際交流員を任用している。主な業務は翻訳、通訳、国際理解講座の開催、外国人住民の支援、外国人観光客への対応等である。

* 姉妹都市

相互の地域の発展と国際的な友好親善等を目的として結ばれた都市。両首長による提携書があること、交流分野が特定のものに限られていないこと、議会の承認を得ることが要件となっている。
セントポール市（アメリカ）、サントス市（ブラジル）、ポルト市（ポルトガル）、福州市（中国）、ヴォスロール村（フランス）、ライデン市（オランダ）

* 市民友好都市

姉妹都市提携等の形式にとらわれず、自由気軽に付き合え、市民や民間交流団体が主体となって実質的な交流を行うことを相互に意思確認した都市。民間交流を更に促進するためのもの。
アバディーン市（イギリス）、中山市（中国）、ヴェルツブルク市（ドイツ）

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市教育大綱



外国文化体験出前講座（韓国）



子ども夢体験

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
外国人住民が	暮らしやすい環境になっている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 冊子やホームページを通じて、外国人住民が生活に必要な情報を容易に得られるようになっている。
- 行政手続きや暮らしの情報、災害に備えるための情報などは、国際交流員*による英語、中国語、韓国語の多言語表記が進んでいる。
- 「やさしい日本語*」を活用することで、英語・中国語・韓国語が母語でない外国人住民にも分かりやすい情報提供ができています。
- 初級日本語講座など、国際ボランティア*による外国人の生活支援のための活動を行っている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 外国人の多様化が進み、必要とされる言語などのニーズの把握と対応が難しい。
- 外国人と接する機会がある市民等に「やさしい日本語」の周知・普及をさらに行う必要がある。



III 取組方針

① 多言語による情報提供の充実

- 外国人住民の生活利便性を高めるため、「やさしい日本語」の活用やSNS*などを利用した多言語による情報提供を充実させます。

② 生活支援と市民との交流機会の充実

- 言語面からの生活支援としての日本語講座の実施や、市民と外国人住民が異なる文化や習慣をお互いに理解しあうことが出来るよう、交流できる機会の提供・支援を行います。

関連するSDGs



初級日本語講座



多言語チラシによる情報発信

* 国際交流員（参照 P60）

* やさしい日本語

難しい言葉や専門用語をやさしい言葉に言い換えるなど、相手に配慮してわかりやすく表現された日本語。外国人だけでなく、高齢者・子ども・障害を持った人などにもわかりやすく伝えることができる。

* 国際ボランティア

外国人住民を支援し、長崎市の国際化を推進する目的で活動する市民ボランティア制度。外国人住民に生活に必要な初級の日常日本語会話のクラスの指導を行う「日本語講座ボランティア」、子ども向けの英語あそびや日本文化の紹介等の国際交流イベントを企画・

実施する「企画ボランティア」、本市の業務支援（国際交流イベントや市の業務の説明等）にかかる通訳（英語・中国語・韓国語）を行う「通訳ボランティア」がある。

* SNS（参照 P16）

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
外国人留学生が	長崎留学の魅力を見出すとともに、充実した留学生活を送っている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 長崎留学生支援センター*を中心として、産学官が一体となった効果的な留学生の各種支援に取り組んでいる。
- 市有施設の入場料等の免除や平和大学*の開催などにより、多くの留学生に長崎の歴史・文化に触れる機会を提供できている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

脅威

- 就職支援や多言語による情報発信など、留学生の状況に応じて必要とされる取組みが多様化している。
- コロナ禍において、新たな留学生の来日が制限されるとともに、留学生がアルバイトの雇止めなどによる収入減により長崎での生活に大きな影響を受けている。



III 取組方針

①産学官が一体となった各種支援策への一元的な取組み

- 長崎留学生支援センターを中心に産学官が一体となって、留学生のニーズに応じた各種支援の取組みを進めます。

②外国人留学生との協働

- 留学生が自らの力を活かすことができるとともに、市民の異文化理解や多文化共生にも寄与するよう、様々な機会をとらえ留学生との協働に取り組めます。

関連するSDGs



長崎留学生支援センター
(留学生と企業の交流会)



長崎平和大学における被爆体験講話

* 長崎留学生支援センター

長崎県内の産官学の連携により開設された留学生の支援のための機関。長崎地域における留学生の募集・広報、就職、生活を支援するとともに、留学生の力を活用し、地域の活性化や観光振興に貢献することを目的としている。

* 平和大学

長崎市、長崎県、長崎留学生支援センターが連携し、県内在住の留学生や市民を対象に、原爆資料館や被爆遺構巡り、被爆体験講話等を実施し、戦争の悲惨さや平和の尊さを学ぶ機会を提供するイベント。平和に対する意識醸成を図るとともに、母国に対する長崎の情報発信を促すことを目的としている。

B

まちづくりの方針

私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします

B
1

基本施策

被爆の実相を継承します

個別施策

- B1-1 平和・原爆関連施設の整備及び被爆資料・被爆遺構の保存・活用を図ります
- B1-2 平和教育・学習の充実を図ります
- B1-3 多様な方法で継承の取組みを推進します

B
2

基本施策

核兵器廃絶の実現に向け、着実に歩みを進めます

個別施策

- B2-1 平和メッセージの発信力を高め、核兵器廃絶の世論を喚起します
- B2-2 平和な世界の創造に向け、ネットワークの構築を進めます

B
3

基本施策

平和の文化を醸成します

個別施策

- B3-1 スポーツや芸術などを通して、身近なところから平和について考え、行動する機会を増やします
- B3-2 若い世代を中心に平和の輪を広げます

基本計画で定めた各種施策を達成するための具体的な事業計画を示した「実施計画書」はこちら



B1 被爆の実相を継承します

被爆継承課

2025年度にめざす姿（なかが、どうなっている）

対 象	意 図
多くの人々が	被爆の実相の継承を進めている。

めざす姿を達成するための個別施策

- B1-1 平和・原爆関連施設の整備及び被爆資料*・被爆遺構*の保存・活用を図ります
- B1-2 平和教育・学習の充実を図ります
- B1-3 多様な方法で継承の取組みを推進します

成果指標

成果指標	基準値	目標値
平和・原爆関連施設入場者数	89万人 (R元年度)	89万人 (R7年度)
「ながさきの平和」ホームページ閲覧件数	106万件 (R3年度見込)	116.8万件 (R7年度)
被爆継承活動をしている人数	422人 (R2年度)	452人 (R7年度)

関連するSDGs



「ながさきの平和」ホームページ



平和学習における対話型授業

* 被爆資料
被爆の実相を示す写真、現物資料等。

* 被爆遺構
原子爆弾の惨禍を伝える建造物等。

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
平和・原爆関連施設、被爆資料・被爆遺構が	適切に保存・整備され、被爆の実相が効果的に伝わるよう公開されている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 民間の旅行サイトで、原爆資料館が高い評価を受けている。
- 被爆遺構を継続的に公開できており、一部の遺構については、国の史跡に指定されたものもある。
- 被爆樹木は、クスノキ基金*を活用し、所有者の負担なしに保存・整備できている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 学芸員のマンパワーが不足しており、被爆資料の十分な調査・研究、活用・公開が行われていない。

弱み

- 原爆資料館は開館から25年以上が経過し、施設が老朽化していることから、展示方法等について、新たな整備を必要とする。
- 被爆遺構の保存には、多額の費用がかかる。
- 被爆資料・被爆遺構についても長い年月が経過しており、また、被爆者のいない時代に備え「語り部」に代わる「もの言わぬ語り部」として保存や整備を必要とする。



III 取組方針

① 平和・原爆関連施設の整備

- 平和・原爆関連施設の見学環境の整備を行うとともに、時代のニーズに合わせた展示のあり方を検討します。

② 被爆資料・被爆遺構の保存整備

- 被爆資料・被爆遺構を調査・研究し、その保存と整備にあたっては、国の補助制度を有効的に活用し、見学者にわかりやすい公開を目指します。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎原爆資料館条例
- 長崎市歴史文化基本構想
- 国指定史跡長崎原爆遺跡保存活用計画
- 国指定史跡長崎原爆遺跡整備基本計画



長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎

* 被爆資料 (参照 P66)
* 被爆遺構 (参照 P66)

* クスノキ基金
福山雅治氏の呼び掛けにより全国から集まった寄附金が本市に寄附されるのを機に、被爆樹木の保存・整備・活用の財源に充てるために設置された基金。

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
市民や若い世代が	被爆の実相や平和の大切さを学んでいる。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 市立小中学校において、児童・生徒への被爆体験講話や原爆資料館見学など年齢に応じた平和教育が毎年計画的に行われている。
- 平和学習の教材作成や発表会が毎年実施されている。
- 核兵器廃絶市民講座など成人を対象とした講座が継続して開催されている。
- 一部の小学校では、来崎した県内外の小・中・高校生を対象に、被爆の実相や平和の尊さを伝える活動をしている。
- 長崎平和・原爆ホームページを目的別に分類し直したことにより、サイト利用者が平和学習を行いやすくなっている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- インターネット等を活用した平和学習ツールのニーズが高まっているが、コンテンツ*が十分ではない。
- 成人を対象とした平和学習の場が不足しており、受講するメンバーも固定化している。



III 取組方針

① 平和教育・学習の拡充

- 市民はもとより、広く国内外を含めた若い世代に対する平和学習の機会を増やします。
- インターネット等を活用した平和学習ツールの充実を図ります。
- 被爆の実相をわかりやすく学ぶため、小・中学生を対象とした学習教材等の作成・配布を行います。
- 子どもたちの被爆の実相に関する正しい理解と平和の意識を醸成するため、年齢に応じた平和教育を進めます。
- 平和教育をさらに推進するため、教職員への研修の充実を図るとともに、家庭での平和学習を促進します。

関連するSDGs



平和学習教材「平和ナガサキ」



核兵器廃絶市民講座

* コンテンツ

パソコンなどの媒体を介して提供される情報の内容のこと。

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
多くの人々が	主体的に継承の取組みを進めている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - 家族・交流証言者*の育成は、被爆体験講話への被爆者派遣を行っている（公財）長崎平和推進協会と連携し、順調に進んでいる。
 - 被爆体験講話の聴講や原爆展の解説視聴、平和に関する意見交換などオンラインで経験してもらう取組みにより、継承の取組みを推進する可能性が広がり、進展している。
- チャンス**
 - AR*やVR*などの技術が発展し、被爆の実相の継承に新たな手法を取り入れることが可能となっている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
 - 被爆遺構*や被爆樹木の見学者に対する案内・誘導環境が十分に整っていない。
 - 県外や国外の人々が被爆の実相等にふれる機会が少なく、十分に伝わっていない。
- 脅威**
 - 被爆者が高齢化し、被爆体験を直接聞ける機会が年々少なくなっている。



III 取組方針

- ① 新たな継承の取組み**
 - 現地で被爆当時の悲惨さをより実感してもらえるように、新たな技術を活用し、継承の取組みを進化させます。
- ② 被爆継承活動の推進**
 - 被爆の体験や思いを受け継ぎ、次の世代に伝えていく家族・交流証言者を増やすとともに、講話の機会を確保します。
 - 国内外で被爆の実相等を伝える原爆・平和展を開催します。

関連するSDGs



県外原爆・平和展



家族・交流証言 定期講話

* 家族・交流証言者
長崎市が行っている「語り継ぐ被爆体験（家族・交流証言）」推進事業の登録者。被爆者に代わって被爆体験を語り継いでいくために市からの委託により長崎平和推進協会が支援を行っている。

* AR (Augmented Reality)
拡張現実。現実の情報に仮想的な視覚情報を重ねて表示することで、現実を拡張する技術。

* VR (Virtual Reality) (参照 P26)
* 被爆遺構 (参照 P66)

核兵器廃絶の実現に向け、着実に歩みを進めます

平和推進課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対象	意図
国際世論が	核兵器廃絶を求め、更に拡大している。

めざす姿を達成するための個別施策

B2-1 平和メッセージの発信力を高め、核兵器廃絶の世論を喚起します

B2-2 平和な世界の創造に向け、ネットワークの構築を進めます

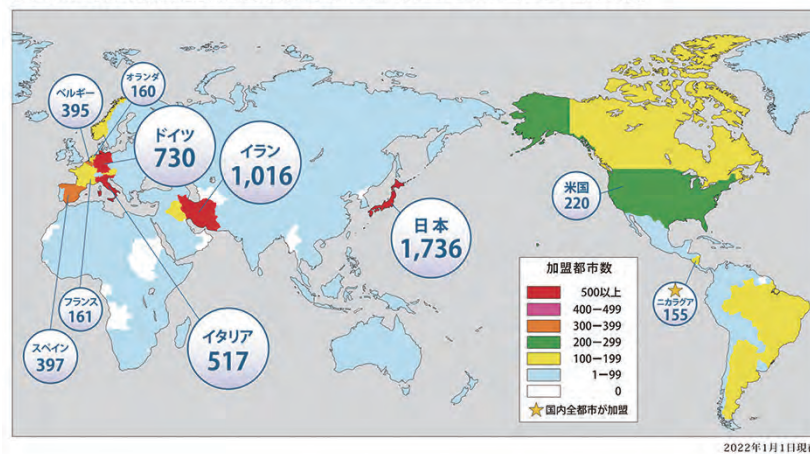
成果指標

成果指標	基準値	目標値
平和首長会議*加盟都市数	8,024都市 (R 2年度)	8,784都市 (R 7年度)

関連するSDGs



【平和首長会議加盟都市分布図(加盟都市数上位10か国とその都市数)】



出典：平和首長会議ホームページ

* 平和首長会議

第2回国連軍縮特別総会で提唱された「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」に賛同する都市で構成され、世界平和都市の連帯を推進している。広島市長が会長を、長崎市長等が副会長を務める。

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
国内外の人々が	核兵器の恐ろしさを理解し、核兵器のない世界を希求している。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - 世界の平和団体や関係機関との連携が取れている。
 - 長崎平和宣言をはじめ、国際会議等での演説、関係者への要望等により、核兵器廃絶を希求する強い意思を国内外に発信している。
 - ナガサキ・ユース代表団*など、平和を発信する若い世代の育成が進んでいる。
- 強み**
 - 核兵器廃絶、世界恒久平和に向けた役割を担う都市として、被爆地長崎に期待が高まっている。
- チャンス**
 - 核兵器を全面的に国際法違反とする核兵器禁止条約*が発効された。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
 - 平和活動をけん引してきた被爆者が高齢化するなか、これからも力強く平和をアピールし続けるためには、人材が不足している。
- 脅威**
 - 世界にはいまだ核兵器が存在し、核軍縮は停滞している。



III 取組方針

- ①平和の発信**
 - 世界の平和団体や関係機関と連携し、世界中の多くの人に核兵器廃絶に向けた効果的なアピールを行います。
 - 国際社会において、「核兵器のない世界」こそが世界のルールだという流れを確立するため、様々な機会を捉えて市民社会の声を国際社会に届け、核兵器廃絶につなげていきます。
- ②人材の育成**
 - 長崎地域の大学等と連携し、平和をアピールできる人材を育成します。

関連するSDGs



ナガサキ・ユース代表団と外交官との意見交換

* ナガサキ・ユース代表団

* 核兵器禁止条約（参照 P26）

核兵器をめぐる国際情勢や知識をもつ人材を育成するため、長崎県・市・長崎大学が連携し、県内の若者を国際会議等に派遣するもの。

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
市民・NGO*・都市等が	平和ネットワークの輪を広げ、連携している。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - 国連や国際社会において、平和首長会議等のNGOの活動が盛んになり、影響力が高まっている。
 - 国際交流として、都市間交流、人的交流を進めることで、相互理解、信頼構築が行われている。
 - 被爆（曝）者医療*にかかる人的交流により、国際協力関係を深め、平和な世界の創造に寄与している。
- 強み**
 - 長崎は被爆地として、平和の連帯を呼びかける主体的役割を担うことができる。
- チャンス**
 - 核兵器禁止条約*の発効が、平和ネットワークの連携を深める契機となっている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
 - 国内外の人々に原爆の悲惨さや平和を希求する被爆地の思いを訴えているものの、今なお、核抑止力に依存する考えが根強く、核兵器廃絶に向けた世論の醸成が十分ではない。
 - 核兵器禁止条約に参加していない国が多く、国際社会の十分な理解が得られていない。



III 取組方針

- ①関係機関との連携強化**
 - 国際機関や都市、NGOなどとの平和ネットワークを拡大するとともに、核兵器禁止条約の発効を力に関係機関との連携を強化します。
- ②平和ネットワークの構築**
 - 姉妹都市*、市民友好都市*との交流や被爆（曝）者医療にかかる人的交流を推進し、国際協力関係を深めることで、平和ネットワークの構築に寄与します。

関連するSDGs



関連する計画等

- 平和首長会議行動指針「持続可能な世界に向けた平和的な変革のためのビジョン（PXビジョン）」
- 平和首長会議行動計画（2021～2025年）



長崎平和特派員による「平和の折り鶴」事業



日本非核宣言自治体協議会設立35周年記念事業

* NGO（参照 P13）

* 被爆（曝）者医療
広島市と長崎市に投下された原子爆弾による被害者（被爆者）に対する医療、及び世界各地で発生している放射線被曝事故等による被災者（被曝者）に対する医療をいう。

* 核兵器禁止条約（参照 P26）
* 姉妹都市（参照 P60）
* 市民友好都市（参照 P60）

B3 平和の文化*を醸成します

平和推進課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
多くの人々が	当事者として、平和を考え行動している。

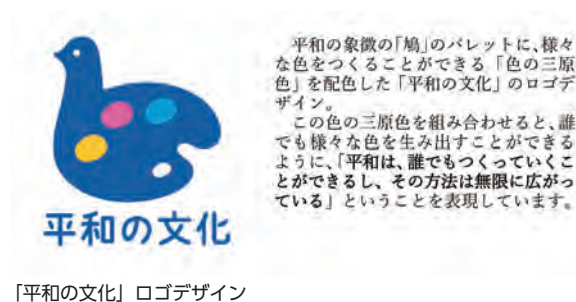
めざす姿を達成するための個別施策

- B3-1** スポーツや芸術などを通して、身近なところから平和について考え、行動する機会を増やします
- B3-2** 若い世代を中心に平和の輪を広げます

成果指標

成果指標	基準値	目標値
平和の文化認定事業*数[累計]	5件 (R 3年度見込)	25件 (R 7年度)

関連するSDGs



平和の象徴の「鳩」のパレットに、様々な色をつくることのできる「色の三原色」を配色した「平和の文化」のロゴデザイン。
この色の三原色を組み合わせると、誰でも様々な色を生み出すことができるように、「平和は、誰でもつくっていくことができるし、その方法は無限に広がっている」ということを表現しています。

* 平和の文化（参照 P21）

* 平和の文化認定事業

多くの人々が当事者として実施する平和の取組みを顕在化し、平和の輪をさらに広げ、日常の中に「平和の文化」を根付かせていくため、個人又は団体が主体となって実施する事業を認定するもの。

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
多くの人々が	スポーツや芸術などを通して、身近なところから平和について考え、行動している。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
- 近年、スポーツや芸術などで、平和を発信する動きがある。
- 強み**
- プロスポーツチームや長崎出身のアーティストなどが平和に関する取組みを積極的に行っている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
- 平和活動は、特別な人だけがやることと捉えられがちな風潮がある。
 - 自分が好きなスポーツや芸術などを通じて、平和を発信できることを十分に周知できておらず、多くの人が様々な形で平和について考え、行動することにつなげられていない。
 - 平和について身近なところから考え、行動する機会が少ない。



III 取組方針

① 機会の創出

- スポーツや芸術などを通して、だれもが身近なところから平和について考え、気軽に行動するための機会を創出する。

関連するSDGs



「平和の文化」認定第1号
(V・ファーレン長崎 平和祈念活動)

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
若い世代が	平和の大切さを理解し、伝え、広げるための活動をしている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - 平和活動の担い手となる青少年ピースボランティア*を継続的に育成できている。
 - 市内の高校生などにより活発な平和活動が行われている。
 - 青少年ピースフォーラム*ではピースボランティアが企画・運営を担い、例年、全国の自治体から派遣された青少年を受け入れており、平和の輪の広がり貢献している。
- チャンス**
 - SNS*の活用により、若い世代に対し、ピースボランティア自らの企画を積極的に発信できる環境にある。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
 - 青少年ピースボランティアの活動に参加する若者が固定化する傾向がある。
 - ピースボランティア自身による企画や活動において、定例的な活動が多く、新しい取組みが少ない。
- 脅威**
 - 長崎市では、若い世代が比較的平和活動をしているが、全国的には平和活動に対する意識が薄い。



III 取組方針

① 人材の育成と活動機会の拡充

- 被爆の実相の継承への理解を深め、様々な視点から平和について考える若い世代の人材を育成します。
- 様々な地域の青少年が被爆の実相について学び、平和について意見を交換する場を設けます。
- 若い世代との連携により、若い世代が平和を伝え、広げる活動に参加しやすい仕組みをつくります。

関連するSDGs



青少年ピースボランティア



海外の若者と平和学習を行う高校生

* 青少年ピースボランティア

長崎市が行っている青少年ピースボランティア育成事業の登録者。15才（中学生を除く）以上30才未満を対象とし、市の平和事業のボランティアや被爆の実相の継承に取り組んでいる。

* 青少年ピースフォーラム

8月9日の平和祈念式典にあわせて、全国の青少年が長崎に集まり、被爆の実相や平和の尊さを学習するイベント。青少年ピースボランティアが被爆遺構のガイドや進行役等を務めている。

* SNS (Social Networking Service)

(参照 P16)

まちづくりの方針

私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします

基本施策

地場事業者の成長を支援します

個別施策

- C1-1 地場事業者の経営力の強化を支援します
- C1-2 地場事業者の人材確保・育成を支援します
- C1-3 地場事業者の市場での競争力の強化を支援します

基本施策

人や企業を呼び込み、新たな事業を創出して、産業を強くします

個別施策

- C2-1 域外から企業を誘致し、新たな産業や雇用を創出します
- C2-2 産学官金や企業間の連携による新事業の創出や新分野への進出を促します
- C2-3 働く世代を中心とした移住を促進し、地域や企業を活性化させます

基本施策

次世代につながる農林業を育てます

個別施策

- C3-1 農林業の生産性を高め、次世代を担う多様な経営体を育成します
- C3-2 安心して農林業を営める環境づくりを進めます

基本施策

水産業を環境変化に強く活気のある持続可能な産業にします

個別施策

- C4-1 水産業の生産性を高め、次世代を担う多様な経営体を育成します
- C4-2 水産資源の管理・回復と機能性の高い漁港整備を進めます

基本施策

地元農水産物の消費を拡大します

個別施策

- C5-1 新たな販路拡大や消費拡大を図ります
- C5-2 長崎ならではの食材や食文化に対する意識の醸成を図ります

基本計画で定めた各種施策を達成するための具体的な事業計画を示した「実施計画書」はこちら



C1 地場事業者の成長を支援します

商工振興課

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
地場事業者が	売上と利益を伸ばしている。

めざす姿を達成するための個別施策

- C1-1 地場事業者の経営力の強化を支援します
- C1-2 地場事業者の人材確保・育成を支援します
- C1-3 地場事業者の市場での競争力の強化を支援します

成果指標

成果指標	基準値	目標値
市内製造業の付加価値額 [暦年]	2,088億円 (R 2年)	2,088億円 (R 7年)
法人市民税法人税割を課税された法人数	4,091社 (H28 ~R2年度平均)	4,091社 (R 7年度)
旅行消費額（飲食費・土産代）の1人当たり単価 [暦年]	12,453円 (R元年)	13,325円 (R 7年)

関連するSDGs



個別施策
C1-1

地場事業者の経営力の強化を支援します

商工振興課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
地場事業者が	経営資源*を磨き、生産性を高めている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくい
ていること

- 新事業や生産性向上に向けた設備導入にかかる支援制度の活用が図られており、設備投資に意欲的な市内事業者も多い。

チャンス

- 基幹製造業を取り巻く環境が大きく変化するなか、これまでの技術を活かし新たなビジネスに参入している企業が増えている。
- 新技術（ICT*・IoT*、AI*、RPA*）の進化、5G*の活用により、地場事業者の生産性の向上が見込まれる。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくい
ていないこと

- 経営者の高齢化と、後継者不足等により経営基盤が弱体化している。

弱み

- 新技術（ICT・IoT、AI、RPA）をはじめ、DX*に対する事業者の理解が進んでいない。
- 商店街施設・設備が老朽化・陳腐化し、商店街の魅力が低下している。
- 経営者の高齢化や組合員数の減少等により、商店街の活動が低迷している。

脅威

- コロナ禍により、景気の先行きが不透明である。



III 取組方針

①制度融資*の充実

- 経済情勢を十分に考慮しながら、取扱金融機関や信用保証協会、県と連携し、制度融資の内容や手続き等の周知、見直しを定期的に行い、経営の安定化だけでなく、設備投資を進めるための制度融資の充実を図ります。

②地場事業者への支援及び関係機関との連携

- 地場事業者が抱える事業承継などの問題解決に向け、関係機関との連携を図りながら支援を行っていきます。

③生産性向上のための取組みへの支援

- ICT・IoTやAI、RPAなど、新技術導入による生産性向上の取組みを支援します。

④商店街の経営力強化

- 商店街等の賑わい創出や魅力向上のために、組織力強化のための商店街の現状分析や課題解決に向けた活性化プランの作成や商店街等が行う施設整備への支援を行います。



LED化したアーケード照明



まちゼミ開催

関連するSDGs

8

働きがいも
経済成長も

9

産業と技術革新の
基盤をつくろう

関連する計画等

●長崎市経済成長戦略

* 経営資源（参照 P10）

* ICT（Information & Communications Technology）
（参照 P24）

* IoT（Internet of Things）（参照 P19）

* AI（Artificial Intelligence）（参照 P19）

* RPA（Robotic Process Automation）

これまで人間が行ってきた定型なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

* 5G

携帯電話等に採用される通信規格のひとつであり、従来の通信規格（4G）よりも超高速、超低遅延、多数同時接続が可能となる。

* DX（デジタルトランスフォーメーション）（参照 P38）

* 制度融資

市内中小企業者の運転資金や設備資金の調達の円滑化を図るため、市が金融機関等と連携して設けた低利の融資。

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
地場事業者が	働く世代から選ばれる職場となっている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

チャンス

- 令和3年3月新規大学卒業者の県内就職率が前年同期を上回るなど、コロナ禍の影響もあり、地元志向が高まっている。
- 事業者の採用活動及び学生の就職活動は非接触型（オンライン）が中心となっており、地場事業者にとって、活動に係る時間や事務の軽減、県外人材との接触を効率的に行うことができる環境になりつつある。
- 若者の働き方に対する意識が変化・多様化しており、テレワーク*の導入やワークライフバランス*の推進に取り組むことで、地場事業者が就職先の選択肢となり得る状況になりつつある。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 人材育成に十分取り組めていない事業者が見受けられる。
- 建設業や医療・福祉など、一部の業種で人材が不足している。
- 地場事業者における雇用環境の改善の遅れや、学生の就職先に対するイメージとのギャップなどにより新規学卒者の離職率が全国平均を上回っている。

弱み

- 大手企業と比べて、地場事業者は人材や資金等の経営資源*が限られるため、情報発信力が弱く、認知度が低い。

脅威

- 大都市圏の企業を中心に、積極的な採用活動や採用エリアの拡大が行われている。



III 取組方針

① 人材の育成

- 個々の事業者では行うことが難しい技術・技能の伝承や、高度技術者等の中核的人材の育成の取組みについて引き続き支援するとともに、後継者育成や経営力強化のための取組みなどを支援します。

② 情報発信

- 地元就職の促進にあたっては、学生や保護者の一人ひとりに事業者が認知されることが重要であるため、学生・保護者の趣向を踏まえた効果的・効率的な情報発信に取り組めます。

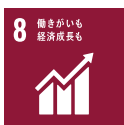
③ 採用活動の支援

- 事業者に対しては、積極的な採用活動を継続的に促していくことが重要であるため、オンラインを含む採用活動の支援に取り組めます。

④ 受入れ態勢の整備

- 地方への関心が高まっている中、雇用の受け皿となる事業者の受入れ態勢の整備が重要であるため、事業者における働き方改革を推進します。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市経済成長戦略



長崎地域造船造機技術研修センターでの研修



企業向け採用活動セミナー

* テレワーク

「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語。情報通信技術(CT)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。

* ワークライフバランス

仕事と生活の調和。

* 経営資源 (参照 P10)

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対象	意図
地場事業者が	新たな需要や販路を開拓している。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - シュガーロード*が日本遺産*に認定され、長崎の菓子の認知度向上が期待される。
- 強み**
 - 造船業で培われた金属加工技術をはじめとする優れた技能・技術を有する地場事業者がいる。
 - 水揚げされる魚種が日本一であるなど、豊富な水産資源がある。
- チャンス**
 - 出島メッセ長崎*・新幹線開業に伴い、域外からの訪問客の増加が見込まれる。

II うまくいないこと、弱み、脅威

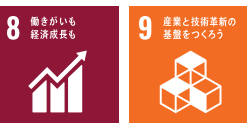
- うまくいないこと**
 - 地場事業者の多くは小規模事業者であり、営業力や商品開発力が弱い。
- 脅威**
 - 人口減少に伴い、域内市場が縮小し、消費の減少が見込まれる。



III 取組方針

- ① 交流人口の拡大に伴う消費拡大の取組み支援**
 - 出島メッセ長崎・新幹線開業やシュガーロードの日本遺産認定などを契機として、交流人口の拡大が見込まれる中、関係団体と連携を図りながら、観光客及びビジネス客のニーズを把握し、域外からの来訪者への売上拡大の取組みを支援します。
- ② 域外への情報発信と販路拡大**
 - 地場製品のブランド化を図るとともに、地域商社*やふるさと納税制度の活用や、事業者が行う販路拡大のための取組みを支援することなどにより、新たな顧客の獲得を図り、地場製品の域外への情報発信と販路拡大をめざします。
- ③ 魅力ある製品・サービスの開発の促進**
 - 地場事業者がこれまでに培ってきた優れた技術・技能を活かした魅力ある製品の開発や新たなサービスの提供の取組みを支援することで、市場の開拓・拡大や顧客獲得をめざします。
 - 日本遺産をはじめとする地域資源を活かし、地域独自の魅力ある製品・サービスの開発を促します。
- ④ 貿易の促進**
 - グローバル経済が進展するなかで、国際物流の強化は必要不可欠であり、荷主企業の更なる掘り起こしや貨物量の増大を図るとともに、長崎港の更なる利用促進を図るため、港湾施設の概要や各種助成制度の周知及び広報等の取組みを強化します。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市経済成長戦略



シュガーロード
シュガーロード連絡協議会のロゴ



長崎かんぼこ



長崎港小ヶ倉柳埠頭

* シュガーロード

江戸時代、海外貿易の窓口であった長崎と小倉を結ぶ長崎街道は、多くの人々で賑わい、海外からの新たな文化・技術が街道を通して全国へと広まった。砂糖やお菓子文化も街道を通して広まったことから、長崎街道は「シュガーロード」と呼ばれている。

* 日本遺産

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として文化庁が認定したものを。

* 出島メッセ長崎 (参照 P23)

* 地域商社

単独ではマーケティングや販路開拓に取り組むことが困難な事業者に代わって販路を新たに開拓し、収益を引き出す役割や、事業者に対する商品開発支援及びコンサルティング機能、地域ブランディング機能等を担う事業者。

人や企業を呼び込み、新たな事業を創出して、産業を強くします

産業雇用政策課

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
移住人材、創業企業、誘致企業が	地域経済活動に活力を与え、地場企業と共に産業を活性化させている。

めざす姿を達成するための個別施策

- C2-1 域外から企業を誘致し、新たな産業や雇用を創出します
- C2-2 産学官金や企業間の連携による新事業の創出や新分野への進出を促します
- C2-3 働く世代を中心とした移住を促進し、地域や企業を活性化させます

成果指標

成果指標	基準値	目標値
企業誘致に伴う新規雇用者数[累計]	291人 (R 2年度)	1,791人 (R 7年度)
地場企業等と県外企業等との協業による新規事業創出に係る実証事業の実施件数[累計]	1件 (R 2年度)	11件 (R 7年度)

関連するSDGs



2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
市外企業が	長崎市内に立地し、企業の集積と雇用の増大がなされている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - 情報通信関連の企業や研究開発拠点を中心に平成28年度から令和2年度までに長崎市外の企業が20社新設するなど、長崎市への企業立地が相次いでいる。
- 強み**
 - 市内に多くの大学が立地していることに加え、情報通信関連学部の設置により専門人材も育成されている。（長崎大学情報データ科学部、長崎県立大学情報システム学部）
 - 工業系の国家資格試験の高校生合格者数が全国で上位であるなど、若い世代の優秀な人材も多い。
 - 地震など自然災害のリスクが比較的少ない。

II うまくいないこと、弱み、脅威

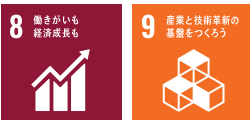
- うまくいないこと**
 - ITに関する専門知識や技能を持った人材は全国的に人手不足のため、誘致企業の人材採用が課題となっている。
- 弱み**
 - 九州西端に位置し、東京・大阪などの大都市(消費地)や生産拠点から遠く、輸送コストが割高になる。
 - 山に囲まれ斜面地が多く、平地が少ない。
 - 工業用に利用できる大きな水源がない。



III 取組方針

- ①長崎の強みを活かした企業誘致**
 - 地震が少なく人材が確保しやすいという長崎市の強みを活かし、企業の設備投資の動向と、本社機能や開発部門の地方移転に向けた取組みなどを捉えながら、情報通信関連産業等の誘致活動を実施します。
- ②誘致企業に対する立地後のアフターフォローの充実**
 - 誘致企業が従業員を確保できるよう、採用活動への支援や事業内容の周知などを行います。
 - 誘致企業が長崎での事業展開を円滑に行えるよう、地場企業との協業の支援などを行います。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市経済成長戦略
- 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略



企業立地用地整備事業（田中町）



誘致企業が入居するオフィスビル「クレインハーバー長崎ビル」



誘致企業が入居するオフィスビル「長崎BizPORT」

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
地場企業が	産学官金や企業間で連携や協業関係を築きながら、 新事業や新分野進出を進めている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - 県や金融機関、他自治体との連携支援により、都市と地方によるオープンイノベーション*の手法を活用した新規事業創出に向けた取組みが生み出されている。
 - 長崎サミット*においてもオープンイノベーションを通じて、新産業創出を目指すことで合意されるなど、長崎地域全体でオープンイノベーションを推進する機運が醸成されつつある。
- 強み**
 - 市内の様々な支援機関が連携して創業を支援する「創業サポート長崎*」による支援体制が構築されており、令和2年度においてはその支援によって260者が創業している。
- チャンス**
 - 立地した県外情報通信関連企業と地場企業に協業の動きが見られる。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

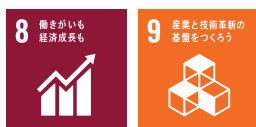
- うまくいっていないこと**
 - オープンイノベーションの手法を活用した新規事業の創出については、現状、各主体が自然発生的に連携を行っているにすぎず、この動きを加速させるための組織横断的な支援体制が整っていない。
 - 長崎市内において、スタートアップ*（新たな市場の開拓等を目指す起業）についての理解が深まっていないことから、スタートアップを目指す起業事例が少なく、結果としてスタートアップに関する機運が低い状況にある。



III 取組方針

- ① 新規事業創出に対する支援体制の構築**
 - 県外企業と地場企業によるオープンイノベーション型新規事業創出のため、より効果的な支援が行える組織横断的な体制を構築します。
- ② スタートアップの機運の醸成**
 - スタートアップを目指す人材の掘り起こしや起業家コミュニティの活性化を図ります。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市経済成長戦略
- 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略



オープンイノベーションの手法を活用したプロジェクト「おさかなサブスク」



起業家育成プログラム「ココロデショ！」

* オープンイノベーション

自社以外の様々な組織や機関が持つ技術やアイデア、サービス、ノウハウ、データ、知識などを組み合わせ、革新的なビジネスモデル、製品、サービスの開発につながるビジネス手法。

* 長崎サミット

長崎商工会議所、長崎経済同友会、長崎県経営者協

会、長崎青年会議所のトップと長崎市長、長崎県知事、長崎大学長により構成される会議体で、産学官が連携して経済活性化を推進するために意見交換等を行うもの。

* 創業サポート長崎

国から認定された長崎市創業支援事業計画を実施する、行政、金融機関、産業界関係団体等全13機関からなる創業支援チーム体制。長崎市が創業希望者の総

合窓口となり、創業するまでそれぞれの専門知識を活かして支援を行う。

* スタートアップ（参照 P27）

個別施策
C2-3

働く世代を中心とした移住を促進し、地域や企業を活性化させます

移住支援室

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
働く世代を中心とした 移住希望者が	長崎市への移住を実現し、地域や企業を活性化させている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - 人口減少対策の一環で、令和元年度から専任の組織及び相談窓口を設置し移住支援に取り組んでおり、以降毎年200人という移住者数の目標を達成している。
- 強み**
 - 移住先として、都市部での暮らしに加え、豊かな自然に囲まれた暮らしのどちらにも対応でき、市全体がコンパクトであり、都市部で暮らしながら余暇で自然を楽しむ暮らしも実現できる。
- チャンス**
 - 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、都市部から地方への移住の機運が高まっている。
 - これまでの移住は転職を前提としたものであったが、柔軟で多様な働き方が大企業を中心に広まったことで、テレワーク*を行いながら、都市部での仕事を続けつつ地方に移住するケースが増えてくることが想定される。

II うまくいないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
 - 移住者の状況として、Uターン*が7割を占めており、Iターン*を検討している方の移住先の候補に長崎市が選ばれていない可能性がある。
 - 移住先の地域としては、市内中心部が約8割を占めており、移住を検討している方に豊かな自然に囲まれた暮らしができる周辺地区の魅力が伝わっていない可能性がある。



III 取組方針

- 移住者に対する支援**
 - 移住希望者が移住を実現できるよう、移住に関してのワンストップ窓口による「仕事」「住まい」等に関する相談対応のほか、特に移住の決定に重要な要素である仕事に関して、就職支援を行うなど移住に関するきめ細やかな支援を行います。
- 移住に関する情報発信**
 - 移住検討者の移住先の候補に選ばれるよう、長崎市で暮らす魅力の発信強化や長崎の魅力を体験できる取組みを行います。
- 関係人口*の創出・拡大**
 - 将来的な移住者の裾野を拡大するため、関係人口の創出・拡大につながる取組みを行います。
- 移住後のサポート**
 - 移住者が長崎市に定住できるよう、移住後のサポートを行います。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略



移住希望者向けパンフレット

* テレワーク（参照 P80）

* 関係人口（参照 P24）

* Uターン・Iターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態をさす。

C3 次世代につながる農林業を育てます

農林振興課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
農林業者が	安全・安心で新鮮な農林産物を安定的に供給し、経営が安定している。

めざす姿を達成するための個別施策

- C3-1 農林業の生産性を高め、次世代を担う多様な経営体を育成します
- C3-2 安心して農林業を営める環境づくりを進めます

成果指標

成果指標	基準値	目標値
1 経営体当たりの農産物販売額	5,000千円 (R 2年度)	5,507千円 (R 7年度)

関連するSDGs



2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対象	意図
農林業者が	安定した農林業経営を行っている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 長崎びわ「なつたより」の認知度向上及び植栽促進により、産地の維持・拡大が図られている。
- 「長崎和牛・出島ばらいろ」の肥育頭数が維持できている。
- 産地や関係機関との連携した担い手の育成体制の構築により、いちごや花きにおける新規就業者が増加している。
- 経営・投資の両面からの支援・サポートにより、意欲の高い青年等の新規就農が図られ、近年は毎年平均12人のペースで新たな担い手が生まれている。
- 林業の担い手に対し支援を行うことで、林業労働力が維持されている。

チャンス

- ICT*等の先端技術を活用したスマート農業*等の新技術の導入が進んでいる。
- 新たな研修制度やハウスリース事業*が始まっている。
- コロナ禍により、新しい生活様式への転換がはじまったことから、自然豊かな地方に生活の拠点を求める田園回帰志向*が高まっている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 長崎びわ「なつたより」は生産者の高齢化や管理作業の集中による労力不足、寒害被害により、安定生産が難しい。
- びわなどの果樹や花き施設など災害の影響を受けやすい作物の経営安定の必要性がある。
- 「長崎和牛・出島ばらいろ」は素牛*価格の高騰により生産コストが増加していることから、安定生産が難しい。
- 新たな地域ブランドとなりうるいちごや花きなど、施設園芸*の生産性を向上させるために、さらなる施設の高度化が必要である。
- 就農初期の生産技術の未確立等により安定した所得確保が課題となっている。



III 取組方針

①産地の効率性・収益性向上による経営安定の推進

- 長崎びわ「なつたより」については、これまでの生産量の安定に向けた苗木等の支援に加え、スマート農業技術の導入による労力の軽減や経営安定に向けた補完作物の導入を推進します。
- 「長崎和牛・出島ばらいろ」については、素牛導入に対する支援により、安定的な肥育牛の供給を推進します。
- いちごや花き等の新規推進品目の生産量の安定拡大を目指し、施設園芸を中心とした生産基盤整備の強化やスマート農業等の収益性向上に向けた取組みを進めます。

②多様な担い手の育成・確保

- 農林業への就業促進については、就農初期の経営及び施設整備等投資に係る支援、経営確立に係るサポート体制の充実及び生産基盤整備の検討などの推進等により、新規就業者の育成確保及び定着に取り組めます。また、移住定住希望者向けホームページや各種就農相談会等において、支援制度の周知を図ります。

* ICT (Information & Communications Technology)
(参照 P24)

* スマート農業

ロボット技術やICT (情報通信技術) を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する新たな農業のこと。

* ハウスリース事業

ビニールハウスを建設・取得した団体等が農業者に一定期間ハウスを貸し付ける事業のこと。

* 田園回帰志向

若い世代を中心に、都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする動きのこと。

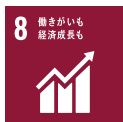
* 素牛

肥育する前の、生後6ヶ月から12ヶ月未満ぐらいの子牛。肥育とは、食肉用の家畜の肉量を増やし、肉質をよくするための飼育法で通常1年8ヶ月から2年肥育して市場に出荷される。

* 施設園芸

ビニールハウス等を利用して野菜・花き・果樹等を栽培する園芸のこと。加温設備を備えるものと無加温のものがある。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市農業振興計画
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- 長崎びわ産地振興方針2025
- 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 実質化された人・農地プラン
- 長崎市森林整備計画



びわスマート選果システム



長崎びわ



長崎和牛（出島ばらいろ）



新規就農者向け研修

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
農林業者が	安心して農林業を営んでいる。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - 人・農地プランの実質化*により、各集落において、守るべき農地や担い手が明確になっている。
 - 農地中間管理事業*の活用等により、認定農業者等の担い手への農地の集積が進んだことで、遊休農地の発生防止・解消につながっている。
 - 「捕獲」・「防護」・「棲み分け」の3対策を柱とした地域ぐるみの有害鳥獣対策*の推進により、有害鳥獣による農作物被害は減少している。
 - 間伐材*の活用により、伐採される樹木の有効活用を図り、森林整備、森林保護に寄与している。
- チャンス**
 - コロナ禍により、地方移住やグリーンツーリズム*、農業体験などのニーズが高まっている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
 - 地域ぐるみの取組みを推進してきたことにより、農作物被害は減少傾向にあるものの、有害鳥獣の生息域は広域化し、生活環境の被害が拡大している。
- 弱み**
 - 農地の大半は狭小な傾斜地にあることから、車道までの距離があり機械の搬入が困難であることなど、耕作条件が悪い農地が多いため、農地の貸し手と借り手のマッチングが進みにくい。
- 脅威**
 - 営農環境の保全活動を行う組織の構成員の高齢化や後継者不在等により、担い手不足となり、保全する農地を減らす組織が多い。
 - 林業従事者の高齢化や減少、木材価格の低迷等による経営意欲の減退などのため、管理が行き届いていない森林が増加しており、森林の持つ多面的機能*が低下している。



III 取組方針

- ①人・農地プランに基づく農地の有効活用**
 - 実質化された「人・農地プラン」に基づき、担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消等を進めます。
- ②営農環境の保全と地域資源の活用**
 - 集落の維持・強化を図るため、営農環境の保全に向けた地域活動の推進と支援に取り組みます。
 - 耕作条件の悪い農地の改善や老朽化した農道・水利施設等の機能保持を図るため、小規模基盤整備や小規模水利施設の補修支援、農道の維持・管理等に取り組みます。
 - グリーンツーリズムについて、活動団体の支援を行いながら、受入れ体制の強化を図るとともに、近隣大都市圏を含む域内外へのさらなるPR強化に取り組みます。
- ③有害鳥獣対策の推進**
 - 「捕獲」・「防護」・「棲み分け」の3対策を柱に、地域ぐるみで農作物被害対策に取り組むとともに、生活環境被害対策を強化します。

* 人・農地プランの実質化
農地利用アンケート調査を行い、農業者（耕作者又は地権者）の年齢と後継者の有無等を確認後、その結果を地図化したものを基に集落で話し合いを行い、5年～10年後の農地利用を担う経営体（中心経営体）に関する将来方針を定めた人・農地プランを作成すること。

* 農地中間管理事業
農地中間管理機構（本県：長崎県農業振興公社）が、農地を貸したい農家から農地を借り受け、経営規模拡大や農業経営の効率化を進める担い手への農地の集積・集約化を推進する事業のこと。

* 地域ぐるみの有害鳥獣対策
地域での有害鳥獣捕獲隊の結成や、農家・自治会等による有害鳥獣侵入防止柵設置など、地域住民が主体となって行う対策のこと。

* 間伐材
間伐とは、森林の混み具合に応じて、樹木の一部を伐採し（間引く）、残った樹木の成長を促す作業であり、その際に伐採された木材のこと。

* グリーンツーリズム
都市部に住む人たちが自然豊かな農山漁村地域等に滞在し、様々な体験を通じ、現地の人たちと交流をしながら、自然・文化に触れ、人・地域と一緒に楽しむ滞在型余暇活動の総称。

* 森林の持つ多面的機能
生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養などの森林の持つ機能のこと。

④ 森林の保全・活用の推進

- 森林の持つ多面的機能*を発揮させるため、適切な管理が必要な森林の整備促進を図ります。
- 木材の良さに触れてもらい、森林資源の有効利用や木材の魅力等を伝えるなどの地域産材のPRに取り組みます。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市農業振興計画
- 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- 農業農村整備事業管理計画
- 実質化された人・農地プラン
- 長崎農業振興地域整備計画
- 長崎・西彼地域鳥獣被害防止計画
- 長崎市森林整備計画
- 長崎市公共建築物等利用促進方針
- 森林経営計画



人・農地プラン集落会議



グリーンツーリズム（うどん打ち体験）



捕獲技術研修会（くくり農実演）



間伐により整備された森林

* 森林の持つ多面的機能（参照 P89）

C4

水産業を環境変化に強く活気のある持続可能な産業にします

水産振興課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対象	意図
水産業者が	効率的で収益性の高い経営を行っている。

めざす姿を達成するための個別施策

C4-1 水産業の生産性を高め、次世代を担う多様な経営体を育成します

C4-2 水産資源の管理・回復と機能性の高い漁港整備を進めます

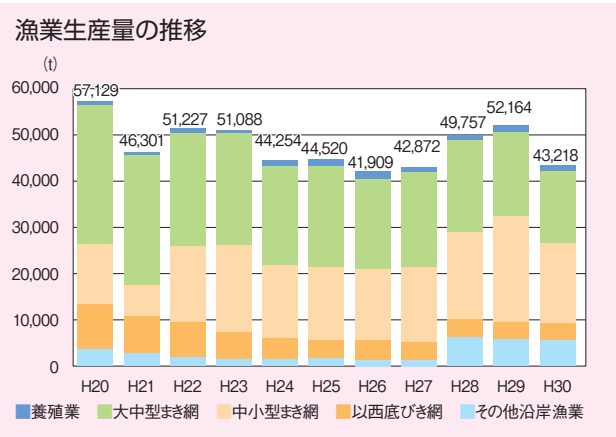
成果指標

成果指標	基準値	目標値
漁業生産量〔暦年〕	48,380t (H28-30年平均)	50,799t (R7年)
長崎市内で売られている水産物について新鮮さ、品数に満足している市民の割合	82.7% (R2年度)	82.7% (R7年度)

関連するSDGs



ウニ駆除



2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
水産業者が	安定した水産経営を行っている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - 新規漁業就業者に対し、研修の受入れや研修終了後の経営が不安定な期間の燃油・資材等の経費に対する支援を行い、早期自立と地域漁業への定着が図られている。
 - 意欲ある若手漁業者が自らの漁業経営を検証しながら収益性の高い漁業に取り組んでいる。
 - 漁船のリース事業やエンジン交換等の支援により、収益性が向上し、漁業者の経営安定化に向けた環境が整えられている。
 - 漁業協同組合の冷凍・冷蔵庫等の施設更新により、水産物の鮮度向上、作業の省力化が図られている。
- チャンス**
 - ICT*等の先端技術の活用により、生産性の向上が期待できる。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
 - 漁獲量の変動により安定した経営が難しいため、新規漁業就業を希望する者が少ない。
 - 養殖用の餌や燃油等の価格が高騰しているため、漁業者の経営が厳しくなっている。
- 弱み**
 - 新規漁業就業希望者の漁業研修を受入れることができる指導者が限られている。
- 脅威**
 - 水産業の従事者数は総人口の減少率以上に減少している。また、高齢化も進んでいる。



III 取組方針

- ① 支援事業の活用による経営力強化**
 - 水産業の担い手の確保のため研修制度の充実や活用の推進に努めます。
 - 水産関係団体が行う機器等の導入に対する支援を継続することで、経営力を強化します。
 - ICT等の先端技術を活用したスマート水産業*及び未利用資産等を活用した陸上養殖*等の導入に取り組み、水産業の収益性を向上することで、職業としての魅力を高めます。
 - 消費者ニーズに対応可能な施設等を整備し、国内外の販売力強化に努めます。
- ② 資源管理型漁業*と複合漁業*の推進**
 - 資源量に配慮した漁業に取り組むことで将来に渡り持続可能な漁業を目指します。
 - 養殖業の普及等、複合漁業を推進することで安定した漁業経営につなげます。

* ICT (Information & Communications Technology)
(参照 P24)

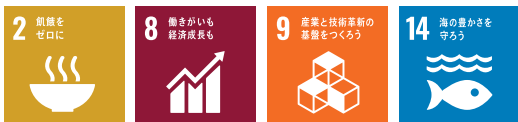
* スマート水産業
ICT (情報通信技術) 等を活用して漁業活動や漁場環境の情報を収集し適切な資源評価・管理を促進するとともに、生産活動の省力化や操業の効率化、漁獲物の高付加価値化により、生産性を向上させる取組のこと。

* 陸上養殖
海上ではなく陸上に設置した水槽等により、魚介類を人工的に育てること。

* 資源管理型漁業
漁業者が、地域の漁業や資源の状況に応じた自主的な管理を実施し、水産資源の維持・増大を適切に図りつつ漁業経営の安定化をめざす漁業のあり方。

* 複合漁業
単一漁業種類だけではなく、複数の漁業種類を組み合わせて経営する漁業のこと。

関連するSDGs

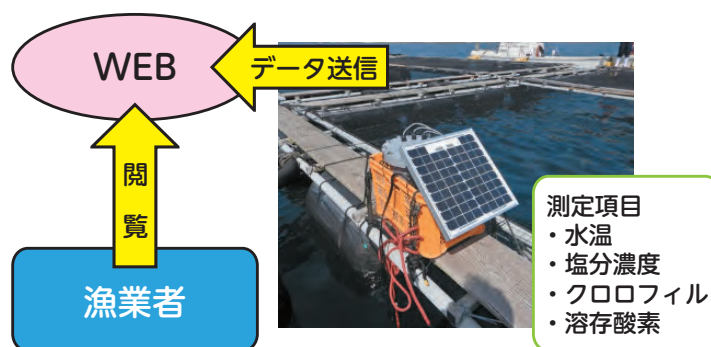


関連する計画等

- 長崎市水産振興計画
- 浜の活力再生プラン/浜の活力再生広域プラン

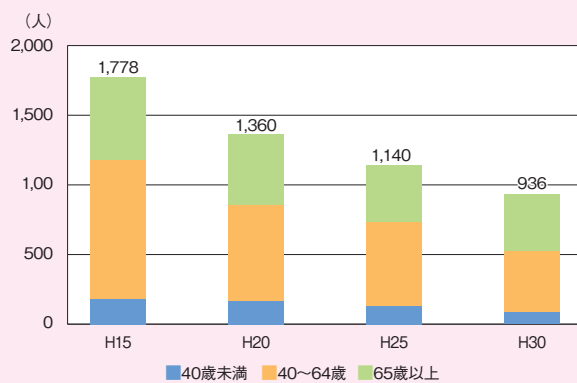


製氷・冷凍施設



ICT等の活用（環境データ把握）

漁業就業者数の推移



資料：漁業センサス

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
漁業者が	水産物を安定的に生産している。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - 漁港施設の整備により利用者の安全性・利便性が向上している。
 - 水産種苗*の放流事業を継続して実施することにより、一部の魚種で水揚量が増加している。
 - 市内12活動組織による漁場環境の保全活動により、藻場*の再生が図られている。また、漁業者だけでなく、ボランティアなど地元住民が活動に参加し、地域が一体となって漁場環境の保全に取り組むことで意識の醸成が図られている。
- 強み**
 - 水産センターにおいて放流用種苗の生産や藻場の再生に向けた海藻類の種苗生産技術開発等の試験や調査が可能である。
- チャンス**
 - 水産物の資源量や漁獲可能量等を把握するため、漁獲量等の情報を電子的に収集する体制の構築を進めるなど、ICT*等を活用した情報収集・分析技術が進んでいる。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
 - 漁港施設の整備は優先順位をつけて進めているが、交付金の内示減により、一部計画通りの事業量を達成できていない。
 - 藻場の再生は、活動を行う人員不足によりウニ駆除が追い付かないことや、海水温の上昇により植食性魚類*の活動期間が長くなったことなどにより、成果が十分に出ていない地域がある。
 - 放流用、養殖用の種苗について、新たな魚種への展開ができていない。
 - 漁業者の減少により、事業規模が縮小し、放流尾数が減少傾向にある。
- 脅威**
 - 藻場の回復状況は、海水温の上昇など自然環境の変化の影響が大きい。



III 取組方針

- ① 水産基盤の総合的・計画的な整備**
 - 機能保全計画及び長寿命化計画に基づく漁港施設や海岸保全施設の整備を行うことで、水産物の安定供給に努めます。
- ② 適正な資源管理と新技術の活用**
 - 漁場環境の再生について、ウニ駆除や母藻*の設置等に持続的に取り組みます。
 - 効果的な水産種苗の放流により水揚量の増加につなげ漁業生産の安定を図ります。
 - 水産センターにおいて、新魚種（海藻）の種苗生産技術開発に取り組みます。
 - ICT等の先端技術を活用したスマート水産業*及び未利用資産等を活用した陸上養殖等の導入に取り組み、水産物の安定供給と安定経営を実現します。
 - 資源量に配慮した漁業の実施に向けた調査等の取組を強化します。

* 水産種苗
養殖や放流等を行うことを目的に、採捕又は人工的に生産された稚魚・稚貝等のこと。

* 母藻
海藻のタネ（胞子・遊走子など）を得るための成熟した海藻のこと。

* 植食性魚類
海藻や海草を食べるアイゴやブダイなどの魚類のこと。

* 海藻
沿岸の浅海域において、海藻（草）が繁茂している場所のこと。海藻（草）類を食べる生き物にとって重要な餌場になるだけでなく、魚介類のすみ場、産卵場、保育場になる。

* ICT (Information & Communications Technology) (参照 P24)

* スマート水産業 (参照 P92)

関連するSDGs



関連する計画等

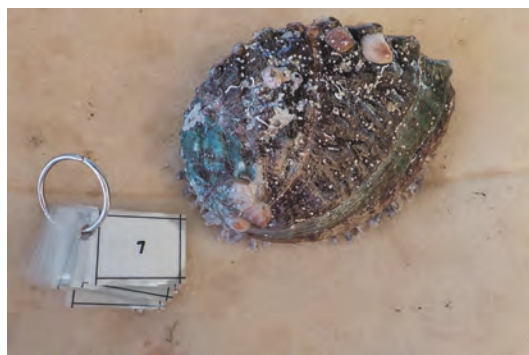
- 長崎市水産振興計画
- 浜の活力再生プラン/浜の活力再生広域プラン



漁港整備（浚渫*）



海藻プレート



漁獲されたクロアワビ（放流由来の特徴である緑色部のある個体）

* 浚渫

作業船を使って、海底の土砂を取り除くこと。

C5 地元農水産物の消費を拡大します

水産農林政策課

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
地元農水産物が	多くの人に認知され、消費の拡大が図られている。

めざす姿を達成するための個別施策

C5-1 新たな販路拡大や消費拡大を図ります

C5-2 長崎ならではの食材や食文化に対する意識の醸成を図ります

成果指標

成果指標	基準値	目標値
市内産の農産物販売額	49.3億円 (R 2年度)	54.3億円 (R 7年度)
市内産の水産物販売額	46.7億円 (R 2年度)	60.7億円 (R 7年度)
市内産農産物及び加工品購入率	49.5% (R 2年度)	50.2% (R 7年度)
市内産水産物及び加工品購入率	49.2% (R 2年度)	50.7% (R 7年度)

関連するSDGs



2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
地元農水産物が	市内外で消費されている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 「魚の美味しいまち長崎」ガイドブックの配布やデジタル化、「さしみシティ^{*}」動画の放映、SNS^{*}による情報発信等のPRにより、観光客の「長崎の魚」に対する認知度が向上している。
- 水産物展示商談会への出展により、バイヤーとの密接な関係が構築されている。
- 直売所等における旬の魚イベントが定着している。
- 長崎びわ「なつたより」は、「びわフェスタ」などによるPRを通じて、品質の高さが認知されつつあり、今後の販売拡大が期待される。
- 「長崎和牛・出島ばらいろ」は、市内取扱店舗の増によって消費者が商品に接する機会が多くなったこともあり、新たな顧客確保ができています。
- 「ながさき実り・恵みの感謝祭」等により、消費者が地元産品を直接手に取り、味わうことができる機会を増やすことで、市内産農水産物のPRや地産地消^{*}の意識醸成が図られている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 「長崎の魚」の認知から消費へ促す、食べ方の提案などの取組みが不足している。
- ハトシ、からすみなど長崎独自の水産物に対するバイヤーの関心、評価は高いが、食生活の変化による魚を食べる機会の減少等もあり、消費者までその魅力が十分には伝わっていない。
- 長崎びわ「なつたより」や「長崎和牛・出島ばらいろ」は、高価格に見合う品質であるということを消費者に伝え、選んで食べてもらう工夫が不足している。
- 「長崎和牛・出島ばらいろ」の流通量が少なく、市外への流通や、確実な入荷が必要なホテル等での使用が困難である。

脅威

- 台風等による被害や生産者の高齢化により生産物が減少している。



III 取組方針

① 「長崎の魚」の魅力発信と消費拡大

- 「長崎の魚」については、刺身という食べ方に着目したキャッチコピー「さしみシティ」を掲げたPRを継続するとともに、機運醸成を図るため、市民や企業等による「さしみシティ」を活用した情報発信や消費拡大等につながる活動を支援するなど、民間主体の取組みを促します。
- DMO^{*}との連携により、マーケティング調査や「観光×食」の商品充実、域外への広域プロモーションを行います。
- 更なる知名度向上と販売促進に向けて、水産物展示商談会への出展を継続して支援します。また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても商談を実施できるように新たな取組みを検討していきます。

② 推進品目のブランド強化と販路拡大

- 長崎びわ「なつたより」の高単価販売、「長崎和牛・出島ばらいろ」の取扱店への支援等を通じたブランドの強化に加え、新規推進品目として「いちご」や「花き」などの販路拡大の支援を行います。

③ 地産地消の推進

- 地産地消推進の拠点である農水産物直売所の販売促進支援のため、新しい生活様式での地産地消イベントの開催をはじめとしたPRを実施します。

* さしみシティ

新鮮な旬の魚がいつでも味わえる長崎の強みについて、刺身という食べ方に焦点を当てたキャッチコピー。

* 地産地消

国内の地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取組みのこと。

* DMO (Destination Management/Marketing Organization)

(参照 P24)

* SNS (Social Networking Service)

(参照 P16)

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市農業振興計画
- 長崎びわ産地再生計画
- 長崎市水産振興計画
- 長崎市観光・MICE戦略
- 長崎市新幹線開業アクションプラン



さしみシティ



長崎いちご（ゆめのか）



道の駅直売所

2025年度にめざす姿（ながさ、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	ながさきの食について理解を深めている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 長崎ならではの食材や食文化の発信により、市民認知度は市内産農産物が8割、水産物が9割近くに達している。
- 離乳食レシピ本と幼児を対象とした絵本の活用により、子どもの成長過程に応じた魚食普及の仕組みをつくることができている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 生産量が少なく市民が実物を目にする機会が限られる「ながさき伝統野菜*」の市民認知度は一般的な野菜類と比べると低調である。
- 「食卓の日*」に関する各種取組みが固定化していることや、PRの範囲が限定的であることから、市民への認知は広まっていない。



III 取組方針

①長崎ならではの食材と食文化の発信

- 幅広い層に長崎ならではの食材や食文化を周知するため、広報ながさき、SNS*などを活用した情報発信の強化と、長崎「食」の博覧会*、晩餐会*などのイベントの新しい生活様式での開催に取り組みます。
- 魚食や鯨食をはじめとした、食文化を継承するため普及啓発活動を行います。
- 生産者と食の提供者のマッチングや、生産者と食関係団体が連携して取り組む、地元産品を使ったフェアのPRの支援などを行います。

②「食卓の日」の推進

- 「食」の大切さに対する市民の理解を深めるため、賛同団体と連携し、「食卓の日」にちなんだ市内産の農水産物を使用した、特別メニューの提供や料理教室の開催などの取組みを広く情報発信します。

* ながさき伝統野菜

長崎の郷土料理に昔から使われていた、「長崎白菜（唐人菜）」、「長崎たかな」、「長崎赤かぶ」等の伝統野菜のことで、長崎生まれのものや、海外から伝わり、長崎の限られた地域で育てられたものがある。

* 食卓の日

地元農水産物の家庭での利用促進と、食卓を囲むことで家族や人間関係の絆を深める機会が創出されるよう、長崎市が国の食育推進基本計画に定められた「食育の日」である「毎月19日」を『食卓の日』と定めたもの。

* SNS（Social Networking Service）
（参照 P16）

* 長崎「食」の博覧会

長崎の「食」に関わる産業の活性化を図るため、多種多様な食文化に代表される長崎の「食」の魅力を市民や観光客にPRするイベント。

* 長崎「食」の晩餐会

地元食材の消費拡大を図るため、NPO法人長崎の食文化を推進する会と連携し、市民や観光客を対象として開催する、旬の地元食材をテーマにした晩餐（夕食）会。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市農業振興計画
- 長崎びわ産地再生計画
- 長崎市水産振興計画
- 長崎市観光・MICE戦略
- 長崎市新幹線開業アクションプラン



ゆうこう



くじら料理教室



まちづくりの方針

私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします

D1

基本施策

脱炭素社会の実現をめざします

個別施策

D1-1 地球温暖化対策の取組みを進めます

D1-2 再生可能エネルギーの地産地消の推進と地域の活性化を図ります

D2

基本施策

資源を守り大切に作る社会の実現をめざします

個別施策

D2-1 ごみ排出量の削減とリサイクルを推進します

D2-2 廃棄物の適正処理と処理施設の整備を進めます

D3

基本施策

豊かな地域環境を守り活かします

個別施策

D3-1 豊かな自然環境を保ち、自然との共生を図ります

D3-2 大気環境や公共用水域の水環境などを良好に保ちます

D4

基本施策

環境意識・行動の定着を図ります

個別施策

D4-1 環境に対する当事者意識の醸成を図ります

D4-2 環境行動を促し、生活様式として定着させます

基本計画で定めた各種施策を達成するための具体的な事業計画を示した「実施計画書」はこちら



D1 脱炭素社会*の実現をめざします

環境政策課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対象	意図
だれもが	脱炭素社会の実現へ向けて着実に取り組んでいる。

めざす姿を達成するための個別施策

D1-1 地球温暖化対策の取組みを進めます

D1-2 再生可能エネルギー*の地産地消の推進と地域の活性化を図ります

成果指標

成果指標	基準値	目標値
市域から排出される温室効果ガス*の排出量	1,993千 t-CO ₂ (H30年度)	1,490千 t-CO ₂ (R 7年度)
電気自動車 (EV) 及びプラグインハイブリッド自動車* (PHEV) の市内普及率	0.37% (R 元年度)	3.76% (R 7年度)

関連するSDGs



ゼロカーボンシティ宣言式



電気自動車

* 脱炭素社会 (参照 P29)
 * 再生可能エネルギー (参照 P29)
 * 温室効果ガス (参照 P30)

* プラグインハイブリッド自動車
 搭載したバッテリー（蓄電池）に外部から給電できるハイブリッド車。バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させるか、ガソリンでエンジンを動かして走ることができる車両。

「ゼロカーボンシティ長崎」宣言

～2050年二酸化炭素排出実質ゼロのまちを目指して～

わたしたちが暮らす地球は今、地球温暖化とそれに伴う「気候変動」により重大な危機に直面しています。

世界各地では、干ばつや豪雨、熱波による山火事、海水面の上昇、大型台風などの自然災害が多発するとともに、深刻な食料不足や生物多様性の損失など様々な影響が危惧されています。このような事態は、「気候危機」と言っても過言ではなく、人類の存亡に関わる脅威であり、これから生まれてくる子ども達に豊かな地球を引き継ぐことが困難となることが懸念されます。

こうした状況を踏まえ、わたしたちの生命や財産、自然を守るため、パリ協定等で「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて1.5℃に抑える努力を追求する」ことなどが示され、その達成には2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする必要があるとされています。

国内でも、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを達成し、脱炭素社会の実現を目指す国の方針が示され、関係者が一丸となった実効性のある取組みが求められています。

長崎市でも、これまで温室効果ガス排出量を2030年までに2007年度比で約4割削減することを目指して様々な地球温暖化対策に取り組んできましたが、今のスピードのままでは到達が難しいと予測されます。

市民、事業者、行政が一丸となって、環境行動を促進するとともに、地域の活性化につながる実効性のある取組みを加速させることにより、長崎市が環境面からも世界に貢献し、将来にわたり健やかに暮らすことのできるまちを持続させるため、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現を目指すことをここに宣言します。

2021（令和3）年3月17日

長崎市長

長崎市地球温暖化対策実行計画協議会会長

田上高久

早瀬隆司

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
だれもが	地球温暖化対策に取り組んでいる。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - エコライフ・フェスタやエコライフ・ウィークへの参加など、環境行動に取り組む市民の数が増加している。
- 強み**
 - 長崎市全域の公共交通路線の徒歩圏人口カバー率*は80%で一定の公共交通サービスは行き届いている。
- チャンス**
 - 国において温室効果ガスの排出量を2050年までに実質的にゼロとする「カーボンニュートラル」を目指すことが宣言され、市民、事業者、行政が一丸となった取組みの加速が期待される。なお、長崎市において令和3年3月17日に「ゼロカーボンシティ長崎」を宣言した。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
 - 次世代自動車*の中でも二酸化炭素排出量削減に貢献度が高い電気自動車の普及率が低い。
 - 電気自動車の充電インフラ整備が不十分で、空白地域がある。
 - 家庭や事業所における温室効果ガス*排出量が目標値に達していないことに加え、フロン類をはじめとするCO2以外の温室効果ガスが増加傾向にあるため、温室効果ガス排出量が目標値を上回る状況が続いている。
- 脅威**
 - 気候変動の影響による災害等が拡大している。



III 取組方針

① 温室効果ガスの排出を抑制する緩和策(排出量削減)の推進

- 持続可能な脱炭素社会*の構築に向けて、再生可能エネルギー*の導入や電気自動車の普及拡大など、地域特性に応じた戦略的取組みを総合的かつ効果的に促進します。
- 温室効果ガスの排出量削減に向け、市民・事業者に率先した取組みを講じるために、長崎市環境マネジメントシステム*における推進体制と進行管理を強化するとともに、長崎市の事務事業において温室効果ガスの排出量削減効果の高い環境配慮等の取組みの推進を図ります。
- 脱炭素なまちづくりに向け、都市機能の集約や公共交通の利用促進を図ります。
- 環境問題への意識を共有し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すとともに市民・事業者の環境に配慮した活動を促進します。
- 市内における電気自動車の充電インフラの整備を促進し、走行中に二酸化炭素を排出しない電気自動車の普及拡大につなげます。
- 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入拡大に加え、蓄電池や電気自動車、水素自動車等の活用による自立分散型電源*を確保することで、脱炭素化を図るとともに、災害に強いまちづくりにつなげます。

② 気候変動の影響に対する適応策の推進

- 集中豪雨や台風の大型化など、気候変動により激甚化する災害の影響を軽減するため、市民・事業者における自発的取組みを促すとともに、実効性の高い適応策を推進します。

* 徒歩圏人口カバー率

30本/日以上の運行がある鉄道・バス路線の沿線で、鉄道駅から800m、又はバス停から300m以内に居住する人口の、総人口に対する割合。

* 次世代自動車

窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。

* 温室効果ガス(参照 P30)

* 脱炭素社会(参照 P29)

* 再生可能エネルギー(参照 P29)

* 長崎市環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制や手続き等の仕組み。

* 自立分散型電源

再生可能エネルギー等を活用し、災害時等に電力系統からの電力供給が停止した場合においても、自立的に電力を供給・消費できる電源及びその制御技術等。

関連するSDGs

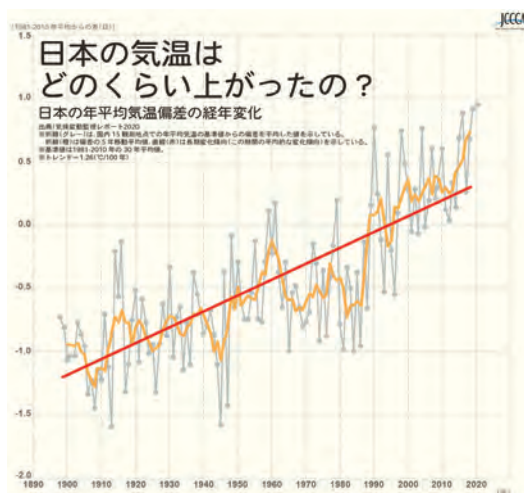


関連する計画等

- 長崎市環境基本計画
- 長崎市地球温暖化対策実行計画



エコライフ・フェスタの様子



日本における年平均気温の経年変化
出典：全国地球温暖化防止活動推進センター (JCCCA)

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対象	意図
だれもが	再生可能エネルギーを地域で創り出し、使っている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること ●自治体新電力「(株)ながさきサステナエナジー」*の設立に伴い、市役所が保有している再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消を推進する体制が構築され、新たな脱炭素化事業を推進する環境が整った。

強み ●再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消に向けた産学官金民による連携が進んでいる。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと ●市民がエネルギー消費を低減させる省エネ設備、製品などの情報に接する機会が少ない。

脅威 ●FIT制度*の変更に伴い、市民や事業者による新規の太陽光発電事業の減少等、太陽光発電設備の普及率が頭打ちになる可能性がある。



III 取組方針

①再生可能エネルギーの地産地消の推進

●自治体新電力「(株)ながさきサステナエナジー」から供給される市所有の太陽光発電及び廃棄物発電により作られた二酸化炭素を排出しないクリーンな電力を活用した、エネルギーの地産地消を推進し、二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、新たな脱炭素化事業を創出することで、地域内資金循環を促し、雇用の創出や地域活性化につながる脱炭素なまちづくりを推進します。

②省エネ設備等の普及促進

●省エネ設備等に関する情報発信及び普及を図り、エネルギー使用の省力化を促進します。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市環境基本計画
- 長崎市地球温暖化対策実行計画



三京メガソーラー



(株)ながさきサステナエナジーの事業スキーム

* 再生可能エネルギー（参照 P29）

* 自治体新電力「(株)ながさきサステナエナジー」自治体新電力とは、自治体が関与する小売電気事業者のこと。脱炭素なまちづくりに向けて、令和2年2月に長崎市が市内民間事業者と共同で設立した会社。

* FIT制度

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の略称。一般家庭や事業者が再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

資源を守り大切にする社会の実現をめざします

廃棄物対策課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
だれもが	ごみ減量・リサイクルに対する意識を高め、資源を守り大切にする社会の形成に取り組んでいる。

めざす姿を達成するための個別施策

D2-1 ごみ排出量の削減とリサイクルを推進します

D2-2 廃棄物の適正処理と処理施設の整備を進めます

成果指標

成果指標	基準値	目標値
1人1日当たりのごみ排出量	971 g (R元年度)	952 g (R7年度)
リサイクル率	13.5% (R元年度)	18.9% (R7年度)

関連するSDGs



三京リサイクルプラザ

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
だれもが	ごみ減量とリサイクルに積極的に取り組んでいる。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - 市民1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にある。
 - 食品ロス*削減を推進する動きが生まれ、ごみ排出削減に繋がっている。
 - ごみの減量や分別に係る市民の活動について、リサイクル推進員*や集団回収活動など組織的な活動が長年続いている。
- チャンス**
 - レジ袋の有料化により、市民の脱プラスチック*の意識が高まっている。
 - SDGs*に繋がる食品ロス削減などの環境に配慮した活動を推進する企業や団体が増加しており、今後も継続した活動が見込まれる。
 - 国により、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する制度改正が進んでいる。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
 - 燃やせるごみの中にまだ食べられる食品やリサイクル可能な古紙が含まれている。
 - 燃やせないごみの中に焼却可能なプラスチック製品やゴム製品が含まれており、埋立処分場の負担となっている。
 - リサイクル推進員*の数が自治会加入者の高齢化等により減少している。
 - 集団回収登録団体の数が年々減少しており、集団回収される古紙や古布が減ってきている。



III 取組方針

① 資源物分別収集の促進

- 市民と行政が一体となったごみの分別と減量を推進するために、リサイクル推進員の配置及び連携を強化し、各地域においてごみ減量を啓発するとともに、集団回収活動のほか、資源物（資源ごみ、古紙、プラスチック製容器包装など）の分別収集を促進します。併せて、国の制度改正を契機としてプラスチック資源の更なる有効活用を図ります。

② ごみ排出量の削減

- 市民及び企業等による4R*の推進を強化し、食品ロス削減の推進など重点を絞った取り組みにより、市民1人1日当たりのごみ排出量の削減を図ります。

関連するSDGs

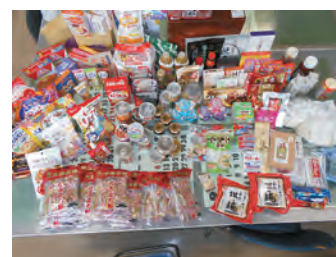


関連する計画等

- 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
- 長崎市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）
- 長崎市環境基本計画
- 長崎市地球温暖化対策実行計画



フードドライブにご協力いただいているようす



フードドライブで集まった食品

* 食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。

* リサイクル推進員

長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第28条に基づき市長が委嘱し、ごみステーションにおける分別や排出マナーの指導等を行う。

* 脱プラスチック

プラスチックごみによる海洋汚染の深刻化を食い止めるため、レジ袋や使い捨てのプラスチック製品の使用をやめたり、製品に使用するプラスチックを他の素材に替えたりする活動を指す。

* SDGs (Sustainable Development Goals) (エスディージーズ) (参照 P9)

* 4R (参照 P29)

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
廃棄物が	適正に処理されている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - 水銀体温計等の拠点回収により、水銀の適正処理に寄与している。
 - カメラによる監視などにより、不法投棄の抑制につながっている。
 - 西工場が平成28年から稼働しているが、民間ノウハウを活用し、設計・建設と維持管理・運営を包括的に委託するDBO方式により安全かつ安定的に稼働している。
 - マットレスなど粗大ごみの解体・再資源化により、処分場の埋め立て残余年数の延長につながっている。
- 強み**
 - 将来的なし尿処理の方法として、し尿等を下水道に投入処理できる可能性がある。
- チャンス**
 - 全国のごみ焼却施設ではDBO方式が主流で、民間事業者による事業実施に関するノウハウが蓄積されている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
 - 処理場へごみを搬入している処理業者の中に、一部不適切な搬入が見られる。
 - 不法投棄は市内全域で発生するため、監視が行き届く場所と行き届かない場所があり、根絶には至っていない。
- 弱み**
 - ごみ焼却施設の東工場が、稼働後、30年以上が経過し、老朽化が進んできている。
 - 下水道の普及や人口減少に伴い、し尿処理量が減少していることから、将来的にし尿処理施設での処理ができなくなり、施設を廃止せざるを得ない。
- 脅威**
 - 世界的に海洋プラスチックごみが問題となっている。



III 取組方針

① 廃棄物の適正処理

- 三京クリーンランド埋立処分場に埋め立てられるごみの再資源化を促進し、埋立処分場の延命化を図ります。
- 水銀体温計等の拠点回収を継続し、ボタン電池のステーション回収と併せ、水銀使用製品の適正回収及び処理を行います。
- ごみ処理について、排出されたごみの適正処理継続とともに、収集・運搬作業の効率化を推進します。
- 市民や廃棄物処理業者等に対し、指導・監視体制の強化を図りながら、適正処理に向けた取組みを推進します。
- カメラ設置位置を精査するなど、生活環境保全上重要な拠点を常時監視し、不法投棄抑制を図ります。

② 処理施設の整備等

- 新東工場の令和8年度の稼働開始に向けて、DBO方式を採用し、効率的で効果的な施設の整備・運営を行います。
- 長崎市公共施設の用途別適正化方針に基づき、し尿等の下水道投入処理について、費用対効果や処理方法を整理し、効率的かつ効果的な処理施設の整備を行います。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
- 長崎市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）
- 長崎市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）
- 長崎市環境基本計画
- 長崎市地球温暖化対策実行計画
- 長崎市災害廃棄物処理計画
- 長崎市上下水道事業マスタープラン



不法投棄対策

D3 豊かな地域環境を守り活かします

環境政策課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
だれもが	豊かな地域環境の保全に取り組んでいる。

めざす姿を達成するための個別施策

D3-1 豊かな自然環境を保ち、自然との共生を図ります

D3-2 大気環境や公共用水域*の水環境などを良好に保ちます

成果指標

成果指標	基準値	目標値
森林整備面積（植林、枝打ち、間伐等）[累計]	—	920ha (R7年度)
ホタル飛翔定点確認割合	97.5% (R元年度)	100% (R7年度)
大気汚染物質、公共用水域の水質及び自動車騒音の環境基準達成率	94.9% (R元年度)	100% (R7年度)

関連するSDGs



ホタル

*公共用水域

水質汚濁防止法第2条で定義されており、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路(下水道を除く)のこと。

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
だれもが	豊かな自然環境の中で、自然と共生している。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること
- 自然環境の整備・保全の取組みや相川休耕田、黒崎永田湿地自然公園、いこいの里及び体験の森等を活用した自然体験イベントの開催により、市民の環境に関する意識向上につながっている。
 - 市有林において、造林木の育成や下層植生*の生育を促進するため、間伐や下刈りなどを実施し、林内の環境を改善した。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと
- 希少動植物の生育環境の確保や外来動植物への適切な対応が不十分である。
- 脅威
- 林業従事者の高齢化や減少、木材価格の低迷等による経営意欲の減退などのため、管理が行き届いていない森林が増加しており、森林の持つ多面的機能*が低下している。



III 取組方針

- ① 自然環境保全及び共生の機会創出
- 市民や関係団体等と連携し、自然環境保全に取り組むとともに、市内に存在する自然を活かし、多くの市民が自然や生物多様性の価値、恩恵を学び、自然とふれあう機会の創出を図ります。
- ② 森林の整備及び利用の促進
- 森林の持つ多面的機能を発揮させるため、適切な管理が必要な森林の整備促進及び利用促進を図ります。
- ③ 豊かな生態系の保全
- 希少動植物の生育環境の確保や外来動植物への適切な対応についての市民への周知・啓発を図り、豊かな生態系の保全に努めます。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市環境基本計画
- 長崎市地球温暖化対策実行計画



ニホンアカガエル(希少種)



アカミミガメ(外来種)

* 下層植生
低木などからなる地表面を覆う植物のまとまりのこと。

* 森林の持つ多面的機能（参照 P89）

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対象	意図
大気や水質など 身近な環境上の条件が	理想的な水準に保たれている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること ● 河川のBOD*や海域のCOD*が水質汚濁に係る環境基準を達成している。
- 強み ● 汚水処理人口普及率*が全国平均値を上回っており、高い値となっている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと ● 光化学オキシダント*が大気汚染に係る環境基準を超過している。
- 弱み ● 長崎市は日本列島の西端に位置しており、大陸からの越境汚染物等の外的要因の影響を受けやすい。
- 長崎の地形的特徴から幹線の道路網が平地部に集中しやすく、自動車騒音の環境基準達成率が比較的低い。



III 取組方針

①環境基準達成率の向上

- 水質の環境基準達成を維持しつつ、大気汚染や自動車騒音の環境基準達成率を向上させる施策を講じます。

②大気環境の保全

- 光化学オキシダント生成原因物質の一つである二酸化窒素や非メタン炭化水素を削減するため、自動車排気ガス抑制のための施策の継続を図ります。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市環境基本計画
- 長崎市地球温暖化対策実行計画

汚染物質	SO2	NO	NO2	NOx	CO	Ox	PM10	PM2.5	SPM	PM2.5	WS	WS
小学校	0.009	0.014	0.023		0.027		0.001	+	Caln	0.1		
長崎駅前	0.001	0.001	0.003	0.004	0.035		0.009	S	N	2.4		
長崎駅前	0.015	0.010	0.025	0.4	0.00	2.07	2.07	0.009				
庁内	0.000	0.000	0.003	0.003	0.036	0.05	1.97	2.02	0.009	1	NNW	1.9
長崎駅前	0.001	0.004	0.005		0.035			0.006	B	N	4.6	
中央通	0.016	0.012	0.028		0.13	2.03	2.16	0.013				

長崎市の大気環境状況（ホームページ）



PM2.5自動測定器（小ヶ倉）

* COD (Chemical Oxygen Demand)
化学的酸素要求量。水の汚濁の状況を、水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で分解するときに消費される酸素の量で表し、海域及び湖沼の代表的有機汚濁の指標とされている。数値が高いほど、汚濁が進んでいることを示している。

* BOD (Biochemical Oxygen Demand)
生物化学的酸素要求量。水の汚濁の状況を、水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって分解されるとき

に必要とされる酸素の量で表し、河川の代表的有機汚濁の指標とされている。数値が高いほど、汚濁が進んでいることを示している。

* 汚水処理人口普及率
汚水処理人口とは、下水道、集落排水などの汚水処理施設を利用できる人口と浄化槽を利用している人口を加算した値で、行政人口に対する汚水処理人口の割合を汚水処理人口普及率として算出し、汚水処理施設の普及状況の指標としている。

* 汚水処理人口普及率=（汚水処理人口/行政人口）×100

* 光化学オキシダント
大気中の窒素酸化物や炭化水素類に太陽の紫外線が作用して生成される酸性物質の総称。光化学スモッグの原因となる。

D4 環境意識・行動の定着を図ります

環境政策課

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
だれもが	環境に対する当事者意識を持ち、環境行動を実践している。

めざす姿を達成するための個別施策

D4-1 環境に対する当事者意識の醸成を図ります

D4-2 環境行動を促し、生活様式として定着させます

成果指標

成果指標	基準値	目標値
環境活動に参加した市民の割合	37.8% (R 2年度)	48.0% (R 7年度)

関連するSDGs



親子環境教室



田植えボランティア活動（ペンギン水族館）

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
だれもが	あらゆる世代で環境を学び、当事者としての環境意識を持っている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること
- 小中学校では、学校教育を中心とした環境教育の仕組みの整備が進み、学ぶ機会の確保につながっている。それ以外の世代でもより身近なごみの減量・分別などから意識向上が図られている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと
- 学校教育の総合学習において、より深い環境学習を実施できるよう、現在まで一定支援事業等の周知を行ったが、既に各校独自に授業計画を立てているため、新規の環境学習時間を増やすことが厳しい状況にある。
 - 環境学習の対象が学校教育を中心とした仕組みとなっており、多世代、特に高校生や大学生、社会人などを対象としたものが少ない。また、リーダーとなる人材の育成ができていないことから、地域で行う環境教育の広がりが不十分である。
 - 外部講師による体験活動を実施することで理解が深まると考えられるが、学校の既存のカリキュラムと外部講師を招聘した新たな授業の調整が難しい。



III 取組方針

- ①幅広い世代への環境教育・啓発の促進
 - 多様な世代へのアプローチを行い、幅広い世代において環境意識の醸成を図ります。
- ②環境教育の次世代を担うリーダーの育成
 - 様々な主体において環境学習のリーダーとなる人材の育成を図ります。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市環境基本計画
- 長崎市地球温暖化対策実行計画



学校講座(フィールドワーク)



学校講座(校内)

2025年度にめざす姿（ななが、どうなっている）

対 象	意 図
だれもが	自発的な環境行動を実践している。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること
- 市民環境行動の推進役である「サステナプラザながさき*」を中心として、市民ネットワーク「ながさきエコネット*」と連携、協力しながら既存のイベントを活用し、「ながさきエコライフ*」の取組みの浸透と拡大を図っている。
 - 市民・事業者・行政等が協働して地域への植栽等の緑化活動に参加することを通して、当事者としての環境意識の醸成を図り、緑豊かな潤いのあるまちづくりに寄与している。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと
- 取組みや周知方法が恒常化していることや、市民環境行動の推進役である「サステナプラザながさき」の認知が進んでいないこともあり、新たな層の掘り起こしが十分でない。
 - 緑化活動に関係する市民の割合が約39%（H30市政モニター調査結果）であり、特に年代が低くなるほど割合が低い傾向にある。



III 取組方針

① 自発的な環境行動の推進

- 「サステナプラザながさき」を中心として、多様な主体が、様々な分野で環境行動を実践できるよう、「ながさきエコライフ」の取組みの浸透と拡大を図ります。

② 環境行動の次世代を担うリーダーの育成

- リーダーとなる人材の育成や新たな層の掘り起こしにつながる取組みを行うことで、幅広い市民による環境行動につなげていきます。

③ 環境行動に向けた周知・広報の推進

- 環境活動について、若い世代を含め幅広い世代を対象とし、積極的にSNS*等を活用することで、更なる周知に努めます。
- リーフレットの配布や、広報ながさきおよび市HPを積極的に活用し、企業・団体等へアプローチを行います。
- 生活スタイル、季節感・活動場所、時間、ターゲットに合わせた、講座メニューやキーワードを設定して効果的に実施する等、環境活動に関係する場の増設を行います。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市環境基本計画
- 長崎市地球温暖化対策実行計画



市民連携フォーラム

* サステナプラザながさき

地球温暖化対策の推進に関する法律第38条の規定に基づき指定した長崎市地球温暖化防止活動推進センターのこと。地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けることなど、法第38条第2項に規定する事業を実施している。

* ながさきエコネット

家庭や団体、自治会、学校、職場などでグループをつくり、日常生活や日頃の活動、仕事の中でできる具体的な温暖化防止の行動と目標を掲げ、メンバーとなって実践するもの。また、その活動の輪を広げていくこととするもの。

* SNS（Social Networking Service）
（参照 P16）

* ながさきエコライフ

地球環境への負荷が少ない地球にやさしい生活スタイルのこと。市独自の取組みとして、環境行動を実践するためのきっかけづくりのイベントである「ながさきエコライフ・フェスタ」、フェスタ当日から1週間、市民が家庭や職場等で自ら環境行動を実践する取組みとして「ながさきエコライフ・ウィーク」、継続的な環境行動の実践として市民ネットワーク「ながさきエコネット」がある。この3つの取組みを「ながさきエコライフ」の取組みという。

E

まちづくりの方針

私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします

E1

基本施策

地域の連携・協力を促進し、防災体制の充実を図ります

個別施策

E1-1 都市の防災機能向上を図ります

E1-2 消防力を充実します

E1-3 市民の防火・防災力向上を図ります

E2

基本施策

犯罪、交通事故のない地域づくりを進めます

個別施策

E2-1 地域の防犯、交通安全活動を推進します

E2-2 犯罪被害、交通事故の相談・支援体制の充実を図ります

E3

基本施策

安心できる消費生活環境をつくります

個別施策

E3-1 消費者トラブルから市民を救済します

E3-2 消費者被害を防止します

E4

基本施策

暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します

個別施策

E4-1 安全で暮らしやすい場所に、居住及び都市機能を誘導・維持します

E4-2 住環境を改善し生活利便性の向上を図ります

基本計画で定めた各種施策を達成するための具体的な事業計画を示した「実施計画書」はこちら



E5

基本施策

安全・安心で快適な住環境をつくります

個別施策

E5-1 多様な住まいの選択肢を提供します

E5-2 安全で安心な民間住宅・建築物の普及を促進します

E6

基本施策

車や公共交通による移動の円滑化を図ります

個別施策

E6-1 良好な道路ネットワークを形成します

E6-2 公共交通を維持します

E7

基本施策

安全・安心で快適な道路・公園をつくります

個別施策

E7-1 だれもが安全・安心で快適に利用できる道路をつくります

E7-2 だれもが安全・安心で快適に利用できる公園をつくります

E8

基本施策

水道水を安定して供給し、下水を適正に処理します

個別施策

E8-1 いつでも安心な水を市民に届けます

E8-2 汚水と雨水を適正に処理し、健全な水環境を守ります

地域の連携・協力を促進し、防災体制の充実を図ります

防災危機管理室

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対象	意図
だれもが	災害の被害を受けることなく、安全・安心に暮らしている。

めざす姿を達成するための個別施策

- E1-1 都市の防災機能向上を図ります
- E1-2 消防力を充実します
- E1-3 市民の防火・防災力向上を図ります

成果指標

成果指標	基準値	目標値
自主防災組織*活動カバー率	69.3% (R 2年度)	76.8% (R 7年度)
火災発生件数 [暦年]	80件 (R 2年)	70件 (R 7年)
防火防災に関する訓練等の件数	3,381件 (R 元年度)	4,000件 (R 7年度)

関連するSDGs



* 自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
都市の防災機能が	整備され有効に機能している。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - 宅地のがけ災害対策費補助金制度*により、崩壊したがけの早期復旧又は崩壊を未然に防ぐ工事を促している。
- 強み**
 - 地形的な特性で、市内の河川延長は比較的短く、港湾等への流下時間も短いことから、大きな河川断面を要しない。また、長崎市の河川は掘り込み河川*となっていることから、築堤護岸*の決壊に伴う災害が発生していない。昭和57年の長崎大水害以降は一定、市内の河川整備が進んでいる。
- チャンス**
 - 激甚化する災害への対策として、国土強靱化のための防災・減災対策が重点的・集中的に進められていることから、急傾斜地崩壊対策事業*への補助金が増化傾向にあり、事業の進捗が図れている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
 - 二級河川江川川及び大井手川については、必要な河川断面を確保するための事業用地の取得や建物の移転補償等に時間を要し、整備期間が長期化している。
 - 急傾斜地崩壊対策事業について、要望者は関係地権者の同意を得て申請する必要があるが、地権者の所在が不明なこと等からその同意が得られないことがある。
- 脅威**
 - 斜面地においては、住宅地の石垣などが年々老朽化するとともに、近年の局地的な豪雨などがもたらす災害が、全国的に頻発化・激甚化している。



III 取組方針

- ① 宅地のがけ災害対策**
 - 市民の安全・安心な生活環境を確保するため、宅地のがけ災害対策を促進します。
- ② 河川整備**
 - 施行中の二級河川2河川の整備を進め、断面不足等に伴う河川災害発生リスクの解消を推進し、防災性の向上を図ります。
- ③ 急傾斜地崩壊対策**
 - 急傾斜地崩壊対策事業への予算確保に努めるとともに、地元の要望に係る申請作業の支援を行います。

関連するSDGs



急傾斜地崩壊対策事業

関連する計画等

- 長崎市国土強靱化地域計画

* 宅地のがけ災害対策費補助金制度

個人が所有する宅地等のがけ面において、崩壊したがけの早期復旧又は崩壊を未然に防ぐ工事を促し、安全で快適な住まいとまちをつくるため、その対策工事に要する費用の一部を助成するもの。

* 掘り込み河川

一般的な河川の形態。堤防がない河川で、想定した雨量による水位より宅地の地盤面が高くなっている河川。

* 築堤護岸

堤防がある河川の護岸で、地面より土を高く盛り、岸辺や海岸の住宅を守る為の施設。

* 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命・身体を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じる事業。

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
消防と地域が	ともに災害に強い体制を整えている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくい
ていること

- 火災発生件数は減少傾向であり、ここ数年間は100件を下回っている状況にある。
- 住宅用火災警報器の設置により、10年間で全焼割合が約5割、死者数が約6割それぞれ減少している。
- 全国的に消防団員は減少しているが、長崎市の消防団員の充足率は概ね90%を維持している。
- 毎年、消防職員及び消防団員による一般家庭への防火訪問などにより、市民の防火意識の向上につながっている。
- 令和2年度に総合消防情報システム*を更新し、通信指令体制の充実が図られている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくい
ていないこと

- 住宅火災での火災死者数のうち、高齢者の占める割合が高い状況である。
- 住宅用火災警報器が、未設置の住宅があることや、設置から約10年が経過し交換の時期に来ている警報器の交換が進んでいない状況がある。
- 人口減少や就業構造の変化などから、消防団の新規入団者の確保が年々難しくなっている。

脅威

- 大規模な災害や自然災害など、消防需要が複雑多様化している。



III 取組方針

① 火災予防対策の推進

- 市民防火組織等の各種団体と連携しながら、特に高齢者を火災から守るための方策に重点を置き、火災予防対策を推進します。
- 設置後10年が経過する住宅用火災警報器の交換を推進するため、あらゆる広報媒体を活用して周知啓発を行うとともに、防火防災訓練等の機会を通じて機器の設置又は本体交換を含めた維持管理の働きかけを行います。
- これまで管内で発生した火災の原因を分析し、今後の火災予防対策に活用する取組みを行います。

② 消防団員の確保

- 消防団活動の広報を行いながら、地域や関係団体と連携して消防団員の確保に取り組みます。
- 消防団協力事業所*の認知度をあげ、消防団員が活動しやすい環境づくりに努めます。

③ 消防体制の充実

- 各種災害に備えるため、消防施設や車両、資機材の充実を図り、高度な知識や技術を有する消防職員及び消防団員を育成します。

* 総合消防情報システム

119番受報から消防隊出動までを迅速に行う高機能消防指令管制システム、消防が管理する情報を災害活動に活かす消防情報支援システム及び大規模災害時に全部局が連携した対応を可能とする防災情報システムの3つのシステムを一体化したものを。

* 消防団協力事業所

次の要件のいずれかに該当し、認定を受けた事業所。
①就業期間中に消防団活動を行うことについて理解を得られ、かつ2人以上の消防団員が在籍している事業所。
②災害時等に消防団への資機材の提供や訓練場所を提供するなど活動協力が得られる事業所。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市地域防災計画
- 長崎市国民保護計画
- 長崎市国土強靱化地域計画



消防団員募集活動



重機による訓練

2025年度にめざす姿（なが、どうなっている）

対 象	意 図
だれもが	自発的に災害に対応できるようになっている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - 全ての自治会に働きかけを行い、防火防災訓練が実施されたことで地域の防火防災力の向上につながっている。
- 強み**
 - 地域と市が連携した避難所運営を行うことにより、安心して迅速に自主避難ができる仕組みがある。
- チャンス**
 - アプリやSNS*など多様な手段で気象情報や避難情報を取得できる仕組みがある。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
 - 激甚化する自然災害への安全対策として、迅速な避難所の開設が求められている。
 - 高齢化や継続的な活動が困難などの理由から地域防災活動の担い手が不足しているため、自主防災組織*活動カバー率が低い。
 - 防災行政無線以外の防災メールやSNS等による情報伝達手段について認知度が低い。
 - 土砂災害・浸水・津波の警戒区域内に位置する要配慮者*利用施設は避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されているが、全ての対象施設に浸透していない。
- 脅威**
 - 人口減少や高齢化により、自治会単位での防火防災訓練の参加者が減少している。
 - 災害が頻発化・激甚化しており、全国的に被害が発生している。



III 取組方針

① 自助・共助の意識の醸成

- 自治会単位で結成している自主防災組織に限らず、地域コミュニティ連絡協議会*を単位とした防災組織の結成を促進します。
- 地域防災力の向上と自主防災組織の活性化を図るため、市民防災リーダー*、ながさき防災サポーター*を養成します。
- 消防団が中心となって行う防火防災訓練の実施を促進します。
- 市民防火組織に対し防火防災訓練への積極的な参加を働きかけます。

② 自助・共助・公助が一体となった避難所運営の推進

- 自助・共助・公助の精神のもと、互いに連携した避難所運営を行うため、地域と連携した避難所を推進します。

③ 情報伝達・防災啓発の充実

- 様々な情報伝達手段を用いるとともに、市民が情報を取得しやすくなるように周知活動を行います。
- 要配慮者利用施設に対して避難確保計画の作成を促すとともに、計画に基づいた避難訓練の指導・助言を行います。

* SNS (Social Networking Service) (参照 P16)

* 自主防災組織 (参照 P119)

* 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する方

* 地域コミュニティ連絡協議会 (参照 P37)

* 市民防災リーダー

市民防災リーダー養成講習を受講し、地域の防災力向上を図るため、地域防災の推進役として活動する方

* ながさき防災サポーター

ながさき防災サポーター養成講習を受講し、市民等の防災意識の普及啓発に努める方

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市地域防災計画
- 長崎市国民保護計画
- 長崎市国土強靱化地域計画



避難所運営訓練



地域防災マップづくり



避難所の開設・混雑状況が確認できるパカンマップス

E2 犯罪、交通事故のない地域づくりを進めます

自治振興課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	犯罪、交通事故にあうことなく、安全・安心に暮らしている。

めざす姿を達成するための個別施策

E2-1 地域の防犯、交通安全活動を推進します

E2-2 犯罪被害、交通事故の相談・支援体制の充実を図ります

成果指標

成果指標	基準値	目標値
人口10万人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率）〔暦年〕	295件 (R元年)	191件 (R7年)
長崎市を犯罪の少ないまちであると感じる市民の割合	87.8% (R元年度)	90.0% (R7年度)
交通事故死者数及び重傷者数〔暦年〕	114人 (R2年)	84人 (R7年)

関連するSDGs

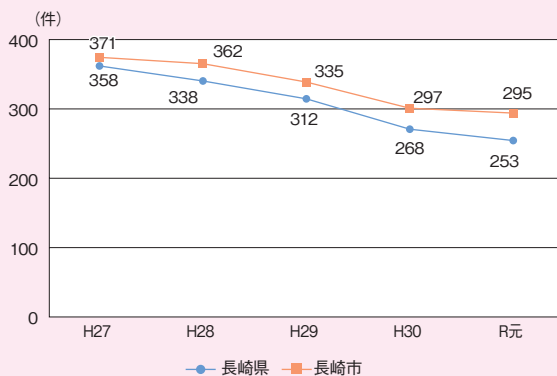


交通安全キャンペーン



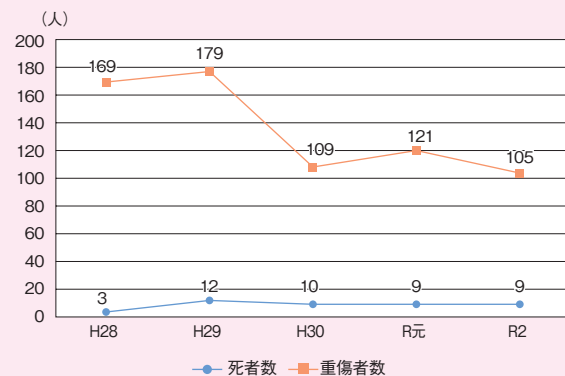
交通安全教室

人口10万人当たりの刑法犯認知件数



資料：第4次長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画、長崎県警察本部提供

交通事故死者数及び重傷者数



資料：長崎県警察本部提供

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
地域が	自主防犯・交通安全意識を高め、活動を推進している。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 長崎市の犯罪発生件数や交通事故発生件数は減少傾向にある。
- 関係機関と連携した様々な取組みにより、市民や事業者の意識が高まり、地域における自主防犯・交通安全活動の担い手が出てきたところもある。
- 子どもを守るネットワーク*の活動として、全小学校区において、年間を通じ、パトロール、情報交換会が実施されることで、子どもたちを見守る体制ができています。
- 少年補導委員*が補導活動を行うとともに、少年への声かけにより、その健全育成と非行防止が図られている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 高齢化や後継者不足により地域における自主防犯・交通安全活動の維持や拡大が難しい状況にある。
- 刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合が増加している。

脅威

- 犯罪、交通事故発生件数は減少しているものの、依然として犯罪、交通事故、市民の安全を脅かす事案が発生している。
- 高齢化の進展に伴い、高齢者の犯罪被害や交通事故被害が懸念される。
- 全国的にSNS*での被害が多発しているなど子どもに対して目を配るべき要素が増えてきている。



III 取組方針

① 防犯・交通安全意識の啓発

- 関係機関と連携して防犯・交通安全意識の啓発に取り組みます。特に援護が必要な高齢者や子どもに配慮した啓発活動に努めます。

② 防犯・交通安全活動の推進

- 自主防犯・交通安全活動への協力、支援を行います。
- 子どもを守るネットワーク活動への支援を行い、子どもの見守り活動を推進します。
- 少年補導委員の活動を支援し、青少年の非行防止を推進します。
- 刑を終了した者の社会復帰の支援等、再犯防止活動を推進します。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市安全・安心まちづくり推進条例
- 長崎市安全・安心まちづくり行動計画
- 長崎市交通安全計画



交通指導員の活動状況



子どもを守るネットワーク



青色回転灯防犯パトロール

* 子どもを守るネットワーク

子どもたちが、安全かつ安心して過ごすことのできる住みよいまちづくりのため、地域の力を結集して社会全体で子どもたちを守っていくとするネットワーク。

* 少年補導委員

少年の健全育成や非行防止のために街頭補導を行い、「愛の一声」の声かけ等を行う者。一般市民等、市長が委嘱した者。

* SNS (Social Networking Service) (参照 P16)

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	犯罪被害や交通事故に関する不安やトラブルを早期に解決できている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 令和3年4月1日に「犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等に寄り添った支援施策を総合的かつ計画的に推進する体制が整った。
- 多様化している市民の不安、トラブルに対し、各種専門機関により様々な相談・支援体制が設けられている。

チャンス

- 国において「性犯罪・性暴力対策の強化の方針（令和2年6月11日関係府省会議決定）」が示され、令和2年度から令和4年度までを「集中強化期間」とし、性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組みや被害者支援の強化が行われている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

脅威

- 依然として犯罪等は発生しており、被害者の生命、身体、財産への直接的な被害だけでなく、その家族などにも精神的な苦痛や経済的な損失を与えている。
- 性犯罪等の被害では、被害者本人が相談などをしにくいいため、表面化しにくい。



III 取組方針

① 相談体制の充実

- 市民が抱える不安やトラブルを早期に解決できるよう、関係機関との連携強化を図り、相談体制の充実・強化を図ります。

② 支援体制の充実

- 犯罪被害者等に対しては、犯罪被害者等支援の総合相談窓口の設置、関係機関との連携強化などにより、支援体制の充実を図ります。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市犯罪被害者等支援条例
- 長崎市安全・安心まちづくり推進条例
- 長崎市犯罪被害者等支援計画
- 長崎市安全・安心まちづくり行動計画

E3 安心できる消費生活環境をつくります

消費者センター

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	安心して安全に消費生活を営んでいる。

めざす姿を達成するための個別施策

E3-1 消費者トラブルから市民を救済します

E3-2 消費者被害を防止します

成果指標

成果指標	基準値	目標値
消費生活相談窓口の認知度	78.8% (R 2年度)	83.1% (R 7年度)
消費者トラブルにあわないように注意している市民の割合	89.8% (R 2年度)	94.9% (R 7年度)

関連するSDGs



2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	消費者トラブルから救済されている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- プライバシーに配慮した個別の相談室において、専門的知識を有する相談員が対応することにより市民が安心して相談できる環境が整っている。
- 弁護士相談により、法的見地から相談事案への解決策を講じることができる。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 高齢者の消費者被害の相談件数が増加している。

脅威

- 消費を取り巻く環境の変化に伴い、消費者トラブルがますます多様化・複雑化している。



III 取組方針

- 相談員の継続的な配置とスキルアップ
専門的知識を有する消費生活相談員を配置し、専門的な研修により相談対応のスキル向上に努め、相談に適切に対応します。
- 弁護士相談による法的アドバイスの活用
消費生活相談員だけでは対応が困難な相談事例については、弁護士からの法的アドバイスを活用して、消費者トラブルの解決を図ります。
- 関係機関との連携強化
高齢者等を見守る仕組みとして新たに設置した長崎市消費者安全確保地域協議会*を適切に運用することにより関係機関との連携を強化し、消費者トラブルの未然防止・早期解決を図ります。

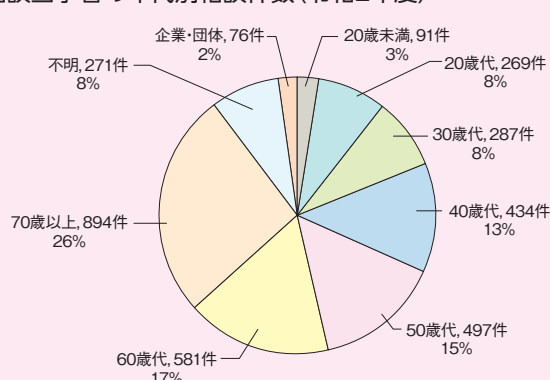
関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎県消費者基本計画
- 長崎市消費生活条例

相談当事者の年代別相談件数（令和2年度）



* 長崎市消費者安全確保地域協議会

消費者安全法第11条の3第1項に定める協議会で、高齢者や障害者その他消費生活上特に配慮を要する消費者（要配慮消費者）の見守り活動等を行う各団体と消費者センターで構成されるネットワーク。長崎市では令和3年1月26日に設立した。

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	消費者被害についての知識をもつとともに、社会や環境のことも考えた消費行動を行っている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
- 市内の多くの高等学校で消費者教育の機会がもてている。
 - 高齢者等を見守るための関係機関とのネットワークが確立されつつある。
- チャンス**
- 成年年齢引下げにより、学校等における消費者教育の気運の高まりが期待される。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
- 働く世代において、出前講座等消費者教育の機会づくりができていない。
 - 消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう、その自立を支援することが重要にもかかわらず、消費者トラブルの周知にとどまっている。
 - インターネットに不慣れな高齢者がまだ多く、ホームページ等迅速な注意啓発の情報伝達が難しい。
- 脅威**
- 悪質商法の手口が多様化・複雑化している。
 - 成年年齢引下げにより、若年層が消費者被害にあうリスクが高まる。



III 取組方針

①消費者教育の充実

- 消費者の自立を支援するため、消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」への理解を深め、消費者被害や私たち一人ひとりの消費行動が、社会や経済、環境等にどのような影響を与えるかを考える消費者教育を実施します。

②迅速な情報提供

- ホームページや関係機関とのネットワーク等を活用し、緊急情報を素早く市民に届けます。

③関係機関と連携した高齢者等の見守り

- 関係機関と連携し、高齢者等消費生活上特に配慮を要するかたの見守りを実施します。

関連するSDGs



若年者の消費者教育

暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します

都市計画課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対象	意図
各地区の市街地が	コンパクトにまとまり、安全で暮らしやすくなっている。

めざす姿を達成するための個別施策

E4-1 安全で暮らしやすい場所に、居住及び都市機能を誘導・維持します

E4-2 住環境を改善し生活利便性の向上を図ります

成果指標

成果指標	基準値	目標値
各地区が住みやすいと思う市民の割合	72.9% (R元年度)	75.5% (R7年度)

関連するSDGs



将来都市構造図

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	居住及び都市機能が集約された各地区の市街地で安全・快適に暮らしている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 西九州新幹線（武雄温泉・長崎間）、長崎駅周辺土地区画整理事業、JR長崎本線連続立体交差事業の整備が進み、松が枝国際観光船埠頭2バース*化が事業化されるなど、陸・海の玄関口や都市基盤の整備が進んでいる。
- 長崎自動車道及び国道34号の4車線化が進捗し、長崎外環状線（新戸町～江川町）が事業化、長崎南北幹線道路*が事業化に向けて検討されるなど、道路・交通ネットワークの整備、検討が進んでいる。

チャンス

- 都市の魅力向上に向けて、長崎スタジアムシティプロジェクト*、浜町地区再開発事業など、官民連携した施設整備、検討が進んでいる。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

弱み

- 都心部・都心周辺部は市内の貴重な平坦地であり、都市基盤や都市の魅力を向上させる施設などが充実する一方で更に地価が上昇し、居住及び都市機能を誘導・維持しにくくなる恐れがある。

脅威

- 長崎市では人口減少が著しく、特に若い世代の流出が深刻な状況にあり、定住人口が確保できず、市民生活に不可欠な都市機能（生活利便施設や行政機関）が維持できなくなる恐れがある。



III 取組方針

①都市計画の見直し

- 「ネットワーク型コンパクトシティ長崎*」の実現に向けて、安全で暮らしやすい場所に、少しでも多くの住宅やオフィス、店舗などが立地しやすい環境を整えるため、更なる都市計画の見直しに取り組みます。

②定住の促進

- 定住促進に向けて、既存インフラの有効活用が可能など一定の条件を満たす市街化調整区域*において「住む場所」を確保できるよう、地区計画制度*の運用基準づくりに取り組みます。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市都市計画マスタープラン
- 長崎市立地適正化計画

* 2バース化（参照 P23）

* 長崎南北幹線道路

起点の長崎市田上から終点の時津町に至る計画延長約15kmの高規格道路（高速自動車国道等と一体となって自動車高速交通網を形成する自動車専用道路、もしくは同様の規格を有する道路）のこと。

* 長崎スタジアムシティプロジェクト（参照 P23）

* ネットワーク型コンパクトシティ長崎（参照 P18）

* 市街化調整区域

都市計画区域内において、市街化を抑制すべき区域として定めた区域。

* 地区計画制度

都市計画法に基づき、土地利用や建物の形態などのルールを住民の同意により独自に定めることができる制度。

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
各地区の市街地が	住環境の改善が図られ、住みやすくなっている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 地域住民の日常生活に利用される生活道路がより良く整備されたことで、整備道路沿線の建替え等、土地利用促進に繋がっている。
- 生活道路の拡幅などにより、自家用車やタクシー、福祉や緊急車両等の進入が可能になり、生活利便性の向上や防災性の向上が図られている。
- 東長崎地区において土地区画整理事業や都市基盤施設整備事業*による生活道路や公園の整備が進んだことで、良好な住環境が創出されている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 道路等の整備に伴う用地取得に時間を要し、計画から整備までに長い期間を要している。

弱み

- 生活利便性が悪いなどの理由により、斜面市街地の人口減少、高齢化が著しく進んでいる。

脅威

- 斜面市街地の空き家が増加しており、防災・景観等の面で生活環境に影響を及ぼしている。



III 取組方針

① 住環境の改善・防災性の向上

- 急速な人口減少と高齢化に対応するため、斜面市街地再生事業*による着手済み路線の早期完成に努めるとともに、「車みち*整備事業」などの即効性・実現性の高い事業により、住環境の改善と防災性の向上の推進に取り組む。

② 都市基盤の整備

- 東長崎地区において土地区画整理事業の早期完成や都市基盤施設整備事業の推進による道路・公園の整備を精力的に進め、さらなる住環境の改善を図る。

関連するSDGs

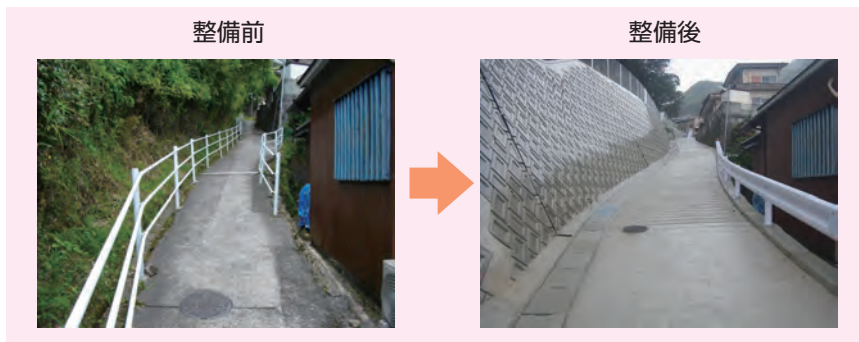
11

住み続けられるまちづくりを



関連する計画等

- 長崎市都市計画マスタープラン



車みちの取組み事例

* 都市基盤施設整備事業

東長崎地区土地区画整理事業廃止区域において、良好な居住環境の創出を図るため、道路や公園の都市基盤施設の整備を行う事業。

* 斜面市街地再生事業

道路などの生活基盤施設が不足している斜面市街地において、防災性の向上と居住環境の改善を図るため、主に生活道路の整備を進める事業。

* 車みち

斜面市街地において、今ある道路を活かしながら、階段をスロープ化したり、道幅を少し広げたり、地域と協力しながら、地域の実情に応じた様々な工夫により、車が通れるように整備する道路。

E5 安全・安心で快適な住環境をつくります

住宅課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	それぞれの地域で、安全・安心・快適に住み続けている。

めざす姿を達成するための個別施策

- E5-1 多様な住まいの選択肢を提供します
- E5-2 安全で安心な民間住宅・建築物の普及を促進します

成果指標

成果指標	基準値	目標値
住みやすいと思う若年（満39歳以下）の市民の割合	71.0% (R 2年度)	76.0% (R 7年度)
戸建て住宅の認定長期優良住宅*の戸数	236戸 (R 2年度)	261戸 (R 7年度)

関連するSDGs



* 認定長期優良住宅

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための維持保全計画及びその措置が講じられた優良な住宅として行政の認定を受けて建築した住宅。

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	希望する住まいに安心して住んでいる。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - 住宅リフォーム補助金制度*により、住宅の改善・性能向上が進んでいる。
 - 市営住宅入居者募集における子育て世帯の優先枠及び定期借家制度*の設定により子育て世帯への支援が進んでいる。
 - 市営住宅の入居要件緩和により、単身の新規就労者（満30歳未満）や移住者が、市営住宅に入居できるようになっている。
- 強み**
 - 平坦地、斜面地、半島部、島しょ部など、歴史や伝統、豊かな自然に支えられた多様な住環境に恵まれている。
- チャンス**
 - 都市部等からの移住の機運が高まっており、移住者等が求める住宅を供給することで、人口増につながる可能性がある。
 - 情報通信の環境整備により、テレワーク*ができるようになり、居住する場所を問わない多様な働き方が可能となっている。

II うまくいないこと、弱み、脅威

- うまくいないこと**
 - 高齢者が住み慣れた地域で住み続けられるような住宅改修の支援や、住み続けることが困難になった場合の地域における高齢者向けの住宅等に安心して住み替えられるようなしくみが十分に整っていない。
 - 移住者数は増えているものの人口減少の緩和にまではつながっておらず、移住者などへ空家等の住宅情報の発信が十分でない。
- 弱み**
 - 民間賃貸住宅の家賃が高い、新築したいが希望する住宅用地がないなど、住宅に関して若者や子育て世帯が希望する環境が整っていない。
 - 高齢者や外国人等の住宅確保要配慮者*が安心して住み続けられるような民間住宅が少なく、また、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるしくみが整っていない。
- 脅威**
 - 若者や子育て世帯の人口流出が続いている。



III 取組方針

- ①若者・子育て世帯が安心して暮らせるしくみづくり**
 - 若者や子育て世帯などの市営住宅への入居支援を行います。
 - 市民や企業等と協力し、若い世代の住環境の改善を図ります。
- ②高齢者が安心して住み続けられるしくみづくり**
 - 高齢者が住み続けるためのリフォーム支援や、サービス付き高齢者向け住宅*の登録を推進します。

* 住宅リフォーム補助金制度

住宅のバリアフリー化、省エネ化等による居住環境の改善及び若手技能者の育成と技術の継承を図ることを目的とし、市内に本社がある法人等に発注する改修工事に要する費用の一部を補助する制度。

* テレワーク（参照 P80）

* 定期借家制度

契約期間の満了により更新されることなく、確定的に建物の賃貸借契約が終了する制度。

* 住宅確保要配慮者

高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅確保に特に配慮を要する者。

* サービス付き高齢者向け住宅

平成23年の「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正により創設された、安否確認や生活相談等のサービスを提供し、バリアフリー構造など一定の居住環境を備えた高齢者等が安心して住むことができる住宅。

③ 移住者の定住促進

- 移住者への住宅探し・住宅改修の支援や、住宅情報の発信を行います。

④ 住宅確保要配慮者が入居できる民間住宅や公的住宅の確保

- セーフティネット住宅*の登録を進めます。
- 市営住宅の管理戸数の適正化と、建替・改修を推進します。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市住生活基本計画
- 長崎市公営住宅等長寿命化計画
- 長崎市公共施設マネジメント基本計画



市営住宅住戸改善

* セーフティネット住宅

新たな住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度において、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された住宅。

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	安全で安心な住まいで暮らしている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 周囲に悪影響を与えている老朽化した危険な空き家は、改善指導を行うとともに、除却費補助等の活用を促し、一定、除却が進んでいる。
- 民間建築物は、福祉関連施設等の関連部局との合同調査及び連携した指導、また、特殊建築物*の定期報告*により、施設の適正管理が図られている。

チャンス

- 都市中心部において、民間分譲マンションの建設が進み、質の高い住宅が供給されている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 既存住宅の耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化など、質の高い住宅ストックへの更新が進んでいない。
- 人口及び世帯数の減少により空き家の増加が見込まれるが、地域における定住対策や移住促進、他用途での利用など、地域の状況やニーズに対応した空き家の利活用が進んでいない。
- H28法改正により対象となった小規模テナントビルにおける特殊建築物の定期報告の提出率が低く、制度の周知と防災意識の啓発が進んでいない。
- 依然として旧耐震構造の建物が多く、耐震化が進んでいない。

脅威

- 人口及び世帯数の減少や相続問題により空き家・空地が増加し、周辺へ悪影響を与える特定空家等*、老朽危険空き家*の増加が見込まれる。
- 老朽化が進むマンションの修繕が進んでおらず、適正管理の必要性が増大している。



III 取組方針

① 質の高い住宅ストックへの更新

- 長期優良住宅認定制度*や低炭素建築物認定制度*などの周知により、良質な住宅ストックの形成と、住宅・建築物における脱炭素社会*に向けた省エネ対策等を推進します。

② 老朽危険空き家の除却と空き家・空き地の利活用の推進

- 市民が安心して暮らせるよう、老朽危険空き家の除却及び特定空家等の改善を促進します。
- 空き家・空き地情報バンク*の登録を推進します。

③ 特殊建築物の適正管理の促進

- 多数の市民が利用する特殊建築物の安全性を確保するために、防災査察等における定期報告制度の周知、防災意識の啓発を行い、適正管理を促進します。

④ 住まい・宅地とまちの防災性の向上

- 内外装等のリフォームの取組みに併せた耐震改修工事を促すなど、耐震化の実施を促進します。
- 市民の安全確保のため、倒壊の恐れがあるブロック塀等の改善を促進します。

関連するSDGs



関連する計画等

● 長崎市住生活基本計画

● 長崎市空家等対策計画

● 長崎市耐震改修促進計画

* 脱炭素社会（参照 P29）

* 特殊建築物

建築基準法第6条第1項第1号に掲げる、一定の規模以上のホテル、劇場、集会場、百貨店、児童福祉施設、共同住宅、体育館、病院、診療所、飲食店等。

* 定期報告

建築基準法第12条第1項及び第3項に基づき、所有者・管理者が建築物等の安全性を確保することを目的として、特殊建築物や昇降機などの定期的な調査・検査結果を報告する制度。

* 特定空家等

空家特措法第2条第2項に定める、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険、又は、著しく衛生上有害、著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であると認められる空家等をいう。

* 老朽危険空き家

特定空家等のうち、建物の構造の腐朽又は破損の程度がより著しいものを。

* 長期優良住宅認定制度

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための維持保全計画及びその措置が講じられた優良な住宅計画を認定する制度。

* 低炭素建築物認定制度

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条及び第54条に基づき、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物の計画を認定する制度。

* 空き家・空き地情報バンク

長崎市内に存する空き家・空き地の情報を登録し、利用希望者へ情報を提供する制度。

E6 車や公共交通による移動の円滑化を図ります

土木企画課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	道路や公共交通を安全で快適に利用している。

めざす姿を達成するための個別施策

E6-1 良好な道路ネットワークを形成します

E6-2 公共交通を維持します

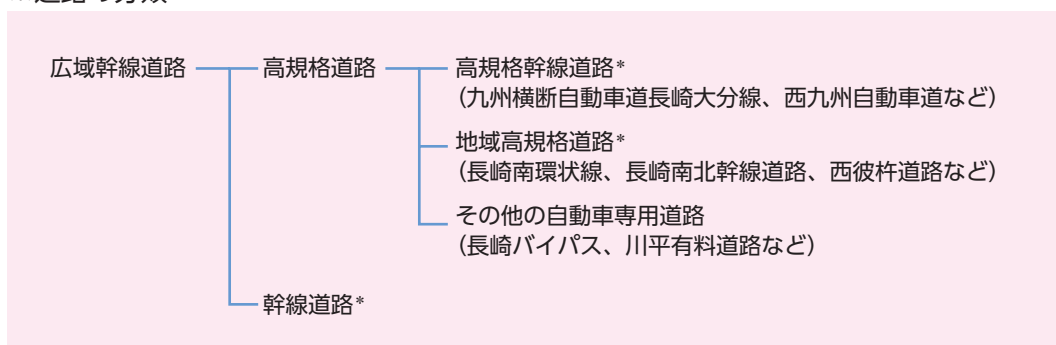
成果指標

成果指標	基準値	目標値
広域幹線道路*の整備延長 [累計]	0 km (R 2年度)	8.6 km (R 7年度)
公共交通機関が利用しやすいと感じる市民の割合	63.2% (R 2年度)	63.2% (R 7年度)

関連するSDGs



※道路の分類



* 高規格幹線道路

全国的な自動車高速交通網を形成する自動車専用道路のこと。高速自動車国道、本州四国連絡道路、一般国道の自動車専用道路などがある。

* 地域高規格道路

高規格幹線道路網と一体となって自動車高速交通網を形成する自動車専用道路、もしくは同様の規格を有する道路のこと。

* 幹線道路

地域のあるいは都市内において、骨格的な道路網を形成する道路のこと。主に、一般国道及び県道（主要地方道、一般県道）のこと。

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	目的地まで迅速かつ安全・快適に移動している。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 高規格道路*や幹線道路*の整備促進に向け、国や県に対し要望活動を実施した結果、着実に進捗が図られている。
- 整備効果を高めるため、事業の選択と集中を行いながら補助幹線道路*の整備を推進している。
- 既存の幹線道路において、道路拡幅や歩道改良などが進み、道路環境の改善が図られている。

チャンス

- 国において、風水害等への対策や予防保全に向けた老朽化対策を確実に進めるための「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が策定されており、取組みに向けた国からの支援が重点的に行われている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 市街地では、通勤時間帯を中心に交通混雑が発生している箇所がある。
- 道路幅員が狭いことなどにより、歩きやすい歩道が整備されていない箇所がある。
- 予算の確保や用地交渉の難航などにより、整備に時間を要している箇所がある。
- 事業区間や事業期間が長く、多額の事業費がかかることや関係機関が多岐にわたることなどから、事業化前の検討に時間を要している箇所がある。

脅威

- 近年、気候変動の影響による自然災害が激甚化、頻発化している。



III 取組方針

① 広域幹線道路網の整備促進

- 近隣都市間の移動時間短縮、交通混雑の緩和、道路の強靱化*を図るため、高規格道路や幹線道路の整備促進に向けて、関係機関への働きかけを行います。
- 高規格道路等を補完する補助幹線道路の事業の進捗を図るため、予算確保に向けた働きかけを行うとともに、整備を推進します。

② 既存道路の安全性・快適性の向上

- 既存の幹線道路等における道路環境の改善を図るため、道路改良や歩道整備、無電柱化*等を進めます。

* 高規格道路（参照 P138）

* 幹線道路（参照 P138）

* 補助幹線道路

幹線道路と地区内における沿道宅地などを連絡し、これらの道路の交通を集散させる機能をもつ、幹線道路を補完する道路。
（市道江平浜平線、市道中川鳴滝3号線など）

* 道路の強靱化

災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図るため、災害に強い道路基盤を構築すること。

* 無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線等をまとめて収容する電線共同溝等の整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線等により、道路から電柱をなくすこと。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市都市計画マスタープラン
- 長崎市立地適正化計画
- 長崎市国土強靱化地域計画
- 長崎市バリアフリーマスタープラン・長崎市バリアフリー基本構想
- 長崎市中心市街地活性化基本計画
- 「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画
- 長崎市公共交通総合計画
- 長崎市地域公共交通計画



幹線道路の整備（都市計画道路滑石町線）

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対象	意図
公共交通が	市民の移動を支えつづけている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること ●路線バスで対応できないエリアの一部で、コミュニティバスや乗合タクシーなどを運行している。

強み ●長崎市全域の公共交通路線の徒歩圏人口カバー率*は80%で一定の公共交通サービスは行き届いている。

チャンス ●交流人口は平成23年度以降増加傾向で、西九州新幹線の開業などを控え今後も拡大が見込まれる。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと ●市が支援しているコミュニティバスや乗り合いタクシーは全て赤字運行で、収支を補填する補助金も増加している。

脅威 ●人口減少や自家用車依存率の上昇などにより総人口の減少率を大きく上回るペースで公共交通利用者が減少し、不採算路線の廃止の可能性が高まっている。

●交通事業者は厳しい経営環境にあり、運転手不足や高齢化も進んでいる。



III 取組方針

①公共交通の維持

●既存路線の効率化・見直しなどの取組みを進めながら、公共交通を維持します。

②公共交通の利便性向上

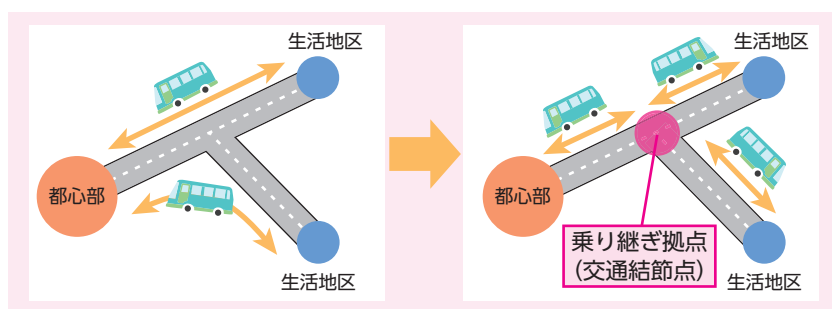
●サービス向上などの取組みを進め、公共交通の利便性を確保します。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市都市計画マスタープラン
- 長崎市立地適正化計画
- 長崎市公共交通総合計画
- 長崎市地域公共交通計画
- 長崎市中心市街地活性化基本計画
- 長崎駅周辺まちづくり基本計画
- 長崎市駅周辺エリア整備計画
- 長崎市バリアフリーマスタープラン・長崎市バリアフリー基本構想
- 長崎市地球温暖化対策実行計画



ハブ & スポーク型運行のイメージ図

* 徒歩圏人口カバー率（参照 P104）

E7 安全・安心で快適な道路・公園をつくります

土木企画課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
道路・公園が	安全・安心で快適に利用されている。

めざす姿を達成するための個別施策

E7-1 だれもが安全・安心で快適に利用できる道路をつくります

E7-2 だれもが安全・安心で快適に利用できる公園をつくります

成果指標

成果指標	基準値	目標値
道路や公園などの整備により、安心して暮らせるまちと感じる人の割合	58.8% (R 2年度)	59.8% (R 7年度)

関連するSDGs



2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
道路が	安全・安心で快適に利用されている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - 橋梁長寿命化修繕計画及び橋梁定期点検の結果に基づき、計画的かつ予防的な管理を行うことで道路利用者の安全性が保たれている。
 - 密集市街地などの斜面地において、車みち*整備事業等の進捗により、住環境の改善と防災性が向上している。
 - 危険箇所の改善など交通安全対策の取組みにより、交通事故件数の減少に貢献している。
- チャンス**
 - 国において、風水害等への対策や予防保全に向けた老朽化対策を確実に進めるための「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が策定されており、取組みに向けた国からの支援が重点的に行われている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
 - 地域間を結ぶ重要な路線において、幅員が狭い場所や交通渋滞の要因となる交差点等がある。
 - 車みち整備事業の対象地域外においても、自家用車や福祉車両、緊急車両等が乗り入れできない路線がある。
 - 道路幅員が狭いなどにより、歩きやすい歩道が整備されていない場所がある。
 - 駐車場が散在し、歩行空間等の分断やうろつき車両の要因となっている。
 - 駐車場実態調査の結果、駐車場は概ね充足しているが、荷捌きスペースや駐輪場が依然として不足している。
- 脅威**
 - 橋やトンネル等の道路構造物の老朽化が進行している。
 - 近年、気候変動の影響による自然災害が激甚化、頻発化している。



III 取組方針

①安全で快適な道路環境の確保

- 安全で快適な走行空間を確保するため、交差点等の局部改良や狭あい箇所の拡幅、交通安全施設等の整備を行います。
- 安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道の整備や通学路のカラー舗装化、無電柱化*を推進するとともに、違法占用物の撤去に努めます。
- 住環境の改善と防災性の向上を図るため、「車みち」や「くらしの道*」の整備を進めます。

②道路構造物の長寿命化の推進

- 市民が安心して道路を利用できるよう、道路構造物の計画的な維持管理により施設の長寿命化に努めます。

③効果的な駐車・駐輪対策の推進

- 歩行空間の分断やうろつき車両の解消を図るため、駐車場の集約化や需給バランスを踏まえた駐車場整備に努めます。
- 多様な駐車需要に対応するため、道路空間を活用した荷捌きスペース等の確保や駐輪場の整備を進めるとともに、観光・イベント需要等への対応に努めます。
- 快適で利用しやすい駐車施設を維持するため、市営駐車場や駐輪場の適正な管理運営に努めます。

* 車みち（参照 P133）

* 無電柱化（参照 P139）

* くらしの道

車みち整備事業区域外において、自家用車や福祉車両、緊急車両等が通れるように整備する道路。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市橋梁長寿命化修繕計画
- 長崎市景観基本計画
- 長崎市バリアフリーマスタープラン・長崎市バリアフリー基本構想
- 長崎市駐車場整備計画
- 長崎市市道の構造の技術的基準を定める条例
- 長崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例
- 長崎市建築物における駐車施設の設置及び管理に関する条例
- 長崎市駐車場条例
- 長崎市二輪車等駐車場条例
- 長崎市違法駐車等の防止に関する条例
- 長崎市交通安全計画
- 長崎市国土強靱化地域計画

整備前



整備後



無電柱化（市道松山町大橋町線）



駐輪場の整備（浦上駅二輪車等駐車場）

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対象	意図
公園が	安全・安心で快適に利用されている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
- 公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の補修や改修が計画的に進んでいる。
 - ユニバーサルデザイン遊具*の整備や、トイレのバリアフリー化、男女別化などが進んでいる。
 - 夜景が眺望できる視点を有する公園の再整備により、多くの市民や観光客が訪れている。
- チャンス**
- Park—PFI制度*の創設などにより、全国的に官民連携手法による公園整備が進んでいる。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
- 少子高齢化の進行や社会情勢の変化により、利用者ニーズが多様化するなか、魅力的な公園の施設整備に十分対応できていない。
- 脅威**
- 遊具などの公園施設の老朽化が進行している。
 - 近年、気候変動の影響による自然災害が激甚化、頻発化している。



III 取組方針

①安全で快適な公園の整備

- 公園施設の計画的な補修や改修による安全性の確保とライフサイクルコスト*の縮減を図るため、公園施設長寿命化計画に基づき既存施設の長寿命化対策を行います。
- 誰もが快適に安心して公園を利用できるよう、バリアフリー化を推進します。

②多様化した市民ニーズに対応できる公園への再整備

- ユニバーサルデザイン遊具や健康遊具の整備、トイレの男女別化など、利用者ニーズに対応する公園への再整備を行います。
- 官民連携手法の活用により、魅力的な公園づくりに努めます。
- 災害時の避難場所として有効に公園を活用します。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市公園施設長寿命化計画
- 長崎市バリアフリーマスタープラン・長崎市バリアフリー基本構想
- 長崎市都市公園条例
- 長崎市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例



ユニバーサルデザイン遊具
(恐竜パーク (こども広場))



魅力的な公園づくり (稲佐山公園)

* ユニバーサルデザイン遊具

「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に配慮した遊具のこと。

* Park—PFI制度

都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等（特定公園施設）の整備・改修等を一体的に行う民間事業者を公募により選定する制度のこと。

* ライフサイクルコスト

計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストをいう。

水道水を安定して供給し、下水を適正に処理します

事業管理課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	いつでも安心して水道と下水道を使っている。

めざす姿を達成するための個別施策

E8-1 いつでも安心な水を市民に届けます

E8-2 汚水と雨水を適正に処理し、健全な水環境を守ります

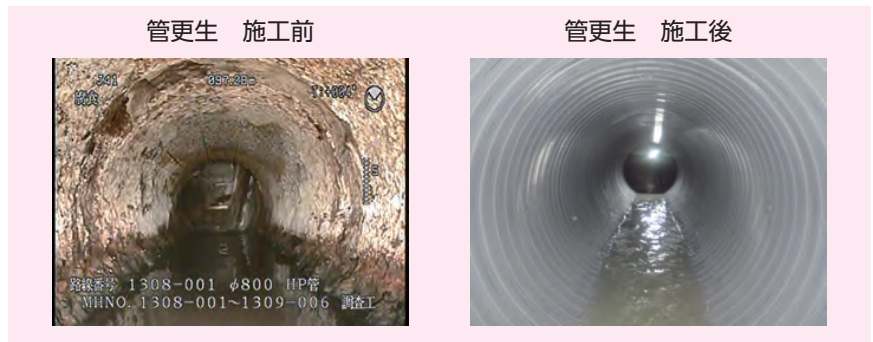
成果指標

成果指標	基準値	目標値
水道管（基幹管路*）の耐震化率	55.9% (R 2年度)	57.0% (R 7年度)
汚水管（コンクリート管）の管更生*率	22.9% (R 2年度)	30.0% (R 7年度)

関連するSDGs



配水管布設工事



汚水管更生工事

* 基幹管路

導水管、送水管及び配水本管。

* 管更生

既設管きよに破損、腐食等が発生し、新たな管きよへ取替えが必要となった場合、道路を掘削することなく、既設管きよの内面に新たに管を構築する工法。

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
水道施設の機能が	適正に維持されている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 浄水場、配水タンクの耐震化及び水道管の老朽化対策は計画どおりに進んでいる。
- 水道施設について水需要に合わせたスペック（性能や容量）の適正化の検討が進んでいる。

強み

- 施設の整備は進んでおり、水道の普及率は高い水準に達している。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

脅威

- 人口減少社会の進行、産業構造の変化などにより水需要が減少し、給水量及び給水収益が減少傾向にあり、老朽化した施設の更新計画に影響が生じる恐れがある。
- 大規模地震や気候変動などによる災害が激甚化している。



III 取組方針

①施設の耐震化及び更新

- 安定的に水を供給するため、水道施設の耐震化及び老朽管の更新をすすめます。
- 更新する水道施設については、スペック（性能や容量）を見直すことで施設の適正化を図ります。

②施設及び水質の適正な維持管理

- 漏水箇所の早期発見・早期解消に努め、適正な維持管理を継続します。
- 水質管理の充実を図り、安全で安心な水道水の供給に努めます。

③施設の広域化

- 水道施設について、周辺市町との広域化・共同化を検討します。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市上下水道事業マスタープラン



耐震化された配水槽



水質検査

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
下水道施設の機能が	適正に維持されている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - 下水道施設の更新計画を平成30年度に策定し、計画どおりに進んでいる。
 - 下水道施設について水需要に合わせたスペック（性能や容量）の適正化の検討を進めている。
- 強み**
 - 施設の整備は進んでおり、下水道の普及率は高い水準に達している。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- 脅威**
 - 人口減少社会の進行、産業構造の変化などにより水需要が減少し、汚水量及び下水道使用料収益が減少傾向にあり、下水道施設の更新計画に影響が生じる恐れがある。
 - 大規模地震や気候変動などによる災害が激甚化している。



III 取組方針

①施設の更新

- 下水道の機能を維持するために計画的な施設の更新を実施します。
- 更新する下水道施設について、スペック（性能や容量）を見直すことで施設の適正化を図ります。
- 大雨による浸水被害を最小限にとどめるために計画に基づく雨水渠*整備をすすめます。

②施設の統合

- 集落排水施設*の公共下水道への統合をすすめます。

③施設の適正な維持管理

- 下水道の不明水*の解消に努め、適正な維持管理を持続します。

④施設の広域化

- 下水道施設について周辺市町との広域化・共同化を検討します。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市上下水道事業マスタープラン



雨水渠布設工事

* 雨水渠

主として、市街地の浸水を防ぐため、公共下水道事業管理者が設置した雨水排水施設のこと。

* 集落排水施設

農業振興地域や漁業集落等における生活環境を改善するための汚水を処理する施設。

* 不明水

し尿、生活雑排水以外で流入原因が不明な地下水や雨水などからなるもの。

F

まちづくりの方針

私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします

F1

基本施策

人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします

個別施策

- F1-1 人権啓発を推進します
- F1-2 人権侵害から市民を守ります
- F1-3 男女共同参画に関する意識の醸成を図ります

F2

基本施策

高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます

個別施策

- F2-1 地域包括ケアシステムの推進を図ります
- F2-2 高齢者の社会参加を促進します
- F2-3 地域の支援体制を構築します
- F2-4 介護サービスの充実を図ります

F3

基本施策

障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます

個別施策

- F3-1 障害の特性やライフステージに応じた支援の充実を図ります
- F3-2 障害者の就労や生活の安定を支援します
- F3-3 障害者が安心して暮らせる環境づくりを進めます

F4

基本施策

子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちづくりを進めます

個別施策

- F4-1 結婚や妊娠の希望の実現を支援します
- F4-2 母と子の健康を支援します
- F4-3 子育て支援の充実を図ります
- F4-4 子どもを育てやすい環境の充実を図ります
- F4-5 ひとり親家庭等の自立を支援します

基本計画で定めた各種施策を達成するための具体的な事業計画を示した「実施計画書」はこちら



F5

基本施策

原爆被爆者の援護を充実します

個別施策

- F5-1 被爆者が保健・医療・福祉サービスを受けやすい環境を整えます
- F5-2 被爆体験者の救済及び支援事業の充実を図ります
- F5-3 被爆実態に関する調査研究を促進します

F6

基本施策

生活困窮者等が将来への希望を持てる支援を充実します

個別施策

- F6-1 生活困窮者等が安定した生活ができるよう支援します
- F6-2 生活保護受給者の就労を支援します

F7

基本施策

自らすすめる健康づくりを推進します

個別施策

- F7-1 市民の自主的な健康づくり活動を支援します
- F7-2 健康づくり環境の充実を図ります
- F7-3 歯科口腔保健を推進します

F8

基本施策

安心できる衛生環境を確保します

個別施策

- F8-1 感染症の発生と感染拡大を防止します
- F8-2 飲食物、生活衛生等による健康被害発生を防止します

F9

基本施策

安心できる医療環境の充実を図ります

個別施策

- F9-1 救急医療体制の充実を図ります
- F9-2 地域医療提供体制の充実を図ります

人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします

人権男女共同参画室

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対象	意図
市民が	互いの人権が尊重されたまちで暮らしている。

めざす姿を達成するための個別施策

- F1-1 人権啓発を推進します
- F1-2 人権侵害から市民を守ります
- F1-3 男女共同参画に関する意識の醸成を図ります

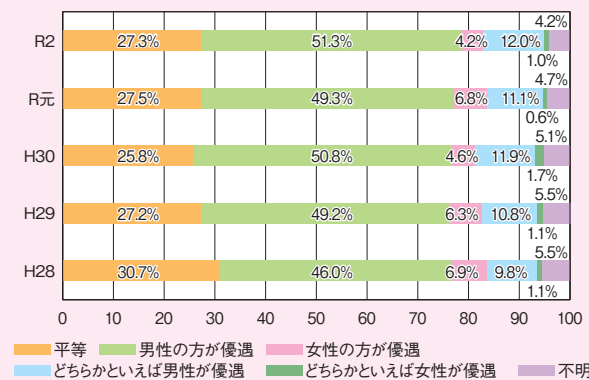
成果指標

成果指標	基準値	目標値
この1年間に人権に関していやな思いをしたり、不当な扱いを受けたことがない市民の割合	74.3% (H28～R2年度平均)	75.0% (R7年度)
社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合	27.7% (H28～R2年度平均)	30.5% (R7年度)
市の審議会等への女性委員の登用率	23.9% (H28～R2年度平均)	40.0% (R7年度)

関連するSDGs

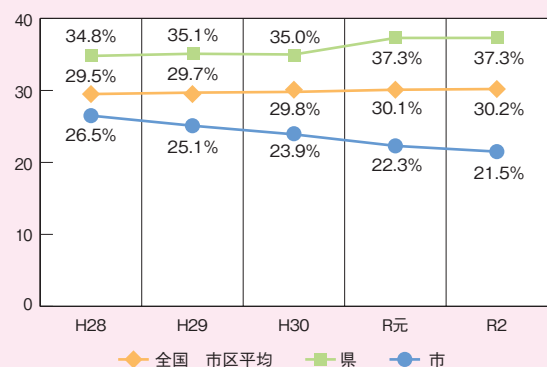


男女平等意識



資料：長崎市民意識調査

審議会等委員に占める女性の割合（各年4月1日現在）



資料：内閣府男女共同参画局

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	人権について正しい知識を得る機会がある。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 人権について問題意識や当事者意識を持ってもらう取組みとして、人権問題講演会等を実施し、一定数の参加がなされている。
- 市民全体を対象とした啓発、地域の公民館などが実施する人権研修、こども・障害者・外国人など対象を絞った研修など、様々な人権啓発の場がある。
- 性的少数者*に関する人権については、徐々にその認知度が進む中、パートナーシップ宣誓制度*の開始もあり、様々な啓発への取組みが進められている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 人権教育に関する講座について「人権」が難しいものと捉えられやすく、講演会などの参加者に固定化の傾向がある。

脅威

- 新型コロナウイルス感染症拡大により、感染者等への差別やいじめが問題となるなど、新たな人権問題が生じている。
- SNS*による誹謗中傷などで人権侵害が起こっているニュースなどが話題となり、全国的な社会問題となっている。



III 取組方針

①人権啓発の強化

- 新型コロナウイルス感染症拡大により起きた差別や、SNSでの誹謗中傷など人権侵害事例への関心が高まっていることを背景に、人権は誰もが持っている大切な権利であることの啓発をさらに強化します。

②性的少数者に関する人権啓発

- パートナーシップ宣誓制度の周知も含め、性の多様性への理解を深めるための啓発を行います。

③啓発手法の検討

- 講演会など参加型の啓発だけでなく、ホームページや、SNSなどを利用するなど、これまで人権に関する意識があまりなかった人にも届きやすい啓発手法を検討します。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市人権教育・啓発に関する基本計画
- 長崎市男女共同参画計画
- 長崎市男女共同参画推進条例
- 長崎市子ども・子育て支援事業計画
- 長崎市子どもを守る条例
- 長崎市障害者基本計画
- 長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画



人権問題講演会

* 性的少数者

性的指向が異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と違和をもつ者。

* パートナーシップ宣誓制度

性的少数者のカップルが、その関係性を市長に対して宣誓した事実を証明することで、性の多様性に起因する生活上の支障を軽減し、性の多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会を目指すことを目的とした制度。なお、宣誓者にはパートナーシップ宣誓書受領証を交付している。

* SNS (Social Networking Service)

(参照 P16)

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	人権侵害から守られている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 子どもや高齢者、障害者に対する被害を未然に防止するため、それぞれの関係機関の協議により必要な情報交換や意識の共有などが図られ、いじめや虐待などの早期発見、相談対応、地域関係者の連携強化につながっている。
- 主に女性に関する相談を受け付けるアマランス相談*は、年末年始を除き毎日相談を受けており、夜間電話相談日の設定や、必要に応じて法律相談や心の健康相談を行うなど、相談体制が充実している。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

脅威

- 児童虐待の相談対応件数は、全国と同様に増加しており、その背景には経済的困窮や核家族化による孤立、保護者の疾病や子どもの発達の特長など様々な要因が複雑かつ複合的に絡んでいる。
- 障害者に関する相談では、障害者の重度化・高齢化等に伴い相談内容が複雑化している。



III 取組方針

①被害を未然に防止するための取組み

- 被害を未然に防止するため、関係機関との連携強化を図り、子どもが安心して生活し学ぶことができる環境づくりや高齢者及び障害者の相談対応の強化に努めます。

②相談先の周知

- 相談先の周知方法を工夫し、安心して相談できる場所であることを市民に理解、認識してもらうための周知を図ります。

③相談体制の強化

- 多様化・複雑化する相談に対応できるよう、支援者（相談員）の資質向上の取組みや、他機関との連携により、相談体制を強化します。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市人権教育・啓発に関する基本計画
- 長崎市子ども・子育て支援事業計画
- 長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 長崎市男女共同参画計画
- 長崎市子どもを守る条例
- 長崎市障害者基本計画
- 長崎市男女共同参画推進条例

* アマランス相談

長崎市で行っている無料相談。女性相談員が、夫婦や家族、恋人のこと、人間関係、セクシャル・ハラスメント、DVなど、様々な悩みや相談を受けている。

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対象	意図
市民が	男女共同参画について理解を深め、その実現に向けて行動している。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 男女共同参画推進センター*主催講座の受講者が増加しており、多くの人に男女共同参画に関する学習の場を提供できている。
- 男女共同参画推進センター主催講座の受講者の満足度が高まっており、男女共同参画に関する意識の醸成が図られている。
- デートDV防止授業*（派遣講座）の実施校が増加しており、若年層からのDV*予防意識の醸成が図られている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- デートDV防止授業（派遣講座）の実施校は増えているものの、学校本来の授業時間に余裕がないなど、各学校の状況により実施できないところがあり、コロナ禍以前の直近3か年（平成29年度～令和元年度）において、授業の実施率は市立中学校41校中24校と6割程度の実施にとどまっている。



III 取組方針

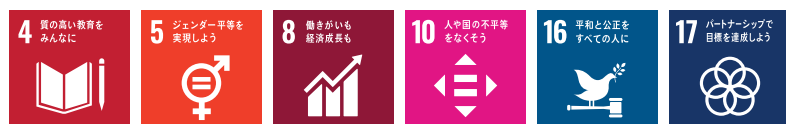
①男女共同参画の推進に関する講座の実施

- 女性の人材育成、起業及びキャリア教育*等の女性の社会進出を推進する講座や、ワーク・ライフ・バランスの普及に関する講座など、男女共同参画の推進に関する講座を実施するとともに、多くの人に受講してもらえるよう、様々な媒体や関係団体へ働きかけを行うなど、積極的に周知を図ります。

②デートDV防止授業の実施

- 市内の公立中学校において、関係機関と協力して、若年層からのDV予防に関する啓発の重要性やその意義について、丁寧に説明しながらできるだけ多くの学校で実施できるよう呼びかけます。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市男女共同参画計画
- 長崎市男女共同参画推進条例



デートDV防止授業

* 男女共同参画推進センター

市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援し、男女共同参画に関する講座の開催や情報発信などを行う拠点施設（愛称：アマランス）。

* DV

ドメスティック・バイオレンスの略。夫婦、恋人等の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為。

* デートDV防止授業

若年層からの深刻なDV被害や加害の予防啓発の取組みとして、主に市立中学校を対象に実施している男女共同参画推進センター主催の派遣講座。

キャリア教育

子どもたち一人ひとりの進路発達を支援し、望ましい勤労観や職業観を育み、主体的に自らの生き方や進路を選択決定できる能力や態度を育成する教育のこと。

F2 高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます

地域包括ケアシステム推進室

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対象	意図
高齢者が	地域の人々と支えあい、いきいきと安心して暮らしている。

めざす姿を達成するための個別施策

- F2-1 地域包括ケアシステム*の推進を図ります
- F2-2 高齢者の社会参加を促進します
- F2-3 地域の支援体制を構築します
- F2-4 介護サービスの充実を図ります

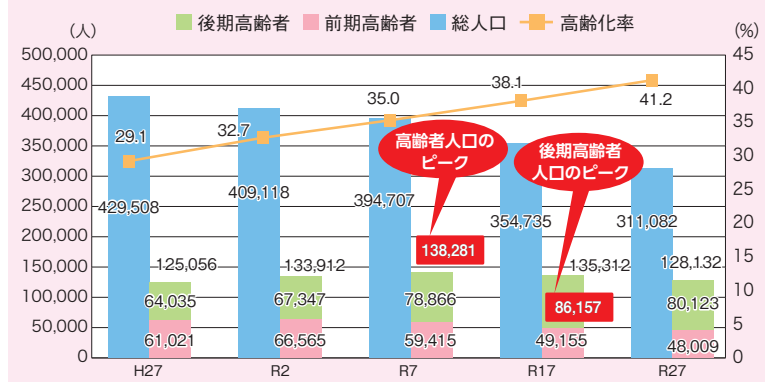
成果指標

成果指標	基準値	目標値
高齢者ふれあいサロン*実利用者数	2,054人 (R2年度)	2,520人 (R7年度)
医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けたいと思う高齢者の割合	69.9% (R元年度)	89.0% (R7年度)

関連するSDGs



長崎市の人口と高齢化率の推移



資料：国勢調査、国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口」

* 地域包括ケアシステム (参照 P33)

* 高齢者ふれあいサロン

健康づくりや仲間づくりを目的に、地域の身近な場所で高齢者が気軽に集い、軽い体操やものづくりなどを通してふれあう通いの場。地域住民が主体となって週1回以上開催される。

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
高齢者が	住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を続けている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 地域包括ケアシステムの体制づくりは着実に進んでおり枠組みは整ってきている。
- 地域コミュニティを支えるしくみ*づくりが進み、様々な団体の連携・協力のもと、地域の自主的な動きが広がっており、地域のつながりの土台ができてはじめています。
- 多機関型地域包括支援センター*において、高齢・障害・児童・生活困窮等の複合的課題を抱える世帯に対して、ワンストップ*で対応し関係機関とのネットワークで課題解決に導く支援を行っている。

強み

- 訪問診療や介護事業所などの医療・介護の地域資源が他都市に比して豊富で、関係団体の取組みも活発で先進的である。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- ニーズ調査によると地域包括ケアシステムやACP*・看取り*に関する市民の理解が十分には進んでいない。
- 高齢者の在宅生活を支えるための専門的視点を持った推進役を、R3年度から配置したばかりであり、まだコーディネートを担う機能が十分ではない。

脅威

- 超高齢社会において、後期高齢者や、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者の増加への対応が求められている。
- 長崎県医療計画においては、後期高齢者人口がピークとなる2035（R17）年に向かって在宅医療需要の大幅な増加が見込まれている。
- 地域共生社会*の実現に向けて、相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に実施する更なる取組みが求められている。



III 取組方針

①長崎版地域包括ケアシステムの推進

- 住民、医療・介護の専門職・関係団体、行政との間で、地域の目指すべき姿、方向性、課題を共有しながら、地域包括ケアシステムの推進に向けて更なる取組みを展開していきます。
- 超高齢社会への対応が必要となる中で、市民に対して地域包括ケアシステムへの理解促進、ACPや看取りに関する意識啓発を図ります。

②多職種連携による在宅医療と介護の連携推進

- 日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り等の様々な場面において、医師をはじめとした多職種と連携しながら、切れ目のない在宅医療と介護の連携体制を推進します。

③地域の支え合いの仕組みづくり

- 住民主体の自主的な動きの醸成に併せ、地域の要請に応じて、介護予防・地域づくりの専門的視点でサポートしながら、高齢者の在宅生活を支えるための地域での支え合い活動を支援します。

* 地域包括ケアシステム（参照 P33）

* 地域コミュニティを支えるしくみ（参照 P37）

* 多機関型地域包括支援センター

これまでの制度・分野ごとの相談体制では対応困難な、いわゆる「8050問題」や「ダブルケア」という複合的な問題、制度の狭間にある人や世帯の支援にワンストップで対応する相談窓口。

* ワンストップ（参照 P38）

* 地域共生社会（参照 P38）

* ACP

アドバンス・ケア・プランニング。人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取り組み。愛称：人生会議。

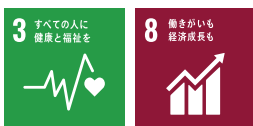
* 看取り

延命治療などの積極的な治療は行わず、高齢者が自然に亡くなるまでの過程を見守ること。

④地域共生社会の構築

- 地域の中で生活するすべての人が安心して暮らせるよう、高齢・障害・児童・生活困窮分野の相談支援機関をはじめ行政や民間機関が分野横断的に連携し、重層的な支援体制を構築していきます。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 長崎市住生活基本計画
- みんなで、す〜で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】



在宅医療を支える多くの専門職

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
高齢者が	自ら介護予防に努め、個人の能力を活かしながらいきいきと生活をしている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 高齢者ふれあいサロン*をはじめ、社協サロン*や自主グループなど、地域における通いの場が年々増えている。
- 介護予防活動を支援するボランティアの養成ができています。
- 中高年や高齢者が介護予防活動を支援するボランティア活動を行うことにより、元気なうちから介護予防の意識が醸成できています。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 退職や家族との死別など社会的つながりが薄れることなどから、介護予防活動や社会参加ができていない高齢者がいる。
- それぞれの地域の実情により通いの場の開設が難しいことから、身近な場所に通いの場がない地域がある。
- 中高年や高齢者において、地域活動やボランティア活動を行うことが介護予防につながるという意識を持っている人がまだ十分ではない。
- ボランティアの高齢化による入れ替わりなどに対応できるようなリーダー的存在となる担い手の確保が十分とはいえない。



III 取組方針

① 通いの場、老人クラブ活動への参加促進

- 高齢者ふれあいサロン等の通いの場の立ち上げや運営、老人クラブ活動への支援を行います。

② ボランティア活動の促進・支援

- 地域で活躍する中高年や高齢者を増やすため、介護予防活動を支援するボランティアの養成及び活動支援を行います。
- ボランティアや高齢者が通いの場の活動等を通じて、地域の中でのつながりづくりや生きがいづくりなど介護予防、生活の質の向上を図ることができるよう取り組みます。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- みんなで、す〜で!ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】



高齢者ふれあいサロン

* 高齢者ふれあいサロン（参照 P155）

* 社協サロン

社会福祉法人長崎市社会福祉協議会が運営費の助成や立ち上げを支援する高齢者ふれあいサロン。

2025年度にめざす姿（なが、どうなっている）

対象	意図
地域の人々が	協働して高齢者を支えている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 認知症を正しく理解し、支援する人が増えていることで、認知症によるひとり歩き高齢者の支援体制や認知症カフェ*の開設・運営など、認知症のかたやその家族にやさしい地域づくりにつながっている。
- 認知症によるひとり歩き高齢者が行方不明になった際に、協力事業所として登録している介護事業所等へのメール配信による捜索協力のしくみを整えている。また、地域住民のアプリによる捜索協力のしくみを開始している。

強み

- 戸別訪問を行う事業者と協定を締結し、訪問した際に、高齢者の異変を把握した場合の連絡体制を整備している。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 地域の支援体制が十分には整っていない。

脅威

- 2035（令和17）年は後期高齢者人口がピークとなり、認知症高齢者数も増えることが見込まれる。
- 認知症によるひとり歩き高齢者の行方不明による保護や捜案件数は年々増えている。
- 今後も一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれる。



III 取組方針

① 認知症サポートリーダー*登録者数の増進

- 認知症のかたやその家族が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、認知症を正しく理解し寄り添い支援する認知症サポートリーダーを増やします。

② 地域による見守り体制の確保

- 地域住民や介護事業所等の見守りや行方不明時の捜索協力により、認知症によるひとり歩き高齢者の安全を確保します。
- 地域における高齢者の見守りを重層的に行うため、戸別訪問を行う複数の事業者との連絡体制を確保します。
- 権利擁護を必要とする高齢者を適切に支援できるよう、相談窓口の周知や、地域住民や事業所・医療・福祉等が連携し対応します。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- みんなで、す〜で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】

* 認知症カフェ

認知症のことや物忘れが気になってきた本人、認知症の方を介護している家族、認知症について知りたい方など誰でも無料で参加できる集いの場。各地域包括支援センターが開催している。

* 認知症サポートリーダー

認知症高齢者やその家族を地域で温かく見守る応援者（認知症サポーター）から発展し、実際に地域で活動する・在宅生活を支える認知症地域支援の担い手。

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
介護を必要とする高齢者が	住み慣れた地域で、必要なサービスを利用しながらいきいきとした生活を送っている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 特別養護老人ホームの入所待機者はいるものの介護サービスの受給率が高い。
- 地域密着型サービスの基盤整備については概ね順調に進んでいる。

強み

- 長崎県地域医療介護総合確保基金をもとに、県全体として介護人材確保に関する様々な事業が実施されており、さらに、県内を8つに分けた長崎圏域でも協議会が設立され、各団体とも連携しながら人材確保の事業に取り組んでいる。
- 全ての地域包括支援センターにおいて、介護者の居住地を限定せずに家族介護教室を開催することで、参加機会の拡大につながっている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 地域や家族との関係が希薄になっている状況において、介護者の心理的負担の軽減や孤立防止を図るための支援が必要となってきている。

脅威

- 高齢者数の増加とともに、介護ニーズが高い後期高齢者数も増加している。
- 介護職員は慢性的に人材不足が続いている。



III 取組方針

① 介護・福祉サービスの基盤整備

- 高齢者に必要なサービスが十分提供されるよう、介護・福祉サービスの基盤整備を図ります。

② 介護人材の確保

- 不足する介護人材を確保するため、将来の介護職への就職に係る意識の醸成、ボランティア養成など新たな介護人材の発掘、早期離職者の解消など介護人材の定着に努めます。

③ 介護者の不安軽減や孤立防止

- 在宅で安心して介護ができるよう、個別相談や家族介護教室の開催等を通じて介護者の不安の軽減や孤立防止を図り、必要な情報の提供や支援を行います。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます

障害福祉課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対象	意図
障害者が	地域でいきいきとした日常生活、社会生活を送っている。

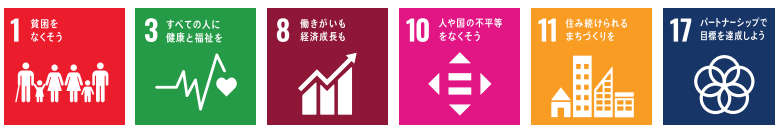
めざす姿を達成するための個別施策

- F3-1 障害の特性やライフステージに応じた支援の充実を図ります
- F3-2 障害者の就労や生活の安定を支援します
- F3-3 障害者が安心して暮らせる環境づくりを進めます

成果指標

成果指標	基準値	目標値
日中活動系サービス*の実利用者数	4,542人 (R 2年度)	5,473人 (R 7年度)
就労移行支援事業所*等を通じて一般就労*した障害者数	77人 (R 2年度)	102人 (R 7年度)
居住系サービス（グループホーム）の実利用者数	579人 (R 2年度)	627人 (R 7年度)

関連するSDGs



障害福祉センター（もりまちハートセンター）

* 日中活動系サービス

日中における就労継続支援や生活介護等の通所系の障害福祉サービス等。

* 就労移行支援事業所

一般就労等を希望する65歳未満の障害者に対し、就労移行支援事業所における作業や、企業等における実習等、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のために必要な訓練、指導等を行う事業所。

* 一般就労

一般企業等に就職し、労働の対価として賃金を受け取る形態。

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
障害者が	必要な時期に適切な療育・サービスの提供を受けている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 障害福祉センター及び協力医療機関における診療数が増えており、障害の早期発見・早期療育につながっている。
- 保育所、幼稚園、認定こども園を対象に、専門スタッフによる巡回相談を実施し、障害の早期発見・早期療育につながっている。
- 各健康診査や経過健診の結果を受け、幼児を障害福祉センター等の専門医療機関に紹介することにより、障害の早期発見、早期療育につながっている。
- 市内5か所の委託相談支援事業所において、障害者からの相談に対する支援を行い、障害者の実情に応じた支援の充実につながっている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 障害福祉センター診療所（小児科）において、医師が不足しており、新規患者の相談から初診までの期間が長くなっている。
- 委託相談支援事業所の利用者数は増加しており、今後もニーズが見込まれることから、現状の体制では相談支援事業所の対応が難しくなってきている。



III 取組方針

①障害福祉サービスの質の向上と提供

- 障害福祉サービス等を提供する事業所の確保やサービスの質の向上を図り、障害福祉サービス等を円滑かつ適切に提供する取組みを推進します。

②診療所の受け入れ体制の充実

- 障害の早期発見、早期療育を図るため、障害福祉センター診療所における、診療、療育の充実に努めるとともに、医師を含めた受け入れ体制の充実を図るなど、診療・療育の待機期間を解消するための取組みを推進します。

③相談支援体制の充実

- 障害者ができるだけ身近な地域で、様々な困りごとなどを相談し、必要に応じて障害福祉サービスを円滑に利用できるよう支援を行うとともに、指定相談支援事業所や関係機関等に対する指導・助言や人材育成の支援等を行う相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置に向けた検討を行うなど、相談支援体制の充実を図ります。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市障害者基本計画
- 長崎市子ども・子育て支援事業計画
- 長崎市教育振興基本計画
- 長崎市障害福祉計画・障害児福祉計画
- 『健康長崎市民21』計画

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
障害者が	希望や能力に応じた就労をしている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 就労支援相談所*において、専門スタッフが障害者の就労支援に取り組み、障害者の社会参加の促進と、自立への取り組みが推進されている。
- 民間の事業所に雇用された障害者が、就労定着支援*のサービスを利用することで、就職先での就労継続が図られている。
- 障害者就労施設*等からの物品等の販売の円滑な推進を図るため共同受注窓口として「はあと屋*」を活用し、授産製品の販売促進につながっている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- はあと屋については、市役所をはじめ、協力企業等における移動販売の積極的な展開を行っているが、コロナ禍によりイベント等における売上額は減少している。
- コロナ禍において、就労継続支援事業所等の売り上げが減少し、障害者の工賃の維持が難しくなっている。



III 取組方針

① 障害者雇用の場の確保

- 障害者雇用に対する理解促進を図るとともに、障害者を雇用する事業主等の支援に努めるなど、障害者雇用の場を確保します。

② 福祉的就労*の充実・強化、一般就労*への移行促進

- 一般就労が困難な障害者の就労と収入増加を図るため、就労継続支援事業所等における福祉的就労の充実、強化に努めます。
- 福祉的就労から一般就労への移行を促進するために、就労移行支援*や就労定着支援のサービスの利用促進やサービス提供事業所の確保に努めます。

③ 授産製品の受注拡大

- 障害者の店「はあと屋」の運営を通じ、授産製品の売上げ拡大や障害者就労施設等からの物品等の優先調達を促進します。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市障害者基本計画
- 長崎市障害福祉計画・障害児福祉計画



はあと屋

* 就労支援相談所

障害福祉センター内に設置され、ハローワークなど関係機関と連携を図りながら、就労中又は就労を希望する障害者や障害者の雇用を希望している事業所等に対し、就労相談支援、雇用準備支援、又は必要な情報の提供等を行う相談所。

* はあと屋

障害者の社会参加及び授産製品の売り上げ向上を目的として、障害福祉サービス事業所等で作成した製品の販売を行うための店舗。

* 就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労に移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方の相談を受け、就職先や関係機関との調整等を行うこと。

* 福祉的就労

一般企業等で働くことが困難な障害者が、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等の障害福祉サービス事業所や地域活動支援センター等で労働に従事すること。

* 就労移行支援

一般就労等を希望する65歳未満の障害者に対し、就労移行支援事業所における作業や、企業等における実習等、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のために必要な訓練、指導等を行うこと。

* 障害者就労施設

一般企業等で就労が困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う施設。

* 一般就労（参照 P161）

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
障害者が	住まいを確保し、自立して生活している。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- グループホームについては、目標を上回るペースで定員数が増えており、地域で安心して暮らしていくことができる住まいの充実につながっている。
- 地域移行・地域定着支援事業*により、住まいの確保や、緊急時の連絡体制の確保など、地域で安心して暮らしていくことができる生活環境の充実につながっている。
- 保証人がいないなどの理由で賃貸住宅への入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等の住宅入居等支援を行っている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- グループホームについては、地域生活に適した事業用地の確保と施設整備に要する資金の調達、また、周辺住民の理解が課題となっている。
- 病院からの退院等の際に、地域移行支援の利用促進が図られず地域生活へ移行する人数が伸び悩んでいる。
- 成年後見制度について、周知が十分とは言えず、障害者へ広く浸透していない。
- 家主等の障害者に対する理解が進まず、入居につながらないことがある。



III 取組方針

① 障害者の住まいの確保、地域生活への移行と定着

- 障害者の住まいの確保については、国庫補助制度を活用し、地域における必要数を検討したうえでグループホームの整備を行うとともに、地域住民に対して障害及び障害者理解の促進に努めます。
- 障害者支援施設を退所又は精神科病院を退院し、地域生活へ移行したい方や一人暮らしをしたい障害者等が安心して地域で暮らすことができるよう医療機関等の関係機関と連携しながら地域移行、地域定着支援事業の利用促進に努めます。

② 成年後見制度の利用促進

- 障害者相談支援事業所など障害者の権利擁護に取組む他の機関と連携を図り、成年後見制度の周知や利用促進に努めます。

③ 地域生活支援拠点の整備

- 障害者の重度化、高齢化や「親亡き後*」を見据えた地域生活を支援する拠点の整備に向けて、自立支援協議会を中心に検討を進めていきます。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市障害者基本計画
- 長崎市障害福祉計画・障害児福祉計画
- 長崎市住生活基本計画
- 長崎市バリアフリーマスタープラン・長崎市バリアフリー基本構想
- 長崎市地域防災計画
- 長崎市安全・安心まちづくり行動計画
- 長崎市民権教育・啓発に関する基本計画

* 地域移行・地域定着支援事業

（地域移行支援事業）地域移行のための相談支援として、障害者支援施設等の施設に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者について、住居の確保、その他の地域における生活

に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与する事業。

（地域定着支援事業）居宅において単身、その他家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない状況において生活する障害者について、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性

に起因して生じた緊急の事態において相談、緊急訪問、緊急対応等の便宜を供与する事業。

* 親亡き後

親を亡くした後の障害者の生活や財産管理等に関する様々な問題。

子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちづくりを進めます

子育て支援課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
子育て家庭が	まち全体に支えられ、安心して子育てができている。

めざす姿を達成するための個別施策

- F4-1 結婚や妊娠の希望の実現を支援します
- F4-2 母と子の健康を支援します
- F4-3 子育て支援の充実を図ります
- F4-4 子どもを育てやすい環境の充実を図ります
- F4-5 ひとり親家庭等の自立を支援します

成果指標

成果指標	基準値	目標値
子育てしやすいまちと思う割合	50.4% (R 2年度)	60.0% (R 7年度)
子ども（15歳未満）の人口 [暦年]	47,718人 (R 2年)	45,904人 (R 7年)

関連するSDGs



2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
結婚や妊娠を望む市民が	希望を実現している。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること** ●特定不妊治療費の助成を行うことで、不妊に悩む夫婦への経済的支援ができています。
- チャンス** ●長崎市における20代の未婚の方のうち、いずれ結婚したいと考える方は9割以上を占める。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと** ●20代の未婚の方では、いずれ結婚したいと考える方が9割以上を占める一方、全ての年代において未婚率は増加しており、その背景には結婚の希望はあるもののその実現に至っていない方々の存在があると考えられるため、希望の実現に向けて、結婚希望者の行動を喚起する必要があります。
- 不妊の原因や治療方法等、不妊に関する知識の啓発ができていない。
- 不妊に悩む夫婦が早期に治療に取り組めるよう、職場や家庭など周囲の理解を深める必要がある。



III 取組方針

- 結婚に関する意識の啓発**
 - 結婚希望者の結婚に向けた行動を喚起するため、結婚希望者の意識啓発や社会として結婚を応援する機運の醸成を図ります。
- 出会いの機会の創出**
 - 長崎県と連携しながら、結婚希望者の出会いの機会の創出を図ります。
- 不妊に関する情報の提供**
 - 妊娠を望む夫婦が早い段階から不妊治療に取り組めるよう、不妊に関する知識の啓発を行います。
 - 不妊治療を受けやすい環境になるよう、不妊に関する情報の周知に取り組めます。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 長崎市子ども・子育て支援事業計画

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
母と子が	健康な生活を送っている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - 産科医療機関等との連携により、支援が必要な母子の早期発見・早期対応ができています。
 - 一部の地区において、地域の関係団体と意見交換を行うなど、地域で子育てを支える環境づくりに取り組んでいる。
 - むし歯予防習慣の定着を目的とした歯育て健診の受診割合が年々増加している。
- 強み**
 - 総合事務所に地区担当保健師が配置されており、身近な場所で母子の健康や育児に関する相談や保健指導が可能となっている。
 - 身近な場所で乳幼児健康診査を実施しており（市内7箇所）、子どもの健康の保持増進、育児相談の場となっている。
- チャンス**
 - 新庁舎2階に子育て関連機能が集約することで子育て家庭が利用しやすくなる。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
 - 専門職（保健師等）による母子健康手帳の交付及び相談事業を実施しているが、妊婦と連絡がつかないなど、保健指導ができない場合がある。
 - こども健康課と地区担当保健師を配置する総合事務所地域福祉課を「子育て世代包括支援センター*」と位置付けたが、周知が不十分で、子育て家庭にとって相談窓口がわかりにくい状況にある。
 - 近くに子育て支援センター*がなく、育児学級も開催されていないなど、相談できる場所が少ない地区がある。
 - 乳幼児健康診査の未受診者へ受診勧奨しているが、多忙等、保護者の都合により受診に至らない場合がある。
 - 妊産婦の口腔の健康を図る妊産婦歯科健診の受診率が低迷している。
- 脅威**
 - 核家族化や晩婚化、若年妊娠等によって、家族等の身近な人の助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱きながら子育てを行う家庭が存在している。



III 取組方針

① 妊娠・出産・育児への切れ目ない支援

- 子育て世代包括支援センターについてわかりやすく周知するとともに、子育て家庭のニーズに応じた相談や支援体制の充実を図り、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。
- まち全体で子育て家庭を支えるため、地域の団体や関係機関との連携強化及びネットワークづくりを推進します。

② 子どもの健やかな成長への支援

- 乳幼児健康診査において、未受診者対策を図りながら、乳幼児の発育・発達や疾病の早期発見を行うとともに保護者等に対して相談や指導を実施することで、子どもの健やかな成長を支援します。
- 妊娠期から歯の健康への関心を高め、むし歯予防の促進を図ります。

* 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、保健師等を配置して相談・支援を行うもの。

* 子育て支援センター

民間団体が運営する、概ね3歳未満の乳幼児とその保護者に対する交流・相談・情報提供の場。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市子ども・子育て支援事業計画
- 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略



保健師等による新生児訪問の様子



母子健康手帳交付時に提供する子育て情報

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
子育て家庭が	地域に支えられ、安心して子どもを育てている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
- 子どもに関わる機関との連携が進んでおり、行政による子育て支援施策だけでなく、地域や市民活動団体等との協働による子育て支援の取組みが始まっている。
 - 子育てに関する様々な情報発信を行っている子育て応援情報サイト「イーカオ」*のリニューアルや情報更新の頻度を上げたことなどにより、アクセス件数が増加している。
 - 子どもや子育てに関する総合相談窓口である「こども総合相談*」では、相談窓口の周知を行ったことなどにより、相談新規受付件数が増加するなど、子どもや保護者の不安感や負担感の軽減につながっている。
 - 子ども医療費の助成対象を中学校卒業まで拡大するなど、一定の経済的支援に取り組んでいる。
 - 子育て家庭が地域で気軽に交流・相談できる場である子育て支援センター*の利用者数が概ね増加傾向にあるなど、子育て中の保護者の子育ての負担感の軽減につながっている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、身近な場所での支援や協力を受けることができにくい状況にあるため、子育ての孤立化が見られ、特にコロナ禍の影響によって子育ての不安や負担が高まっている。また、子ども同士の交流、異年齢や多世代間の交流の機会も減少している。
 - 長崎市が行っている様々な子育て支援施策の情報を届けたい相手にうまく伝えきれていないため、子育てしやすいまちと実感してもらえていない可能性がある。
 - 子どもの遊び場の整備に対する市民のニーズは高く、特に、天候に左右されない屋内の遊び場を求める声が高い。
- 脅威**
- 子育てに係る負担感の増加などにより、多くの対応が必要となるなど、相談機関に寄せられる相談内容が複雑かつ多様化している。
 - 国の調査において、約7人に1人の子どもが相対的貧困*の状態であることが示されるなど、子どもの貧困の問題が顕著化しており、さらにコロナ禍の影響による深刻化も懸念されるため、子どもやその家庭の実態やニーズを把握し、適切な支援につなげていく必要がある。



III 取組方針

①地域や商店街、職場などで子育てを応援する取組みの推進

- 子育ての負担軽減を図るため、地域や商店街、職場など、どこにいても子育てを応援してもらえるような「場所の切れ目のない支援」を充実させ、まち全体で子育て家庭を応援する仕組みをつくりまします。

②子育てに関する相談支援体制の充実

- 子どもや子育てに関する相談に適切かつ迅速に対応するため、研修や人事交流等により職員のスキルアップを図るとともに、関係機関と連携しながら相談支援体制の充実を図ります。

* 子育て応援情報サイト「イーカオ」
子どもや子育て家庭に関する情報を集めたホームページ。

* こども総合相談
長崎市の子どもや子育て全般に関する総合的な相談窓口。

* 子育て支援センター（参照 P167）

* 相対的貧困（参照 P34）

③子育てに関する情報の収集・発信の充実

- 子育て家庭が必要としている情報を正確にわかりやすく伝えるため、積極的な情報収集と効果的な情報発信に取り組みます。

④子どもの貧困対策の推進

- 貧困の状況にある子どもなどが適切な支援を受けられるよう、子どもやその家庭の生活実態を把握するとともに、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

⑤経済的支援の実施

- 子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、児童手当の支給や子どもの医療費の助成など、既存の経済的支援を実施します。

⑥子育てを通じた仲間づくりの推進

- 子育て家庭が集える場を提供するため、子育て家庭が地域で気軽に交流・相談できる場の利用促進を図ります。

⑦子どもが遊び、学ぶ場の充実

- 子どもたちが豊かな自然環境の中で思いっきり遊びながら成長できる全天候型子ども遊戯施設を「あぐりの丘」に整備することで、子育てしやすい環境の充実強化を図ります。

⑧子育てを総合的に支援するための拠点の整備

- 子どもや子育て家庭を総合的に支援する拠点となる「こどもセンター*」の整備を進めます。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市子ども・子育て支援事業計画
- 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 子どもの貧困対策推進計画



子育て応援サイト イーカオ



子育て支援センター

* こどもセンター

子ども自身の育ちと、子どもをはぐむ親の育ちを支援するための施設。

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
子育て家庭が	充実した保育サービスを受けている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 令和3年4月1日時点での保育所等の待機児童0人を達成しており、一定保育の量の確保はできている。
- 子どもが安心して生活できる放課後児童クラブ*の運営が行われ、保護者が安心して就労できる環境づくりができています。
- 放課後児童クラブの狭あい化の解消等、充実した環境整備が図られている。
- 放課後子ども教室*を実施する小学校区を拡充することで、児童が放課後等に色々な体験をし、安全・安心に過ごせる活動場所が確保できている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 市域全体として保育の量の確保はできているものの、区域によっては不足する保育サービスがある。
- 研修支援などにより、保育の質の向上を図ってきたが、今後さらなる保育の質の向上が求められている。
- 放課後子ども教室の実施については、取りまとめ役（コーディネーター）となる人材の発掘が難しい。



III 取組方針

① 保育の量の確保・サービスの充実

- 子育て家庭が自分の生活形態に合ったサービスを選択できるように、適切な保育の量を確保するとともに、多様な保育サービスの充実を図ります。

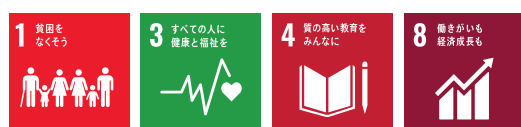
② 保育の質の向上

- 保育士、幼稚園教諭等の研修支援や処遇改善等を行うとともに、働きやすい職場環境の整備を推進するなど、関係機関と連携しながら、保育の質の向上を図ります。

③ 児童の安全・安心な居場所の確保

- 放課後児童クラブに対する研修支援や処遇改善等により更なる質の向上を図ります。
- 経済的負担が理由で放課後児童クラブを利用できなくなることがないように、就学援助受給世帯やひとり親家庭等への利用料の減免措置を実施します。
- 放課後子ども教室について、コーディネーター等の人材育成やプログラムの更なる質の向上を図るため研修会を実施します。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市子ども・子育て支援事業計画



放課後子ども教室

* 放課後児童クラブ（参照 P33）

* 放課後子ども教室

放課後等に校区に居住するすべての児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場（開設日は各教室ごとに異なる。）。

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
ひとり親家庭等が	自立した生活を送っている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること ● 就労に向けた資格取得支援を受けた対象者が資格を取得し就業に繋がっている。

チャンス ● ひとり親家庭等の自立に向けた様々な公的支援制度がある。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと ● 公的支援制度について、制度の存在が認識されていないなど、支援が必要な一部の世帯に情報が行き届いていない。

弱み

● 相談窓口が限られており、対応時間も限定されている。

● 支援が必要な世帯は様々な悩みを抱えており、関係機関との連携を強化するとともに相談スキルの向上を図る必要がある。



III 取組方針

① 生活の支援

● ひとり親家庭等が個々の状況に応じた支援が受けられるよう、関係機関との連携を強化し、生活支援や養育費確保にむけた取組みを行います。

② 経済的支援

● ひとり親家庭等の経済的自立の促進及び児童福祉の増進のため、各種手当や助成及び貸付など経済的支援を引き続き実施します。

③ 就業の支援

● ひとり親家庭等にとってより良い雇用条件で就業し、自立した生活を送ることができるよう、ハローワーク等と連携し、就業支援を推進します。

④ 情報提供の充実及び相談機能の強化

● 必要な人に必要な情報が届けられるよう、支援施策の情報提供を充実します。

● ひとり親家庭等に寄り添った、きめ細やかな対応が行えるように、相談機能を強化します。

関連するSDGs



関連する計画等

● 長崎市子ども・子育て支援事業計画

F5 原爆被爆者の援護を充実します

援護課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対象	意図
被爆者等が	安心して暮らしている。

めざす姿を達成するための個別施策

- F5-1 被爆者が保健・医療・福祉サービスを受けやすい環境を整えます
- F5-2 被爆体験者の救済及び支援事業の充実を図ります
- F5-3 被爆実態に関する調査研究を促進します

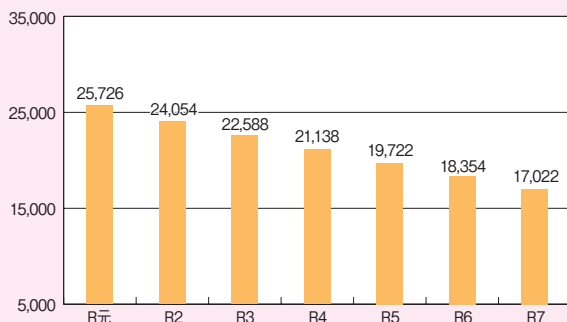
成果指標

成果指標	基準値	目標値
被爆者等に関する国への要望事項の実現数 [累計]	—	9項目 (R7年度)

関連するSDGs

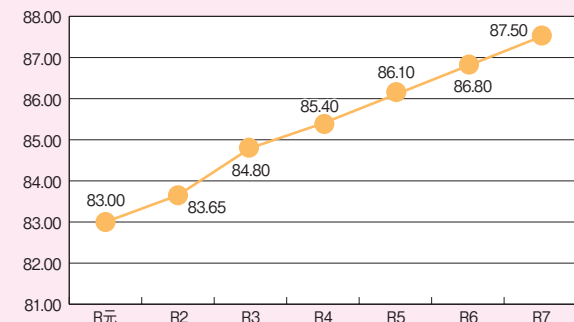


被爆者健康手帳交付者数の推移(令和3年度以降は推計)



資料：長崎原爆被爆者の人口の動向（1970－2006年）

被爆者の平均年齢の推移(令和3年度以降は推計)



資料：長崎原爆被爆者の人口の動向（1970－2006年）

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
被爆者が	安心して保健・医療・福祉サービスを受けている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 現行の援護施策については、安定的に提供できている。
- 在外被爆者*の援護については、平成28年1月から医療費支給制度が、平成31年4月からブラジルにて一部医療機関の医療費代行申請がそれぞれ開始し、大幅な改善が図られている。

チャンス

- 被爆者に対する介護サービスの助成は、介護保険制度以前からのサービスに限られ、新たな介護サービスへの適用といった拡充が困難とされてきたが、令和3年度からグループホームの利用が認められている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 介護サービスの全額国費負担が認められておらず、対象サービスの拡充と比例し本市の負担が膨らんでいる。
- 在外公館等*を通じた手帳交付の代理申請は、本人確認が自治体に委ねられており、交付に時間を要する一因となっている。



III 取組方針

① 援護施策の安定的提供

- 高齢化する被爆者等へ安定的に援護施策を提供できるよう、より細やかな対応に努めます。

② 国への要望

- 援護施策の充実に関する国への要望については、被爆者団体、長崎県、広島県市等とも連携し、一体的に進めていきます。

関連するSDGs



長崎市原子爆弾被爆者健康管理センターでの健康診断の様子

* 在外被爆者

日本国内に居住地及び現在地を有しない者であって、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者又は交付を受けようとする者。

* 在外公館等

他国内に設置されている日本国政府の大使館または領事館（台湾においては公益財団法人 日本台湾交流協会）

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
被爆体験者が	安心して支援を受けている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 国に対して被爆体験者支援事業*の充実を要望したところ、平成28年度から令和元年度まで毎年対象合併症が追加された。

チャンス

- 広島黒い雨訴訟*の判決を受け、黒い雨に遭い、特定の疾病にかかっている者を被爆者として認めることとなった。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 対象合併症、特にがんの追加が認められていない。
- 長崎は黒い雨に伴う被爆者認定の対象となっていない。



III 取組方針

① 国への要望

- 被爆未指定地域の再検討を国に対して求めます。
- 被爆体験者の救済及び被爆体験者支援事業の充実を国に対して求めます。

関連するSDGs



長崎市原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）による要望（オンライン）

* 被爆体験者支援事業

被爆体験による精神的要因に基づく特定の精神疾患を有する者に対し、当該精神疾患及びその合併症の治療等に係る医療費を支給すること等により、治癒等を図ることを目的に実施している事業。

* 黒い雨訴訟

広島への原爆投下後に降った雨（いわゆる「黒い雨」）により放射線に被曝し健康影響を受けたとして、広島県内に居住する原告84名が被爆者健康手帳の交付を求めた訴訟で、国は上告を見送り原告全員の勝訴が確定した。

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
原爆被爆の実態が	調査により把握されている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること** ● 原爆被爆による人的被害の実態及び被爆者世帯の被爆状況等を明らかにするための原爆被爆者動態調査において、着実に死没者データの整備が進んでいる。
- チャンス** ● 被爆二世*の健康管理のための「被爆二世健康記録簿」の作成・配布に係る国の委託料による措置が制度化された。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと** ● 原爆放射線の身体的・遺伝的影響について、新たな科学的知見を得るには至っていない。



III 取組方針

① 調査研究の継続実施

- 原爆被爆者動態調査を実施します。
- 被爆地域の拡大是正などの原爆被爆者援護行政の施策の推進につなげるため長崎市原子爆弾放射線影響研究会*を開催します。

② 国への要望

- 被爆二世健康診断内容の充実を国へ要望します。

関連するSDGs



長崎市原子爆弾放射線影響研究会

* 被爆二世

両親又はそのどちらかが原爆被爆者で、長崎被爆は昭和21年6月4日以降に、広島被爆は昭和21年6月1日以降に生まれた者。

* 長崎市原子爆弾放射線影響研究会

原子爆弾の放射線による人体への影響に関する研究事項について、原爆被爆者援護行政の参考とするための情報及び意見を収集する長崎市附属機関。

生活困窮者等が将来への希望を持てる 支援を充実します

生活福祉 2 課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
生活困窮者や生活保護受給者が	夢や生きがいをもって心身ともに健やかに暮らすことができる。

めざす姿を達成するための個別施策

F6-1 生活困窮者等が安定した生活ができるよう支援します

F6-2 生活保護受給者の就労を支援します

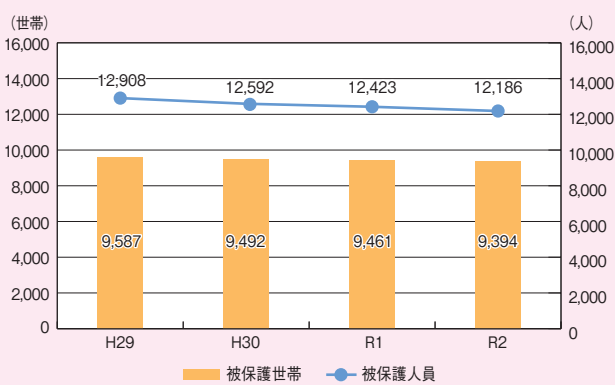
成果指標

成果指標	基準値	目標値
生活保護面接相談及び生活支援相談センター*で何らかの解決を得た人の割合	93.8% (R2年度)	98.6% (R7年度)
生活保護受給者で就労可能な者（病気や障害等により就労への課題を抱えた者を含む）のうち就労している者の割合	63.4% (R元年度)	63.4% (R7年度)

関連するSDGs

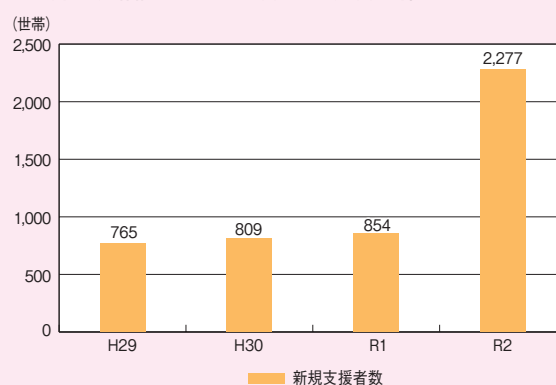


被保護人員及び世帯数の推移



※人員及び世帯数には、保護の停止を含む
資料：福祉行政報告例

生活支援相談センター新規支援者の推移



※令和2年度新規支援者のうち1,423人はコロナ関連の相談
資料：生活困窮者自立支援制度支援状況調査

* 生活支援相談センター

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、専門相談員による「自立相談」「家計相談」等の問題解決に向けた支援を行う機関。

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
生活困窮者等が	安定した生活ができるようになり、 将来への希望を持って暮らすことができている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 生活保護相談において、総合事務所に地区担当保健師が配置されており、保健師との連携や情報交換で生活困窮者への対応が行いやすくなっている。
- 長崎市生活支援相談センター*では支援対象者、支援を受けて課題が解決した者ともに増加している。
- 学習支援事業*においては、必要に応じリモートでの支援などを行い、進学希望者全員の高校進学を支援できている。
- 子どもの健全育成支援事業*においては、各種関係機関と連携し対象者が抱える課題に応じた支援を行うことができている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 生活困窮者の相談内容は問題の範囲が広く複合的であり、社会的に孤立しているなど容易に解決することが困難な課題を有するケースが存在する。
- 不登校などにより学習支援事業への参加が望ましいが参加していない対象者がいる。
- 子どもの健全育成支援の対象者は子どもだけでなく保護者も課題を抱える複雑な世帯が多く、解決すべき問題が複合的であり、支援が長期間にわたるものが増えている。また、働きかけても反応がなく支援が困難な世帯がある。

脅威

- 新型コロナウイルス感染拡大により対面での支援が難しくなっている。



III 取組方針

①職員・支援員の能力向上

- 生活困窮者等の相談については、相談担当職員や支援員の能力向上を図るとともに、他機関との連携強化等を行うことで課題の解決を図ります。

②子どもの学習・生活支援の実施

- 学習支援については、ケースワーカーや子どもの健全育成支援員などの参加勧奨のほか、学習支援事業委託事業者による家庭訪問を実施し、よりイメージしやすい形での参加勧奨を行います。
- 子どもの健全育成支援については、働きかけを行っても反応がない対象者に対し、より多様な働きかけを行うため他の機関との連携などにより支援方法の多様化を図ります。

関連するSDGs



* 学習支援事業

- ①生活困窮者である子どもに対し、学習の援助を行う事業。
- ②生活困窮者である子ども及び当該子どもの保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う事業。

- ③生活困窮者である子どもの進路選択その他の教育及び就労に関する問題につき、当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業。

* 生活支援相談センター（参照 P177）

* 子どもの健全育成支援事業

- 子どものいる生活保護世帯について
- ①子どもやその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援を行う事業。
 - ②子どもの進学に関する支援を行う事業。
 - ③引きこもりや不登校の子どもに関する支援を行う事業。

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
生活保護受給者が	働きがいのある仕事についている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること** ● 就労準備支援を含めた複数の就労支援メニューを用意し、支援対象者それぞれの状況に応じた就労支援を行うことができる。

II うまくいないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと** ● 就労準備支援や就労支援を受けても長期にわたり就職できなかつたり、すぐに離職してしまつたりする就職困難事案が多くなっている。
- 脅威** ● 新型コロナウイルス感染拡大により求人が減少したり、離職による要支援者が増加したりすることが予想される。

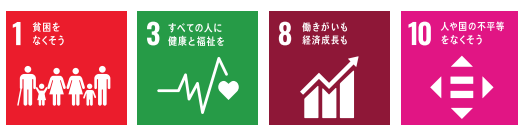


III 取組方針

① 各種支援の実施・充実

- 就労支援員を中心とした各種就労支援事業*間の連携のみならず、家計改善支援事業*や健康管理支援事業*も活用しながら、就職実現に向けて対象者の状況に応じた支援を実施します。
- 民間委託による就労支援事業において、民間のノウハウを活かした就労支援方法や就業訓練、就労準備支援の充実を図ります。

関連するSDGs



ながさき就労支援ルームでの相談



民間委託による就労支援（カウンセリングルーム）



民間委託による就労支援（就業訓練ルーム）

* 就労支援事業

被保護者の就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業。

* 家計改善支援事業

世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える被保護者世帯に対する家計管理方法の提案や支援を行うとともに、大学への進学を検討している高校生等がいる世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う事業。

* 健康管理支援事業

被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業。

F7 自らすすめる健康づくりを推進します

健康づくり課

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	心身ともに健康でいきいきと暮らしている。

めざす姿を達成するための個別施策

- F7-1 市民の自主的な健康づくり活動を支援します
- F7-2 健康づくり環境の充実を図ります
- F7-3 歯科口腔保健を推進します

成果指標

成果指標	基準値	目標値
心身とも健康だと感じる市民の割合	62.1% (R 2年度)	63.6% (R 7年度)
3大疾病による死亡率 (人口10万人当たり) [暦年]	186.9人 (R 2年)	181.9人 (R 7年)
6024の割合	75.0% (H 28年度)	83.0% (R 7年度)

関連するSDGs



「健康生活ココデショ!!」とは「長崎くんち」の代表的な出し物である「ココデショ」にかけた、「健康生活をココ（長崎市）でしよう」というメッセージであり、「健康長崎市民21」のシンボルとして使用しているイラストの名前です。

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	地域において、自主的な健康づくり活動に取り組んでいる。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - 健康づくり推進員*の育成が図られ、地域での健康づくり活動が推進されている。
 - 市主催のイベントでも、健康づくり推進員が健康づくりの啓発を行うなど、市民の自主的な健康づくりが推進されている。
- 強み**
 - 地域の保健医療、職域、ボランティア等の関係団体との協働による参加型イベントにおいて、市民が健康チェックや健康相談を受けられることで、自身の健康状態を知り、健康づくりへの関心を高める機会となっている。

II うまくいないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
 - 健康づくり推進員の活動の維持のため、高齢化等による入れ替わりに対応でき、リーダーになれるような人材の確保が必要だが、リーダーの活動に負担感があるなどの理由から、十分できていない。
 - 主な啓発の場である各種イベントへの参加が少ないため、働き盛りの世代の市民に対する健康づくりに関する啓発が、十分にできていない。
 - 健康づくり推進員の地域での活動の場が少ない。



III 取組方針

- 健康づくり推進員の人材確保**
 - 健康づくり推進員の活動の場の充実を図り、モチベーションを向上させるとともに、新たな人材を確保します。
 - 健康づくり推進員の高齢化等による入れ替わりに対応できるように、リーダー等の人材を育成します。
- 健康づくり推進員の活動の場の確保**
 - 地域活動との連携により、地域単位で健康づくり推進員活動を推進する働きかけを行います。
- 健康づくりの啓発**
 - 健全な食習慣、運動習慣の定着や定期的な健（検）診の受診など主体的に健康管理を行う必要性を啓発することにより、市民の健康づくり推進を図ります。

関連するSDGs



健康づくり推進員（ロードワークサポーター）



健康づくり推進員（食生活改善推進員）

関連する計画等

- 『健康長崎市民21』計画

* 健康づくり推進員

地域における健康づくりの担い手で、食生活改善推進員、ロードワークサポーター、精神保健福祉ボランティア、あじさいサポーター、高齢者ふれあいサロンサポーター、シルバー元気応援サポーター、介護施設ボランティア、認知症サポートリーダー、琴海地区健康づくり協力隊の9団体のこと。

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	健康増進のための正しい知識を習得し、健康管理に努めている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- コロナ禍で健（検）診の受診控えが発生していると考えられる中でも、受診者が大きく減少していないことから、受診しやすい環境づくりや受診勧奨の取組みにより、市民の理解を得られていると考えられる。

チャンス

- 新型コロナウイルス感染症において、基礎疾患のある方のリスクが高いことが十分周知されたため、生活習慣病の予防の重要性が市民の中に広まっていると考えられる。
- 健康増進法の改正により、公の場での喫煙が制限され、受動喫煙防止につながっている。また、職場での喫煙の制限が禁煙を始めるきっかけとなることが期待される。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 健（検）診の受診率が伸び悩んでいることから、自身の健康状態の把握を行うことの大切さについての効果的な啓発ができていない。
- 精神保健に関する健康教育講座への働く世代の参加者が少ない。

脅威

- 生活習慣病の中には、自覚症状が出にくく、気づきにくい疾病がある。
- コロナ禍での自粛生活や生活困窮などにより、健康、経済・生活、家庭問題等に悩みを持つ人が増えている。



III 取組方針

① 正しい知識の普及啓発

- 生活習慣病予防につながる健康教育、健康相談、訪問指導を実施し、健康増進のための正しい知識の普及啓発を強化します。
- こころの健康や自殺予防に関する正しい知識の普及啓発を行います。

② 健（検）診の受診環境の整備

- 健（検）診の受診環境や受診機会の拡充を図るとともに、自身での健康チェックの大切さについての啓発と健（検）診の受診勧奨を強化します。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市食育推進計画
- 長崎市自殺対策計画
- 『健康長崎市民21』計画



がん検診

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	口腔の健康管理に努め、その機能を健全に保っている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 医療や福祉に関わる多職種が参加する研修会の実施により、歯科口腔保健に対する意識の向上と多職種が連携して取り組む環境づくりが進んでいる。
- 歯科衛生士向けの研修会では、障害者や要介護者に対する歯科保健医療において指導的役割を果たせる歯科衛生士を養成できている。
- 小・中学校でのフッ化物洗口*実施校が増加し、幼児期から継続的にフッ化物洗口を実施する環境が整った。
- 特定健診やがん検診とあわせて歯科健診及び歯科保健指導を行うことで、歯科受診のきっかけになり、口腔衛生の向上に寄与している。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 20～30歳代の若年層では、定期的な歯科受診の重要性についての認識が低く、歯周疾患検診受診者が少なく、保健情報も伝わりにくい。
- 高齢者向けに、口腔機能維持と誤嚥性肺炎*予防に関する情報周知が不足している。



III 取組方針

① フッ化物利用の促進

- 4歳から15歳までの継続したフッ化物洗口の実施に加えて、成人に対しても、フッ化物配合歯磨剤の効果的な使用方法について周知します。

② 口腔管理の啓発

- 特に20～30歳代の若年層に対して生涯にわたる定期的な歯科受診の重要性を啓発し、新規の健（検）診受診者の増加を図り、歯ブラシに加えてフロスや歯間ブラシ等補助的清掃用具の効果を周知し、使用を促します。

③ 口腔機能維持による健康寿命の延伸

- 多職種間の連携を推進し、地域での健（検）診や様々な場において、口腔機能低下を予防する方法を周知することで、健康寿命の延伸を図ります。

関連するSDGs

3

すべての人に健康と福祉を



関連する計画等

- 長崎市歯科口腔保健推進計画
- 『健康長崎市民21』計画
- 長崎市子ども・子育て支援事業計画
- 長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画



歯っぴいスマイルフェスティバル



歯周疾患検診ポスター

* フッ化物洗口

一定濃度のフッ化ナトリウム溶液（5～10ml）を用いた30秒～1分間のブクブクうがいにより行うむし歯予防方法。

* 誤嚥性肺炎

飲み込む機能（嚥下機能）や咳をする力が弱くなり、口腔内の細菌、食べかす、逆流した胃液などが誤って気管に入ることによって生じる肺炎。

F8 安心できる衛生環境を確保します

生活衛生課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
だれもが	感染症や食中毒等の健康被害から守られている。

めざす姿を達成するための個別施策

F8-1 感染症の発生と感染拡大を防止します

F8-2 飲食物、生活衛生等による健康被害発生を防止します

成果指標

成果指標	基準値	目標値
感染症患者数	5人 (H27～R元年度平均)	4人 (R7年度)
観光関連施設での食中毒患者数	32人 (H27～R元年度平均)	0人 (R7年度)

関連するSDGs



正しい手の洗い方を学ぶ親子手洗い実験



動物愛護フェスタ

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対象	意図
だれもが	感染症の発生やその重症化から守られている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
- 高齢者の予防接種の実施により罹患及び重症化の予防が図られ、まん延防止につながっている。
 - 麻しん風しん予防接種（I期）の接種率が目標値に近い接種率であり、子どもの感染症予防が図られている。
- チャンス**
- 新型コロナウイルス感染症対策としてマスクの着用や手洗いの徹底等が新しい生活様式として定着し、他の感染症の感染予防にもつながっている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
- 子どもの麻しん風しん予防接種（II期）の接種率が目標値を達成していない。
 - 感染症を予防するために実施する予防接種の種類が増加しており、接種率のさらなる向上を図るため、市民への啓発に努める必要がある。
- 脅威**
- 国際的な交流人口の拡大により新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症の世界的な流行が危惧され、それに対応できる健康危機管理体制の充実が求められている。



III 取組方針

①健康危機管理体制の整備

- 感染症の発生に速やかに対応するため、医療機関等の関係機関と協力して健康危機管理体制を整えます。

②予防接種の実施

- 感染症の予防と拡大防止のため、高齢者等の予防接種を実施するとともに、感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めます。
- 子どもの予防接種の制度内容を保護者に理解してもらうため、様々な機会や場所において周知啓発を行い、個別通知や医療機関と連携した接種勧奨を行うとともに、未接種者への勧奨を継続して実施します。

③結核患者の発生の予防と早期発見

- 結核患者の早期発見により感染の拡大防止を図るため、健康診断及び検査を実施します。
また、結核を発症した高齢者が利用した福祉施設職員への感染予防の指導を行います。

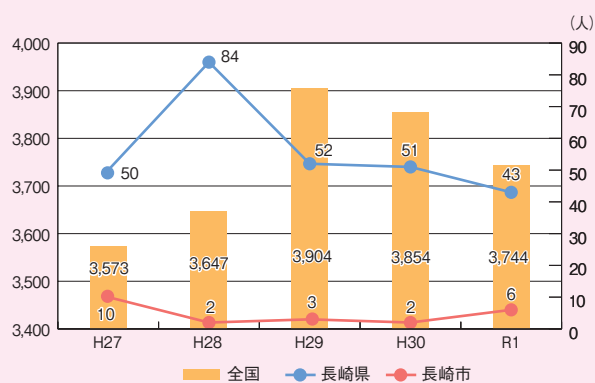
関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市新型インフルエンザ等対策行動計画

腸管出血性大腸菌感染症発生状況



資料：感染症発生動向調査事業年報（厚生労働省統計）

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
だれもが	食中毒等の健康被害から守られている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 食品衛生法第13条に定められた規格基準に違反する食品は近年減少し、安全な食品の提供が進んでいる。
- 公衆浴場等に係る浴槽水の水質検査の適合率が高い数値で推移している。
- 狂犬病予防注射の接種率は全国平均を上回る数値で推移している。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 公衆浴場等の形態の多様化に伴い衛生指導の強化が求められている。
- ペット（犬猫）の不適正な飼育に関する苦情が多く寄せられている。
- 飼い犬の登録及び狂犬病予防注射は法定義務であるが、小型犬等の室内飼いの増加等により、狂犬病に対する関心や感染に対する危機意識が低下していることから、未登録及び狂犬病予防注射を受けていない飼い犬がいる。

脅威

- アニサキス*を原因とした食中毒事件が近年増加傾向にある。



III 取組方針

① 食中毒予防の取組み

- 集団食中毒の防止や安全な食品の提供のため、食品関連事業所でのHACCP*に沿った衛生管理体制の確立と食品の製造・販売に係る事業者（従業員を含む）の衛生意識の向上を図ります。

② 施設への衛生指導の強化

- 公衆浴場等の施設の衛生管理向上のため、衛生指導の強化を図ります。

③ 適正飼養の啓発の強化

- ペットの適正な飼育方法について市民への啓発を強化します。

関連するSDGs

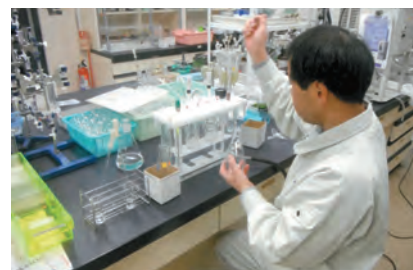


関連する計画等

- 食品衛生監視指導計画



公衆浴場



食品の残留農薬検査

* アニサキス

寄生虫（線虫）の一種。白い糸のような見た目をしており、これが寄生したサバやアジ、サンマなどを食べると、アニサキスが胃や腸の壁に刺さり食中毒を起こす。

* HACCP

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

F9 安心できる医療環境の充実を図ります

地域保健課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	安心して適切な医療を受けられている。

めざす姿を達成するための個別施策

F9-1 救急医療体制の充実を図ります

F9-2 地域医療提供体制の充実を図ります

成果指標

成果指標	基準値	目標値
夜間・休日における市内の医療体制が整っていると思う市民の割合	75.8% (R 2年度)	80.3% (R 7年度)
かかりつけ医をもつ市民の割合	79.5% (R 2年度)	81.8% (R 7年度)

関連するSDGs



2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
救急医療体制が	適切に整備されている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
- 夜間、休日における救急医療体制が構築されている。
 - 毎年約20,000人の市民が応急手当の講習を受講している。
 - 119番通報を受け付ける指令室に救急救命士など応急手当をサポートできる職員を配置し、市民が行う応急手当をサポートする体制が充実している。
- 強み**
- 急性期医療*を担う医療機関が他都市と比較して多い。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
- 精神科や整形外科などの一部の診療科において、救急搬送困難事例が発生している。
 - 軽症患者が二次輪番制病院*に多数来院し、診療に支障をきたす事例が発生している。
 - 心肺機能停止となった人に対して、救急車が到着するまでの間に、応急手当が行われていないことがある。
- 脅威**
- 二次輪番制病院において、当直医師の高齢化や非常勤化が進んでいる。



III 取組方針

① 持続可能な救急医療提供体制の構築

- 夜間救急センターの運営や病院群輪番制病院への支援を継続するとともに、長崎大学病院や二次救急医療*を担う医療機関などと連携を図りながら、持続可能な救急医療提供体制を構築します。

② 救急医療提供体制の確保・充実

- 適切な救急医療提供体制を確保するため、長崎みなとメディカルセンターの救命救急センターの安定した運営に向けた連携を進めるとともに、運営費負担金などの必要な支援を行います。
- 応急手当の普及啓発体制及び119番通報の受付時に市民が応急手当をできるようにサポートする体制の充実に努めます。
- 救急隊員の救急救命処置や応急手当の質の向上を図るため、医師からの指導、教育体制の充実に努めます。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎県医療計画

* 急性期医療

発症初期や急に発症した病気や外傷などの治療のために行う医療。

* 二次輪番制病院

輪番制方式により当番日に休日夜間の診療体制を整え、主に初期（一次）救急医療施設からの転送患者を受け入れる病院。

* 二次救急医療

原則として、消防による救急搬送などにより、入院治療・手術等が必要とされる重症の救急患者に対して行う医療。

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
医療提供体制が	適切に整備されている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - 医療機関など関係機関との情報共有と検討の場がある。
- 強み**
 - 訪問診療や介護事業所などの医療・介護の地域資源が他都市と比較して豊富で、関係団体の取組みも活発で先進的である。

II うまくいないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと**
 - 地域医療構想*実現に向けた具体的な取組みについて、各医療機関の役割分担や連携にかかる協議を深める必要があるが、医療機関ごとに経営方針や財政状況などが異なるため、協議が十分深まっていない。
 - 地域医療構想の実現に向け、新たな感染症にも対応できるよう、医療連携体制を構築する必要がある。
 - 医療・介護の多職種間での相互理解や情報共有が十分できていない面がある。
- 弱み**
 - 医療機関が偏在しており、医療資源が限られている地区がある。
- 脅威**
 - 長崎県医療計画においては、後期高齢者人口がピークとなる2035年に向かって在宅医療の大幅な需要が見込まれる。



III 取組方針

① 持続可能な医療提供体制の構築

- 医療機関の機能分化、役割分担及び連携を進め、一般診療と新たな感染症の診療が両立した持続可能な医療提供体制を構築します。

② 公的医療機関の連携強化

- 長崎みなとメディカルセンターが中核的医療機関及び公的病院としての役割を積極的に果たせるよう、現行の会議体に加え、公的医療機関同士など様々なまとまりでの会議体を活用し、連携した取組みを行います。

③ 多職種連携による在宅医療と介護の連携推進

- 日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り等の様々な場面において、医師をはじめとした多職種と連携しながら、切れ目のない在宅医療と介護の連携体制を構築していきます。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎県医療計画
- 長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

* 地域医療構想

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年においても、持続可能な社会保障体制を維持するため、効率的で質の高い医療提供体制を構築することを目的として、都道府県に策定が義務付けられているもの。長崎県においては平成28年11月に策定された。

将来の医療需要や必要となる病床数の推計とともに医療機関の機能分化・連携、在宅医療等の充実、人材確保など、構想実現のための施策等が示されている。



まちづくりの方針

私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします

G1

基本施策

長崎のまちを愛し、新たな時代を生き抜く子どもを育みます

個別施策

- G1-1 「確かな学力」の向上を図ります
- G1-2 健やかな心と体を育成します
- G1-3 家庭・学校・地域の連携による教育の充実を図ります
- G1-4 安全・安心に学べる教育環境を整備します

G2

基本施策

だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります

個別施策

- G2-1 学びの場と機会の充実を図ります
- G2-2 能力や経験が社会に活かされる仕組みをつくります

G3

基本施策

スポーツ・レクリエーションの振興を図ります

個別施策

- G3-1 スポーツ・レクリエーションをする場と機会の充実を図ります
- G3-2 スポーツをみる機会の創出と競技者の支援を図ります

G4

基本施策

芸術文化あふれる暮らしを創出します

個別施策

- G4-1 芸術文化に触れる機会を創出します
- G4-2 市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります

基本計画で定めた各種施策を達成するための具体的な事業計画を示した「実施計画書」はこちら



長崎のまちを愛し、新たな時代を生き抜く 子どもを育みます

学校教育課

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
子どもが	長崎のまちを愛する気持ちを持ち、変化に対応しながら、新たな時代を強く生き抜く力を身に付けている。

めざす姿を達成するための個別施策

- G1-1 「確かな学力*」の向上を図ります
- G1-2 健やかな心と体を育成します
- G1-3 家庭・学校・地域の連携による教育の充実を図ります
- G1-4 安全・安心に学べる教育環境を整備します

成果指標

成果指標	基準値	目標値
夢や目標を持っている小中学生の割合	77.6% (R元年度)	82.6% (R7年度)
長崎のまちや自分の住んでいる地域が好きだと思っている小中学生の割合	92.7% (R2年度)	95.2% (R7年度)
地域の行事に参加している小中学生の割合	56.2% (R元年度)	61.2% (R7年度)
ICT*の活用によって、学習に取り組む意欲・態度が高まった小中学生の割合	73.9% (R2年度)	80.0% (R7年度)

関連するSDGs



* 確かな学力（参照 P35）

* ICT (Information & Communications Technology)
(参照 P24)

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
子どもが	自ら学び、自ら考え、判断して主体的に行動できる「確かな学力」を身に付けている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 全国、県、市の学力調査結果の分析に基づき、小3から中3までの7か年にわたり、個々の児童生徒の課題に沿った学習指導を行っている。
- 教職員によるデジタル教科書等ICT*活用が進んでいる。
- A L Tの雇用数は充実しており、その活用により、英語を用いてコミュニケーションをとる機会が増え、英語力の向上につながっている。
- すべての市立小学校で「長崎寺子屋事業*」を実施することで、学習支援の充実が図られている。
- 就学援助の新入学用品費について入学前支給を実施するなど、制度の充実を図っている。

チャンス

- 児童生徒に1人1台の学習者用コンピュータと高速通信環境が整い、ICTを活用した教育が可能となっている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 学力調査の結果が目標値を下回っているものもあるため、その結果を分析し、改善へのプラン策定を各学校で行っているが、プランを実践し成果につなげる部分については全国学力学習状況調査*の「学校質問紙調査」の結果が全国や県の数値を下回っており、不十分である。
- 学校への学習支援サポーター*の役割等の周知が不十分であるため、教員が子どもたちの実態に合うように効率よく学習支援サポーターを活用できていない。



III 取組方針

① 学力向上にかかる学校訪問指導や研修会の実施

- 基礎的基本的な学習事項の重点的な指導や学習指導要領に沿った授業改善が充実するよう、研究指定校*や計画訪問校*への訪問指導や学力向上にかかる研修会を実施します。また、学力向上プランを活用した教育実践を行うよう各学校への指導を徹底します。

② ICT機器の効果的な活用

- 1人1台学習者用コンピュータをはじめ、ICT機器の効果的な活用を図るために、各学校での教職員への研修を進めていくとともにフロンティアGIGAスクール*での実践を各学校に広めます。

③ 国際理解教育の充実

- 国際理解教育の充実のため、「あじさいEnglish Day」や「あじさいEnglish Speech Contest」などのイベントやコンテスト、国際交流体験を実施するとともに、A L Tの効果的な配置を行います。

* 確かな学力（参照 P35）

* ICT（Information & Communications Technology）（参照 P24）

* 長崎寺子屋事業

基礎学力や学習習慣が身についた子どもを育てるために、すべての小学校において放課後等を利用し、地域の特色や学校の実態に応じて地域人材や大学生を活用した学習支援を実施する事業のこと。

* 全国学力学習状況調査

文部科学省による学力や学習状況に関する調査。全国全ての小学6年生と中学3年生を対象に、国語と算数・数学の知識力と知識活用力の調査、学校や児童生徒への質問紙調査が行われる。

* 学習支援サポーター

授業等で児童生徒の理解を促すよう声かけをしたり、宿題等のまるつけを行う等、学校の教育活動を支援する地域人材のこと。

* 研究指定校

学習指導要領に基づく教育課程の円滑な実施のために特に重要となる課題について、学習指導の場面のみならず人権教育、平和教育、安全教育等を含めた教育活動全般を通して、理論的研究及び授業実践を中心に据えた実証的研究を行うために、国や県、市が指定する学校のこと。

* 計画訪問校

学校の施設、環境、児童生徒の様子、教職員の勤務状況を直接見聞したり、校長の学校経営の状況を把握し、指導助言を行うために教育委員会が市立小・中学校及び長崎商業高校を対象に計画的に訪問する学校のこと。毎年10校程度が対象となる。

* フロンティアGIGAスクール

1人1台学習者用コンピュータの効果的な活用について研究実践する学校のこと。市立小学校4校、市立中学校3校を指定している。

④長崎寺子屋事業の充実

- 長崎寺子屋事業*の実施状況を確認するとともに、良好な活用事例を紹介するなどして学習支援サポーターの活用の充実を図ります。

⑤就学援助の実施

- 経済格差に起因する学力の格差が生じないよう、経済的支援が必要な児童生徒の保護者に対する就学援助を行います。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市教育振興基本計画



あじさいEnglish Speech Contest



1人1台学習者用コンピュータの活用

* 長崎寺子屋事業 (参照 P193)

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
子どもが	長崎を愛し、やさしく、たくましく生きるための豊かな心や体力を身に付けている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 学校における図書1年間の平均貸出冊数が増えたり、乳幼児向けの読み聞かせなどの事業が充実したりするなど、読書活動の推進が図られている。
- 各学校における体力向上アクションプラン*の取組みから、柔軟性が高くなるなどの成果が出てきている。
- 長崎の宝発見・発信学習*や日吉自然の家での宿泊学習、長崎商業高校での職業講話等を通して、キャリア教育*の充実が図られている。
- 学校における「人権教育」「道徳教育」により児童生徒に生命や人権を尊重しようとする心が育っている。
- 配慮が必要な児童生徒に対しては、障害や特性に応じた特別支援学級や通級指導教室を設置し、充実した支援を受けられるようにしている。
- 「被爆体験の継承」「平和の発信」「平和の創造」の「3つの柱」による新しい平和教育について、すべての学校で実践が図られた。

II うまくいないこと、弱み、脅威

うまくいないこと

- 義務教育における平和教育の更なる充実をめざして、「他者の意見を尊重しながら自分の言葉で平和を語り、行動できる児童生徒の育成」を目的として作成した平和教育手引書*に基づいた平和教育の浸透が、実践協力校による授業公開にて順次、進めている段階のため十分ではない。
- 調べ学習等での図書館利用や、学校図書館司書の授業への関わりについて、学校による温度差がある。
- 親子で絵本を読むことが子どもの豊かな感性や心を育み、生涯にわたる読書習慣へつながることを周知する取組みを、4か月健診会場で実施しているが、受診者に時間的余裕がないこともあり、啓発が十分にできていない。
- 体力向上の取組みが一過性のものとなっている。また、組織的な取組みとして定着していない。
- 子どもたちが社会的・職業的自立に向けて、ふるさととの課題などの解決を自分事として体験する場、体験したことを活かしたりするキャリア教育の場が、地域において不足している。
- 違いを認め、多様性を尊重する人権教育の推進が課題となっており、ジェンダー*平等や性の多様性の教育はまだ広がりが不十分である。
- 担任一人では対象児童生徒に十分な支援が困難と考えられる場合に配置する特別支援教育支援員の確保が難しい。



* 体力向上アクションプラン

新体力テストの結果をもとに、児童生徒の実態に応じて、運動への意欲の向上と運動時間の確保へつなげ、体力の向上を図ることや、運動やスポーツに進んで取り組む児童生徒の増加を目的とした各学校ごとの計画。

* 長崎の宝発見・発信学習

長崎の歴史や世界遺産等を学習する活動を通して、そのよさを実感し、ふるさと長崎に誇りを持ち、長崎が持つ世界的な価値を発信できる児童生徒の育成を目的とした学習のこと。

* キャリア教育（参照 P154）

* 平和教育手引書

学校で平和教育を実施する際に参考となるように、その基本方針や授業の展開例等を示したものを。

* ジェンダー（参照 P12）

Ⅲ 取組方針

①新しい平和教育の推進

- 「平和教育手引書*」に基づいた新しい平和教育について、関係機関や関係団体と連携を深めながら、さらに推進します。

②読書活動の推進

- 学校図書館司書が積極的に授業に関わり、読書活動の質を高めることができるよう、市立図書館と連携して研修会や訪問指導を行います。
- 就学前の子どもや産前期を含む両親に対しては、子どもの生涯にわたる読書習慣へつながらよう絵本の活用などについて啓発活動を行います。

③体力向上の取組み

- 各学校の体力向上アクションプラン*について再考し、評価の低い子どもを高めるための取組みになるようにします。

④キャリア教育の推進

- 「小学生まちづくりアイデアコンテスト*」や「中学生議会*」において、未来のまちづくりについて考える場を設け、小中学生もまちづくりの主役であるという意識を育て、長崎市版キャリア教育「長崎LOVERS育成プログラム*」を推進します。

⑤人権教育の推進

- いじめの未然防止を含めて、違いを認め多様性を尊重する人権教育の推進を図ります。
- ジェンダー*平等や性の多様性の教育については、情報を収集し、その取組みを広げます。

⑥特別支援教育の推進

- 幼児、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導と必要な支援を行います。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市教育振興基本計画
- 長崎市子ども読書活動推進計画



宿泊体験学習（農業体験）



小学生まちづくりアイデアコンテスト

* 平和教育手引書（参照 P195）

* 体力向上アクションプラン（参照 P195）

* 小学生まちづくりアイデアコンテスト

長崎市内すべての小学校5・6年生を対象にまちづくりのアイデアを募集し、コンテストを行うもの。応募作品から優秀賞20作品を選考し、発表会で市長に提案する。

* 中学生議会

各市立中学校から1名ずつが参加し、市議会議場でいじめ問題や未来の長崎のまちづくり等の議題について、議会形式で話し合いを行うもの。

* ジェンダー（参照 P12）

* 長崎LOVERS育成プログラム

長崎のまち（社会）を支える「担い手」を育てていくため、学校、家庭、地域が一体となって、児童・生徒に様々な価値観や生き方を学ぶ機会を提供することにより、児童・生徒が社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、世界的な視点をもって地域を支える資質・能力を身に付けるとともに、長崎のまちを愛する気持ちと、それを行動に移す力を養う教育。

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対象	意図
子どもが	家庭、学校、地域の連携によって健やかに育っている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 各地域の青少年育成協議会*に対し、地域における青少年健全育成活動への支援を行うことで、地域の大人の連携が進んでいる。
- 学校公開の推進について、コロナ禍以前まではすべての小中学校で土曜授業を実施し、多くの保護者や地域の方が学校を参観し、家庭や地域と学校との連携が進んでいる。
- ファミリープログラム*やメディア研修会*等の実施により、学校と保護者との間でメディア利用についての認識が深まり連携が進んでいる。
- 幼保小連携*については、中学校区を単位としたブロックごとの協議を実施することで、関係する子どもたちについての情報交換が進んでいる。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 地域の大人の連携については、青少年健全育成活動に参加する会員の固定化や減少がみられ、活動が縮小している。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域と学校との交流機会が減少している。
- 各家庭におけるメディア使用のルールの有無について、保護者と子どもたちの認識に違いがあり、双方が十分理解した上でのルール作りとはなっていないことが推察される。



III 取組方針

①青少年育成協議会における事業の活性化

- 青少年育成協議会の活動を支援することで事業の活性化を図るとともに、活動事例発表会等を通して事業の積極的な実施について働きかけを行います。

②学校と地域の連携の推進

- 学校と地域が一体となって子どもを育むため、授業や催しに保護者や地域住民がゲストティーチャー*やボランティアとして関わる取組みなどにより、学校と地域の連携を図ります。
- 学校への理解と協力を深めるため、土曜授業を含めた学校公開を推進し、多くの保護者や地域住民に学校を参観してもらう場を増やします。

③学校と家庭の連携の推進

- 家庭教育力の向上を図るため、ファミリープログラムを取り入れた子育て講座を充実します。
- インターネット上の有害情報や危険性から子どもを守るため、長崎市PTA連合会と連携して、スマートフォン等の情報端末機の使い方のルールを定着させます。

④幼保小連携の推進

- 中学校区を単位としたブロックごとの幼保小連携の取組みが進んでいることから、各ブロックの取組みや「あ・は・は運動*」についても取組みの趣旨を再確認してその継続・徹底を図ります。

* 青少年育成協議会

地域住民の総意を集結して、地域ぐるみによる青少年の健全育成及び、非行・事故防止を計画的かつ具体的に推進する社会教育関係団体。

* ファミリープログラム

保護者同士が交流し、子育てについての悩みや体験、よりよいPTA活動などを話し合うなかで、共感があったり、子育てのヒントを学んだり、仲間づくりを醸成したりする参加型学習プログラムのこと。保護者が集まるPTA研修会や学級懇談会などの機会に実施され、県の認定を受けたファシリテーター（進行役）がプログラムを進行。

* メディア研修会

PTAや学級懇談会などで、保護者がスマホやゲーム、インターネットなどのメディア利用についてのメリット・デメリットについて学ぶ研修会。

* 幼保小連携

幼稚園や保育所、認定こども園、小学校、教育委員会等関係機関が連携して情報交換や研修等を実施し、子どもが幼稚園や保育所を卒園した後、小学校教育に円滑に進めるようにすること。

* ゲストティーチャー

自身を持つ専門的な知識や豊富な経験を子どもたちに伝えるために、学校で実施される授業に招かれた地域住民等一般市民。

* あ・は・は運動

どの幼稚園や保育所、認定こども園、小学校でも同じ言葉で子どもたちに呼びかけることで、長崎の子どもたちが健やかに育つことを心から願い、「長崎っ子の約束」として示したもの。「あ：あいさつ・へんじ げんきよく」「は：はやね・はやおき・あさごはん」「は：はさもののそろえ いいきもち」

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市教育振興基本計画



ファミリープログラム



メディア研修会

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
子どもが	安全・安心な環境で学んでいる。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 校舎等の耐力度調査を実施し、各学校の健全度を指標化することで、適切な時期に改修・整備ができるよう長寿命化計画を策定している。
- 老朽化した学校の改築・大規模改造を計画的に実施しており、教育環境の改善が図られている。
- 普通教室及び理科室・音楽室等の一部の特別教室への空調設備の整備を実施し、学習環境が改善している。
- 学校敷地に設置している建築基準法に不適合なブロック塀等について、フェンスへの取り替えなどの改修を行い、安全性の向上が図られている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 学校の小規模化*が進んでおり、子どもたちが集団生活の中で活気に満ちた活動ができる学校規模を確保する必要がある。
- 保有する小中学校施設は、全体の約3割が築50年以上を経過しており、築40年以上の建物も含めると全体の約半分を占め、老朽化が進んでいる。

脅威

- 外壁剥落や法面崩落などの災害等被害に対する防災機能強化が求められている。
- 一部の地域において、団地開発やマンション建設などに伴う児童生徒数の増加により、教室不足が懸念される学校がある。



III 取組方針

①安全・安心な教育環境の確保

- 長寿命化計画に沿って各学校の改築や大規模改造を実施し、老朽化対策を推進します。
- 教育環境の向上と施設の最適化を両立した取組みを推進します。
- 外壁改修や法面改良を計画的に実施し、安全安心な教育環境を確保します。

②学校規模の適正化*と適正配置の推進

- 次代を担う子どもたちの教育効果を高めるため、学校規模の適正化と適正配置を図ります。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市学校施設の長寿命化計画
- 長崎市立小学校・中学校における規模の適正化と適正配置の基本方針

* 学校の小規模化

長崎県の定める学級編制基準により編制した学級数が、小学校で12から18学級、中学校で9から18学級を望ましい学校規模と位置づけており、少子化等で児童生徒数が減少し、下限の学級数を下回る学校規模となる状態。

* 学校規模の適正化

小規模化した学校について、通学区域の見直しや学校の統廃合により、望ましい学校規模の確保をめざすこと。

だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくれます

生涯学習課

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	自ら学ぶとともに、学びを通して仲間づくり、地域づくりを行っている。

めざす姿を達成するための個別施策

G2-1 学びの場と機会の充実を図ります

G2-2 能力や経験が社会に活かされる仕組みをつくれます

成果指標

成果指標	基準値	目標値
自発的に学びに取り組んでいる市民の割合	38.4% (R元年度)	44.0% (R7年度)
生涯学習施設等の利用者数	2,680千人 (H28～H30年度平均)	2,802千人 (R7年度)
学びを通して仲間づくり、地域づくりを行っている市民の割合	33.9% (R元年度)	40.0% (R7年度)

関連するSDGs



2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	様々な場所で集い、交流するとともに、ライフステージに応じた学習プログラムや現代的課題・地域課題などを学んでいる。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 公民館において、市民の関心がある多様な講座を開催することで、課題解決のきっかけづくりや地域住民の教養の向上、郷土愛の醸成が図られている。
- 科学館などの学習・体験施設において、見て触れて学習できるイベントの開催により、学びの環境、機会の充実につながっている。
- 市民や地域に役立つ情報拠点としての市立図書館では、主催事業の開催に合わせた関連書籍を紹介することで、貸出者数や貸出冊数の増加につながっている。
- 市が大学に運営委託している学生ボランティアシステム「游学のまちdeやってみゅーで” U-サポ” *」を活用し、多くの長崎地域の大学生がボランティア活動により実社会で役立つ経験やスキルを学んでいる。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 公民館において、各種講座を行っているが、参加者が固定化している傾向がある。
- 科学館などの学習・体験施設におけるイベント内容に偏りがみられ、幅広い分野での学びになっていない。

脅威

- 図書館の利用者は増加しているものの、児童書の貸出数の増加に比べ、学生や若者向けの一般書の貸出数が伸びていない現状から、若い世代の読書離れが進行している傾向があると考えられる。



III 取組方針

①市民の学習機会の充実

- 市民が気軽に集まれる学習機会の充実を図るとともに、新しい生活様式を踏まえたオンラインでの学習の機会の充実を図ります。
- 科学館や恐竜博物館などの学習・体験施設における、見て触れて学べる取組みについて、内容の充実を図ります。
- 生涯にわたる読書習慣につなげるため、図書館での読み聞かせ、図書の展示などの主催事業の充実を図ります。

②学生・若者への体験活動支援

- 多様な経験や交流を通じた学生の学びの充実を図るため、地域でのボランティアを希望する学生を支援します。
- 若者が実現したいアイデアや企画にチャレンジできる仕組みづくりに取り組みます。

関連するSDGs



公民館講座



恐竜博物館常設展示室



若者がチャレンジできる仕組みづくり（ながさき若者会議）

* 游学のまちdeやってみゅーで” U-サポ”

ボランティア参加を希望する学生と地域でボランティアの機会を提供する団体をつなぐ取組み。長崎大学のボランティア活動支援「やってみゅーでスク」の仕組みを、平成23年度から長崎市の事業（通称：U-サポ）として長崎地域の7大学に拡大して実施している。

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	学びを通して習得した能力や経験を、地域の学習活動等に活かしている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 公民館支援ボランティア*活動において、活動者自らが企画・運営した講座を実施することで、自身のモチベーションアップ、スキルアップにつながっている。
- 図書ボランティアによる書架の整理や図書の修理、読み聞かせ活動を通して、より良い図書館運営につながっている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 公民館支援ボランティア活動に対する関心を喚起させることが十分ではなく、登録者が固定化している。
- 学習活動ボランティア登録後に活動できる機会が少ない。



III 取組方針

① 学習活動ボランティアへの活動機会の提供

- ボランティアへの関心を高めるため、活動内容の紹介を随時行うとともに、ボランティアの能力や経験が活かせる機会の提供に努めます。
- 図書ボランティアの活動を通じて、より良い読書環境をつくるため、地域社会に貢献しようとする市民が活動できる機会の提供に努めます。

関連するSDGs



講座開設時の保育ボランティア

* 公民館支援ボランティア

公民館事業をボランティアとして支援する者をいう。公民館ごとの登録制で、その活動内容は、①講座等の受付及び案内、②公民館外における活動に係る受講者の誘導及び安全確保、③講座等の企画及びその補助など。

G3 スポーツ・レクリエーションの振興を図ります

スポーツ振興課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対象	意図
市民が	いつでも、どこでも、いつまでも スポーツ・レクリエーションに親しんでいる。

めざす姿を達成するための個別施策

G3-1 スポーツ・レクリエーションをする場と機会の充実を図ります

G3-2 スポーツをみる機会の創出と競技者の支援を図ります

成果指標

成果指標	基準値	目標値
運動・スポーツ実施率	38.5% (R元年度)	65.0% (R7年度)
市営スポーツ施設の利用者数	1,689,128人 (R元年度)	1,980,407人 (R7年度)
市民応援DAYの応募件数	2,174件 (R元年度)	2,717件 (R7年度)

関連するSDGs



市民体育・レクリエーション祭



スポーツ少年団活動

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	日頃から、スポーツやレクリエーションに親しんでいる。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 各競技団体を束ねている長崎市スポーツ協会*との連携が図られている。
- スポーツ施設の維持管理が適切になされている。
- 公共施設案内・予約システム*の適切な運用により、施設予約等の利便性が向上している。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 令和元年度の市民意識調査によると、成人の週1回以上スポーツを実施している市民の割合は38.5%で、日頃から運動やスポーツを実施している市民の割合は、依然として低い状況となっている。
- スケートボードなどの新たな競技種目の流行等による市民のスポーツニーズの多様化に十分な対応がとれていない。



III 取組方針

① 各種競技団体等との連携

- 市民が気軽にスポーツやレクリエーションに親しめるように、各競技団体、長崎市スポーツ協会と連携し、スポーツイベントを推進します。
- スポーツ少年団*及びスポーツ推進委員*の活動を推進し、スポーツやレクリエーションへの関心を高める取組みを進めます。

② スポーツ環境の整備

- 多様化するスポーツニーズの把握に努め、必要かつ適切なスポーツ環境の整備を進めます。

関連するSDGs



関連する計画等

- スポーツ基本計画
- 長崎市スポーツ推進計画
- 公共施設マネジメント推進計画



長崎新春駅伝大会



レクリエーション・スポーツ教室

* 長崎市スポーツ協会

長崎市におけるスポーツの普及・振興等に関する事業を行い、市民の体力向上と健康増進に寄与することを目的として、加盟団体の育成強化と連絡調整に関する事業やスポーツ大会及びスポーツ教室の開催等スポーツの普及、競技力向上に関する事業などを実施する公益財団法人。

* 公共施設案内・予約システム

インターネットに接続されたパソコンやスマートフォン、携帯電話等から、市内の公共施設（スポーツ施設、文化施設）の空き状況の確認や予約申し込み等ができるサービス。

* スポーツ少年団

スポーツ活動を主体として、野外レクリエーション活動、社会奉仕活動、交流活動等のさまざまな活動を通して青少年の健全育成を図る、日本最大の青少年スポーツクラブ。

* スポーツ推進委員

地域スポーツの推進のため、各種事業の実施に係る連絡調整・実技指導・助言を行う非常勤職員。

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	スポーツへの関心を高めるとともに、 全国大会等において高い競技力を発揮している。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 長崎市をホームタウンとするプロサッカーチーム「V・ファーレン長崎」との地域交流による応援機運を高める取組みなどの連携が図られている。

強み

- ラグビーワールドカップ2019日本大会において、スコットランド代表チームのキャンプを誘致し、市民との交流を通してスコットランドラグビー協会との良好な関係を築くことができている。

チャンス

- 令和2年に長崎市をホームタウンとするプロバスケットボールチーム「長崎ヴェルカ」が誕生した。
- （株）ジャパネットホールディングスが長崎スタジアムシティプロジェクト*においてスタジアムとアリーナの整備をすすめており、令和6年に完成予定である。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- サッカー、バスケットボール以外のトップレベルの試合をみる機会が十分に提供できていない。
- 平成26年度に開催された長崎国体では、長崎県は総合順位1位となったが、次年度以降の総合成績が低迷している（平成29年度が24位、平成30年度が41位、令和元年度が26位）。



III 取組方針

①スポーツを通じた地域活性化

- 長崎市をホームタウンとするプロスポーツチームに対する市民の応援機運の醸成を図ります。
- 長崎県スポーツコミッションと連携し、トップレベルのスポーツ大会や合宿の誘致を図ります。

②競技者の競技力の向上

- 各競技団体と連携し、ジュニア層の競技力の向上に取り組みます。

関連するSDGs



関連する計画等

- スポーツ基本計画
- 長崎市スポーツ推進計画



V・ファーレン長崎市民応援DAY

* 長崎スタジアムシティプロジェクト
(参照 P23)

G4 芸術文化あふれる暮らしを創出します

文化振興課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	芸術文化を楽しみ、心豊かに生活している。

めざす姿を達成するための個別施策

G4-1 芸術文化に触れる機会を創出します

G4-2 市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります

成果指標

成果指標	基準値	目標値
芸術文化を鑑賞する市民の割合	51.2% (R元年度)	55.0% (R7年度)
芸術文化活動を行う市民の割合	18.6% (R元年度)	20.0% (R7年度)

関連するSDGs



2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	様々な芸術文化に身近に触れている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 様々なジャンルのワークショップが増え、芸術文化に触れる機会が増えた。
- コロナ禍の中、市民文化団体や市民演奏家等と連携を取って、新しい生活様式にあった方法でコンサート等を実施することができた。
- 長崎ブリックホールやチトセピアホールなど、新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを策定し、安全に施設を利用できるようにした。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 学校では、生の演奏を聴かせる機会が少なく、体験型の取組みも減っている。
- 自主文化事業*の若い世代の参加者が少ない。
- 長崎市公会堂の廃止や、長崎ブリックホールの経年劣化に伴う大規模修繕等により、市民が芸術文化に触れる機会が減少していることから、新たな文化施設の整備が求められている。

脅威

- 新型コロナウイルス感染症拡大により、一部の事業が実施できないなど多大な影響が生じている。



III 取組方針

①市民が身近に芸術文化に触れる機会の創出

- 子どもや学校を対象とした事業を継続して実施するとともに、子どもから大人まで幅広い市民が鑑賞・参加し、楽しむことができる自主文化事業の充実を図ります。
- 子どもや親子を対象にした事業を行うなど、子どもの頃から芸術文化に親しみ、楽しむことができる機会を拡大します。
- オンライン開催や新しい生活様式での事業実施などのノウハウを市民文化団体とも共有し、最終的にはコロナ禍以前の状態に戻すことを目標に、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、市民が様々な芸術文化に触れる機会を創出します。

②新たな文化施設の整備に向けた検討

- 新たな文化施設の早期整備に向けて取り組みます。

関連するSDGs



音楽アウトリーチ

関連する計画等

- 市民文化活動振興プラン
- 新たな文化施設基本構想
- アクションプラン

* 自主文化事業
長崎市が主催する芸術文化事業。

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	自主的な芸術文化活動を活発に行っている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 市民文化団体と連携し、市民の芸術文化活動の発表の機会を設け、個人や団体が自主的に芸術文化活動を行う機会を創出できている。
- 音楽、演劇、舞踊、美術など様々な分野の市民文化団体同士が共同して事業を行うなど、ジャンルを超えたつながりができている。
- 市民文化団体等と連携し、子ども向けのプログラムを作るなど、音楽分野の普及に向けた新たな取組みを実施している。
- 市民文化団体や民間のアイデアを活かし、新しい形式の事業を実施している。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 長崎市公会堂の廃止に伴い、市民が芸術文化活動を発表する場が減少している。
- サポーターの新規登録が少なく、登録メンバーの高齢化により、ボランティアスタッフの登録者数が減少している。

脅威

- 高齢化により、担い手としての活動ができなくなる人が増える一方、人口減少により活動人口が少なくなる中、新たな担い手の確保が難しくなっており、芸術文化の担い手が不足している。
- 新型コロナウイルス感染症拡大により、市民文化団体等による芸術文化活動が制限されるなど多大な影響が生じている。



III 取組方針

① 市民参加・普及啓発型事業の展開

- 子どもや親子向け事業の充実や、参加者が少ない若者向けの事業を企画することで、芸術文化活動を再開したり、新たに始める人を増やします。

② 市民の自主的な芸術文化活動を活性化する取組み

- 芸術文化専用ホームページ「ながさき文化のひろば」を活用した市民文化団体の紹介などの情報発信、団体同士の交流につながる場の提供などにより、市民活動をより活発化させるとともに、芸術文化活動に関わる市民の増加につなげます。
- 部活動以外で芸術文化分野の全国大会等に出場する子どもたちの芸術文化活動を奨励することで大人になっても芸術文化活動を続ける市民を増やします。
- ボランティアスタッフの活動の魅力を高め、登録者数の増加に努めます。
- 最終的にはコロナ禍以前の状態に戻すことを目標に、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、芸術文化活動を行う市民や団体が活躍できる場を創出します。

関連するSDGs



関連する計画等

- 市民文化活動振興プラン
- アクションプラン



こども演劇体験教室

H

まちづくりの方針

私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします

H1

基本施策

市民との良好なコミュニケーションを図ります

個別施策

H1-1 市民に必要な情報を分かりやすく効果的に伝えます

H1-2 市民の声を聴き、市政に反映します

H2

基本施策

参画と協働による持続可能なまちづくりを進めます

個別施策

H2-1 市民が主体的に参画するまちづくりを進めます

H2-2 多様な主体が強みを活かし協働するまちづくりを進めます

H3

基本施策

市民に信頼される市役所にします

個別施策

H3-1 効果的かつ効率的で健全な行財政運営を行います

H3-2 自発的に自己力を高め、ひとのつながりを創り、市民のために動く職員(職場)を育成します

H3-3 行政のデジタル化により、市民の利便性向上と業務の効率化を図ります

基本計画で定めた各種施策を達成するための具体的な事業計画を示した「実施計画書」はこちら



H1 市民との良好なコミュニケーションを図ります

広報広聴課

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	さまざまな情報を共有することで、 市政への関心を高め、信頼関係を築いている。

めざす姿を達成するための個別施策

- H1-1 市民に必要な情報を分かりやすく効果的に伝えます
- H1-2 市民の声を聴き、市政に反映します

成果指標

成果指標	基準値	目標値
市政情報の発信に満足している市民の割合	68.9% (R 2年度)	75.0% (R 7年度)
長崎市の取組みについて、市民の声が反映されているか分からないと回答した市民の割合	59.9% (R 2年度)	50.0% (R 7年度)

関連するSDGs



個別施策
H1-1

市民に必要な情報を分かりやすく効果的に伝えます

広報広聴課

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	いつでも、どこでも、必要な市政情報を手に入れている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること ●市の情報発信に満足している市民の割合は約70%に達している。

チャンス

●情報技術が発達し、SNS*など、情報が拡散しやすく、比較的安価で発信ができる広報媒体が増えており、これらの情報技術の発達は更なる高度化の可能性を秘めている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

脅威

●ライフスタイルや情報ニーズの多様化、情報の多量化により、正しい情報や、必要な情報が見つけにくくなっている。
●情報技術の進化のスピードが速いため、それに伴う新たなサービスを把握・理解して、市民サービスに効果的に生かすことが難しい。



III 取組方針

①分かりやすい市政情報の発信

●社会情勢の変化や市民からの意見・提案の動向を注視し、社会動向の調査・情報分析などに基づくターゲットに応じた分かりやすい市政情報の発信に努めます。
●あらゆる発信の機会において、伝え方の工夫を意識するなど、職員一人ひとりの広報力の向上に努めます。

②戦略的・効果的な広報展開

●長崎市が抱える課題やまちづくりの方針を踏まえ、まちづくりの情報や暮らしやすさにつながる情報など、時期に応じて市民に重点的に広報するテーマを設定し、戦略的・効果的な広報展開に努めます。

関連するSDGs



関連する計画等

●長崎市広報戦略



広報ながさき



市ホームページ

* SNS (Social Networking Service)
(参照 P16)

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	市政に関心を持ち、参画している。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 市長が直接地域を訪れ、意見交換を行う地域懇談会を実施した地域において、参加した市民からは「地域の課題やまちづくりの取組みを共有できた」「市の取組みが理解できた」といった意見をいただくなど、市政への関心を高める機会を創出できている。また、参加した職員は地域の実情を聴くことができ、良好なコミュニケーションを図る機会となっている。
- 市民から提案・意見をいただき、市の考えを回答する「市政への提案」、「パブリック・コメント」の制度や、人口構成等に合わせて選出した市民にアンケート調査を行う「市政モニター」制度の運用により、多くの市民の声を聴き、市政に反映する体制が整っている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 令和2年度の市民意識調査結果によると、市民の声が市政に反映されていると考えている市民の割合は、22.1%にとどまり、約60%は「分からない」と考えている。



III 取組方針

① 広聴の取組みの充実・周知

- 市民ニーズを的確に把握するため、市民の声を聴く機会や制度を充実させるとともに、その周知を図ります。

② 市民の声の共有・公表

- 市民の声を市政に反映させるため、市民の声を市内部で共有するとともに、市の考えや、市政への反映状況を市民に公表します。

関連するSDGs



市民と市長の地域みらい懇談会（外海中学校区）

参画と協働による持続可能なまちづくりを進めます

市民協働推進室

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	参画と協働によるまちづくりに取り組んでいる。

めざす姿を達成するための個別施策

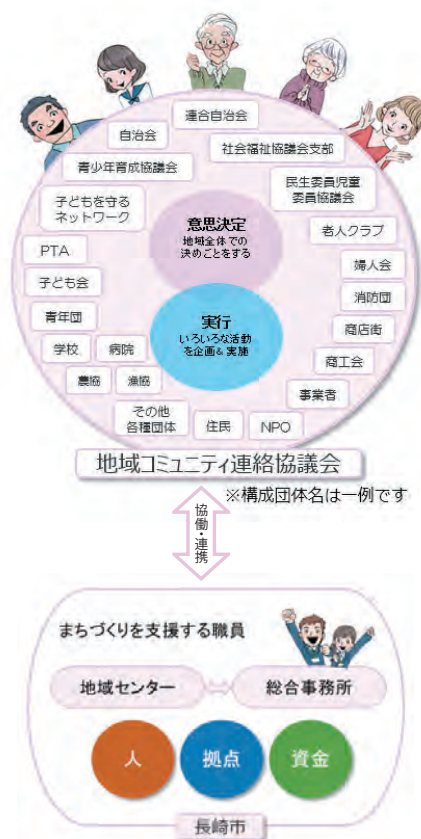
H2-1 市民が主体的に参画するまちづくりを進めます

H2-2 多様な主体が強みを活かし協働するまちづくりを進めます

成果指標

成果指標	基準値	目標値
地域活動や市民活動への参加意向割合	85.2% (R 2年度)	87.7% (R 7年度)
地域コミュニティ連絡協議会*設立地区数	18地区 (R 2年度)	68地区 (R 7年度)

関連するSDGs



地域コミュニティを支えるしくみイメージ図

* 地域コミュニティ連絡協議会 (参照 P37)

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
市民が	自ら進んで、まちづくりに取り組んでいる。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 自治会加入促進について、各種団体とも連携協力し、周知活動を行うなど、加入に向けた働きかけを行うことができている。
- 集合住宅については、建設時の建築主、自治会長等との協議や公営住宅の入居説明会での加入申込受付などにより加入促進につながっている自治会もある。
- 協議会や市民活動団体等が事例を発表する「わがまちみらい情報交換会*」や地域の担い手等を対象とした「わがまちみらいマネジメント講座*」の開催により、まちづくりを進めていく上でのヒントの習得、運営能力の向上に寄与している。
- 市民活動センター「ランタナ」*の利用者数が増加しており、市民活動団体と行政、団体同士のつながりが増えている。
- 話し合いの場の開催を通じた地域コミュニティ連絡協議会*の設立支援によって、地域課題の把握や共有、まちづくりの担い手となる人材の掘り起こしにつながっている。
- 地域コミュニティ連絡協議会の設立が進み、様々な分野の課題解決や活性化に向けて取り組む地区が出てきている。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 市において、まちづくりを担う人材を育成する様々な研修等が行われているが、それぞれの担当部署で個別に情報発信されているため、まちづくりに関心がある人たちに伝わりにくい状況である。
- 各種団体の活動の周知が十分でないため、団体の活動に参画・関心を持つ人が増えない。
- 市民活動団体は、活動資金不足などの課題を抱えており、思うような取組みができない団体も見受けられる。

脅威

- 高齢化の進展や、単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化などにより、自治会加入率が低下してきている。
- 自治会、市民活動団体及び地域コミュニティ連絡協議会の中には、役員の高齢化や担い手不足の深刻化等により、運営継続が難しい団体もある。



III 取組方針

① 各種団体への支援の充実

- 自治会、市民活動団体、地域コミュニティ連絡協議会などの各種団体の設立や運営、活動の支援を行います。

② まちづくりの担い手創出

- 各種団体の活動状況など、まちづくりに関心を持ってもらうための情報発信を行います。
- 研修・講座の実施及び効果的な情報発信をすることで、まちづくりの担い手となる人材の掘り起こし及び育成をします。

③ 地域の活性化

- 地域の活性化や一体感の醸成につながる事業に取り組みます。

* わがまちみらい情報交換会

地域コミュニティ連絡協議会の設立、協議会の取り組みの参考とするために、協議会による設立の経過や活動の発表、参加者による意見交換を行う場。

* わがまちみらいマネジメント講座

地域活動の担い手が、地域活動における運営能力の向上や地域活性化に効果的な手法を習得するための講座。

* 地域コミュニティ連絡協議会（参照 P37）

* 市民活動センター「ランタナ」

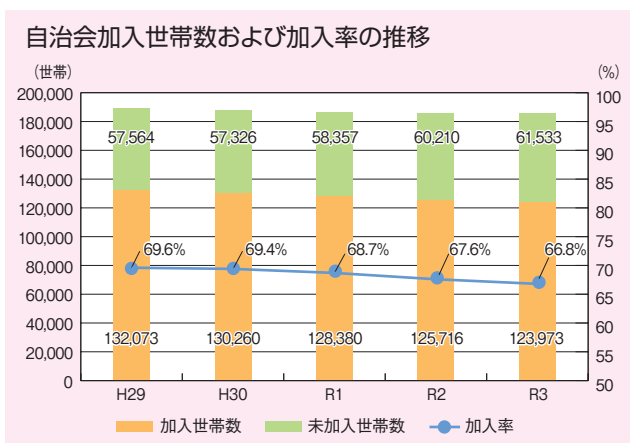
様々な分野のボランティアや公益的な市民活動を行っている方、またこれから活動を始めようと考えている方のための交流拠点施設。

関連するSDGs



関連する計画等

- みんなで、す〜で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】



自治会によるリサイクル活動



市民活動センター「ランタナ」



各種団体活動の情報発信



ながさき井戸端パーティー

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
多様な主体が	お互いの強みを活かしながら、連携してまちづくりに取り組んでいる。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること
- 市民団体と行政による協働事業に取り組んだことで、協働の手法を取り入れることへの理解や認知を広めることができている。
 - 地域コミュニティ連絡協議会*の設立や設立準備に全80地区（想定）のうち約半数の地区が取り組んでおり、地域内の団体同士の連携が進んできている。
 - 安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりをより一層進めていくため「みんなで、す〜で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】（地域福祉計画を包含）」を策定した。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

- うまくいっていないこと
- 地区の実情、特性から設立に向けての機運が高まっていないこと、まとめ役となる団体や担い手が不足していることなどの理由により、地域コミュニティ連絡協議会の設立に向けての検討に至っていない地区がある。
 - 市民も行政もともに、協働の取組みに対する理解や周知が十分でない。
 - 市民団体と行政において地域課題の共有が十分でないことから、協働による課題解決につながらない。



III 取組方針

① 協働する仕組みづくり

- 多様な主体が連携してまちづくりに取り組むため、長崎市よかまちづくり基本条例*に掲げたまちづくりの基本理念の浸透や「みんなで、す〜で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】（地域福祉計画を包含）」を推進します。
- 地区の実情に合わせ、地域コミュニティ連絡協議会の設立支援を行います。

② 協働意識の醸成

- 職員研修の充実、協働事例の情報発信及び市民団体と行政との情報交換などを通じ、協働に対する理解の促進と意識の醸成を図ります。

関連するSDGs



関連する計画等

- みんなで、す〜で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】



住民等による地域の課題解決に向けた話し合い（地域コミュニティ連絡協議会設立支援）



協働推進研修

* 地域コミュニティ連絡協議会（参照 P37）
* 長崎市よかまちづくり基本条例（参照 P16）

H3 市民に信頼される市役所にします

行政体制整備室

2025年度にめざす姿（なにが、どうなっている）

対 象	意 図
市役所が	市民の立場に立って働いている。

めざす姿を達成するための個別施策

H3-1 効果的かつ効率的で健全な行財政運営を行います

H3-2 自発的に自己力を高め、ひとのつながりを創り、市民のために動く職員（職場）を育成します

H3-3 行政のデジタル化により、市民の利便性向上と業務の効率化を図ります

成果指標

成果指標	基準値	目標値
基本施策の成果指標目標達成率	94.2% (R元年度)	100% (R7年度)

関連するSDGs



2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
市役所が	確かな行財政運営を行っている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

うまくいっていること

- 本計画に掲げる施策の実施内容について、市内部での一次・二次評価に加え、外部評価を行うなど、評価プロセスが確立され、効果的・効率的な施策の推進が図られている。
- 滞納処分の強化等に取り組むことにより、市税等徴収一元化債権の収納率は年々向上しており（平成29年度94.4%、平成30年度95.0%、令和元年度95.3%）、未収金が減少したことで、自主財源が確保され、財政の健全化が図られている。
- 市民対話を開催することにより、市民の公共施設マネジメント*への理解が進んでいる。
- 近隣自治体である長与町及び時津町と広域連携中枢都市圏*を形成し、広域連携を推進している。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

うまくいっていないこと

- 大型事業の実施に伴い、市債残高及び公債費が増高している。
- 市税等の収納率は向上しているが、経年等により債権者の特定が困難な場合や、自力執行権がない債権の場合に法的措置に先立つ財産調査が困難であることなどにより、依然として回収できていない未収金がある。
- 公共施設マネジメントについては、市民との対話を行いながら、見直しを進めてきたが、市民の理解が得られないなどの理由から、計画どおりに進められない施設がある。
- 長崎広域連携中枢都市圏においては、人口減少が喫緊の課題であり、様々な対策に取り組んできたが克服には至っていない。

脅威

- 人口減少により、地方交付税収入や市税収入の減が見込まれている。



III 取組方針

① 政策評価の推進

- 総合計画に掲げる各施策のめざす姿（目標）の達成に向け、施策の進捗状況を把握するとともに、よりの確で施策の推進につながるような評価を行うことで施策の取組みの見直しや改善を図ります。

② 健全な財政運営

- 中期財政見通しの時点修正を適宜行いながら将来負担が財政運営に与える影響を見極め、健全で持続可能な運営に取り組めます。
- 国等の有利な財源を確保して、事業を実施します。

③ 未収金対策の強化

- 徴収一元化債権*の収納率のさらなる向上を図ることに加え、徴収一元化債権以外の債権について、基本的な債権管理の徹底及び法的措置の指導・支援を行うことによる、未収金対策の実施拡大を図るとともに債権の状況を踏まえ、それに応じた改善策を講じます。

④ 公共施設の見直し

- 次世代に大きな負担を残すことなく、継承できる持続可能な公共施設へと見直します。

⑤ 近隣自治体との広域連携の推進

- 人口減少・少子化・高齢化社会にあっても、持続可能で住民が安心して快適に暮らしを営むことができるよう、近隣自治体との広域連携を推進します。

* 徴収一元化債権

市税以外の公的債権のうち市税の例により差押等の滞納処分ができるものについて、一元的に徴収している債権。対象は市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料の5つ。

* 公共施設マネジメント

人口減少や少子化・高齢化が進むなかで、公共施設役割の多様化や厳しい財政状況等を踏まえ、将来を見据えた公共施設のあり方について抜本的な見直しを行い、次の世代に負担をかけずに継承できる持続可能な公共施設へと転換する取組み。

* 連携中枢都市圏

平成26年度に国が制度化した、自治体間の新たな広域連携の仕組み。人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するという観点から、連携中枢都市（指定都市又は中核市）となる中心市と近隣の市町村が連携協約を締結することにより形成される圏域。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎広域連携中枢都市圏ビジョン
- 長崎市公共施設等総合管理計画

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
職員が	常に市民視点で考え、変化を恐れず、積極的にチャレンジし、組織の成果に貢献している。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - 特定任期付職員*、UIJターン職員採用*など、専門的な知識や民間経験のある職員の採用が進み、多様な課題に対応できる職員を採用する下地ができつつある。
 - 自主研究グループによる活動の幅が広がっており、職員の主体的な意識啓発活動が進んでいる。
- 強み**
 - ここ数年の採用人数の増加により若い職員が多く、新しい発想により活性化が期待できる。
- チャンス**
 - リモート会議、電子決裁、RPA*などのICT*活用の気運が高まっており、業務効率化の環境が整ってきている。

II うまくいないこと、弱み、脅威

- うまくいないこと**
 - 管理監督職員が組織運営・管理の重要性を認識している一方で、時間外勤務が年々増加傾向にあり、健康リスクが生じるような時間数の職員も一定数存在する。
 - 仕事やプライベートなどの様々な要因により、メンタルヘルス不調で休職した職員が増加している。
 - 定期的に研修を実施するなど職員の基礎知識向上を図っているが、全職員への浸透には至っていない。
 - 過去の行財政改革において、退職者不補充による職員数の削減により、一定の件費の抑制を図った一方で、職員の年齢構成に歪みが生じている。
- 脅威**
 - 人口減少・少子化により生産年齢人口が減少し、主に、新規学卒者の人材確保が困難となっている。



III 取組方針

① 人材の確保と育成の推進

- 職員採用については、受験者数を確保して、より良い多様性のある人材を導き入れられるよう、広報などの手法を見直します。
- 変化する社会情勢に対応するため、特定の専門知識を持った人材を採用します。
- 安定的な行政経営を継続していくため、変化に対応する政策立案、マネジメントや変革の必要性を意識した職員研修など、職務の遂行に必要な知識、能力等を身につける研修プログラムの充実を図ります。
- 自立した職員を育成するため、幹部職員から担当職員まで、市役所のめざす姿をしっかりと共有し、自らの役割・行動について考える取組みを進めます。

② 職場環境の整備

- メンタルヘルス不調の予防と再発防止のために、職場における原因を分析し、解消に努めます。
- 業務の優先順位を付けつつ、更なるICTの活用や業務改善などにより、業務を効率化することで時間外勤務を削減します。
- 職員の自己啓発に繋がるきっかけづくりや自己啓発に取り組みやすい職場の風土づくりなど、職員一人ひとりがスキルアップを図れる環境を整備します。

③ 職員の成果の評価への反映

- 職員の成果を評価に反映できるよう、管理職の評価能力を強化します。

* 特定任期付職員

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合に任期を定めて採用された職員。

* UIJターン職員採用

多様な人材の獲得及び長崎市への移住の促進を目的とした職員採用試験。長崎県外在住であり、長崎県内に本社を置く民間企業等に在籍しておらず、民間企業等において5年以上の勤務経験があることを主な受験資格としている。

* RPA (Robotic Process Automation)
(参照 P79)

* ICT (Information & Communications Technology) (参照 P24)

関連するSDGs

17 パートナシップで
目標を達成しよう



関連する計画等

- 長崎市職員ワークライフバランス推進計画



研修風景

2025年度にめざす姿（なにか、どうなっている）

対 象	意 図
市役所が	ICT*を効果的に活用し、市民の利便性向上及び業務の効率化が図られている。

現状分析と取組方針

I うまくいっていること、強み、チャンス

- うまくいっていること**
 - ペーパーレス化や電子決裁を推進するため、文書管理システムを導入している。
- 強み**
 - 令和4年度から光回線による超高速インターネットサービスが市内全域で提供される。
- チャンス**
 - 国が社会全体のデジタル化を強力に進めるため、様々な支援が期待できる。

II うまくいっていないこと、弱み、脅威

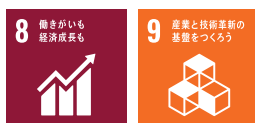
- うまくいっていないこと**
 - AI*やRPA*などICT活用の取組みを始めているが、全庁的に拡大が図られていない。
 - 行政保有のデータについて、オープンデータとして一部しか公開できていない。
 - テレワーク*やテレビ会議が実施可能な環境を一定整備しているが、ネットワーク環境や機材等が十分ではない。
 - システムの標準化が進んでいないことから、自治体クラウドやICT基盤の共同利用が行えていない。
- 脅威**
 - 法令により来庁や対面方式でなければならない申請・届出等がある。



III 取組方針

- 行政手続きのオンライン化の推進**
 - 市民や事業者の利便性向上と行政効率化のため、行政手続きのオンライン化を進めます。
- システムの標準化**
 - 住民記録、地方税など、自治体業務の中核を担う基幹業務系システムについて、国が定める標準化のための基準に適合したシステムへ移行します。
- ICTを活用した業務効率化の推進**
 - AIやRPAによるICT活用を推進し、更なる業務の効率化及び生産性の向上を図ります。
- オープンデータの推進**
 - 市政の透明性・信頼性の向上、市民協働の促進、新産業の創出・経済の活性化及び市民の利便性向上のため、行政保有のデータについて、オープンデータとしての公開を拡充します。

関連するSDGs



関連する計画等

- 長崎市DX推進計画

* ICT (Information & Communications Technology) (参照 P24)

* AI (Artificial Intelligence) (参照 P19)

* RPA (Robotic Process Automation) (参照 P79)

* テレワーク (参照 P80)

4 施策横断的な取組みを要する課題への対応

この基本計画は、基本構想において定めたまちづくりの方針に沿って各種施策を体系づけたものですが、社会経済情勢が変化し、市民ニーズが高度化・多様化する中では、施策横断的に取り組まなければ対応できない課題や行政だけでは解決できない課題も少なくありません。

そうした課題に対しては、関係課で構成される庁内組織の体制を整えるなど、行政内部における連携を図ることはもとより、企業や大学、地域の関係団体など、まちづくりに関わるあらゆる主体の連携をさらに深め、複数の分野を俯瞰する広い視野を持って、柔軟かつ的確に対応します。

5 前期基本計画とSDGsの関係

SDGs*のゴールは、例えば、雇用を確保[ゴールNo. 8]することが、貧困の解決[ゴールNo. 1]につながり、ひいては飢餓の解決[ゴールNo. 2]につながるといったように、相互に関連しています。

第五次総合計画「前期基本計画」に掲げる基本施策とSDGsの17のゴールの関係は次のとおりであり、今後は、SDGs相互の関連も意識した施策連携の視点をもちながら、「めざす2030年の姿」とSDGsの達成を一体的に推進していきます。

SDGsの17のゴール		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
「前期基本計画」に掲げる基本施策																			
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人々の健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きも成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう	
まちづくりの方針A 私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします																			
A1	地域の個性を守り、活かし、伝えます				●				●			●							●
A2	交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます				●				●		●	●							●
A3	国際性を豊かにします				●						●								●
まちづくりの方針B 私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします																			
B1	被爆の実相を継承します																	●	●
B2	核兵器廃絶の実現に向け、着実に歩みを進めます																	●	●
B3	平和の文化を醸成します																	●	●
まちづくりの方針C 私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします																			
C1	地場事業者の成長を支援します								●	●									●
C2	人や企業を呼び込み、新たな事業を創出して、産業を強くします								●	●		●							●
C3	次世代につながる農林業を育てます		●						●	●			●				●		●
C4	水産業を環境変化に強く活気のある持続可能な産業にします		●						●	●			●		●				●
C5	地元農水産物の消費を拡大します		●		●				●	●			●		●				●
まちづくりの方針D 私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします																			
D1	脱炭素社会の実現をめざします			●	●		●	●	●	●		●	●	●	●	●			●
D2	資源を守り大切に社会の実現をめざします								●			●	●		●	●			●
D3	豊かな地域環境を守り活かします						●					●	●	●	●	●			●
D4	環境意識・行動の定着を図ります				●		●					●	●	●	●	●			●

* SDGs (Sustainable Development Goals) (エスディージーズ) (参照 P9)

SDGsの17のゴール		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう	
まちづくりの方針E 私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします																			
E1	地域の連携・協力を促進し、防災体制の充実を図ります										●	●		●				●	
E2	犯罪、交通事故のない地域づくりを進めます			●		●											●	●	
E3	安心できる消費生活環境をつくります			●	●						●		●				●	●	
E4	暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します											●						●	
E5	安全・安心で快適な住環境をつくります											●						●	
E6	車や公共交通による移動の円滑化を図ります			●						●		●		●				●	
E7	安全・安心で快適な道路・公園をつくります			●						●		●		●				●	
E8	水道水を安定して供給し、下水を適正に処理します						●					●		●	●			●	
まちづくりの方針F 私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします																			
F1	人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします				●	●			●		●							●	●
F2	高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます			●					●		●	●							●
F3	障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます	●		●					●		●	●							●
F4	子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちづくりを進めます	●	●	●	●	●			●			●						●	●
F5	原爆被爆者の援護を充実します			●								●	●						●
F6	生活困窮者等が将来への希望を持てる支援を充実します	●	●	●	●				●		●								●
F7	自らすすめる健康づくりを推進します		●	●								●							●
F8	安心できる衛生環境を確保します			●															●
F9	安心できる医療環境の充実を図ります			●								●							●
まちづくりの方針G 私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします																			
G1	長崎のまちを愛し、新たな時代を生き抜く子どもを育みます				●	●					●							●	●
G2	だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります				●						●	●							●
G3	スポーツ・レクリエーションの振興を図ります			●								●							●
G4	芸術文化あふれる暮らしを創出します				●	●					●	●							●
まちづくりの方針H 私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします																			
H1	市民との良好なコミュニケーションを図ります																		●
H2	参画と協働による持続可能なまちづくりを進めます					●													●
H3	市民に信頼される市役所にします								●	●		●							●

人口の将来展望と 人口減少対策



第33回長崎県まちづくりの絵コンクール兼県政150周年記念絵画コンクール

テーマ 「みらいのまちって どんなまち」

優秀賞 西山台小学校 6年(受賞当時) 江上 歩太さん

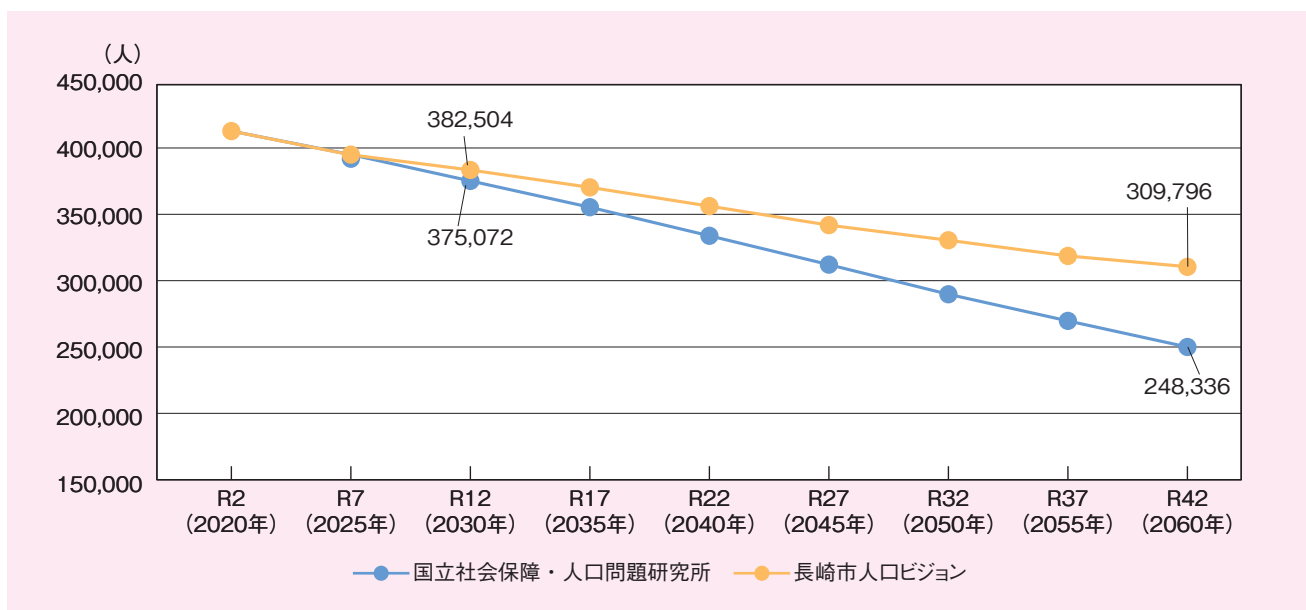
1 人口の将来展望

長崎市第五次総合計画の計画期間（令和4（2022）年度～令和12（2030）年度）においては、以下の人口展望に基づいて各施策を進めることとし、令和12（2030）年度末の人口を概ね38万人と想定します。

長崎市の人口は、昭和50年に50万6千人とピークに達し、昭和60年頃を境に減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所*によると令和27（2045）年には31万1千人まで減少すると推計されています。

人口減少や人口構造の変化は、雇用や福祉、子育て、防災、教育、地域コミュニティ、税収など様々な分野で長崎市のまちづくりに重大な影響を与えることから、平成23年度から令和3年度までを計画期間とする第四次総合計画においても、市の重要課題と位置づけ、市民・企業・行政等の多様な主体が力を合わせて様々な施策に取り組んできたところですが、これまでのところ人口減少に歯止めをかけるには至っておらず、さらなる対策の強化が必要です。

現在、長崎市においては、自然動態に関して、合計特殊出生率を令和12年に1.80、令和22年には2.00にすること、社会動態に関して、現在の転出超過から、令和22年の均衡（±0）に向けた段階的改善を図ることにより、急激な人口減少に歯止めをかけ、令和42年においても約31万人の人口を確保することをめざしています。



資料：第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略

* 国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。

2 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略

長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、総合計画で定める施策のうち、人口減少克服と地方創生に主眼を置いた施策の体系化を図るとともに、関連する施策を連携させながら、長崎市の実情を踏まえた将来の人口展望に基づく基本目標や方向性を示したうえで、長崎市の個性や強みを活かした具体的な戦略を定めたものです。

平成27年度に策定した第1期総合戦略では、少子化と若年層の転出超過に起因する長崎市の人口減少対策にあたって、「結婚や出産を望む市民の希望実現につながる環境をつくる」、「若者が長崎に定着できる環境をつくる」という視点のもとで様々な施策を推進してきました。

しかしながら、計画の最終年度である平成31年度においても、若い世代の転入者数の減少を主要因とする転出超過の拡大及び若い世代の減少に伴う出生数の減少により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にありました。

そこで、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第2期総合戦略においては、めざすべき姿として「若い世代に選ばれる魅力的なまち」を掲げ、その実現に向けて4つの目標を設定して施策の重点化を図り、人口の減り方を抑制する施策や人口が減っても暮らしやすいまちの実現に向けた施策、また、定住人口減少による消費縮小を補うため、交流人口を拡大する施策に引き続き取り組むこととしています。

第2期総合戦略

～めざすべき姿と4つの目標～

めざすべき姿 若い世代に選ばれる魅力的なまち

基本目標1 経済を強くし、新しいひとの流れをつくる

基本目標2 子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる

基本目標3 「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる

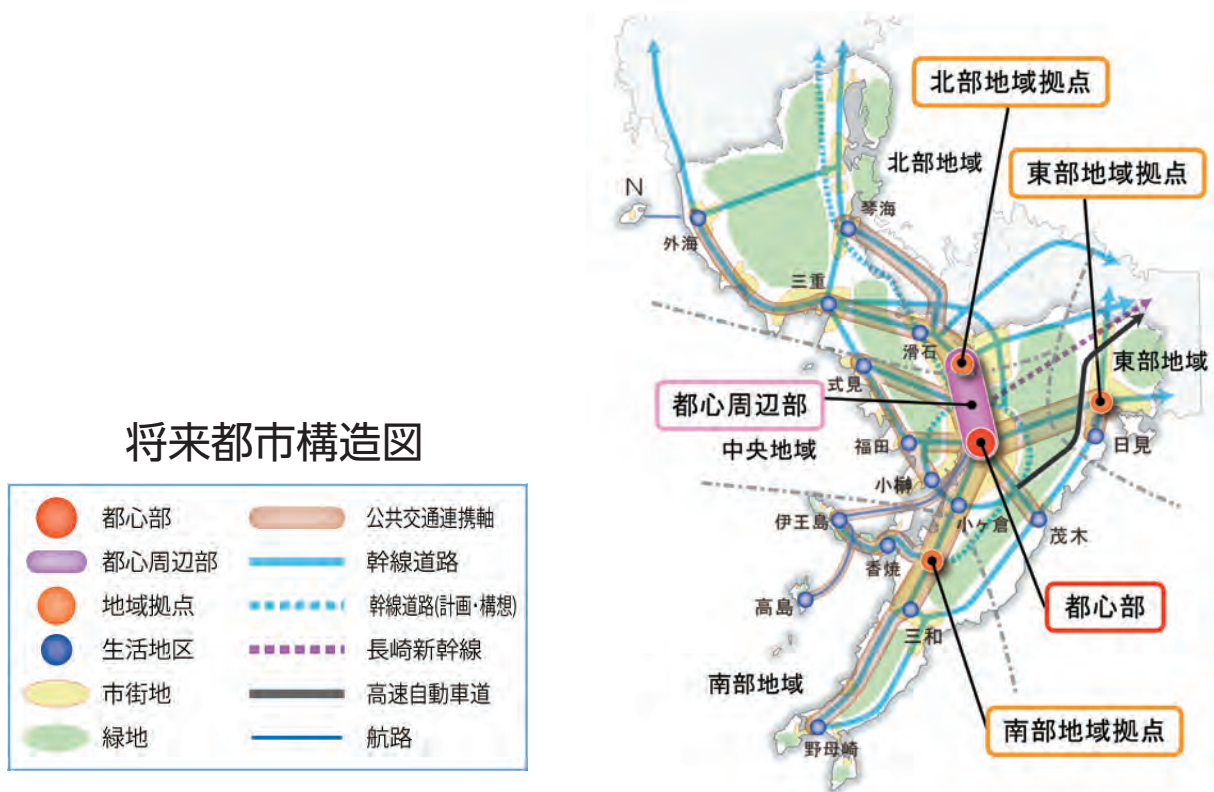
特定目標 交流の産業化

3 ネットワーク型コンパクトシティ長崎

少子化・高齢化などを背景として、人口減少が進行することで、病院や商店、公共交通サービスなど、暮らしに必要な施設や機能を確保していくことが困難となり、市民生活に重大な影響を及ぼすことが予測されます。

長崎市では、このような状況においても、それぞれの地域に合った暮らしやすさを整えていくため、都市や地域の暮らしに必要な施設が「コンパクト」に確保された拠点（「都心部」・「都心周辺部」・「地域拠点」）と周辺の生活地区が、公共交通や道路、情報などのネットワークで結ばれた「まちの形」として、長崎らしい集約連携型の将来都市構造『ネットワーク型コンパクトシティ長崎』の実現をめざしています。

■『ネットワーク型コンパクトシティ長崎』（集約連携型の都市構造）のイメージ



《期待される効果》

コンパクト

暮らしに必要な機能がある

ネットワーク

利便性の高い公共交通

安全・安心

安全・安心に暮らせる

持続可能

福祉サービスが利用しやすい

効率的に施設を改修・更新

資料編



令和3年度新幹線絵画コンクール

テーマ 「新幹線とわたしたちの未来のまち」

最優秀賞 伊良林小学校 6年(受賞当時) 藤原 倫太郎 さん

1 成果指標一覧

前期基本計画の基本施策・個別施策に掲げた成果指標は次のとおりです。

なお、成果指標については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等に応じて、適宜、目標値の見直しや新たな成果指標の設定などを行います。

最新の成果指標や施策の評価結果については、長崎市のホームページで公表しています。



成果指標一覧の記載項目

成果指標	………	施策の成果を客観的な数値で測るための指標を記載しています。
基準値	………	目標値を設定する際の基準となる数値を記載しています。直近値を原則としますが、コロナ禍の影響等により、直近値が異常値となる場合などは、各指標の状況に応じて、直近値以外の数値を設定しています。
目標値	………	2025年度（令和7年度）の目標値を記載しています。
指標の説明	………	①指標の内容、②指標とした理由、③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方を記載しています。

まちづくりの方針A

私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします

基本施策 A1 地域の個性を守り、活かし、伝えます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
文化財の指定等件数 [累計]	254件 (R2年度)	257件 (R7年度)	①文化財の指定等（国指定（国宝など）・国選定文化財、県指定文化財、市指定文化財）件数。 ②件数が増えることで、保存すべき価値が高い文化財に対する技術的・財政的支援を含む保護措置の推進が図られ、文化財の顕在化と効果的な維持管理が可能となり、適切に活用・継承されると考えられるため。 ③年度末の実績件数を把握する。 ④過去3年間（H30～R2年度）で大きな増減はないが、今後指定となりうる文化財の候補の状況から3件増を目標とする。
主要な歴史文化施設を訪れたことがある市民の割合	66.5% (R2年度)	69.0% (R7年度)	①市内の主要な歴史文化施設を訪れたことがある市民の割合（歴史文化博物館、歴史民俗資料館、外海歴史民俗資料館、シーボルト記念館、サント・ドミンゴ教会跡資料館、高島石炭資料館、軍艦島資料館、長崎（小島）養生所跡資料館）。 ②歴史文化施設を訪れる人が増えることで、歴史文化に対する市民の関心が深まると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④現状を維持し、少しでも増加に転じるものとして、基準値から毎年度0.5ポイント増を目標とする。
長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合	89.0% (R2年度)	90.0% (R7年度)	①長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合。 ②市民が景観に誇りを持つことは、施策の重要な成果であると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④市民の9割が誇りを感じている状態を維持することを目標とする。

個別施策 A1-1 歴史文化遺産を市民の誇りとして保存・継承し、有効活用を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市内の文化財の1年当たりの保存整備件数（B1-1に記載の被爆遺構を除く）	13件 (R2年度)	13件 (R7年度)	①毎年実施されている文化財保存整備の件数。 ②計画的に保存整備を継続することにより、文化財がかけがえのないものとして大切に守られていると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④過去3年間の平均や今後の整備予定件数を勘案し、毎年度13件を目標とする。
出島の入場者数	459,147人 (R元年度)	600,000人 (R7年度)	①出島の入場者数。 ②入場者が増えることで、国指定史跡 出島和蘭商館跡の活用が図られていると考えられるため。 ③入場者実績報告により把握する。 ④過去の実績を勘案し、600,000人を目標とする。

グラバー園の入園者数	769,218人 (R元年度)	996,000人 (R7年度)	①グラバー園の入園者数。 ②入園者が増えることで、国指定重要文化財であり、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である旧グラバー住宅の活用が図られていると考えられるため。 ③入園者実績報告により把握する。 ④過去の実績を勘案し、996,000人を目標とする。
端島（軍艦島）の上陸者数	124,935人 (R元年度)	259,000人 (R7年度)	①端島の上陸者数。 ②上陸者が増えることで、国指定史跡であり、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である端島の活用が図られていると考えられるため。 ③上陸者実績報告により把握する。 ④過去の実績を勘案し、259,000人を目標とする。
上記以外の指定等文化財を活用した市が所有する有料施設入館者数	32,719人 (R元年度)	35,000人 (R7年度)	①指定等文化財を活用した市が所有する有料施設（須加五々道美術館、旧香港上海銀行長崎支店記念館、ド・ロ神父記念館、中の茶屋、べっ甲工芸館、古写真資料館）の入館者数。 ②入館者が増えることで、文化財の活用が図られていると考えられるため。 ③入館者実績報告により把握する。 ④全施設における入館者数の過去3年間の平均値により目標を設定する。

個別施策 A1-2 歴史文化に対する市民意識を高め、その魅力を発信します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
歴史文化博物館等の入館者数	404,659人 (R元年度)	459,000人 (R7年度)	①歴史文化博物館、歴史民俗資料館、海外歴史民俗資料館における入館者数。 ②入館者が増加することで、歴史文化に触れる機会の創出と理解促進につながるとともに、長崎の歴史文化に対する市民意識が向上し、国内外へ発信することにより施設の入館者数の増につながると考えられるため。 ③対象施設の実績報告により把握する。 ④歴史文化博物館は県、市、指定管理者で設定する目標値、歴史民俗資料館及び海外歴史民俗資料館については過去3年間の実績をもとに目標を設定する。
歴史文化講座参加人数	3,327人 (R元年度)	3,700人 (R7年度)	①歴史文化施設（歴史文化博物館、シーボルト記念館、出島）で開催される講座及びながさき歴史の学校の参加者数。 ②歴史文化を効果的に発信できる講座への参加者数が増えることで、市民の歴史文化に対する意識が高まると考えられるため。 ③対象施設の実績報告により把握する。 ④過去3年間の実績（特別講座を除く）により目標を設定する。
2つの世界遺産を訪れたことがある市民の割合	45.9% (R2年度)	55.9% (R7年度)	①長崎にある2つの世界遺産の両方を訪れたことがある市民の割合。 ②来訪者数が増えることで、市民の世界遺産に対する関心が高まっていると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④毎年度2%増を目標とする。

個別施策 A1-3 地域の景観や自然などの個性を守り、みがき、活かします

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合	89.0% (R2年度)	90.0% (R7年度)	①長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合。 ②市民が景観に誇りを持つことは、施策の重要な成果であると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④市民の9割が誇りを感じている状態を維持することを目標とする。
「自然やまちの景観」に関する観光客の満足度	89.7% (R2年度)	95.0% (R7年度)	①自然やまちの景観に、「大変満足」、「やや満足」した観光客の割合。 ②良好な景観形成は市民生活だけでなく、観光の観点から評価することも重要であるため。 ③観光動向調査により把握する。 ④令和7年度までに観光客の95%が満足することを目標とする。

基本施策 A2 交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
旅行消費額 [暦年]	1,492億円 (R元年)	1,604億円 (R7年)	①訪問客等による旅行消費額の推計値。 ②資源の磨き上げにより、観光客の消費額が増加すると考えられるため。 ③観光客等へのアンケート調査により把握する。 ④訪問客数は令和5年に令和元年レベルまで回復し、その後2.2%ずつ増加すると見込む。また、消費単価については、平成27年から令和元年の平均伸び率をもとに、1.0%ずつ増加すると見込み、算出した数値を目標とする。
MICE消費額 [暦年]	56億円 (R元年)	194億円 (R7年)	①訪問客の市内での消費額のうち、MICEの参加者及び主催者の消費額。（主催者消費額は、「旅行消費額」に包含していない。） ②MICEがまちにもたらす経済効果を示すと考えられるため。 ③DMO（（一社）長崎国際観光コンベンション協会）の調査等により把握する。 ④令和3年の出島メッセ長崎の開業、令和6年の長崎スタジアムシティの開業等を増加要因として見込み、催事種別ごとに設定した主催者消費単価、参加者消費単価を基に主催者及び参加者の消費額を算出した数値を目標とする。
訪問客の満足度	91.9% (R元年度)	94.0% (R7年度)	①訪問客の満足度調査の「大変満足」及び「満足」の割合。 ②資源の磨き上げにより、訪問客の満足度が向上すると考えられるため。 ③観光客等へのアンケート調査により把握する。 ④毎年0.4%ずつ増加すると見込み、算出した数値を目標とする。
事業者の満足度	33.3% (R3年度)	40.0% (R7年度)	①市の観光施策に「大変満足」及び「満足」した市内事業者の割合。 ②市内事業者の満足度が高まることで、地域の稼ぐ力が向上し、観光・MICE関連産業が活性化していると考えられるため。 ③DMO（（一社）長崎国際観光コンベンション協会）の調査により把握する。 ④毎年約1.7%ずつ増加すると見込み、算出した数値を目標とする。

市民の満足度	70.5% (R2年度)	80.0% (R7年度)	①市の観光施策に「大変満足」及び「満足」した市民の割合。 ②市民の満足度が高まることで、地域の稼ぐ力が向上し、交流の産業化が実現していると考えられるため。 ③市民意識調査の調査により把握する。 ④毎年2.0%ずつ増加すると見込み、算出した数値を目標とする。
--------	-----------------	-----------------	---

個別施策 A2-1 観光資源を磨き、魅力あるコンテンツを創造します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
コンテンツ利用者数 [暦年]	560人 (R元年)	6,100人 (R7年)	①訪問客による体験型コンテンツの利用人数。 ②DMOのワンストップ情報発信により、訪問客が体験型コンテンツの情報を取得し、利用につながると思われるため。 ③DMO（(一社)長崎国際観光コンベンション協会）の調査により把握する。 ④長崎市DMO事業計画の成果指標を元に、算出した数値を目標とする。

個別施策 A2-2 戦略的な魅力発信と誘致活動を推進します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
訪問客数 [暦年]	6,917,800人 (R元年)	7,300,000人 (R7年)	①市を訪れた訪問客数。 ②戦略的な魅力発信と誘致活動を推進することで訪問客が増加すると考えられるため。 ③各交通機関による入込客数や高速道路及び主要幹線道の交通量をもとに推計する。 ④訪問客数は令和5年に令和元年レベルまで回復し、その後2.2%ずつ増加すると見込み、算出した数値を目標とする。
MICE客数 [暦年]	426,786人 (R元年)	1,730,000人 (R7年)	①市内で行われるMICEの参加者数。 ②MICE参加者の増加は、消費拡大による経済効果を高め誘致活動の成果を示すものと考えられるため。 ③DMO（(一社)長崎国際観光コンベンション協会）の調査により把握する。 ④令和3年の出島メッセ長崎の開業、令和6年の長崎スタジアムシティの開業等を増加要因として、算出した数値を目標とする。
国際会議開催件数 (JNTO基準*) [暦年]	8件 (R元年)	15件 (R7年)	①市内で開催された国際会議の件数。 ②国際会議の開催は、大きな経済効果をはじめ都市ブランドの向上にも資するものであり、その増加は誘致活動の成果を示すものと考えられるため。 ③DMO（(一社)長崎国際観光コンベンション協会）の調査により把握する。 ④令和3年の出島メッセ長崎の開業を見据え、国際会議開催件数上位30都市の目安となる数値を目標とする。
日本人延べ宿泊者数 [暦年]	3,077,641人 (R元年)	3,552,000人 (R7年)	①市内での日本人延べ宿泊者数（1人が2泊した場合、延2人とカウント）。 ②日本人訪問客へのサービス・受入環境の充実、情報発信の強化により日本人宿泊者が増加すると考えられるため。 ③訪問客数のうち延べ宿泊者数から外国人宿泊者数を減じて算出する。 ④令和7年に向けた訪問客数の伸び率をもとに算出した数値を目標とする。
外国人延べ宿泊者数 [暦年]	323,306人 (R元年)	339,000人 (R7年)	①市内での外国人延べ宿泊者数（1人が2泊した場合、延2人とカウント）。 ②外国人訪問客へのサービス・受入環境の充実、情報発信の強化により外国人宿泊者が増加すると考えられるため。 ③各施設からの報告をもとに推計する。 ④外国人延べ宿泊者数は令和5年に令和元年レベルまで回復し、その後5%ずつ増加すると見込み、算出した数値を目標とする。
クルーズ客数 [暦年]	732,538人 (R元年)	795,000人 (R7年)	①長崎港に入港するクルーズ客船の乗客と乗務員の合計人数。 ②乗客・乗務員が増加することで、国際観光文化都市としての長崎が持つ交流機能の充実が図られると考えられるため。 ③船舶代理店への確認により把握する。 ④県の目標入港隻数の伸び率を考慮して算出した数値を目標とする。

個別施策 A2-3 交流のための都市機能高め、安全安心・快適な滞在環境づくりを推進します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
安全安心・快適な滞在環境に関する満足度	-	(R7年度)	①訪問客の満足度調査の「大変満足」及び「満足」の割合。 ②安全・快適な滞在環境の整備により、安心安全・快適な滞在環境に関する満足度が向上すると考えられるため。 ③訪問客等へのアンケート調査により把握する。 ④調査結果を考慮し、目標値を設定する。
リピーター訪問客率 [暦年]	63.9% (R元年)	66.9% (R7年)	①長崎市へのリピーター訪問客率の推計値。 ②資源磨きと魅力あるコンテンツづくりにより、かつて訪れた訪問客の再来訪が増加すると考えられるため。 ③訪問客へのアンケート調査により把握する。 ④年平均で0.5%ずつ増加すると見込み、算出した数値を目標とする。

個別施策 A2-4 観光・MICE関連産業を活性化します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
就業者誘発数 [暦年]	24,186人 (R元年)	25,996人 (R7年)	①長崎市の旅行消費額を中心として波及した県内の就業者誘発数。 ②観光がまちにもたらす経済効果を示すものであるとともに、この数値の増加が長崎観光基盤の充実の度合いを示すと考えられるため。 ③経済波及調査により把握する。 ④令和5年に令和元年レベルまで回復し、その後は毎年3.0%ずつ増加すると見込み、目標とする。

* JNTO基準

国際会議の定義の中で、日本政府観光局（JNTO）が作成している国際会議の基準のことをさす。主催者に関する基準、参加者総数、参加国、参加機関等を基準として列挙している。

日本人旅行消費単価 [暦年]	21,566円 (R元年)	21,966円 (R7年)	①日本人訪問客の市内での消費単価。 ②観光がまちにもたらす経済効果を示すとともに、この増加が長崎観光の魅力向上・メ ニュー充実の度合いを示すと考えられるため。 ③市観光統計により把握する。 ④年平均で1.0%ずつ増加すると見込み、目標とする。
外国人旅行消費単価 [暦年]	54,740円 (R元年)	58,107円 (R7年)	①外国人訪問客の市内での消費単価。 ②観光がまちにもたらす経済効果を示すとともに、この増加が長崎観光の魅力向上・メ ニュー充実の度合いを示すと考えられるため。 ③市外国人観光客動向調査により把握する。 ④年平均で1.0%ずつ増加すると見込み、目標とする。
クルーズ客消費単価 [暦年]	29,350円 (R元年)	30,241円 (R7年)	①クルーズ客の市内での消費単価。 ②観光がまちにもたらす経済効果を示すとともに、この増加が長崎観光の魅力向上・メ ニュー充実の度合いを示すと考えられるため。 ③市外国人観光客動向調査により把握する。 ④長崎県が実施した「外国人消費動向調査(H27年度)」の結果から、年平均で0.5%ず つ増加すると見込み、算出した数値を目標とする。

基本施策 A3 国際性を豊かにします

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
国際交流イベント・国際理解に係る講座への参加者数	3,653人 (R元年度)	4,060人 (R7年度)	①国際交流イベント、国際理解に係る講座への参加者数。 ②参加者が増加することで、市民の国際理解・国際交流のきっかけづくりができると考 えられるため。 ③開催実績により把握する。 ④過去5年間の最高値程度に戻すことを目標とする。

個別施策 A3-1 国際交流・国際理解の機会の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
国際交流イベント・国際理解に係る講座の実施回数	107回 (R元年度)	130回 (R7年度)	①国際交流イベント、国際交流員等が行う国際理解に係る講座の実施回数。 ②イベントや講座を開催することで、市民の国際理解・国際交流のきっかけづくりが出 来ると考えられるため。 ③開催実績により把握する。 ④過去5年間の最高値程度に戻すことを目標とする。
国際交流を実施した小・中学校数 (ALTとの共同授業を除く)	65校 (H28年度)	74校 (R7年度)	①外国人と国際交流等を実施した小・中学校数。 ②国際交流等を実施することで、異文化に対する関心を高め、国際理解を深めることが できると考えられるため。 ③「国際理解教育調査」により把握する。 ④直近の調査年度である平成28年度の数値を基準値とし、毎年1校ずつの増加を目標 とする。

個別施策 A3-2 外国人住民が暮らしやすい環境づくりを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
国際ボランティアの登録者数	176人 (R元年度)	190人 (R7年度)	①国際ボランティアの登録者数。 ②共生のための支援や相互理解に主体的に取り組む市民が増えることで、ボランティア 登録者が増えると考えられる。 ③年度末の実績により把握する。 ④過去5年間の最高値程度に戻すことを目標とする。
初級日本語講座の受講者数	648人 (R元年度)	750人 (R7年度)	①初級日本語講座の受講者数。 ②生活支援の一つとして講座の開催及び周知に積極的に取り組むことで、受講者が増え ると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④過去5年間の最高値程度に戻すことを目標とする。

個別施策 A3-3 留学先としての質の向上を図り、魅力を高めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
外国人留学生数 [暦年]	1,272人 (R元年)	1,560人 (R7年)	①住民登録における在留資格*が留学の者の数。 ②留学地としての魅力が高まるような環境が整うことで、留学生が増加すると考えら れるため。 ③年末の実績により把握する。 ④過去5年間の増加人数である約290人増を目標とする。
外国人留学生の公共施設入場料 免除利用者数	3,293人 (R元年度)	4,060人 (R7年度)	①外国人留学生に対し入場料を免除している公共施設の延べ利用者数。 ②長崎の文化観光施設等を利用することで、長崎の良さを知ってもらい、将来にわたり 長崎とつながりを持つ外国人留学生が増えると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④留学生1人当たりの平均利用回数を過去5年間の平均値(2.6回)とし、留学生数を乗 じた数値を目標とする。

* 在留資格

外国人が日本に入国・在留して行うことのできる活
動等を類型化したもので、現在は計29種類の在留
資格が定められている。

まちづくりの方針B

私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします

基本施策 B1 被爆の実相を継承します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
平和・原爆関連施設入場者数	89万人 (R元年度)	89万人 (R7年度)	①原爆資料館(69.2万人)、永井隆記念館(12万人)、旧城山国民学校校舎(2.8万人)、山里小学校原爆資料室(5万人)の入場者数の合計。 ②入場者が増加することで、被爆の実相を広く伝えることができると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④コロナ禍で減少した入場者数(R2年度実績34万人)を令和元年度実績と同程度まで回復させることを目標とする。
「ながさきの平和」ホームページ閲覧件数	106万件 (R3年度見込)	116.8万件 (R7年度)	①原爆資料館が開設しているホームページの閲覧件数の合計。 ②インターネットを通じて原爆資料館ホームページを閲覧してもらうことで、被爆の実相を広く伝えることができると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④令和3年7月に全面リニューアルした新サイトの閲覧実績(8月～9月)を基に算定した令和3年度の見込み数を基準値とし、過去5年間(H28～R2年度)の閲覧件数の増加率を参考に毎年約2万7千件増を目標とする。
被爆継承活動をしている人数	422人 (R2年度)	452人 (R7年度)	①青少年ピースボランティア、家族・交流証言者、平和案内人*、朗読ボランティア*の合計。 ②人数が増加することで継承が進むと考えられるため。 ③各活動の年度末実績により把握する。 ④令和2年度の青少年ピースボランティア(141人)、家族・交流証言者(44人)、平和案内人(165人)、朗読ボランティア(72人)の合計を基準値とし、青少年ピースボランティア、平和案内人、朗読ボランティアについては維持、家族・交流証言者については毎年度6人増を目標とする。

個別施策 B1-1 平和・原爆関連施設の整備及び被爆資料・被爆遺構の保存・活用を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
インターネットによる被爆資料等の閲覧件数	100万件 (R元年度)	100万件 (R7年度)	①インターネットでの収蔵品検索サイトによる被爆資料等の閲覧件数。 ②インターネットを通じて被爆資料等を閲覧してもらうことで、被爆の実相を広く伝えることができると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④被爆75周年を前に関心が高まり増加した令和元年度実績を基準値とし、毎年度100万件的維持を目標とする。
被爆遺構の保存・整備件数	1件 (R2年度)	1件 (R7年度)	①被爆遺構を保存・整備した件数。 ②被爆遺構の保存・整備を進めることで、被爆遺構の効果的な公開につながると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④毎年度1件の保存・整備を目標とする。

個別施策 B1-2 平和教育・学習の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
対話型授業の実践の割合	81.0% (R2年度)	91.0% (R7年度)	①市立小中学校における平和教育手引書に基づいた対話型授業の実施校の割合。平成30年度から「他者の意見を尊重しながら自分の言葉で平和を語り、行動できる児童生徒の育成」を目指し、実践協力校を年度ごとに指定し、対話型授業の浸透と検証を図っている。 ②小中学校で対話型授業が実施されることで平和教育が推進されると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④令和2年度の対話型授業の実践の割合を基準に、毎年度2校(全小中学校の約2%)程度の実施を達成させるものとして、毎年度2%の増加を目標とする。
核兵器廃絶市民講座受講者数	539人 (R2年度)	720人 (R7年度)	①核兵器廃絶長崎連絡協議会*における市民講座の受講者数(オンラインによる視聴を含む)。 ②多くの人々に核兵器に関する情報を発信することで、核兵器廃絶への意識高揚につながると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④令和2年度の受講者数を基準に、過去4年間(H29～R2年度)の平均増減率である毎年度6%の増加を目標とする。

個別施策 B1-3 多様な方法で継承の取組みを推進します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
家族・交流証言者数	44人 (R2年度)	74人 (R7年度)	①家族・交流証言者として登録し、研修を終えて講話可能となった者の人数。 ②講話者が増えることで、被爆体験の継承が推進されると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④過去5年間(H28～R2年度)の平均増加人数(6人)を毎年度の目標とする。
被爆遺構デジタルマップ閲覧件数	-	- (R7年度)	①長崎原爆遺跡*めぐりで、現地QRコードの読み取りによりデジタルマップを閲覧した件数(現地見学件数)。 ②屋外にQRコードを示す標柱を設置(R3年度末完成)し、観光客等を被爆遺構に誘導・案内するHPIに容易にアクセスできるようにすることで、見学される遺構が増え、より継承を推進すると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④令和4年4月以降の利用実績を考慮し、目標値を設定する。

* 平和案内人

長崎原爆資料館や被爆建造物等を案内するボランティアガイド。

* 朗読ボランティア

被爆の実相を体験朗読によって語り継ぐボランティア。

* 核兵器廃絶長崎連絡協議会

平成24(2012)年10月4日「長崎が核攻撃を受けた人類最後の都市に」と願う長崎県民、市民のため、長崎県、長崎市及び長崎大学が協力連携し、核兵器廃絶の実現に寄与するために設立された協議会。

* 長崎原爆遺跡

長崎原爆の被害を伝える遺跡。爆心地、旧城山国民学校校舎、浦上天主堂旧鐘楼、旧長崎医科大学門柱、山王神社二の鳥居からなる。

基本施策 B2 核兵器廃絶の実現に向け、着実に歩みを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
平和首長会議加盟都市数	8,024都市 (R2年度)	8,784都市 (R7年度)	①平和首長会議の加盟都市数。 ②国内外の多くの都市が加盟することで、ネットワークが拡大し、国際社会での影響力が高まると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④過去3年間(H30～R2年度)の加盟都市の平均増加数(152都市)を毎年度増加させることを目標とする。なお、平和首長会議においては、今後とも加盟10,000都市を目指すこととしている。

個別施策 B2-1 平和メッセージの発信力を高め、核兵器廃絶の世論を喚起します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
核不拡散条約(NPT)*及び核兵器禁止条約に係る国際会議等での演説、関係者への要望回数	11回 (R元年度)	11回 (R7年度)	①国際会議等において市長や市が派遣した者が演説、関係者等への要望を行った回数。 ②国際会議等でのスピーチや各国政府代表等との面談の折に核兵器廃絶を訴えることで、国内外へ向けて強く平和のメッセージを発信できると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④過去3年間(H29～R元年度)の平均回数(11回)を毎年度維持することを目標とする。
ナガサキ・ユース代表団の育成人数	7人 (R2年度)	8人 (R7年度)	①ナガサキ・ユース代表団の育成人数。 ②国際的に通用する次世代の人材育成をすることは、平和のアピール力を高めることにつながると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④過去3年間(H30～R2年度)の平均育成人数(8人)を毎年度育成することを目標とする。

個別施策 B2-2 平和な世界の創造に向け、ネットワークの構築を進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
日本非核宣言自治体協議会*会員自治体数	342自治体 (R2年度)	347自治体 (R7年度)	①非核宣言等を行っている国内自治体が加盟する日本非核宣言自治体協議会の会員自治体数。 ②会員自治体数が増加することで、ネットワークが広がり、国内における核兵器廃絶に向けた取組みが拡大すると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④過去2年間(R元～R2年度)の平均増加数(0.5自治体)をもとに、毎年度1団体を増加させることを目標とする。
長崎平和特派員*数	25団体・人 (R2年度)	35団体・人 (R7年度)	①長崎平和特派員(国外で平和活動を行っている団体・人)の認定数。 ②特派員が増加することで、平和ネットワークが拡大し、市民社会との連携が深まると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④過去5年間(H27～R元年度)の平均増加数(1.4団体・人)をもとに、毎年度2団体・人を増加させることを目標とする。
長崎・ヒバクシャ医療国際協力事業*における医師等研修受入者数	22人 (R元年度)	25人 (R7年度)	①長崎・ヒバクシャ医療国際協力事業における医師等研修受入者数。 ②在外被爆者や放射線被曝事故による被災者の医療活動に従事している医師等を受入れ、長崎が有する被爆者医療の実績や放射線障害に関する調査研究の成果を活用して研修をすることで、海外における被爆者や被災者の健康増進が図られるとともに、国際協力関係が深まるものであるため。 ③毎年度の実績により把握する。 ④毎年度25人の受入れを実施し、協力関係を維持していくことを目標とする。

基本施策 B3 平和の文化を醸成します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
平和の文化認定事業数 [累計]	5件 (R3年度見込)	25件 (R7年度)	①平和の文化認定事業数。 ②認定事業数が増加することで、身近なところから平和を考え、行動する機会が増えることが考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④毎年度5件認定することを目標とする。

個別施策 B3-1 スポーツや芸術などを通して、身近なところから平和について考え、行動する機会を増やします

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
平和を掲げるスポーツや芸術などの事業総数	3件 (R2年度)	5件 (R7年度)	①平和を掲げるスポーツや芸術などの事業のうち長崎市が主催するものの事業数。 ②事業が増加することで、平和を考え、行動する機会が増えるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④令和2年度の実績から、スポーツ・文化各1件の増加を目標とする。

個別施策 B3-2 若い世代を中心に平和の輪を広げます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
被爆の実相を伝えるための活動に参加した青少年ピースボランティアの延べ活動人数	637人 (R元年度)	637人 (R7年度)	①高校生から29歳までの青少年を対象に市が募集するピースボランティアの延べ活動人数。 ②活動人数が保たれることで、被爆の実相や平和の尊さについて理解し活動する若い世代の平和の取組みが継続していくと考えられるため。 ③各活動の年度末の実績により把握する。 ④令和元年度の延べ活動人数の維持を目標とする。

* 核不拡散条約(NPT)
核兵器保有国の増加防止、核兵器の包括的削減、そして原子力平和利用の促進を目的とした国際条約。

* 日本非核宣言自治体協議会
核兵器廃絶と恒久平和の実現のため、全国の非核宣言自治体が連携し、各自治体における平和推進事業

を支援したり、世界に向けて平和アピールを行う協議会。長崎市長が会長を務める。

* 長崎平和特派員
国外で被爆体験を継承し、平和活動に取り組む人材を長崎市が特派員として認定し、その活動を支援することで、世界各地での平和発信活動を活性化させるもの。

* 長崎・ヒバクシャ医療国際協力事業
長崎が有する被爆者治療の実績及び放射線障害に関する調査研究の成果を被爆(曝)者医療に有効に活かしてもらつため、国外からの医師等の研修受け入れや国外への専門医師等の派遣、医学教科書の出版事業などを実施し、国際協力に寄与している。

まちづくりの方針C

私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします

基本施策 C1 地場事業者の成長を支援します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市内製造業の付加価値額 [暦年]	2,088億円 (R2年)	2,088億円 (R7年)	①工業統計調査のうち、市内製造業の付加価値額。 ②付加価値額が高い造船造機製造業を取り巻く環境は急激に悪化しており、今後、地場事業者の粗付加価値額は大きく落ち込むことが予想されるなか、地場事業者の生産性向上を図り、市内製造業の付加価値額を維持させることで、他地域に対する競争力向上が図られていると考えられるため。 ③工業統計調査により把握する。 ④今後も付加価値額の減少が見込まれるなか、令和7年までには基準値まで回復させることを目標とする。
法人市民税法人税割を課税された法人数	4,091社 (H28～R2年度平均)	4,091社 (R7年度)	①法人市民税法人税割を課税された法人数。 ②人口減少やコロナ禍などにより地場事業者を取り巻く環境が悪化するなか、法人税割を課税された法人数を維持することで、地場事業者の経営力や生産性が向上していると考えられるため。 ③「市町村税課税状況等の調」により把握する。 ④過去5年間の平均である4,091社の維持を目標とする。
旅行消費額（飲食費・土産代）の1人当たり単価 [暦年]	12,453円 (R元年)	13,325円 (R7年)	①観光客の消費額のうち、魅力ある製品・サービス開発による消費の主要対象である飲食費・土産代にかかる1人当たりの単価。 ②観光客1人当たりの消費単価が上昇することで、地場事業者の外貨獲得*の強化につながると考えられるため。 ③長崎市観光統計により把握する。 ④令和元年を基準値とし、過去3年間（H29～R元年）の前年からの増加率平均7%の増を令和7年までに達成することを目標とする。

個別施策 C1-1 地場事業者の経営力の強化を支援します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市の制度融資の活用件数 [累計]	2件 (R2年度)	57件 (R7年度)	①市の制度融資の融資先企業数。 ②融資先が増加することで、事業者の経営革新等の取組みに関する進捗を測ることができるため。 ③長崎県信用保証協会の融資承諾実績により把握する。 ④基準値から過去5年間（H28～R2年度）の年平均件数（11件）を毎年度増加させることを目標とする。
長崎市事業承継支援補助金*の活用件数	1件 (R2年度)	5件 (R7年度)	①長崎市事業承継支援補助金の活用件数。 ②活用件数が増加することで、事業者の事業承継に関する進捗を測ることができるため。 ③補助金の交付実績により把握する。 ④長崎市事業承継支援補助金の目標件数である毎年度5件を目標とする。
長崎商工会議所及び商工会による経営革新に関する相談・指導件数	117件 (R元年度)	129件 (R7年度)	①長崎商工会議所等が小規模事業者に対して実施した経営革新に関する相談・指導件数の合計。 ②経営革新に関する相談・指導により、小規模事業者が自社の弱み・強みを把握し、経営力強化につながると考えられるため。 ③支援を実施する長崎商工会議所及び商工会（東・北・南）の事業の実績報告書により把握する。 ④長崎商工会議所及び商工会（東・北・南）の令和元年度実績の1割増を目標とする。
先端設備等導入計画に係る認定件数 [暦年][累計]	—	84件 (R7年)	①中小企業等経営強化法に基づき、市が先端設備等導入計画の認定を行った件数。 ②認定件数が増加することで、事業者の経営革新等の取組みに関する進捗を図ることができるため。 ③導入計画の認定件数により把握する。 ④令和2年の実績値19件から10%増した21件を計画期間中毎年認定することを目標とする。
製造業の従業員1人あたりの付加価値額（従業員4人以上の事業所） [暦年]	1,974万円 (R2年)	1,974万円 (R7年)	①工業統計調査のうち、市内製造業の従業員1人あたりの付加価値額。 ②製造業の中で付加価値額が高いはん用機械・輸送用機械が大きく落ち込むことが見込まれるなか、他の分野での付加価値額を上げることができれば、従業員1人あたりの付加価値額を維持させることができ、生産性の向上が図られていると考えられるため。 ③工業統計調査により把握する。 ④基準値の維持を目標とする。
商店街活性化プランの策定数 [累計]	0件 (R2年度)	10件 (R7年度)	①長崎市商店街等を核とする地域の賑わい創出支援事業費補助金を受け商店街活性化プランを策定した数の累計。 ②商店街活性化プランを策定することが、商店街の経営力の強化につながると考えられるため。 ③長崎市商店街等を核とする地域の賑わい創出支援事業費補助金に活性化プランの策定を申請した数により把握する。 ④令和2年度から市が認定を行うこととなった活性化プランの策定数を令和7年度までに10件とすることを目標とする。

* 外貨獲得

本来は、自国が外国のお金を得ることの意。ここでは、経済活動を通して地域外からお金を稼ぐこと。

* 長崎市事業承継支援補助金

後継者の不在等による中小企業者等の技術及びサービス並びに雇用の喪失を防ぐため、事業承継に向けた課題解決に取り組む経営者に対する補助金。

個別施策 C1-2 地場事業者の人材確保・育成を支援します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
長崎地域造船造機技術研修センター*及び長崎工業会*の人材育成の取組みに参加した人数	78人 (R2年度)	86人 (R7年度)	①長崎地域造船造機技術研修センター及び長崎工業会が実施する技術向上や経営力強化のための取組みに参加した人数。 ②参加者が増えることで、人材育成が図られていると考えられるため。 ③各団体に対する調査により把握する。 ④令和元年度の実績の1割増を毎年度維持することを目標とする。
市内高校卒業者の市内就職率	57.8% (H28年度)	59.0% (R7年度)	①市内高校卒業者の市内就職率。 ②市内就職率が増加することで、若年者の市外流出の抑制につながると考えられるため。 ③各高校に対する調査により把握する。 ④調査を開始した平成28年度以降で最も高い平成28年度の実績を上回ることを目標とする。
事業者への新卒採用状況調査における求人数に対する平均充足率	76.6% (H30年度)	80.0% (R7年度)	①事業者の新卒採用における求人数に対する充足率（採用者数/求人数）の平均。 ②平均充足率が増加することで、事業者が働く世代から選ばれる職場になっていると考えられるため。 ③事業者に対する新卒採用状況調査により把握する。 ④直近3年間で最も高い平成30年度の実績を上回ることを目標とする。
事業者への新卒採用状況調査におけるUIJターン就職者数	280人 (H28～R2 年度平均)	300人 (R7年度)	①事業者における市外からのUIJターンによる新卒者の就職者数。 ②新卒者の就職者が増加することで、若年者の雇用を増やしていることにつながるため。 ③事業者に対する新卒採用状況調査により把握する。 ④直近5年間の平均値の約1割増を毎年度維持することを目標とする。

個別施策 C1-3 地場事業者の市場での競争力の強化を支援します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
歩行者通行量 (日曜)	168,655人 (R2年度)	177,088人 (R7年度)	①市内の商店街区域等を対象に毎年7月頃に調査する日曜の歩行者通行量。 ②歩行者通行量が増加することで、商店街の利用が促進されると考えられるため。 ③調査を実施する長崎商工会議所の報告により把握する。 ④中心市街地活性化基本計画における目標設定に準じ、基準値から5%増を目標とする。
市内食料品製造業の製造品出荷額等（従業員4人以上の事業所） [暦年]	247.6億円 (R2年)	247.6億円 (R7年)	①工業統計調査のうち、食料品製造業の製造品出荷額等。 ②人口減少などにより、域内消費額の低下が見込まれるなど市内食料品製造業を取り巻く環境が悪化するなか、域外への販路開拓・拡大などの取組みを強化し、市内の食料品製造業の出荷額を維持させることで、他地域に対する競争力向上が図られていると考えられるため。 ③工業統計調査により把握する。 ④基準値の維持を目標とする。
地域商社が取引を行った市内事業者数	56者 (R2年度)	86者 (R7年度)	①地域商社2社が取引を行った市内事業者数。 ②取引を行った市内事業者数が増加することで、より多くの事業者が新たな販路を開拓することとなると考えられるため。 ③地域商社からの実績報告により把握する。 ④令和2年度の実績の1割である6者を毎年度増加させることを目標とする。
地場事業者の製造品出荷額等 [暦年]	4,457億円 (R2年)	4,457億円 (R7年)	①工業統計調査のうち、製造業の製造品出荷額等。 ②人口減少や基幹産業である造船造機製造業を取り巻く環境の悪化による需要・販売額の減少が見込まれるなか、販路開拓・拡大により域外での販売額を増やし、製造業による製造品出荷額等を安定させることで、他地域に対する競争力向上が図られていると考えられるため。 ③工業統計調査により把握する。 ④今後も製造品出荷額等の減少が見込まれるなか、令和7年までには基準値まで回復させることを目標とする。
長崎港貿易額 (輸出) [暦年]	589億円 (R2年)	589億円 (R7年)	①長崎港における輸出総額。 ②基幹産業である造船業を取り巻く環境が厳しいなか、輸出額を維持することで、貿易の促進が図られていると考えられるため。 ③長崎税関の貿易統計結果により把握する。 ④基準値の維持を目標とする。

基本施策 C2 人や企業を呼び込み、新たな事業を創出して、産業を強くします

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
企業誘致に伴う新規雇用者数 [累計]	291人 (R2年度)	1,791人 (R7年度)	①令和2年度以降に新設、増設、移設により立地した市外企業において創出された新規雇用者数。 ②新規雇用者が増加することで、雇用創出による経済の活性化が図られると考えられるため。 ③立地企業等への聞き取りにより把握する。 ④コロナ禍前の過去3年間（H28～H30年度）の平均増加人数約283人を踏まえ、令和3年度以降、毎年度平均300人の新規雇用者が創出されることを目標とする。
地場企業等と県外企業等との協業による新規事業創出に係る実証事業の実施件数 [累計]	1件 (R2年度)	11件 (R7年度)	①オープンノベーションの手法を活用した地場企業等と県外企業等との協業による新規事業創出について、市が支援した実証事業の実施件数。 ②地域課題解決をテーマにしたオープンノベーションの手法を活用した事業化が図られることで、地域に根差した新たな産業の創出の可能性につながると考えられるため。 ③年度末の実績累計により把握する。 ④令和3年度以降、新規事業創出について、市が支援した実証事業を毎年度2件以上実施することを目標とする。

* 長崎地域造船造機技術研修センター

造船関連産業における熟練技能者の高齢化問題が深刻化するなか、製造現場レベルの技能の継承等を円滑に進めるため、次代を担う新規採用者等に技術・技能の伝承を行うことを目的として、市内中小造船造機関連の3団体で組織された研修機関。

* 長崎工業会

長崎地域における工業及び工業に関連する業種の事業者が業種・業態等の枠をこえて、地域工業等の活性化を図ることを目的として平成14年に設立した団体。

個別施策 C2-1 域外から企業を誘致し、新たな産業や雇用を創出します			
成果指標	基準値	目標値	指標の説明
企業立地件数（市外企業新設） [累計]	2件 (R2年度)	17件 (R7年度)	①市外から長崎市内へ新たに事業所を新設した企業の件数（立地協定締結時点）。 ②誘致・立地件数が増加することで、雇用の拡大へ向けた取組みが進捗すると考えられるため。 ③年度末の実績累計により把握する。 ④令和2年度の実績を基に、基準値から新規立地企業を毎年度3件増することを目標とする。
個別施策 C2-2 産学官金や企業間の連携による新事業の創出や新分野への進出を促します			
成果指標	基準値	目標値	指標の説明
地場企業等と県外企業等との協業による新規事業創出に係る実証事業の実施件数 [累計]	1件 (R2年度)	11件 (R7年度)	①オープンイノベーションの手法を活用した地場企業等と県外企業等との協業による新規事業創出について、市が支援した実証事業の実施件数。 ②地域課題解決をテーマにしたオープンイノベーションの手法を活用した事業化が図られることで、地域に根差した新たな産業の創出の可能性につながると考えられるため。 ③年度末の実績累計により把握する。 ④令和3年度以降、新規事業創出について、市が支援した実証事業を毎年度2件以上実施することを目標とする
創業サポート長崎の支援による創業者数	221人 (R元年度)	296人 (R7年度)	①長崎市創業支援等事業計画（平成26年6月20日付で国から認定）を実施するチーム体制「創業サポート長崎」（全13機関）が行う支援事業を受けて創業した者の数。 ②創業者が増加することで、地域の関係機関の連携による創業支援体制が充実していると考えられるため。 ③各支援機関の実績報告により把握する。 ④過去の実績を基に、今後の創業者数を毎年度5%増と見込み、296人を目標とする。
個別施策 C2-3 働く世代を中心とした移住を促進し、地域や企業を活性化させます			
成果指標	基準値	目標値	指標の説明
移住者数	344人 (R2年度)	350人 (R7年度)	①市の相談窓口を通して県外から移住した人数。 ②移住者数が増えることで、人に選ばれているという視点につながると考えられるため。 ③毎年度の移住者数の実績により把握する。 ④本市への転入者が減少していく中においても、移住者を安定的に確保していくため、毎年度350人の移住者数を目標とする。
基本施策 C3 次世代につながる農林業を育てます			
成果指標	基準値	目標値	指標の説明
1経営体当たりの農産物販売額	5,000千円 (R2年度)	5,507千円 (R7年度)	①市内農産物の1経営体当たりの販売額。 ②農業者が減少する中、1経営体当たりの農産物販売額が増加することで、農業振興が図られていると考えられるため。 ③毎年度、市場・農協・直売所等に調査を行い把握する。 ④令和7年度の市内産の農産物販売額の目標値54.3億円を農業経営体数986経営体〔2020農林業センサス（確定値）〕で除した額を目標とする。
個別施策 C3-1 農林業の生産性を高め、次世代を担う多様な経営体を育成します			
成果指標	基準値	目標値	指標の説明
長崎いちご販売量	450.0t (R2年度)	485.0t (R7年度)	①市内産の「長崎いちご」の販売量。 ②市の代表的な施設園芸品目である「長崎いちご」の販売量が増加することで、生産性の向上が図られていると考えられるため。 ③農協系統の販売実績調査により把握する。 ④農協第5次地域農業戦略に基づき、販売量485.0tを目標とする。
花き販売量	2,541千本 (R2年度)	3,000千本 (R7年度)	①市内産の「花き」の販売量。 ②市の代表的な施設園芸品目である「花き」の販売量が増加することで、生産性の向上が図られていると考えられるため。 ③農協系統の販売実績調査により把握する。 ④農協第5次地域農業戦略に基づき、販売量3,000千本を目標とする。
長崎びわ「なつたより」販売量	45.0t (R2年度)	164.0t (R7年度)	①びわの優良品種「なつたより」の販売量。 ②市を代表する地域ブランドである長崎びわ「なつたより」の販売量が増加することで、生産性の向上が図られると考えられるため。 ③農協系統の販売実績調査により把握する。 ④農協第5次地域農業戦略に基づき、販売量164.0tを目標とする。
長崎和牛・出島ばらいる販売量 [暦年]	662.7t (R2年)	663.0t (R7年)	①市内産のブランド和牛「長崎和牛・出島ばらいる」の販売量。 ②素牛価格が高騰する中、代表的な地域ブランドである「長崎和牛・出島ばらいる」の販売量が増加することで、生産性の向上が図られると考えられるため。 ③農協系統の販売実績調査により把握する。 ④農協第5次地域農業戦略に基づき、販売量663.0tを目標とする。
認定新規就農者* 数 [累計]	36人 (R2年度)	58人 (R7年度)	①農業経営基盤強化促進法に基づき、市において認定した新規就農者数。 ②認定した新規就農者が増加することで、意欲ある農業者の育成確保につながると考えられるため。 ③認定数により把握する。 ④第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時に年増加5人（平成26～30年度の認定者増加数の平均値）を目標として設定した令和6年度の目標値53人に、更に5人を加えた数を目標とする。

* 認定新規就農者

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた新規就農者のこと。

認定農業者*の年間農業所得目標達成率	48.0% (R2年度)	50.0% (R7年度)	<ol style="list-style-type: none"> ①農業経営基盤強化促進法に基づき、市において認定した認定農業者のうち、経営改善計画の年間農業所得目標（400万円）を達成している者の割合。 ②達成率が増加することで、認定農業者の農業経営の向上につながると考えられるため。 ③毎年度認定農業者への調査により把握する。 ④県の「ながさき農林業・農山村活性化計画」において、県全体の認定農業者のうち、農業所得400万円以上の認定農業者の割合が約50%であることから、令和7年度までにその水準まで近づけることを目標とする。
--------------------	-----------------	-----------------	---

個別施策 C3-2 安心して農林業を営める環境づくりを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
農地等保全活動取組対象面積 [累計]	526ha (R2年度)	571ha (R7年度)	<ol style="list-style-type: none"> ①農地等の保全のための、多面的機能支払制度*、中山間地域等直接支払制度*の取組対象面積。 ②取組対象面積が増加することで、農地や施設の適正管理につながると判断できるため。 ③毎年度末の協定締結取組対象面積を集計して把握する。 ④中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度に現在取り組んでいない地区への推進を図り、毎年度9ha（多面的機能支払制度7ha、中山間地域等直接支払制度2ha）増を目標とする。
地域ぐるみによる有害鳥獣捕獲隊の設立数 [累計]	107組織 (R2年度)	132組織 (R7年度)	<ol style="list-style-type: none"> ①地域ぐるみによる有害鳥獣捕獲隊設立数。 ②捕獲隊が増加することで、自己防衛による、安心した農業環境の整備につながると考えられるため。 ③毎年度末の捕獲隊の組織結成数により把握する。 ④集落や自治会等单位での組織化の推進により、毎年度5組織増を目標とする。
グリーンツーリズム体験プログラムの参加者数	4,409人 (R2年度)	12,000人 (R7年度)	<ol style="list-style-type: none"> ①農家民泊体験や農漁業体験等、グリーンツーリズム体験の参加者数。 ②ツーリズム体験の参加者数が増加することで、農山漁村の魅力と交流の拡大につながると考えられるため。 ③グリーンツーリズム実践団体への調査により把握する。 ④令和7年度までに、コロナ禍前の12,000人（H28～H30年度平均）まで増加させることを目標とする。
長崎市産材生産量 [累計]	—	28,160m ³ (令和7年度)	<ol style="list-style-type: none"> ①市内の森林から搬出された製材用木材の生産量。 ②生産量が増加することで、林業者の安心した林業の営みにつながると考えられるため。 ③年度末の林業関係団体への聞き取り調査により把握する。 ④計画期間中に、過去3箇年（H30～R2年度平均）の生産量の平均値7,040m³を毎年度維持することを目標とする。

基本施策 C4 水産業を環境変化に強く活気のある持続可能な産業にします

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
漁業生産量 [暦年]	48,380t (H28～H30年平均)	50,799t (R7年)	<ol style="list-style-type: none"> ①地区内漁業者による各港への水揚げ総量。 ②生産量が増加することで、漁業が活性化していると考えられるため。 ③毎年度県が集計する「漁港港勢調査結果」により把握する。 ④基準値から5%増を目標とする。
長崎市内で売られている水産物について新鮮さ、品数に満足している市民の割合	82.7% (R2年度)	82.7% (R7年度)	<ol style="list-style-type: none"> ①長崎市内で売られている水産物について新鮮さ、品数に満足している市民の割合。 ②満足度が上がることで水産物が市場で安定的に販売されていると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④直近5ヶ年（H28～R2年度）の最高値である82.7%を各年度の目標とする。

個別施策 C4-1 水産業の生産性を高め、次世代を担う多様な経営体を育成します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
新規漁業就業者数	12人 (R元年度)	15人 (R7年度)	<ol style="list-style-type: none"> ①漁業に新規で就業した者の人数。 ②漁業に従事する者が増加することが、水産業の維持・発展につながると考えられるため。 ③年度当初に漁協等の関係団体に照会し把握する。 ④直近5ヶ年（H27～R元年度）の平均が15人であることから毎年度15人を目標とする。
平均漁業所得 [暦年]	1,800千円 (H27～R元年平均)	1,944千円 (R7年)	<ol style="list-style-type: none"> ①浜の活力再生プランによる漁業所得。 ②漁業者の所得が向上することが、水産業の維持・発展につながると考えられるため。 ③プランの達成状況報告により把握する。 ④浜の活力再生プランが5ヶ年で10%を向上させる計画であるため、4年間の計画期間で8%増を目標とする。
機器等の導入件数	20件 (R2年度)	30件 (R7年度)	<ol style="list-style-type: none"> ①水産関係団体等が行う製氷機や水産加工機器等の導入件数。 ②機器等の導入件数が増加することが、水産業者の所得向上及び安定経営につながると考えられるため。 ③持続可能な新水産業創造事業等の実績報告により把握する。 ④基準値から4年間の計画期間中に10件増加させることを目標とする。
ICT等を活用したスマート水産業の取組件数	1件 (R2年度)	3件 (R7年度)	<ol style="list-style-type: none"> ①スマート水産業の取組件数。 ②ICT等を活用した効率的かつ先進的な取組が増加することが、水産業者の安定経営につながると考えられるため。 ③持続可能な新水産業創造事業等の実績報告により把握する。 ④基準値から4年間の計画期間中に2件増加させることを目標とする。

*** 認定農業者**

農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営に向けた5年後の経営目標を記した農業経営改善計画を作成し、市町村、県または国から認定を受けた農業者のこと。

*** 多面的機能支払制度**

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村が有する多面的機能（食料その他の農産物の供給の機能に加え、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など）の維持・発揮を図るための共同活動を支援する制度のこと。

*** 中山間地域等直接支払制度**

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業の生産条件が不利な地域（中山間地域等）における農業生産活動等を継続するため支援する制度のこと。

個別施策 C4-2 水産資源の管理・回復と機能性の高い漁港整備を進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
漁場環境再生活動を行った海域の藻場の被度	43.9% (R元年度)	44.7% (R7年度)	①水産多面的機能発揮対策支援事業*で藻場の再生を行った海域の藻場の被度（藻が覆っている面積の割合）。 ②漁場の再生を行うことで、藻場の被度が維持されていると考えられるため。 ③各年度の事業実績により把握する。 ④直近3ヶ年（H29～R元年度）の最高値44.7%を各年度の目標とする。
漁協取扱漁業生産量	8,739t (R元年度)	8,739t (R7年度)	①沿岸漁業、養殖業など市内8漁協における漁業生産量。 ②漁場環境の保全や種苗の放流、養殖用種苗の分譲等を実施することで漁業生産量が維持されることが考えられるため。 ③市内8漁協の地区内水揚量の合計により把握する。 ④基準値を維持することを目標とする。

基本施策 C5 地元農水産物の消費を拡大します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市内産の農産物販売額	49.3億円 (R2年度)	54.3億円 (R7年度)	①市内産の農産物販売額。 ②販売額が増加することで、農産物の消費拡大が図られていると考えられるため。 ③青果市場・農協・直売所等への調査により把握する。 ④過去3年間（H30～R2年度）の最高値（R元年度）を目標とする。
市内産の水産物販売額	46.7億円 (R2年度)	60.7億円 (R7年度)	①市内産の水産物販売額。 ②販売額が増加することで、水産物の消費拡大が図られていると考えられるため。 ③市内8つの漁業協同組合の報告（漁業協同組合取扱金額）により把握する。 ④過去3年間（H30～R2年度）の最高値（H30年度）を目標とする。
市内産農産物及び加工品購入率	49.5% (R2年度)	50.2% (R7年度)	①代表的な市内産農産物及び加工品の市民の購入率。 ②購入率の増加が、地元農産物の消費拡大につながると考えられるため。 ③ながさきの「食」市民意識調査により把握する。 ④基準値から、過去4年間（H29～R2年度）の平均の伸び率である毎年度0.13%増を目標とする。
市内産水産物及び加工品購入率	49.2% (R2年度)	50.7% (R7年度)	①代表的な市内産水産物及び加工品の市民の購入率。 ②購入率の増加が、地元水産物の消費拡大につながると考えられるため。 ③ながさきの「食」市民意識調査により把握する。 ④基準値から、過去4年間（H29～R2年度）の平均の伸び率である毎年度0.3%増を目標とする。

個別施策 C5-1 新たな販路拡大や消費拡大を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
「長崎の魚」の観光客認知度	56.1% (R2年度)	66.1% (R7年度)	①長崎市に魚のイメージがあるかという質問に対し、「強くあった」又は「あった」と回答した観光客の割合。 ②認知度が向上することで、長崎が魚の美味しいまちであるというイメージが高まっていると考えられるため。 ③長崎市内観光客動向調査により把握する。 ④令和2年度を基準値とし、毎年度2%の増を目標とする。
長崎いちごの販売額	6.3億円 (R2年度)	6.6億円 (R7年度)	①長崎いちごの販売額。 ②販売額が増加することで、地元農産物の消費拡大が図られていると考えられるため。 ③農協への調査により把握する。 ④農協第5次地域農業戦略に基づく販売量485tに販売単価1,363円/kg（H28～R2年度の平均値）を乗じて得た額を目標とする。
花き販売額	2.0億円 (R2年度)	2.3億円 (R7年度)	①花き販売額。 ②販売額が増加することで、地元農産物の消費拡大が図られていると考えられるため。 ③農協への調査により把握する。 ④農協第5次地域農業戦略に基づく販売量3,000千本に販売単価77円/本（H28～R2年度の平均値）を乗じて得た額を目標とする。
長崎びわ「なつたより」の販売額	0.7億円 (R2年度)	2.5億円 (R7年度)	①びわの優良品種「なつたより」の販売額。 ②販売額が増加することで、地元農産物の消費拡大が図られていると考えられるため。 ③農協への調査により把握する。 ④農協第5次地域農業戦略に基づく販売量164tに販売単価1,507円/kg（H28～R2年度の異常値を除く平均値）を乗じて得た額を目標とする。
「長崎和牛・出島ばらいろ」の販売額 [暦年]	15.5億円 (R2年)	16.9億円 (R7年)	①市内産のブランド和牛「長崎和牛・出島ばらいろ」（枝肉*）の販売額。 ②販売額が増加することで、地元農産物の消費拡大が図られていると考えられるため。 ③農協への調査により把握する。 ④農協第5次地域農業戦略に基づく販売量663tに販売単価2,546円/kg（H28～R2年の平均値）を乗じて得た額を目標とする。
市内農水産物直売所の売上額	28.9億円 (R元年度)	29.5億円 (R7年度)	①市内農水産物直売所の売上額。 ②売上額が増加することで、地元農水産物の消費拡大が図られていると考えられるため。 ③農協・漁協・直売所への調査により把握する。 ④直近値から、過去5年間（H28～R2年度）の異常値を除く最高値29.4億円（H28年度）を目安として、令和7年度までに29.5億円を目標とする。

*** 水産多面的機能発揮対策支援事業**

水産業の再生・漁村の活性化を図るため、漁業者等が行う水産業・漁村が持つ多面的機能（国民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、国境監視・海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供など）の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援する事業のこと。

*** 枝肉**

と畜した後、皮や頭部、内臓、ひじから下を取り除いた、骨付きの肉のこと。

個別施策 C5-2 長崎ならではの食材や食文化に対する意識の醸成を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市内産農水産物の市民認知度	農産物 79.3% 水産物 88.2% (R2年度)	農産物 81.1% 水産物 88.2% (R7年度)	①市内産農水産物の市民認知度。 ②認知度が向上することで、長崎の食材や食文化に対する理解が深まっていると考えられるため。 ③ながさきの「食」市民意識調査により把握する。 ④認知度が高水準であることから、過去3年間の最高値（農産物はH30年度、水産物はR2年度）を目標とする。

まちづくりの方針D

私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします

基本施策 D1 脱炭素社会の実現をめざします

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市域から排出される温室効果ガスの排出量	1,993千 t-CO2 (H30年度)	1,490千 t-CO2 (R7年度)	①長崎市内から排出される温室効果ガスの量。 ②温室効果ガスの排出量の特徴を把握し、適切な温暖化対策を行うための指標となるため。 ③毎年度の温室効果ガス排出量算定により把握する。 ④長崎市地球温暖化対策実行計画における令和12年度の目標値を平成19年度比43%削減としており、その目標値から勘案して、基準値から25.2%削減を目標とする。
電気自動車（EV）及びプラグインハイブリッド自動車（PHEV）の市内普及率	0.37% (R元年度)	3.76% (R7年度)	①走行時に二酸化炭素の排出がほとんどない電気自動車（EV）とプラグインハイブリッド自動車（PHEV）の市内普及率。 ②脱炭素社会構築に向けて、自動車における温室効果ガス排出量削減を推進するにあたって成果を把握することができる指標であるため。 ③長崎県年間統計及び九州運輸局統計情報の各県別低公害車保有台数等により把握する。 ④長崎市地球温暖化対策実行計画における令和12年度の「野心的数値目標」を20～25%としており、その目標値から勘案して、基準値から3.39%増加を目標とする。

個別施策 D1-1 地球温暖化対策の取組みを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市域から排出される温室効果ガスの排出量	1,993千 t-CO2 (H30年度)	1,490千 t-CO2 (R7年度)	①長崎市内から排出される温室効果ガスの量。 ②温室効果ガスの排出量の特徴を把握し、適切な温暖化対策を行うための指標となるため。 ③毎年度の温室効果ガス排出量算定により把握する。 ④長崎市地球温暖化対策実行計画における令和12年度の目標値を平成19年度比43%削減としており、その目標値から勘案して、基準値から25.2%削減を目標とする。
市役所から排出される温室効果ガスの排出量	73,096t (R元年度)	55,347t (R7年度)	①市役所の事務及び事業を実施するにあたって排出される温室効果ガス排出量。 ②持続可能な脱炭素社会を構築し、実効性のある地球温暖化対策を進める上で市役所自らの温室効果ガスの排出量を把握し、市民、事業者等に率先した対策を講じていく必要があるため。 ③各課から収集した電気、ガス、その他燃料使用量等のデータを基に算定を行う。 ④長崎市地球温暖化対策実行計画における令和12年度の目標値を平成19年度比46%削減としており、その目標値から勘案して、基準値から24.3%削減を目標とする。

個別施策 D1-2 再生可能エネルギーの地産地消の推進と地域の活性化を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
公共施設の太陽光発電設備の導入箇所数	56施設 (R2年度)	76施設 (R7年度)	①庁舎や学校等の市有公共施設への設備の設置件数。 ②市有公共施設における再生可能エネルギーの導入実績を把握する指標となるため。 ③所管課への導入実績調査により把握する。 ④長崎市地球温暖化対策実行計画における令和12年度の目標を209の公共施設のうち約50%にあたる105の施設への導入としており、その目標値から勘案して、基準値から20箇所増を目標とする。

基本施策 D2 資源を守り大切にする社会の実現をめざします

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
1人1日当たりのごみ排出量	971g (R元年度)	952g (R7年度)	①ごみの総排出量を1人1日当たりに換算した数値（ごみの総排出量/人口/365日）。 ②ごみの排出量が減少することで、4Rの推進が図られていると考えられるため。 ③ごみ処理統計により把握する。 ④平成30年度の中核市平均値を目標値に設定する。
リサイクル率	13.5% (R元年度)	18.9% (R7年度)	①一般廃棄物総排出量に対する資源化量の割合。 ②ごみの減量と適正分別の成果を表すと考えられるため。 ③ごみ処理統計により把握する。 ④平成30年度の中核市平均値を目標値に設定する。

個別施策 D2-1 ごみ排出量の削減とリサイクルを推進します			
成果指標	基準値	目標値	指標の説明
4Rを実践している人の割合	76.3% (R元年度)	81.3% (R7年度)	①「4Rに取り組んでいますか」の問いに「4R全てに取り組んでいる」、「一部取り組んでいる」と回答した人の割合。 ②4Rに関する取り組みを実践している人の割合が増えることで、ごみ減量及びリサイクルの推進が図られていると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④令和元年度長崎市第三次環境基本計画に係る市民意識調査時に「今後実践する」「実践するつもりはない」「わからない」と回答した人の割合(23.7%相当)を「実践している」状態となるように令和7年度までに基準値から5%増することを目標とする。
適正な分別がなされず、リサイクルされないごみの割合	18.5% (R元年度)	13.5% (R7年度)	①燃やせるごみ及び燃やせないごみに含まれるリサイクル可能な資源物の割合。 ②適正な分別とリサイクルの成果を表すと考えられるため。 ③組成分析調査により把握する。 ④1年当たり1%削減を目標として目標値を設定する。
個別施策 D2-2 廃棄物の適正処理と処理施設の整備を進めます			
成果指標	基準値	目標値	指標の説明
最終処分場の年間埋立量	22,485t (R元年度)	20,637t (R7年度)	①最終処分場に持ち込まれる不燃ごみが1年間に埋め立てられる総量。 ②廃棄物の適正処理により、埋め立てられる不燃ごみなどが抑制されることにつながるため。 ③最終処分場で集計される数値により把握する。 ④最終処分場を令和79年まで使用したい。そのためには令和7年度までの埋立量は20,637tまでに抑えることを目標とする。(計画期間中は前年度比年間約1.4%減を目標。)
基本施策 D3 豊かな地域環境を守り活かします			
成果指標	基準値	目標値	指標の説明
森林整備面積(植林、枝打ち、間伐等) [累計]	—	920ha (R7年度)	①森林の整備面積。 ②森林保全の程度を把握できるため。 ③林業関係団体からの聞き取り調査により把握する。 ④計画期間中に、毎年230haの整備面積を維持することを目標とする。
ホタル飛翔定点確認割合	97.5% (R元年度)	100% (R7年度)	①定点のうちホタルの飛翔が確認できた箇所数の割合。 ②ホタル飛翔の確認割合が増加することで、川の水、周辺の空気、餌となる生物の生息など、自然環境の保全が図られていると考えられるため。 ③定点調査により把握する。 ④全調査地点においてホタルが観測できることを目標とする。
大気汚染物質、公共用水域の水質及び自動車騒音の環境基準達成率	94.9% (R元年度)	100% (R7年度)	①大気(大陸からの越境汚染や濃さに影響される監視項目である光化学オキシダントや浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)を除く)・水質・騒音の常時監視地点における環境基準達成の割合。 ②環境基準を達成することが、良好な生活環境の確保につながると考えられるため。 ③国のマニュアルに基づき測定を行い把握する。 ④毎年向上させ、最終的に100%を目標とする。
個別施策 D3-1 豊かな自然環境を保ち、自然との共生を図ります			
成果指標	基準値	目標値	指標の説明
森林整備面積(植林、枝打ち、間伐等) [累計]	—	920ha (R7年度)	①森林の整備面積。 ②森林保全の程度を把握できるため。 ③林業関係団体からの聞き取り調査により把握する。 ④計画期間中に、毎年230haの整備面積を維持することを目標とする。
ホタル飛翔定点確認割合	97.5% (R元年度)	100% (R7年度)	①定点のうちホタルの飛翔が確認できた箇所数の割合。 ②ホタル飛翔の確認割合が増加することで、川の水、周辺の空気、餌となる生物の生息など、自然環境の保全が図られていると考えられるため。 ③定点調査により把握する。 ④全調査地点においてホタルが観測できることを目標とする。
個別施策 D3-2 大気環境や公共用水域の水環境などを良好に保ちます			
成果指標	基準値	目標値	指標の説明
大気中の二酸化窒素濃度	0.018ppm (R元年度)	0.012ppm (R7年度)	①大気環境測定局が測定する大気中の二酸化窒素の濃度。 ②代表的な大気汚染物質である二酸化窒素濃度により、大気汚染状況が把握できるため。 ③国のマニュアルに基づき測定を行い把握する。 ④基準値から毎年0.001ppmずつ向上させることを目標とする。
大気中の非メタン炭化水素濃度	0.13ppm (R元年度)	0.07ppm (R7年度)	①大気環境測定局が測定する大気中の非メタン炭化水素濃度。 ②大気汚染物質に関連する非メタン炭化水素濃度により、大気汚染状況が把握できるため。 ③国のマニュアルに基づき測定を行い把握する。 ④基準値から毎年0.01ppmずつ向上させることを目標とする。

基本施策 D4 環境意識・行動の定着を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
環境活動に参加した市民の割合	37.8% (R2年度)	48.0% (R7年度)	①環境活動に参加した市民の割合。 ②環境活動に参加した市民が増えることで、自発的な環境活動の実践が図られていると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④令和2年度(約38%)を基準に毎年2%増を目標とする。

個別施策 D4-1 環境に対する当事者意識の醸成を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
環境学習等への参加者数	29,678人 (R元年度)	33,000人 (R7年度)	①親子環境教室や施設見学等の環境学習、あぐりの丘、市民の森、科学館、ペンギン水族館等で開催されている観察会や体験学習、及び市立小中学校において実施する環境講座等への参加者数。 ②参加者数が増えることで、環境学習を行う市民が増え、環境意識の醸成が進むと考えられるため。 ③年度末の実績を把握する。 ④基準値(R元年度)から毎年550人増を目標とする。
環境学習に取り組む小中学校数	55校 (R2年度)	80校 (R7年度)	①総合的な学習の時間において環境学習に取り組む市内小中学校数。 ②実施校が増えることで環境教育が進んでいると考えられるため。 ③市内小中学校を対象に市教育委員会が行うアンケートから、年度末の実績を把握する。 ④基準値(R2年度)から毎年5校増を目標とする。

個別施策 D4-2 環境行動を促し、生活様式として定着させます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
環境保全団体メンバー数	59,283人 (R2年度)	61,800人 (R7年度)	①市民ネットワーク「ながさきエコネット」登録メンバー数及びアダプトプログラム*参加者数を合算。 ②人数が増えることで、環境行動を実践する市民が増加していると考えられるため。 ③年度末時点における数値を把握する。 ④基準値(R2年度)から毎年500人増を目標とする。
環境活動に取り組んだ児童生徒の割合	76.4% (R2年度)	81.0% (R7年度)	①環境活動に取り組んだ児童生徒の割合。 ②環境活動に取り組む児童生徒が増えることで、自発的な環境保全活動の実践が図られていると考えられるため。 ③市内小中学校を対象に市教育委員会が年度末に行うアンケートにおいて環境活動に取り組む市内小中学生数を把握する。 ④基準値(R2年度)から毎年1%増を目標とする。

まちづくりの方針E

私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします

基本施策 E1 地域の連携・協力を促進し、防災体制の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
自主防災組織活動カバー率	69.3% (R2年度)	76.8% (R7年度)	①世帯数でみた自主防災組織のカバー率。 ②全世帯数のうち自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合が増えることで自主防災の広がりを把握できるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④令和2年度の全国都道府県単位での平均値84.3%を第五次総合計画の最終年度までの目標とし、前期基本計画では毎年度1.5%増の76.8%を目標値とする。
火災発生件数 [暦年]	80件 (R2年)	70件 (R7年)	①市内で1年間に発生した火災の発生件数。 ②市民等への防火意識の啓発活動及び防火訓練の成果として、火災の発生件数が減少すると考えられるため。 ③消防統計により把握する。 ④過去の火災発生件数において、令和元年の75件が最も低い件数であることから、この件数を下回ることを目標として、目標値を70件とした。
防火防災に関する訓練等の件数	3,381件 (R元年度)	4,000件 (R7年度)	①市民防火組織や事業所、自治会等が1年間に実施する訓練・研修等の件数。 ②実施成果として、市民の防火防災意識及び自助、共助意識の向上が図られると考えられるため。 ③消防統計により把握する。 ④コロナ禍前の水準まで回復することを目標として、過去最高件数であった平成30年度の件数(4,006件)を目安に、目標値を設定した。

個別施策 E1-1 都市の防災機能向上を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
河川整備事業進捗率(江川川、大井手川)	78.3% (R2年度)	95.2% (R7年度)	①事業進捗率。 ②河川整備が進捗することで防災力が向上するため。 ③総事業費に占める事業費累計の割合。 ④年次計画による令和7年度の事業進捗率を目標とする。

* アダプトプログラム

アダプト(ADOPT)とは「～を養子にする」という意味で、長崎市内の道路、公園、河川、文化財等の公共空間を養子と見立て、企業・自治会等の団体が公共空間の里親として長崎市に登録し、協働して地域の環境美化活動を行うもの。

長崎市においては、平成13年度から市民協働環境美化推進事業として実施している。

個別施策 E1-2 消防力を充実します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
出火率 [暦年]	1.93件 (R2年)	1.79件 (R7年)	①人口1万人あたりの出火件数。 ②各種火災予防の取組みにより出火率の低減が図れると考えるため。 ③消防統計により把握する。 ④長崎市の出火率は全国平均2.95件を大きく下回っている状況であり、過去10年間で最も低かった出火率1.79件を目標値とする。
初期消火実施率 [暦年]	69.0% (H23～R2 年平均)	79.0% (R7年)	①火災件数に対する初期消火実施の割合。 ②市民の防火意識の向上により、初期消火実施率の上昇につながるため。 ③年間の実績により把握する。 ④過去10年間の初期消火実施率の平均値69.0%を基準とし、10%の上昇を目標とする。
消防団員の充足率	88.6% (R2年度)	100% (R7年度)	①消防団員の定員数に対する現員数の割合。 ②消防団員が増えることにより、地域の消防体制が強化されるため。 ③4月1日時点の現員数により把握する。 ④令和7年度までに消防団の充足率100%を目標とする。

個別施策 E1-3 市民の防火・防災力向上を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
防災メール・防災アプリの登録者数	92,000人 (R2年度)	142,000人 (R7年度)	①防災メール・市と連携した民間の防災アプリの登録者数。 ②登録者数が増えることで、防災情報をいち早く取得できる市民が増えるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④毎年度10,000人の増加を目指し、142,000人を目標とする。
地域と連携した避難所がある中学校区数	23校区 (R2年度)	37校区 (R7年度)	①連携した避難所運営・開設をする避難所がある中学校区数。 ②大雨や台風接近時に事前に開設する避難所が概ね各中学校区に1か所から2か所あり、地域に偏りが出ないよう全中学校区で地域と連携した避難所運営事業を進めていく必要がある。これにより、自助・共助・公助の精神のもと、互いに連携した避難所の運営体制が構築されるとともに、迅速かつ安心して地域住民が避難できると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④市内全中学校区（37校区）を目標とする。
地域の防火防災訓練実施率	18.0% (R2年度)	100% (R7年度)	①令和2年度以降に防火防災訓練を実施した自治会の割合。 ②平成24年度から令和元年度までの間に市内約980の全自治会で1回以上訓練を実施する目標を達成（実施率100%）したが、訓練を継続することが、地域の防火防災力向上につながるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④令和7年度までに再度全ての自治会で防火防災訓練を実施することを目標とする。

基本施策 E2 犯罪、交通事故のない地域づくりを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
人口10万人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率） [暦年]	295件 (R元年)	191件 (R7年)	①人口10万人当たりの犯罪発生件数を表すもの。 ②犯罪発生状況により、安全・安心なまちづくりを評価できると考えられるため。 ③警察から提供を受けた数値を基に、推計人口を用いて算出する。 ④過去5年間の平均対前年減少率（7%）を維持することを目標とする。
長崎市を犯罪が少ないまちであると 感じる市民の割合	87.8% (R元年度)	90.0% (R7年度)	①犯罪が少ないと感じる市民の割合。 ②安全・安心なまちづくりを評価する指標の一つと考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④令和7年度に90.0%になることを目標とする。
交通事故死者数 及び重傷者数 [暦年]	114人 (R2年)	84人 (R7年)	①交通事故発生から24時間以内に死亡した人及び30日以上治療を要する負傷をした人の合計。 ②死亡及び重傷といった命に関わる重大な事故の発生状況により、本市の交通安全を評価できると考えられるため。 ③警察の交通統計により把握する。 ④死者数の指標を第10次交通安全計画の目標8人から1人減した7人、重傷者数の指標を過去8年間の平均対前年減少率（6%）を維持した77人とし、この合計である84人以下を目標とする。

個別施策 E2-1 地域の防犯、交通安全活動を推進します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
青色回転灯防犯パトロール*活動団体数	20団体 (R2年度)	23団体 (R7年度)	①青色回転灯装備車による防犯パトロールを行っている団体数。 ②団体が増加することで、地域の防犯力が高まっていると考えられるため。 ③警察への照会により把握する。 ④令和7年度に23団体になることを目指し、基準値から2年度ごとに1団体の増を目標とする。
子どもを守るネットワークパトロール実施回数	4,478件 (R2年度)	6,200件 (R7年度)	①子どもを守るネットワークパトロール実施回数。 ②実施回数の維持により、子どもの安全を地域で見守る活動が定着していると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④コロナ禍で縮小している活動を平常時の水準まで回復、維持することを旨とする。

* 青色回転灯防犯パトロール

自主防犯パトロールのうち、青色の回転灯を装備した自動車（通称：青パト）を用いて行うパトロール。一般自動車への回転灯装備は法令で禁止されているが、警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができると証明を受けた団体は装備が認められる。

視認性が高く、天候に左右されずに広範囲をパトロールできることから、高い犯罪抑止効果が期待できる。青色防犯パトロールともいう。

少年補導委員の年間活動実施率	88.0% (R元年度)	90.0% (R7年度)	①少年補導委員の中学校区ごとの年間活動実施率の全体での平均。 ②少年補導委員の定期的な活動を維持することで、青少年の非行防止と健全育成が図られると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④12ヵ月毎月活動した場合を100%として、全体での平均が90%を維持できることを目標とする。
保育施設等における交通安全教室実施割合	92.0% (R2年度)	97.0% (R7年度)	①保育施設等における交通安全教室の実施割合。 ②交通安全教室を実施する施設が増えることで、地域における交通安全意識を高めることに繋がると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④毎年度、実施施設を1～2箇所増やすことで、交通安全教室実施施設の割合を1%ずつ上昇させることを目指す。

個別施策 E2-2 犯罪被害、交通事故の相談・支援体制の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
犯罪被害者等支援相談により支援につながった人数	5人 (R元年度)	10人 (R7年度)	①犯罪被害者等支援の総合相談窓口で犯罪被害者等に対する支援を行った人数。 ②犯罪被害者等を確実に支援につないでいくことにより、支援体制の充実が図られると考えられるため。 ③窓口での実績値により把握する。 ④令和3年度に犯罪被害者等支援条例を施行しており、まずは犯罪被害者等として支援を必要とする人数を、過去5年間の凶悪犯*の認知件数から10人と仮定した。今後広報活動に注力することによって、支援が必要な人を確実に支援につないでいくことを目標とする。
犯罪被害者等支援に係る見舞金の申請から支給決定までの平均処理期間	—	4週間(28日) (R7年度)	①犯罪被害者等に対する経済的支援である本市独自の見舞金の支給決定までに要した事務処理期間。 ②犯罪被害者等に対し、1日も早い経済的支援を行うことにより、支援体制が充実していると考えられるため。 ③窓口での実績値により把握する。 ④令和元年度の国における犯罪被害者等給付金の支給は申請から約7.8か月を要しているが、本市独自の取り組みとして支給する見舞金では、関係機関との連携を強化することにより、支給決定までの期間短縮を図り、4週間以内に交付を決定することを目標とする。

基本施策 E3 安心できる消費生活環境をつくります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
消費生活相談窓口の認知度	78.8% (R2年度)	83.1% (R7年度)	①消費生活相談窓口があることを知っている市民の割合。 ②相談窓口を知っていることが安全で安心な消費生活につながると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④消費者庁が実施した令和元年度消費者意識基本調査における「消費生活センターの認知度」と同じ83.1%まで上昇させることを目標とする。
消費者トラブルにあわないように注意している市民の割合	89.8% (R2年度)	94.9% (R7年度)	①消費者トラブルにあわないように注意している市民の割合。 ②市民が自発的にトラブル防止に動いている状態を図ることができると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④後期も含めた令和12年度までに100%となるように、令和7年度94.9%まで上昇させることを目標とする。

個別施策 E3-1 消費者トラブルから市民を救済します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
救済率	97.0% (R2年度)	97.0% (R7年度)	①消費生活相談において助言等により救済できた割合。 ②増加することで、消費者被害から救済されていると考えられるため。 ③消費生活相談統計から算出。 ④過去5か年(H28～R2年度)の最高値97.0%を維持することを目標とする。
連携相談数	30件 (R元年度)	69件 (R7年度)	①他機関と連携した相談件数。 ②増加することで支援の必要がある人を掘り起こし相談につなげることができていると考えられるため。 ③消費生活相談統計から算出。 ④高齢者等を見守る仕組みとして長崎市消費者安全確保地域協議会を設置したことから、過去5か年(H27～R元年度)の65歳以上の相談件数に令和元年度から令和7年度の高齢者数の伸び率から推計した件数を基準値から増加させることを目標とする。

個別施策 E3-2 消費者被害を防止します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
講座の受講者数	5,012人 (R元年度)	5,062人 (R7年度)	①出前講座・暮らしの講座の受講者数の合計。 ②受講者数が増えることで、自立した消費者をめざす市民が増えると考えられるため。 ③各講座の受講者数により把握する。 ④減少傾向(過去5年間平均▲6%)に歯止めをかけ、基準値から1%増加を目標とする。
高齢者向けの出前講座の受講者数	948人 (R元年度)	978人 (R7年度)	①高齢者向けの出前講座の受講者数。 ②消費者被害が最も多い年代である高齢者向けの出前講座の受講者を増やすことが、被害の未然防止に効果的と考えられるため。 ③受講者数により把握する。 ④基準値から3.2%(R元～R7年度の高齢者数の伸び率)増加を目標とする。

* 凶悪犯

殺人、強盗、放火及び強制性交等をいう。

学校等での講座の実施件数	26件 (R元年度)	44件 (R7年度)	①中学校、高等学校、大学及び専門学校での出前講座の実施件数。 ②社会に出る前の若い世代に対する講座の実施件数が増えることで、自立した消費者の育成が進み、消費者市民社会の実現が図られると考えるため。 ③実施件数により把握する。 ④5年後に市内の対象とする学校等(87校)の約5割で実施されている状態を目標とする。
消費者契約前の相談の割合	12.2% (R2年度)	12.2% (R7年度)	①消費生活相談(苦情)における事前相談の割合。 ②事前相談の割合が増えることは消費者の適正な取引への認知度が高まっていると考えられるため。 ③相談統計により年度末の件数を把握し、割合を算出する。 ④過去5年間の最高値12.2%を維持することを目標とする。

基本施策 E4 暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
各地区が住みやすいと思う市民の割合	72.9% (R元年度)	75.5% (R7年度)	①住みやすいと思っている市民の割合。 ②住みやすいと思う市民が増えることが、暮らしやすいコンパクトな市街地になっていると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④施策の性質上、すぐに効果が発現することは難しいが、少しずつ増加に転じるものとして、基準値から毎年度0.5ポイント増を目標とする。

個別施策 E4-1 安全で暮らしやすい場所に、居住及び都市機能を誘導・維持します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
居住誘導区域*内の人口密度	66.9人/ha (R元年度)	64.8人/ha (R7年度)	①居住誘導区域内1ha当たりの人口密度。 ②立地適正化計画の集約の視点から市街地のコンパクト化を定量的に評価するため。 ③年度末の住民基本台帳(人口)により把握する。 ④立地適正化計画における現況値(H28年度)と目標値(R17年度)の按分により各年の目標値を算定する。

個別施策 E4-2 住環境を改善し生活利便性の向上を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
斜面市街地の車道隣接棟数	966棟 (R元年度)	1,102棟 (R7年度)	①斜面市街地における車みち整備事業等により、新たに車道に隣接する建物棟数。 ②車道に隣接する棟数が増加することで、生活利便性が向上すると考えられるため。 ③空地等は、周辺の建物規模を参考に、みなし棟数で換算し、年度末における車道隣接棟数を把握する。 ④車みち整備事業の実績や要望路線等を参考に136棟増加を目標とする。

基本施策 E5 安全・安心で快適な住環境をつくります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
住みやすいと思う若年(満39歳以下)の市民の割合	71.0% (R2年度)	76.0% (R7年度)	①長崎市が住みやすいと思う若年(満39歳以下)の市民の割合。 ②多様な住まいの選択肢を提供することで長崎市が住みやすいと思う若年の市民の増加につながると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④基準値である令和2年度の若年の市民の割合を、全市民の過去5か年平均(76.0%)まで上げることを目標とする。
戸建て住宅の認定長期優良住宅の戸数	236戸 (R2年度)	261戸 (R7年度)	①戸建て住宅の認定長期優良住宅の戸数。 ②長期優良住宅が増えることで、良質な住宅ストックの形成につながると考えられるため。 ③長期優良住宅の年間認定戸数により把握する。 ④認定戸数が基準値から年間5戸増を目標とする。

個別施策 E5-1 多様な住まいの選択肢を提供します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市営住宅への子育て世帯の優先入居戸数[累計]	212戸 (R2年度)	337戸 (R7年度)	①市営住宅への子育て世帯の優先入居を実施した累計戸数。 ②子育て世帯の優先入居を増やすことで、安心して暮らせる子育て世帯が増えると考えられるため。 ③各年度の入居戸数により把握する。 ④過去3年間の優先入居戸数の年平均24戸を上回ることをめざし、基準値から年間平均25戸増を目標とする。
高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	2.3% (R2年度)	2.7% (R7年度)	①高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合。 ②高齢者向けサービスが提供される住宅の割合が高まることで、高齢者が安心して暮らすことができる住環境整備が進むと考えられるため。 ③サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の整備数により把握する。 ④基準値である令和2年度の2.3%から、令和12年度に3.0%を達成することを目標として令和7年度の目標値を設定する。

個別施策 E5-2 安全で安心な民間住宅・建築物の普及を促進します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
住宅の耐震化率	83.3% (R2年度)	90.0% (R7年度)	①市内の住宅の耐震化率。 ②耐震化率が上がることで、市民がより安全な住宅に居住していると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④長崎市耐震改修促進計画に基づく耐震化率を目標とする。

* 居住誘導区域

人口減少が進む状況においても生活サービスやコミュニティが持続的に確保できるように、居住を誘導していく安全で暮らしやすい区域。

特定空家等の年間解決件数	70件 (R2年度)	75件 (R7年度)	①周囲に影響を与える特定空家等の解決件数。 ②老朽危険建築物から特定空家等へと対象を広げ対処療法的取組みから予防措置も含めた取組みに見直すことで、空家に起因する問題を解決し、市民の安心につながると思われるため。 ③特定空家等の除却及び改善件数の合計により把握する。 ④令和元年度以前の5か年平均55件に対し、20件増の年75件を目標とする。
空き家・空き地情報バンクの登録件数 [累計]	87件 (R2年度)	200件 (R7年度)	①空き家・空き地情報バンクに登録された累計件数。 ②多くの空き家・空き地の情報が登録され、その周知を図ることで、空き家の活用や移住・定住の機会の増加につながると思われるため。 ③空き家・空き地情報バンクに登録された件数により把握する。 ④過去3か年の平均新規登録約20件を維持し、基準値から約100件増を目標とする。
特殊建築物の建築設備の定期報告の提出率	69.9% (R2年度)	80.0% (R7年度)	①特殊建築物の建築設備の定期報告の提出率。 ②定期報告制度の普及を促進することで、施設の安全性を維持・管理することにつながると思われるため。 ③点検を実施して市へ報告する定期報告の件数により実施した施設数を把握する。 ④基準値から約10%の増加を目標とする。

基本施策 E6 車や公共交通による移動の円滑化を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
広域幹線道路の整備延長 [累計]	0km (R2年度)	8.6km (R7年度)	①広域幹線道路において、整備を実施した延長。 ②整備が実施されることで、道路の安全性、快適性の向上に寄与するため。 ③年度末の累計により把握する。 ④令和2年度時点で計画されている道路整備延長を目標とする。
公共交通機関が利用しやすいと感じる市民の割合	63.2% (R2年度)	63.2% (R7年度)	①市民意識調査で公共交通機関が利用しやすいと感じる市民の割合。 ②公共交通機関が利用しやすい環境を整えることで、公共交通の利用促進に寄与すると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④基準値を維持することを目標とする。

個別施策 E6-1 良好な道路ネットワークを形成します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
主要地点道路混雑度（大神宮交差点）	1.44 (R2年度)	1.00 (R7年度)	①主要地方道長崎畷刈線の大神宮交差点において、現状の道路条件等のもとで通過できる乗用車の最大数に対する交通量の比率。 ②比率が下がることで、道路整備による交通混雑の解消が図られると考えられるため。 ③交通量調査により把握する。 ④計画時の設計どおりの交通量で利用されていることを表す「1.00」を目標とする。
補助幹線道路の進捗率	53.4% (R2年度)	73.3% (R7年度)	①整備中の補助幹線道路6路線の進捗率。 ②補助幹線道路の整備が進むことで、良好な道路ネットワークの形成に寄与すると考えられるため。 ③年度末の事業進捗率により把握する。 ④令和7年度までの計画進捗率である73.3%を目標とする。

個別施策 E6-2 公共交通を維持します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市民1人当たりの路面電車と路線バスの年間利用回数	128.3回 (R2年度)	128.3回 (R7年度)	①主たる公共交通機関である路面電車と路線バスの年間利用者数を人口で除した値。 ②1人当たりの利用頻度を維持することは、公共交通ネットワークの維持確保につながると思われるため。 ③住民基本台帳及び交通事業者への聞き取りにより把握する。 ④基準値はコロナ禍の影響を受けた値であるが、今後も新たな生活スタイルが持続するなかで公共交通を確保していくにあたり、基準値を下回らないようにする事を目標とする。

基本施策 E7 安全・安心で快適な道路・公園をつくります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
道路や公園などの整備により、安心して暮らせるまちと感じる人の割合	58.8% (R2年度)	59.8% (R7年度)	①5年前に比べ、道路や公園などの整備により、安心して暮らせるまちになったと感じる人の割合。 ②安全・安心で快適な道路・公園の整備等を行うことが、安心して暮らせるまちの形成に寄与すると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④過去5年間の増加率を踏まえ、基準値から1ポイント増を目標とする。

個別施策 E7-1 だれもが安全・安心で快適に利用できる道路をつくります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
補修工事を実施した橋梁数 [累計]	67橋 (R2年度)	128橋 (R7年度)	①橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を実施した橋梁数。 ②計画的かつ予防的な管理を行うことで、橋梁の安全性が確保されると考えるため。 ③年度末の累計により把握する。 ④橋梁長寿命化修繕計画において修繕が必要と判断された橋梁数を目標とする。
無電柱化が完了した路線数（市道） [累計]	30路線 (R2年度)	36路線 (R7年度)	①無電柱化が完了した路線数。 ②無電柱化を行うことにより、市道の安全性や景観性の向上が図られるため。 ③年度末の累計により把握する。 ④計画路線のうち、6路線の実現を目標とする。

個別施策 E7-2 だれもが安全・安心で快適に利用できる公園をつくります			
成果指標	基準値	目標値	指標の説明
長寿命化した公園数 [累計]	142箇所 (R2年度)	198箇所 (R7年度)	①公園施設長寿命化計画に基づき再整備を行った公園数。 ②だれもが安全・安心に利用できる公園に再整備することで、利用者が増え、市民や観光客の満足度が高まると考えられるため。 ③年度末における再整備済みの公園数の累計により把握する。 ④公園施設長寿命化計画において長寿命化が必要とされた公園数を目標とする。

基本施策 E8 水道水を安定して供給し、下水を適正に処理します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
水道管（基幹管路）の耐震化率	55.9% (R2年度)	57.0% (R7年度)	①基幹管路（導水管、送水管、配水本管）のうち、耐震性がある材質と継手により構成された管路延長の総延長に対する割合。 ②耐震化率が向上することにより、安定給水につながるため。 ③毎年度末の数値を把握する。 ④今後の施設整備計画に基づき、基準値から1.1ポイント増を目標とする。
汚水管(コンクリート管)の管更生率	22.9% (R2年度)	30.0% (R7年度)	①コンクリート製汚水管の総延長に対する管更生を実施した延長の割合。 ②管更生率が向上することにより、下水道の機能が維持されるため。 ③毎年度末の数値を把握する。 ④「ストックマネジメント計画*」に基づき、基準値から7.1ポイント増を目標とする。

個別施策 E8-1 いつでも安心な水を市民に届けます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
水道管（基幹管路）の耐震化率	55.9% (R2年度)	57.0% (R7年度)	①基幹管路（導水管、送水管、配水本管）のうち、耐震性がある材質と継手により構成された管路延長の総延長に対する割合。 ②耐震化率が向上することにより、安定給水につながるため。 ③毎年度末の数値を把握する。 ④今後の施設整備計画に基づき、基準値から1.1ポイント増を目標とする。
配水池耐震化率	39.3% (R2年度)	42.3% (R7年度)	①配水池のうち高度な耐震化がなされている施設容量の全配水池*容量に対する割合。 ②耐震化率が向上することにより、安定給水につながるため。 ③毎年度末の数値を把握する。 ④今後の施設整備計画に基づき、基準値から3.0ポイント増を目標とする。
浄水施設の耐震化率	19.4% (R2年度)	63.8% (R7年度)	①全浄水場の浄水施設能力に対する耐震化された浄水施設能力の割合。 ②この割合が増えることにより、震災時でも安定的な浄水処理が可能となるため。 ③毎年度末の数値を把握する。 ④「浄水施設耐震化計画*」に基づき、基準値から44.4ポイント増を目標とする。

個別施策 E8-2 汚水と雨水を適正に処理し、健全な水環境を守ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
汚水管(コンクリート管)の管更生率	22.9% (R2年度)	30.0% (R7年度)	①コンクリート製汚水管の総延長に対する管更生を実施した延長の割合。 ②管更生率が向上することにより、下水道の機能が維持されるため。 ③毎年度末の数値を把握する。 ④「ストックマネジメント計画」に基づき、基準値から7.1ポイント増を目標とする。
鉄蓋交換率	69.6% (R2年度)	72.3% (R7年度)	①公共下水道施設における人孔*・樹*の総数に占める密閉、浮上防止型鉄蓋の割合。 ②鉄蓋から雨水等の浸入を防止することで、下水処理の負担が軽減されるため。 ③毎年度末の数量を把握する。 ④今後の取替計画に基づき、基準値から2.7ポイント増を目標とする。

まちづくりの方針F

私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします

基本施策 F1 人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
この1年間に人権に関していやな思いをしたり、不当な扱いを受けたことがない市民の割合	74.3% (H28～R2年度平均)	75.0% (R7年度)	①この1年間に人権に関していやな思いをしたり、不当な扱いを受けたことがない市民の割合。 ②割合が増えていることにより人権啓発が図られていると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④毎年少しでも増加させることをめざし、令和7年度には75.0%とすることを目標とする。
社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合	27.7% (H28～R2年度平均)	30.5% (R7年度)	①社会全体で見えた場合に、男女が平等になっていると感じている市民の割合。 ②割合が増えることで男女共同参画意識の醸成が図られていると考えられるため。 ③市民意識調査の結果により把握する。 ④毎年少しでも増加させることをめざし、令和7年度には30.5%とすることを目標とする。

* スtockマネジメント計画

下水道施設全体を一体的に捉え、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止し、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図るための計画。

* 配水池

給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うため、浄水を一時貯えるタンク。

* 浄水施設耐震化計画

耐震診断の結果、耐震性能が不足していることが判明した浄水場などを順次耐震化していくもの。

* 人孔

下水管を人が清掃、換気、点検、採水等を行うための出入口として設けられる施設。マンホール。

* 樹

下水管まよの清掃、換気、点検、採水等を目的として設けられる施設。

市の審議会等への女性委員の登用率	23.9% (H28～R2年度平均)	40.0% (R7年度)	①市の審議会等への女性委員の登用率。 ②割合が増えることで、市役所自らが女性の参画に取り組むことを示すとともに、あらゆる場面で女性が参画する社会が実現していると考えられるため。 ③年度末の実績値により把握する。 ④附属機関の男女の比率が一方に偏らないよう努める(片方の性の委員の比率が40%未満にならないように配慮する)市の方針を目標とする。
------------------	-----------------------	-----------------	--

個別施策 F1-1 人権啓発を推進します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
人権問題講演会、講座、研修会への参加者数	1,320人 (H28～R元年度平均)	1,400人 (R7年度)	①市等が主催する人権問題講演会、中小規模講座、人権啓発研修会、出前講座、長崎人権学の参加者数。 ②めざす姿である市民が正しい知識を得られる状況について、市民が人権に関する各種講座に参加する人数によって測られると考えられるため。 ③講座の参加者の実績値により把握する。 ④コロナ禍前の直近4か年の実績値の平均である1,320人を基準値とし、その約3%である40人を毎年度増加し、令和7年度までに1,400人とすることを目標とする。
人権問題講演会の参加者のうち関心が深まった人の割合	93.0% (H28～R元年度平均)	97.0% (R7年度)	①人権問題講演会のアンケートにおいて、「関心が深まった」と回答した人の割合。 ②参加者の関心が深まることにより、人権について正しい知識を得る機会の創出をできていることが測られると考えられるため。 ③アンケート結果により把握する。 ④講演内容や受講者の傾向から毎年度数値に変動があるため、コロナ禍前の直近4か年平均の約93.0%を基準値とし、平成28年度から令和元年度までのうち最も実績値の高い平成29年度の数値を目標値とする。

個別施策 F1-2 人権侵害から市民を守ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
児童虐待相談で改善した割合	87.2% (R2年度)	88.0% (R7年度)	①虐待相談の実件数のうち、相談等の対応により状況が改善したものと専門機関へ引き継ぐ支援をしたものの割合。 ②高い改善率を維持することで、子どもが人権侵害の被害から守られていることにつながると思えるため。 ③相談実績により把握する。 ④ここ10年間で10ポイント以上増加し、高い改善率となっていることから、その改善率87.2%(令和2年度)を維持することを目標とする。
アマランス相談の認知度	44.3% (H30年度)	53.0% (R7年度)	①DV等に関する相談窓口であるアマランス相談の認知度。 ②相談窓口が認知されていくことにより、DV等に関する相談件数が増え、問題解決に向けた支援を行うことで、市民が人権侵害の被害から守られていることにつながると思えるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④平成30年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の、「DVを受けたときの相談窓口として知っているもの」の質問項目において、「長崎市役所(アマランス相談・市民相談)」を回答した割合が44.3%であることから、この数値を基準値として設定する。計画期間中に毎年度3.0%ずつ増加し、令和7年度までに53.0%を達成することを目標とする。

個別施策 F1-3 男女共同参画に関する意識の醸成を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
男女共同参画推進センター主催講座の参加者数	4,500人 (H28～R元年度平均)	4,700人 (R7年度)	①男女共同参画推進センター主催講座の受講者数。 ②参加者が増加することで、広く男女共同参画に関する意識の醸成を図ることができるため。 ③参加者数の実績により把握する。 ④新型コロナウイルス感染症拡大により受講者が減少していることから、コロナ禍前の4か年平均(4,500人)を基準値とし、令和7年度までに4,700人となることを目標とする。
DV未然防止のための若年層への予防啓発講座(デートDV防止授業)開催数	22回 (H28～R元年度平均)	23回 (R7年度)	①男女共同参画推進センターが実施しているデートDV防止授業の開催数。 ②若年層からDVに関する正しい知識を身につけることで、深刻なDV被害や加害の予防につながり、広く男女共同参画に関する意識の醸成を図ることができるため。 ③授業の開催実績により把握する。 ④新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、目標値を平成28年度から令和元年度までの4か年平均(22回)を超え、かつ市内にある中学校及び高等学校(市立中学校:41校、市内公立高等学校:8校、市内私立中学校:8校、市内私立高等学校:11校)で学生が3年間に1回は受講できることをめざし、23回を目標値として設定する。

基本施策 F2 高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
高齢者ふれあいサロン実利用者数	2,054人 (R2年度)	2,520人 (R7年度)	①高齢者ふれあいサロンの実利用者数。 ②高齢者ふれあいサロンへの参加者が増えることによる介護予防・生活の質の向上を目指す高齢者の増加につながるため。(コロナ禍で一時期休止する場合でも、実利用者数への影響は少ない) ③高齢者ふれあいサロン実績報告書により実績を把握する。 ④長崎市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画により令和5年度まで見込んでいるサロン数と令和6年度以降の新規開設の鈍化(開設1)及び直近の平均実利用者数から、令和3年度から令和5年度は各134人増、令和6、7年度は各34人増を目標とする。

医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けたいと思う高齢者の割合	69.9% (R元年度)	89.0% (R7年度)	①医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けたいと思う高齢者の割合。 ②①の割合が増えることが住み慣れた地域で暮らし続けることを目指す地域包括ケアシステムの推進につながると考えられるため。 ③「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」により把握する。なお、同調査は3年に1回の調査であるため、毎年実施される市民意識調査において類似の設問を設け、補助代替指標とする。 ④令和元年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において、医療や介護が必要になっても今の住まいに住み続けたいと思う高齢者の割合が69.9%であったことから、市民意識調査の「長崎市にこれからも住み続けたいと思いますか」(そう思う・どちらかと言えばそう思う)の数値89.0%に近づけることを目標とする。
---------------------------------------	-----------------	-----------------	--

個別施策 F2-1 地域包括ケアシステムの推進を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明															
高齢者の在宅での死亡率 [暦年]	19.7% (R元年)	25.2% (R7年)	①各年の高齢者死亡者数に占める、病院・診療所等を除く、自宅(老健施設、老人ホームを含む)での死亡者数の割合。 ②高齢者の在宅での死亡率が上がることは、住み慣れた地域で、できる限り人生の最期まで暮らし続けられるよう、医療・介護・生活支援等を一体的に提供する仕組みづくりである地域包括ケアシステムの進捗が図られていると考えられるため。 ③厚生労働省の人口動態調査により把握する。 ④全国平均の水準を目標とする。 <table border="1"> <tr> <td>R元年</td> <td>在宅</td> <td>老健</td> <td>老人ホ</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>長崎市</td> <td>12.6%</td> <td>1.4%</td> <td>5.7%</td> <td>19.7%</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>13.6%</td> <td>3.0%</td> <td>8.6%</td> <td>25.2%</td> </tr> </table>	R元年	在宅	老健	老人ホ	計	長崎市	12.6%	1.4%	5.7%	19.7%	全国	13.6%	3.0%	8.6%	25.2%
R元年	在宅	老健	老人ホ	計														
長崎市	12.6%	1.4%	5.7%	19.7%														
全国	13.6%	3.0%	8.6%	25.2%														
地域包括ケアシステムを知っている市民の割合	20.5% (R元年度)	45.0% (R7年度)	①地域包括ケアシステムについて言葉だけではなく、内容も知っている市民の割合。 ②地域包括ケアシステムの理解が進むことにより、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できると考えられるため。 ③「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」により把握する。なお、同調査は3年に1回の調査であるため、毎年実施される市民意識調査において類似の設問を設け、補助代替指標とする。 ④国が示す基礎項目に長崎市の独自項目を加え令和元年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において、20.5%であったことから年度ごとに5%の上昇を目標とする。															

個別施策 F2-2 高齢者の社会参加を促進します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
地域活動支援ボランティアポイント制度*の登録者数	1,075人 (R2年度)	1,912人 (R7年度)	①地域活動支援ボランティアポイント制度の登録者数。 ②地域活動支援ボランティアポイント制度の登録者数が増加することで、ボランティア活動による社会参加や地域貢献により元気でいきいきとした高齢者の増加につながると考えられるため。 ③毎年度の実績で把握する。 ④「長崎市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」策定時の令和2年度見込み値1,185人を基準に、過去の実績に基づき前年比10%の増を目標とする。(長崎市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画期間に定めている目標)
高齢者ふれあいサロン実利用者数	2,054人 (R2年度)	2,520人 (R7年度)	①高齢者ふれあいサロンの実利用者数。 ②高齢者ふれあいサロン参加による介護予防・生活の質の向上を目指す高齢者の増加につながるため。(コロナ禍で一時期休止する場合でも、実利用者数への影響は少ない。) ③高齢者ふれあいサロン実績報告書により実績を把握する。 ④長崎市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画により令和5年度まで見込んでいるサロン数と令和6年度以降の新規開設の鈍化(開設1)及び直近の平均実利用者数から、令和3年度から令和5年度は各134人増、令和6、7年度は各34人増を目標とする。

個別施策 F2-3 地域の支援体制を構築します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
認知症サポートリーダー登録者数	175人 (R元年度)	230人 (R7年度)	①認知症サポートリーダー登録者数。 ②認知症を正しく理解し寄り添い支援する認知症サポートリーダーを増やすことで、地域の認知症高齢者や家族の支援につながるため。 ③研修終了後の全登録者数により把握する。 ④過去3年間の実績をもとに令和5年度までは毎年約15人増とし、以降登録者の高齢化による辞退が見込まれるため現状維持を目標とする。

個別施策 F2-4 介護サービスの充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
地域密着型サービス事業所の整備数	小規模多機能型居宅介護*(看護を含む)42箇所 認知症対応型共同生活介護*72箇所 (R2年度)	第9期(R6年~8年度)介護保険事業計画に定める目標値	①地域密着型サービス事業所の整備数(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等の整備数)。 ②整備が図られることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できると考えられるため。 ③整備実績により把握する。 ④介護保険事業計画に定める数値を目標値とする。

* 地域活動支援ボランティアポイント制度

高齢者ふれあいサロンの企画・運営や介護施設で入所者の話し相手をするボランティア活動に応じて、はあと屋(障害のある方々が製作された品々を販売する常設店)のお買い物券や現金に交換できるポイントを提供する制度。

* 小規模多機能型居宅介護

サービス提供事業所への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、事業所へ泊まる「宿泊」の複合的なサービス。

* 認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられるサービス。

基本施策 F3 障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
日中活動系サービスの実利用者数	4,542人 (R2年度)	5,473人 (R7年度)	①日中活動系サービスの実利用者数。 ②日中における就労継続支援や生活介護等の通所系の障害福祉サービス等の利用は、障害者が地域で安心して生活するために必要不可欠な支援であるため。 ③自立支援給付及び障害児通所給付の実績により把握する。 ④長崎市障害福祉計画・障害児福祉計画における指標の伸び率に基づき、令和2年度から毎年度3.8%増を目標とする。
就労移行支援事業所等を通じて一般就労した障害者数	77人 (R2年度)	102人 (R7年度)	①就労移行支援事業所等を通じて一般就労した障害者数。 ②一般就労等に向けた訓練等を行う就労移行支援事業所等からの一般就労者数を増やすことは障害者の自立や生活の安定につながるため。 ③事業所への調査により把握する。 ④令和2年度から毎年度5人増を目標とする。
居住系サービス（グループホーム）の実利用者数	579人 (R2年度)	627人 (R7年度)	①居住系サービス（グループホーム）の実利用者数。 ②共同生活を営むことができるグループホームを利用することで、地域における安全・安心な暮らしの実現につながるため。 ③自立支援給付の実績により把握する。 ④長崎市障害福祉計画・障害児福祉計画における指標の伸び率に基づき、令和2年度から毎年度1.6%増を目標とする。

個別施策 F3-1 障害の特性やライフステージに応じた支援の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
障害福祉センター診療所（小児科）の診療待機期間	5.8月 (R2年度)	2月 (R7年度)	①障害福祉センター診療所（小児科）の診療待機期間。 ②障害の早期発見、早期療育を図るために診療待機期間を短縮することが重要であるため。 ③障害福祉センターからの報告により把握する。 ④診療の受け入れ体制の充実を図ることにより診療待機期間を2ヶ月まで短縮することを令和7年度の目標値とする。
障害福祉センター診療所（小児科）等の訓練者数	6,608人 (R2年度)	10,314人 (R7年度)	①障害福祉センター診療所等の訓練者数。 ②訓練者数が増加することで希望に応じた適切な支援を受けられる人が増え、早期療育につながるため。 ③障害福祉センター等からの報告により把握する。 ④過去の実績などから必要訓練者数を算定し、10,314人を令和7年度の目標値とする。
相談支援事業利用者数	45,583人 (R2年度)	65,137人 (R7年度)	①相談支援事業の利用者数。 ②相談者が増加することで、各種障害福祉サービス等の利用が拡がり、福祉の向上につながると思われるため。 ③各事業所からの報告により把握する。 ④平成30年度から令和2年度の伸び率を勘案し、令和2年度から毎年度7.4%増を目標とする。

個別施策 F3-2 障害者の就労や生活の安定を支援します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
障害者の店「はあと屋」の売上額	33,541千円 (R2年度)	37,763千円 (R7年度)	①障害者の店「はあと屋」の売上額。 ②授産製品促進事業である「はあと屋」の売上額のアップは、授産工賃アップにつながるため。 ③「はあと屋」からの報告により把握する。 ④令和2年度の売上額を基準として、平成29年度から令和元年度の伸び率を勘案し、令和2年度から毎年度2.4%増を目標とする。 ※令和2年度の売上額にはコロナ禍を要因とする特殊な売上があり、今後はその売上は見込むことができないため、決算額から当該売上額を除いた額を基準値とする。
就労継続支援A型*事業所の平均工賃（月額）	73,458円 (R2年度)	74,566円 (R7年度)	①障害者就労施設等の平均工賃（月額）。 ②工賃アップは障害者の働く意欲の向上や生活の安定につながると思われるため。 ③障害者就労施設等の実績を集約することにより把握する。 ④市障害福祉計画・障害児福祉計画の指標の伸び率を用いて、令和2年度からA型は毎年度0.3%、B型は2%増を目標とする。
就労継続支援B型*事業所の平均工賃（月額）	16,464円 (R2年度)	18,177円 (R7年度)	
就労定着支援事業の実利用者数	31人 (R2年度)	56人 (R7年度)	①就労定着支援事業の実利用者数。 ②就労定着支援事業の利用が増加することで、就労を継続することができ、障害者の自立や生活の安定につながると思われるため。 ③自立支援給付の実績により把握する。 ④令和2年度から毎年度5人増を目標とする。

個別施策 F3-3 障害者が安心して暮らせる環境づくりを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
グループホームの定員数	523人 (R2年度)	723人 (R7年度)	①グループホームの定員数。 ②定員数を増やすことで障害者が安心して生活できる居住の場の確保が図られるため。 ③市における指定事業者のデータにより把握する。 ④平成29年度から令和元年度の伸び率を勘案し、令和2年度から毎年度6.7%増を目標とする。
地域移行・地域定着支援事業の実利用者数	18人 (R2年度)	28人 (R7年度)	①地域移行、地域定着支援事業の実利用者数。 ②利用者を増やすことで、施設入所者等の地域生活への移行が図られるため。 ③自立支援給付の実績により把握する。 ④令和2年度から毎年度2人増を目標とする。

* 就労継続支援事業所（A型、B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、就労の機会の提供及び生産活動等の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う事業所。雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型がある。

基本施策 F4 子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちづくりを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
子育てしやすいまちと思う割合	50.4% (R2年度)	60.0% (R7年度)	①長崎市が子育てしやすいまちかどうかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた就学前児童及び小学生の保護者の割合。 ②出産・子育てしやすい環境を充実させることで、子育てしやすいまちにつながると考えられるため。 ③アンケート調査により把握する。 ④令和7年度に、過去のアンケート結果を超える60%以上の保護者が「子育てしやすいまち」と思うようになることを目標値とし、毎年約1.9%の増を目標とする。
子ども（15歳未満）の人口 【暦年】	47,718人 (R2年)	45,904人 (R7年)	①住民基本台帳に基づく12月31日現在の年少人口。 ②女性の出産可能年齢人口（15～49歳）が減少するなかで、結婚・出産・子育てしやすい環境を充実させることで、子どもの出生数の維持、他都市からの移住につながると考えられるため。 ③市の統計により把握する。 ④「第2期長崎市長・ひと・しごと創生総合戦略」における新人口ビジョンの令和7年の年少人口（15歳未満）と同数とし、国立社会保障・人口問題研究所の人口推移予測42,402人を3,502人改善した45,904人を目標値とする。

個別施策 F4-1 結婚や妊娠の希望の実現を支援します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
「Wizcon（ウィズコン）ながさき*」におけるマッチング件数	8件 (R元年度) ※6ヶ月間の実績	32件 (R7年度)	①長崎県及び21市町が共同運営する企業間交流事業「Wizcon（ウィズコン）ながさき」におけるマッチング件数。 ②マッチング数が増えることで、結婚を望む独身者の希望の実現につながると考えられるため。 ③「Wizcon（ウィズコン）ながさき」システムにより実績値を把握する。 ④当該事業は、令和元年10月からスタートし、6ヶ月間で8件のマッチングがあったため、この実績を踏まえ、年間16件を基準とし、令和7年度には2倍の32件を目標とする。

個別施策 F4-2 母と子の健康を支援します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
妊婦の健康相談対応件数	2,919件 (R元年度)	2,919件 (R7年度)	①妊婦の健康相談対応件数（延件数）。 ②妊娠期の相談支援により、妊娠・出産・子育てへの不安軽減につながると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④母子健康手帳交付数は年々減少する中、交付後の相談対応は増加傾向にあることから、基準値と同数を目標とする。
4か月児健康診査の受診率	98.4% (R2年度)	99.0% (R7年度)	①4か月児健康診査を受診した乳児の割合。 ②健康診査の受診率が高まると、乳児の疾病の早期発見と保護者の育児不安の軽減が図られるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④入院等により受診できない乳児の過去3年間の平均値を除いた数を目標値とする。

個別施策 F4-3 子育て支援の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
子育てに不安や負担を感じる割合	46.1% (R2年度)	40.0% (R7年度)	①子育てに不安や負担を感じるかどうかについて、「感じる」と答えた就学前児童及び小学生の保護者の割合。 ②子育てに係る不安や負担を軽減させることで、安心して子どもを育てることができると考えられるため。 ③アンケート調査により把握する。 ④令和7年度に、「子育てに不安や負担を感じる」と思う保護者の割合が、過去のアンケート結果を下回る40%以下になることを目標値とする。
子育て支援センターの延利用者数	21,411人 (R2年度)	45,445人 (R7年度)	①子育て支援センターの子どもの延利用者数。 ②子育て支援センターは、地域の子育て中の保護者等の子育ての負担軽減を目的としていることから、施設の利用者数増加が、地域における子育て支援の充実につながると考えられるため。 ③利用実績により把握する。 ④子ども・子育て支援事業計画に基づく、令和2年度の見込み数を目標とする。 ※事業計画における令和3年度以降の量の見込みは、推計人口の減少等に伴い年々減少すると見込んでいたが、令和2年度の数値を維持することを目標として設定した。
お遊び教室の参加者数	6,648人 (R2年度)	15,327人 (R7年度)	①お遊び教室の参加者数。 ②地域の身近な場所で子どもの遊びや育児について学ぶことを目的としたお遊び教室の参加者数が増加することで、子育てが地域に支えられていると考えられるため。 ③利用実績により把握する。 ④まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる令和6年度の目標値（15,327人）を維持することを目標とする。

個別施策 F4-4 子どもを育てやすい環境の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
待機児童数（次年度4月1日時点）	0人 (R元年度)	0人 (R7年度)	①保育所等の入所申込みをしているが、入所できていない保育を必要とする児童の数。 ②待機児童を解消することで、保育需要に対応した供給が図られていると判断されるため。 ③保育所等の申込者数により把握する。 ④待機児童の解消を目標とする。

* Wizcon（ウィズコン）ながさき
長崎県内の企業や団体に所属する独身者でグループを結成・登録し、他の企業等のグループと交流することができる企業間交流システム

保育内容に満足している保護者の割合	—	80.0% (R7年度)	①保育内容に「満足している」又は「どちらかといえば満足している」と回答した保護者の割合。 ②保育内容に満足している保護者の割合が増えることで、教育・保育の質の向上が図られていると考えられるため。 ③保護者等へのアンケートにより把握する。 ④保護者の満足を概ね得られている状態を80%と想定し目標値とする。
放課後児童クラブ利用可能児童数	7,693人 (R元年度)	8,305人 (R7年度)	①放課後児童クラブを希望どおり利用できる児童数。 ②利用を希望する児童が希望どおり利用できることで、充実した環境のなかで健やかに成長することにつながると考えられるため。 ③毎年度5月1日時点の実績により把握する。 ④第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき試算した、令和7年度の利用可能児童数を目標値とする。
放課後子ども教室を実施している小学校区数	49小学校区 (R元年度)	67小学校区 (R7年度)	①放課後子ども教室を実施している小学校区数。 ②放課後子ども教室を実施することで、放課後等を安全・安心に過ごせる活動場所を確保することができ、充実した環境のなかで健やかに成長することにつながると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④全ての児童が放課後等に色々な体験や活動ができる場として、全小学校区で実施することを目標値とする。

個別施策 F4-5 ひとり親家庭等の自立を支援します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
ひとり親家庭等自立支援助成を受けた人の数	40人 (R元年度)	52人 (R7年度)	①ひとり親家庭等自立支援助成を受けた人の数。 ②ひとり親家庭等のニーズに応じた就労支援を受けることで、自立した生活につながると考えられるため。 ③年度ごとの助成事業実績により把握する。 ④令和7年度に52人(30%増)にすることを目標とする。

基本施策 F5 原爆被爆者の援護を充実します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
被爆者等に関する国への要望事項の実現数 [累計]	—	9項目 (R7年度)	①被爆者等への援護施策の充実に関する国への要望事項の実現数。 ②要望事項が実現されることで、被爆者等の援護が充実すると考えられるため。 ③年度末の要望事項の実現数により把握する。 ④計画期間である4年間に9項目の実現を目標とする。

個別施策 F5-1 被爆者が保健・医療・福祉サービスを受けやすい環境を整えます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
被爆者1人あたりの介護サービス年間利用回数	3.77回 (R2年度)	4.42回 (R7年度)	①被爆者1人あたりの介護サービス年間利用回数。 ②介護サービスの利用回数が増加することにより、サービスを受けやすい環境を整えていると考えられるため。 ③年度末の被爆者数に対する介護サービス等の助成延件数の割合により把握する。 ④過去の実績をもとに、基準値から毎年度0.13回増を目標とする。
被爆者に関する国への要望事項の実現数 [累計]	—	4項目 (R7年度)	①被爆者への援護施策の充実に関する国への要望事項の実現数。 ②要望事項が実現されることで、被爆者の援護が充実すると考えられるため。 ③年度末の要望事項の実現数により把握する。 ④計画期間である4年間に4項目の実現を目標とする。

個別施策 F5-2 被爆体験者の救済及び支援事業の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
被爆体験者に関する国への要望事項の実現数 [累計]	—	4項目 (R7年度)	①被爆体験者に関する国への要望事項の実現数。 ②要望事項の実現数が増えることで、事業の改善・充実が進んでいると考えられるため。 ③年度末の要望事項の実現数により把握する。 ④被爆体験者の救済（「被爆体験者支援事業の対象合併症の大幅な拡充」「爆心地から半径12kmの範囲の被爆地域の拡大」）及び被爆体験者支援事業の充実（「受給者証の自動更新」「事業対象外である長崎県外居住及び当時胎児であった被爆体験者に対する精神影響等調査の科学的検証方法の検討及び実施」「助成対象介護保険サービスの拡大」「第二種健康診断内容の充実」「人件費を含めた事業予算の確保」）の項目の中から計画期間である4年間に4項目の実現を目標とする。

個別施策 F5-3 被爆実態に関する調査研究を促進します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
原爆被爆者動態調査で判明した死没者データの整備数 [累計]	491件 (R2年度)	1,000件 (R7年度)	①原爆被爆者動態調査により判明した死没者情報のデータ整備件数。 ②死没者データの整備を行うことで人的被害の実態を明らかにすることができると考えられるため。 ③死没者データの整備数により把握する。 ④過去の平均整備数を維持し、令和3年度から令和7年度までに累計約500件のデータ整備を目標とする。
被爆二世に関する国への要望事項の実現数	—	1項目 (R7年度)	①被爆二世のがん検診の実施に関する国への要望事項の実現数。 ②高齢化によりがんへの不安が増しており、がん検診の健康診断追加を国へ求めているため。 ③年度末の実現の状況により把握する。 ④計画期間である4年間に1項目の実現を目標とする。

基本施策 F6 生活困窮者等が将来への希望を持てる支援を充実します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
生活保護面接相談及び生活支援相談センターで何らかの解決を得た人の割合	93.8% (R2年度)	98.6% (R7年度)	①生活保護窓口での面接相談及び長崎市生活支援相談センターで相談を行った者のうち何らかの解決を得た人の割合。 ②生活困窮者が生活相談窓口で相談を行い、個々の状況に応じた助言や支援を受けることで生活困窮者の安定した生活の一助となるため。 ③生活保護の面接相談者及び長崎市生活支援相談センター相談者の相談結果により把握する。 ④100%をめざしたいが、複数年にわたる支援が必要な者等が一定数いることから、過去4年間（H28～R元年度）で最も高い割合を目標値とする。
生活保護受給者で就労可能な者（病気や障害等により就労への課題を抱えた者を含む）のうち就労している者の割合	63.4% (R元年度)	63.4% (R7年度)	①生活保護受給中の者で何らかの形で就労できると判断された者のうち年度内に就労した実績がある者の割合。 ②就労者の割合が増加することにより、生活保護受給者の自立の促進が図られると考えられるため。 ③生活保護受給者で就労中の者に加え、ケースワークや就労支援事業等により就労した者の記録により把握する。 ④過去4年間（H28～R元年度）の実績値を参考に、次の理由により直近の令和元年度の実績値を維持することを目標値とする。 ・稼働能力があるものの、病気や障害、長期にわたる未就労など就労に向けた多くの課題を抱えている者が複数年にわたる支援を必要としており、支援が困難な者が一定数いる。 ・新型コロナウイルス感染拡大により経済・雇用情勢の見通しが立たない。

個別施策 F6-1 生活困窮者等が安定した生活ができるよう支援します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
生活保護面接相談で何らかの解決を得た人の割合	99.9% (R2年度)	99.9% (R7年度)	①生活保護面接相談で何らかの解決を得た人の割合。 ②生活保護相談窓口で相談を行い、個々の状況に応じた助言や支援を受けることが、生活困窮者が夢や生きがいをもって心身ともに健やかに暮らすことの一助となるため。 ③生活保護の面接相談者の相談結果により把握する。 ④「何らかの解決」と成果を広くとらえているが、相談途中で退席するなど解決が困難な者が一定数いることから過去4年間（H29～R2年度）で最も高い割合を維持することを目標値とする。
生活支援相談センターで何らかの解決を得た人の割合	95.1% (R元年度)	95.1% (R7年度)	①前年度に生活困窮者から相談を受け支援開始した者のうち、課題に応じた支援を受け当該年度12月末までに解決できた者の割合。 ②生活相談窓口で相談を行い、個々の状況に応じた助言や支援を受けることが、生活困窮者が夢や生きがいをもって心身ともに健やかに暮らすことの一助となるため。 ③長崎市生活支援相談センター相談者の相談結果により把握する。 ④「何らかの解決」と成果を広くとらえているが、複数年にわたる支援が必要な者が一定数いることから、過去4年間（H28～R元年度）で最も高い割合を維持することを目標値とする。
学習支援事業で成果が得られた人の割合	100% (R2年度)	100% (R7年度)	①学習会に参加した者（参加率50%以上の者）のうち進学希望の中学3年生の「高校進学者」の割合。 ②学習支援事業の最も大きな目的が貧困の連鎖防止であり、高校進学は将来の収入増の効果が期待できるため。 ③学習会に参加した者のうち中学3年生の進路により把握する。 ④過去4年間（H29～R2年度）の実績が100%であり、今後も全員の進学を目指す。
子どもの健全育成支援事業で成果が得られた人の割合	64.0% (R2年度)	78.6% (R7年度)	①支援対象者のうち、高校進学、就職、関係機関支援移行など何らかの改善が見られた者の割合。 ②支援対象者が子どもの健全育成支援員の支援により何らかの改善がみられることは、支援対象者が夢や希望を持ち、心身ともに健やかに暮らすことの一助となるため。 ③子どもの健全育成支援事業の支援結果により把握する。 ④過去4年間（H29～R2年度）で最も高い割合を維持することを目標とする。

個別施策 F6-2 生活保護受給者の就労を支援します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
各種就労支援を受け、就職することができた人の割合	33.8% (R元年度)	33.8% (R7年度)	①各種就労支援を受けた人のうち、就職できた人の割合。 ②支援対象者が各種就労支援を受け、就職ができた人の割合が増加することは、働きがいのある仕事に就くことや、生活保護受給者の自立につながると考えられるため。 ③各種就労支援の実績により把握する。 ④過去4年間（H28～R元年度）の実績値を参考に、次の理由により直近の令和元年度の実績値を目標値とする。 ・H28からR元年度の実績値は減少傾向である。 ・病気や障害、長期にわたる未就労など就労に向けた多くの課題を抱えている者が複数年にわたる支援を必要としており、支援が困難な者が一定数いる。 ・新型コロナウイルス感染拡大により経済・雇用情勢の見通しが立たない。

基本施策 F7 自らすすめる健康づくりを推進します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
心身とも健康だと感じる市民の割合	62.1% (R2年度)	63.6% (R7年度)	①心身とも健康だと感じる市民の割合。 ②健康づくりの環境を整えることで、自主的に健康を意識する市民が増加すると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④平成27年度から令和元年度までの各年の増加率の平均値の維持をめざし、基準値から毎年度0.3%増を目標とする。

3大疾病による死亡率（人口10万人当たり） 〔暦年〕	186.9人 (R2年)	181.9人 (R7年)	①がん、心疾患、脳血管疾患による年齢調整死亡率*。 ②健康づくり環境の充実を図ることで、死亡総数の5割以上を占めている3大疾病による死亡率を減少させると考えられるため。 ③市統計により把握する。 ④平成27年から令和元年までの各年の減少率の平均値の維持をめざし、基準値から毎年1人減を目標とする。
6024の割合	75.0% (H28年度)	83.0% (R7年度)	①満60歳で24本以上の歯を有する人（6024）の割合。 ②歯を健全に保つ市民が増やすことが、健康な生活を送ることにつながるため。 ③歯科疾患実態調査により把握する。 ④長崎市歯科口腔保健推進計画の令和4年度の目標値80%を基準とし、計画における予想増加率に準じ、毎年度1%増を目標値とする。

個別施策 F7-1 市民の自主的な健康づくり活動を支援します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
健康づくり推進員の登録人数	1,881人 (R元年度)	2,097人 (R7年度)	①地域において、健康づくりや介護予防に取り組む健康づくり推進員の登録人数。 ②健康づくり推進員を増やすことが、自主的に健康づくり、生きがいづくり活動を実践している人を増やすことにつながるため。 ③年度末の登録人数により把握する。 ④各健康づくり推進員が属する団体の実情に合わせた目標人数の合計とする。
適正体重*を保つようにしている市民の割合	65.7% (R2年度)	72.2% (R7年度)	①普段から適正体重を保つようにしている市民の割合。 ②適正体重を保つことを意識することは、自ら健康づくりに取り組み、生活習慣病の予防につながると思えるため。 ③市民健康意識調査により把握する。 ④平成30年度から令和2年度までの各年の増加率の平均値を維持することとし、基準値から毎年度1.3%増を目標とする。

個別施策 F7-2 健康づくり環境の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
食育*に関心がある市民の割合	72.3% (R2年度)	77.8% (R7年度)	①食育に関心がある市民の割合。 ②「食育」に関心をもつことにより、「食」についての意識が高まり、心身の健康増進が図られると考えられるため。 ③市民健康意識調査により把握する。 ④平成30年度から令和2年度までの各年の増加率の平均値を維持することとし、基準値から毎年度1.1%増を目標とする。
ふだんの生活で意識的にからだを動かしている市民の割合	43.8% (R2年度)	48.8% (R7年度)	①「ふだんの生活で意識的にからだを動かしていますか」の問いに「何らかの運動やスポーツを行っている」、「通勤や買い物、散歩などで歩く機会を増やしている」などの項目のうち、2つ以上の項目について意識的に取り組んでいると回答した市民の割合。 ②日常生活の中で取り組みやすい運動が継続しやすく、生活習慣病予防やストレス解消につながるため。 ③市民健康意識調査により把握する。 ④平成30年度から令和2年度までの各年の増加率の平均値を維持することとし、基準値から毎年度1.0%増を目標とする。
健（検）診受診率	66.9% (R2年度)	70.9% (R7年度)	①過去1年間に特定健診や職場健診・人間ドックなどを受診した市民の割合。 ②健（検）診を受診する人が増えることで、病気の早期発見と治療につながり、生活習慣病の発症と予防が図られるため。 ③市民健康意識調査により把握する。 ④平成30年度から令和2年度までの各年の増加率の平均値を維持することとし、基準値から毎年度0.8%増を目標とする。
こころの健康に問題を抱えている市民の割合	8.2% (R元年度)	7.0% (R7年度)	①こころの健康に問題を抱えている市民の割合。 ②心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題を抱えている人が減少することは、こころの健康づくりの推進が図られていると考えられるため。 ③市民健康意識調査により把握する。 ④平成29年度から令和元年度までの各年の減少率の平均値を維持することとし、基準値から毎年度0.2%減を目標とする。
受動喫煙の機会がない市民の割合	30.1% (R2年度)	100% (R7年度)	①家庭以外の場所で自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会がなかった市民の割合。 ②受動喫煙の機会が減ることが、健康につながるため。 ③市民健康意識調査により把握する。 ④健康増進法の趣旨により100%を最終目標とし、基準値から毎年度14.0%増を目標とする。

個別施策 F7-3 歯科口腔保健を推進します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
歯科健診の受診率	56.6% (R2年度)	59.6% (R7年度)	①過去1年で1回以上歯科健診を受診した市民の割合。 ②歯科健診の受診率が向上することで、歯科疾患予防と口腔機能維持が図られると考えられるため。 ③市民健康意識調査により把握する。 ④平成29年度から令和2年度までの各年の増加率の平均値を維持することとし、直近値から毎年度0.6%増を目標とする。
40歳代で進行した歯周疾患がない人の割合	37.4% (H28年度)	42.8% (R7年度)	①40歳代で進行した歯周疾患がない（歯周ポケットの深さが4mm未満である）人の割合。 ②口腔機能の維持の指標となるため。 ③歯科疾患実態調査により把握する。 ④歯科疾患実態調査は、5年に1度の実施のため、平成23年度から直近の平成28年度までの5年間の増加率を維持することとし、基準値から毎年度0.6%増を目標とする。

* 年齢調整死亡率

観察集団と基準集団（昭和60年）の年齢構成の違いを考慮して補正した死亡率のこと。3大疾病は高齢になるほど死亡率が高く、高齢者の比率が高くなるほど死亡率も高くなるため、基準集団の年齢構成に調整して比較する。

* 適正体重

BMI値（体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)）が18.5以上25未満になる体重をいい、25以上になると生活習慣病のリスクが高まり、18.5未満になると体調不良や病気のリスクが高まる。

* 食育

「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

基本施策 F8 安心できる衛生環境を確保します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
感染症患者数	5人 (H27～R元 年度平均)	4人 (R7年度)	①腸管出血性大腸菌感染症の患者数合計。 ②腸管出血性大腸菌感染症の患者数を減少させることで、全体の感染症患者数の抑制につながると思われるため。 ③医療機関の報告により把握する。 ④過去5年間の平均を超えないことを目標とする。
観光関連施設での食中毒患者数	32人 (H27～R元 年度平均)	0人 (R7年度)	①観光関連施設での食中毒患者数。 ②観光都市として食中毒が発生すれば影響が大きい。ため。 ③食中毒統計により把握する。 ④観光関連施設での食中毒をゼロにすることを目標とする。

個別施策 F8-1 感染症の発生と感染拡大を防止します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
高齢者インフルエンザ予防接種率	57.1% (R元年度)	63.0% (R7年度)	①対象者のうち、予防接種を受けた人の割合。 ②接種率を上げることで、重症化する高齢者を減少させることができると考えられるため。 ③医療機関の報告により把握する。 ④基準値から毎年度1%増を目標とする。
麻疹風しん予防接種率 (I期)	96.8% (H27～R元 年度平均)	97.0% (R7年度)	①対象者のうち、予防接種を受けた人の割合。 ②接種率を上げることで、感染症の発生及びまん延を予防すると考えられるため。 ③医療機関からの報告により把握する。 ④過去5年間の平均値 (96.8%) が世界保健機関 (WHO) において流行を防ぐ接種率の目安とされる95.0%を達成していることから、毎年度97.0%を維持することを目標とする。
麻疹風しん予防接種率 (II期)	92.8% (H27～R元 年度平均)	95.0% (R7年度)	①対象者のうち、予防接種を受けた人の割合。 ②接種率を上げることで、感染症の発生及びまん延を予防すると考えられるため。 ③医療機関からの報告により把握する。 ④世界保健機関 (WHO) において流行を防ぐ接種率の目安が95.0%とされていることから、その数値を目標値とする。

個別施策 F8-2 飲食物、生活衛生等による健康被害発生を防止します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
衛生基準を満たさない食品の割合	0.2% (H27～R元 年度平均)	0.2% (R7年度)	①取去による検査を行った食品のうち、食品衛生法第13条に違反する食品の割合。 ②法に違反する食品の割合を低く抑えることが、安全な食品の提供につながると思われるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④過去5年間の平均を超えないことを目標とする。
浴場水の水質検査の適合率	98.9% (R元年度)	100% (R7年度)	①公衆浴場等の水質検査結果で、水質基準に適合する検査の割合。 ②水質基準に適合する検査の割合が増加することが、公衆浴場等の衛生管理向上を表すと考えられるため。 ③保健所が実施する公衆浴場等の水質検査の報告書により把握する。 ④基準適合率100%を目標とする。
狂犬病予防注射の接種率	72.9% (R元年度)	80.0% (R7年度)	①長崎市に登録されている犬のうち、狂犬病予防注射を受けた犬の割合。 ②接種率を上げることで、狂犬病のまん延防止につながるため。 ③狂犬病予防注射済票の交付数で把握する。 ④狂犬病予防注射は法定義務のため、100%が目標だが、老齢や病気等で接種できない場合もあるため、90% (例年、接種できない件数は登録数の約1割) を目標とし、段階的な目標達成を図るため、令和7年度における目標値を80%とする。

基本施策 F9 安心できる医療環境の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
夜間・休日における市内の医療体制が整っていると 思う市民の割合	75.8% (R2年度)	80.3% (R7年度)	①夜間・休日における市内の医療体制が整っていると思う市民の割合。 ②医療機関の多くが休診している夜間や休日の医療体制が整っていることが、安心できる環境といえるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④過去5年間 (H28～R2年度) の増加率をもとに基準値から4.5ポイント増を目標とする。
かかりつけ医をもつ市民の割合	79.5% (R2年度)	81.8% (R7年度)	①かかりつけ医をもつ市民の割合。 ②かかりつけ医をもつことにより、病院との役割分担が図られ、また、普段の健康管理が円滑に行われていると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④過去5年間 (H28～R2年度) の増加率をもとに基準値から2.3ポイント増を目標とする。

個別施策 F9-1 救急医療体制の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
長崎みなとメディカルセンターにおける救急搬送応需率	88.6% (R2年度)	前年度から向上 (R7年度)	①長崎みなとメディカルセンターが救急搬送依頼を受けた患者のうち受入を行った割合。 ②二次救急医療機関の後方支援的役割を担う中で、24時間365日の受入体制が安定して確保できているかの目安の一つとなるため。 ③病院機構から毎年提出される実績報告により把握する。 ④他の医療機関との連携及び役割分担等の影響を考慮し、前年度よりも向上することを目標とする。

心肺蘇生の実施率 〔暦年〕	58.6% (R2年)	72.5% (R7年)	①心臓疾患が原因で心肺機能停止となり救急搬送された人のうち、救急車（隊）の到着前に居合わせた人が行った心肺蘇生の実施率。 ②いち早い応急手当が救命率の向上に寄与すると考えられるため。 ③毎年の救急出動件数及び搬送人員の統計資料により把握する。 ④全国の都市の中で、最も高い心肺蘇生の実施率を目標値とする。
------------------	----------------	----------------	---

個別施策 F9-2 地域医療提供体制の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
かかりつけ医をもつ市民の割合	79.5% (R2年度)	81.8% (R7年度)	①かかりつけ医をもつ市民の割合。 ②かかりつけ医をもつことにより、病院との役割分担が図られ、また、普段の健康管理が円滑に行われていると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④過去5年間（H28～R2年度）の増加率をもとに基準値から2.3ポイント増を目標とする。

まちづくりの方針G

私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします

基本施策 G1 長崎のまちを愛し、新たな時代を生き抜く子どもを育みます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
夢や目標を持っている小中学生の割合	77.6% (R元年度)	82.6% (R7年度)	①全国学力学習状況調査で「夢や目標を持っている」と答えた小中学生の割合。 ②全国調査であり、市の小中学生の夢や希望に対する傾向が分析できると考えられるため。 ③文部科学省から提供される調査結果により把握する。 ④基準値から5ポイント増を目標とする。
長崎のまちや自分の住んでいる地域が好きだと思っている小中学生の割合	92.7% (R2年度)	95.2% (R7年度)	①学校評価で「長崎のまちや自分の住んでいる地域が好きだ」と答えた小中学生の割合。 ②長崎のまちを愛する心を直接的に測ることができるため。 ③各学校が実施する「学校評価アンケート」の結果により把握する。 ④基準値から2.5ポイント増を目標とする。
地域の行事に参加している小中学生の割合	56.2% (R元年度)	61.2% (R7年度)	①全国学力学習状況調査で「地域の行事に参加している」と答えた小中学生の割合。 ②「長崎のまちを愛し、それを行動に移す力を身に付ける」ためには、地域の行事に参加するために必要な主体的・協働的な課題解決能力の育成につながると考えるため。 ③文部科学省から提供される調査結果により把握する。 ④基準値から5ポイント増を目標とする。
ICTの活用によって、学習に取り組む意欲・態度が高まった小中学生の割合	73.9% (R2年度)	80.0% (R7年度)	①自分がコンピュータ等を使う授業に進んで取り組んでいると答えた児童生徒の割合。 ②ICTの活用によって学習に取り組む意欲・態度の向上を図ることで新たな時代を生き抜くために必要な主体的・協働的な課題解決能力の育成につながると考えるため。 ③「ICT機器等の活用状況調査」により把握する。 ④基準値から約6ポイント増を目標とする。

個別施策 G1-1 「確かな学力」の向上を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
全国学力学習状況調査の本市平均正答率と全国平均正答率との差	-1.3点 (R3年度)	0.5点 (R7年度)	①全国学力学習状況調査の国語、算数・数学の全項目の正答率の市平均と全国平均との差。 ②全国調査であり、市の小中学生の学力の傾向を分析できると考えられるため。 ③文部科学省から提供される調査結果により把握する。 ④全国平均を上回ることを目標とする。
県下一斉実施の英語科基礎学力調査の本市平均点と県平均点との差	1.5点 (R3年度)	1.9点 (R7年度)	①中学3年生が参加する英語科基礎学力調査の市平均点と県平均点の差。 ②基礎学力調査において、県の平均点を上回ることで、市の中学生の英語の実力が向上したと考えられるため。 ③市と県の平均点により把握する。 ④県平均を基準値より+1.9点上回ることを目標とする。
授業でICTをほぼ毎日活用したと答えた小中学生の割合	8.4% (R2年度)	100% (R7年度)	①「ICT機器等の活用状況調査」でICTを活用した授業頻度について、「ほぼ毎日使っている」と答えた小中学生の割合。 ②1人1台コンピュータ等のICTを活用した授業が日常的に実施されることで、「確かな学力」の向上につながると考えるため。 ③「ICT機器等の活用状況調査」により把握する。 ④100%を目標とする。

個別施策 G1-2 健やかな心と体を育成します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
平和の大切さを感じ、その思いを発信しようとしている子どもの割合	91.9% (R2年度)	95.3% (R7年度)	①学校評価報告書*における「平和の大切さを感じ、その思いを発信しようとしている」と答えた小中学生の割合。 ②市の小中学生すべてに調査するものであり、児童生徒の発達段階に応じた平和学習の成果を分析できると考えるため。 ③学校から提出される調査結果により把握する。 ④基準値から3ポイント増を目標とする。
読書が好きな小中学生の割合	71.7% (R元年度)	76.7% (R7年度)	①全国学力学習状況調査で「読書が好きだ」と答えた小中学生の割合。 ②全国調査であり、市の小中学生の読書に対する意識を分析できると考えられるため。 ③文部科学省から提供される調査結果により把握する。 ④基準値から5ポイント増を目標とする。

* 学校評価報告書

長崎市教育振興基本計画と各学校の教育活動の関連性を明確にするため、施策の柱に基づいて各小・中学校共通の評価項目を設定し、調査している。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査における、市の体力合計点と全国の体力合計点との差	0.1ポイント (R元年度)	0.5ポイント (R7年度)	①全国体力・運動能力、運動習慣等調査における市の体力合計点と全国の体力合計点の差。 ②全国調査であり、市の小中学生の体力の傾向を分析できると考えられるため。 ③文部科学省から提供される調査結果により把握する。 ④全国平均を0.5ポイント上回ることを目標とする。
---	-------------------	-------------------	---

個別施策 G1-3 家庭・学校・地域の連携による教育の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
「学校支援ボランティア」の人数	2,878人 (H28～R2年度平均)	2,928人 (R7年度)	①授業のゲストティーチャーや学校図書館ボランティア、登下校の安全指導など、地域の方や保護者による学校支援の活動を行っている人材の数。 ②学校支援ボランティアの人数が増えるほど学校と保護者や地域の連携が進んでいくと判断できるため。 ③「学校運営に関する諸調査」により把握する。 ④過去5年間（H28～R2年度）の実績の平均値を基準値とし、毎年10人ずつ増加することを目標とする。
スマートフォン等の通信端末機の使用について親子でルールを決めている小中学生の割合	67.0% (R元年度)	85.0% (R7年度)	①スマートフォン等の通信端末機の使用について、親子でフィルタリング*を設定したり、使用ルールを決めたりしている小中学生の割合。 ②市PTA連合会が独自のメディア利用の共通ルールを作成しており、学校や家庭の取組みを進めることが、社会全体でインターネットによる犯罪やトラブルから小中学生を守ることに繋がると考えられるため。 ③携帯電話利用状況調査により把握する。 ④基準値から年度ごとに3ポイント上昇により6年間で18ポイント増を目標とする。

個別施策 G1-4 安全・安心に学べる教育環境を整備します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市立小中学校における長寿命化改良事業及び改築事業の実施校数【累計】	-	4校 (R7年度)	①市立小中学校における校舎や屋内運動場の長寿命化改良事業及び改築事業の実施校数。 ②長寿命化計画に沿って、計画的に長寿命化改良事業及び改築事業を推進することによって、施設の安全性を保つ必要があるため。 ③長寿命化改良事業及び改築事業に着手する学校数により把握する。 ④計画期間である令和4年度から令和7年度において、長寿命化改良事業、改築事業のいずれかに毎年1校着手することとし、計4校の事業着手を目標とする。
市立小中学校における大規模改造等実施校数【累計】	-	24校 (R7年度)	①市立小中学校における校舎や屋内運動場等の大規模改造及び諸工事の実施校数。 ②校舎等の老朽化が進んでおり、安全安心な教育環境を確保するには、計画的に大規模改造及び諸工事を行い、施設の安全性を保つ必要があるため。 ③毎年実施する工事の実績により把握する。 ④計画期間である令和4年度から令和7年度において、24校の実施を目標とする。

基本施策 G2 だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
自発的に学びに取り組んでいる市民の割合	38.4% (R元年度)	44.0% (R7年度)	①自発的に学びに取り組んでいる市民の割合。 ②割合が高まることで市民の学びへの意欲が高まっており、自ら進んで学びに取り組んでいると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④令和元年度から毎年度1%ずつ増加させることを目標とする。
生涯学習施設等の利用者数	2,680千人 (H28～H30年度平均)	2,802千人 (R7年度)	①公民館、文化センター、日吉自然の家、市立図書館、科学館、恐竜博物館、ふれあいセンター等の利用者数。 ②利用者数が増加することで、市民がより生涯学習に取り組んでいると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④人口減、コロナ禍の影響を考慮し、平成28年度から平成30年度の平均に恐竜博物館の目標利用者数を加えた人数を目標とする。
学びを通して仲間づくり、地域づくりを行っている市民の割合	33.9% (R元年度)	40.0% (R7年度)	①自発的な学びが、仲間づくりや地域づくりに繋がっている市民の割合。 ②割合が高まることで学びを通して仲間づくり、地域づくりに繋がっていると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④令和元年度から毎年度1%ずつ増加させることを目標とする。

個別施策 G2-1 学びの場と機会の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
生涯学習施設等の講座や教室の参加者数	88,646人 (H28～H30年度平均)	88,646人 (R7年度)	①公民館、文化センター、日吉自然の家、市立図書館、科学館、恐竜博物館、ふれあいセンター等での講座、教室、イベントへの参加者数（オンライン講座への参加者も含める）。 ②参加者数が増加することで、社会教育施設等でより学習の機会が提供されていると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④人口減、コロナ禍の影響を考慮し、平成28年度から平成30年度の平均を維持することを目標とする。
大型公民館における夜間、土日、休日に実施する公民館講座や教室の参加者数	13,240人 (R元年度)	14,034人 (R7年度)	①大型公民館（中央、東、西、南、北、滑石、香焼、外海、三和）における夜間、土日、休日に実施する講座や教室の参加者数。 ②夜間、土日、休日において公民館講座に参加している人数が増加することにより、市民が気軽に参加することができ、利便性の向上が図られていると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④令和元年度から毎年度1%ずつ増加させることを目標とする。

* 学校支援ボランティア

授業のゲストティーチャーや学校図書館のボランティア、登下校の安全指導等、地域の方や保護者による学校支援の活動を行っている人材のこと。

* フィルタリング

おもに未成年者の違法・有害なウェブサイトへのアクセスを制限し、安心して利用する手助けをするサービスのこと。

公民館で実施されたオンライン講座の参加者数及び動画配信講座の延べ視聴者数	—	15,773人 (R7年度)	①オンライン講座を実施可能な大型公民館（中央、東、西、南、北、滑石）におけるオンライン講座の参加者数及び動画配信講座の延べ視聴者数。 ②人数が増加することにより、市民が気軽に参加することができ、利便性の向上が図られていると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④平成28年度から平成30年度の大型公民館（中央、東、西、南、北、滑石）における平均受講者人数（42,863人）の20%（8,573人）に、先行して動画配信講座を行っている公民館の令和2年度の実績値を基に算出した数値（7,200人）を加えた人数を目標とする。
公民館等で開催される講座の参加者のうち、満足した人の割合	97.9% (R元年度)	98.0% (R7年度)	①公民館、文化センターで開催された講座受講者からのアンケートによる満足した人の割合。 ②満足度が高ければ、より質が高い講座を提供したと考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④既に高水準のため、基準値の維持を目標とする。
地域でのボランティア活動に参加した学生数	5,431人 (R元年度)	5,431人 (R7年度)	①U-サポで、ボランティア活動に参加した学生の延べ人数。 ②ボランティア参加者数が増加することで、学生が地域との交流を通して、学ぶ機会が提供されていると考えられるため。 ③U-サポの実績報告により把握する。 ④コロナ禍により、令和2年度に大幅に減少したため、基準値の維持を目標とする。

個別施策 G2-2 能力や経験が社会に活かされる仕組みをつくります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
地域の学習活動等への支援者数	8,058人 (H28～H30 年度平均)	8,058人 (R7年度)	①公民館支援ボランティア、公民館自主学習グループ、科学館サイエンスサポーター、ファミリープログラムファシリテーター、図書ボランティア、いきいき地域連携強化推進事業サポーター、男女共同参画推進事業ボランティア、U-サポボランティアの延べ支援者数及び公民館等で講師を勤めた地域の人材の延べ人数。 ②支援者数が増えることにより、経験や能力を地域の学習活動等により貢献したと考えられるため。 ③年度末の実績値により把握する。 ④人口減、コロナ禍の影響を考慮し、平成28年度から平成30年度の平均を維持することを目標とする。

基本施策 G3 スポーツ・レクリエーションの振興を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
運動・スポーツ実施率	38.5% (R元年度)	65.0% (R7年度)	①成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率。 ②健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、ライフスタイルに応じた運動やスポーツの習慣が必要であるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④国の「スポーツ基本計画」において、3人のうち2人が週1回以上運動やスポーツを実施していることが、生涯スポーツ社会の実現が図られている基準として示されているため、65.0%を目標とする。
市営スポーツ施設の利用者数	1,689,128人 (R元年度)	1,980,407人 (R7年度)	①市が設置しているスポーツ施設（学校施設を除く。）の年間利用者数。 ②利用者が増えることで、スポーツに親しむ機会の充実が図られていると考えられるため。 ③各施設の利用者を集計し把握する。 ④人口減少の影響もあり、過去4年間（H29～R2年度まで）の利用者数は減少傾向にあるなか、最も利用者数が多かったH30年度実績（1,980,407人）まで利用者数を増加させることを目標とする。
市民応援DAYの応募件数	2,174件 (R元年度)	2,717件 (R7年度)	①Jリーグ及びBリーグのホームタウン公式戦において、小中学生とその保護者ペアが招待事業に応募した件数。 ②応募件数が増加することで、市民のスポーツへの関心が高まっていると考えられるため。 ③Jリーグ及びBリーグへの招待事業の応募実績の合計により把握する。 ④令和元年度のV・ファーレン長崎のホームゲームへの招待時の応募件数2,174件（募集件数1,200件、倍率約1.81倍）に長崎ヴェルカ分の想定応募件数543件（募集予定件数300件×1.81）を合計した数値（2,717件）を目標とする。

個別施策 G3-1 スポーツ・レクリエーションをする場と機会の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
各種スポーツ・レクリエーションイベントへの参加者数	14,799人 (R元年度)	15,148人 (R7年度)	①市主催のスポーツ・レクリエーションイベントへの参加者数。 ②参加者数が増えることによりライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動の推進が図られていると考えられるため。 ③各スポーツ・レクリエーションイベント参加者を集計し把握する。 ④人口減少の影響もあり、過去4年間（H29～R2年度まで）の参加者数は減少傾向にあるなか、最も参加者数が多かった平成29年度実績（15,148人）まで参加者数を増加させることを目標とする。
学校体育施設の利用者数	520,429人 (R元年度)	568,627人 (R7年度)	①市立小・中・高等学校の体育施設の年間利用者数。 ②利用者が増えることで、スポーツに親しむ機会の充実が図られていると考えられるため。 ③各施設の利用者を集計し把握する。 ④人口減少の影響もあり、過去4年間（H29～R2年度まで）の利用者数は減少傾向にあるなか、最も利用者数が多かった平成30年度実績（568,627人）まで利用者数を増加させることを目標とする。

個別施策 G3-2 スポーツをみる機会の創出と競技者の支援を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
プロスポーツの応援事業におけるアンケートで、「今後招待がなくても観戦に行きたい」と回答した市民の割合	61.0% (R元年度)	82.0% (R7年度)	①Jリーグ及びBリーグの応援事業におけるアンケートで、「今後招待がなくても観戦に行きたい」と回答した市民の割合。 ②割合が増えることでスポーツへの関心を高めるきっかけとなったと考えることができるため。 ③応援事業のアンケートにより把握する。 ④過去のアンケート結果において、最も割合が高かった平成30年度の数値(82%)を目標とする。
長崎市スポーツ表彰*の受賞件数	52件 (R元年度)	67件 (R7年度)	①長崎市スポーツ表彰の受賞件数。 ②受賞者(全国大会上位入賞者など)が増えることで、競技力が向上したと考えられるため。 ③スポーツ特別賞、スポーツ賞、スポーツ奨励賞の受賞件数を集計し把握する。 ④過去4年間の受賞件数は減少傾向にあるため、過去3か年(H29～R元年度)の受賞件数の平均値(67件)を目標とする。

基本施策 G4 芸術文化あふれる暮らしを創出します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
芸術文化を鑑賞する市民の割合	51.2% (R元年度)	55.0% (R7年度)	①1年間に芸術文化を鑑賞したことがある市民の割合。 ②芸術文化を鑑賞した市民が増えることは、芸術文化あふれる暮らしにつながると思われるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④直近7年間で最も高い数値を記録した平成29年度の数値(54.2%)を上回ることを目標とする。
芸術文化活動を行う市民の割合	18.6% (R元年度)	20.0% (R7年度)	①1年間に芸術文化活動を行ったことがある市民の割合。 ②芸術文化活動を行う市民が増えることは、芸術文化活動が活発に行われ、芸術文化あふれる暮らしにつながると思われるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④直近7年間で最も高い数値を記録した平成29年度の数値(19.8%)を上回ることを目標とする。

個別施策 G4-1 芸術文化に触れる機会を創出します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
文化施設の利用者数	494,433人 (H30年度)	532,000人 (R7年度)	①長崎ブリックホール、チトセピアホール、市民会館文化ホールの年間利用者数。 ②利用者が増えることで、直接芸術文化に触れる人が増えていると考えられるため。 ③指定管理者へのモニタリングによる各施設の年間利用者数の集計により把握する。 ④直近7年間(H26～R2年度)で最も高い数値を記録した平成29年度の数値(531,651人)を上回ることを目標とする。
自主文化事業の参加・入場者数	4,667人 (H30年度)	6,300人 (R7年度)	①自主文化事業等の年間参加・入場者数。 ②市の文化事業をきっかけに、芸術文化に触れる人が増えていると考えられるため。 ③参加・入場者実績により把握する。 ④直近7年間(H26～R2年度)で最も高い数値を記録した平成28年度の数値(6,231人)を上回ることを目標とする。
遠藤周作文学館の入館者数	25,323人 (H30年度)	25,500人 (R7年度)	①遠藤周作文学館の年間入館者数。 ②入館者が増えることで、芸術文化に触れる人が増えていると考えられるため。 ③入館者実績により把握する。 ④直近7年間(H26～R2年度)で最も高い数値を記録した平成30年度の数値(25,323人)を上回ることを目標とする。

個別施策 G4-2 市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
長崎市が市民文化団体等と共催する事業の参加・入場者数	16,831人 (H30年度)	18,100人 (R7年度)	①長崎市が市民文化団体等と共催する事業の年間参加・入場者数。 ②共催事業の参加・入場者数が増えることで、市民が主体的に行う芸術文化活動が活発化していると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④直近7年間(H26～R2年度)で最も高い数値を記録した平成27年度の数値(18,085人)を上回ることを目標とする。
ボランティアスタッフの登録者数	63人 (R2年度)	100人 (R7年度)	①市と協力して自主文化事業を進めていくボランティアスタッフ(ブリックホールサポーター)の登録者数。 ②登録者が増えることで、市民の芸術文化活動が活発化していると考えられるため。 ③年度募集時の登録者数により把握する。 ④直近3年間(H30～R2年度)は低下傾向で推移していることから、直近3年間を除く過去4年間(H26～H29年度)で最も高い数値を記録した平成29年度の数値(91人)を上回ることを目標とする。
市民文化団体の登録数	245団体 (R2年度)	296団体 (R7年度)	①市民文化団体の登録数。 ②登録団体が増えることで、市民の芸術文化活動が活発化していると考えられるため。 ③年度の最終日で集計し把握する。 ④第四次総合計画で目標値として掲げた296団体を目標とする。
芸術文化専用ホームページ市民交流掲示板の利用登録団体数	23団体 (R3年10月現在)	296団体 (R7年度)	①市が開設している芸術文化専用ホームページ「ながさき文化のひろば」の市民交流掲示板の利用登録団体数。 ②ホームページへの登録団体数が増えることで、市民の芸術文化活動が活発化していると考えられるため。 ③年度の最終日で集計し把握する。 ④令和7年度に登録目標数としているすべての市民文化団体がホームページへ登録することを目標とする。

* 長崎市スポーツ表彰

長崎市のスポーツの普及発展に特に寄与した人及びスポーツで優秀な成績を収めた人に対する表彰。表彰項目としては、「長崎市スポーツ特別賞」、「長崎

市スポーツ賞」、「長崎市体育功績賞」、「長崎市社会体育優良団体賞」、「長崎市スポーツ奨励賞」がある。

まちづくりの方針H

私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします

基本施策 H1 市民との良好なコミュニケーションを図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市政情報の発信に満足している市民の割合	68.9% (R2年度)	75.0% (R7年度)	①市政情報の発信に満足している(「そう思う」「どちらかといえばそう思う」)市民の割合。 ②満足度が高まることで、市政情報の共有が図られていると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④過去5年間(H27～R元年度)の伸び率(4.55%)を、令和2年度の値に乘じた値(72.0%)に、今後の広報媒体の見直しや広報戦略に基づく展開による効果を加味した数値を目標とする。
長崎市の取組みについて、市民の声が発見されているか分からないと回答した市民の割合	59.9% (R2年度)	50.0% (R7年度)	①長崎市の取組みについて、市民の声が発見されているか分からないと回答した市民の割合。 ②割合が減ることで、市政に無関心な市民が減っていると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④市民の声が発見されているか分からないと回答した市民の割合が約6割であるため、全体の半分まで減らすことを目標とする。

個別施策 H1-1 市民に必要な情報を分かりやすく効果的に伝えます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市役所からの情報を入手しようとしたことがある市民のうち、入手できた市民の割合	88.1% (R2年度)	94.0% (R7年度)	①市役所からの情報を入手しようとしたことがある市民のうち、必要な情報を(「入手できた」「どちらかといえば入手できた」)市民の割合。 ②割合が増えることは、情報を入手しやすい環境づくりの成果であると考えられるため。 ③市政モニターアンケート調査により把握する。 ④令和2年度の調査で、必要な情報を(「入手できなかった」「どちらかといえば入手できなかった」)市民の割合が約11.9%だったことから、その割合を、今後の広報媒体の見直しや広報戦略に基づく展開により、令和7年度までに半減(約6%)させることを目標とする。

個別施策 H1-2 市民の声を聴き、市政に反映します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市政に興味や関心があり、参画したいと考えている市民の割合	50.6% (R3年度)	55.0% (R7年度)	①市政に興味や関心があり、参画したいと考えている市民の割合。 ②割合が増えることで、市政に関心を持ち、参画したいと考えている市民が増えていると考えられるため。 ③市政モニターアンケート調査により把握する。 ④基準値から毎年度1%増を目標とする。
パブリック・コメントの意見数	7件 (R2年度)	12件 (R7年度)	①パブリック・コメントに寄せられた1案件当たりの平均意見数。 ②件数が増えることは、市政に関心を持ち参画している市民が増えていると考えられるため。 ③パブリック・コメントに寄せられた意見結果により把握する。 ④基準値から毎年度1件増を目標とする。

基本施策 H2 参画と協働による持続可能なまちづくりを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
地域活動や市民活動への参加意向割合	85.2% (R2年度)	87.7% (R7年度)	①地域活動や市民活動への市民の参加意向割合。 ②市民の地域活動や市民活動への参加意向割合が増えることで、参画によるまちづくりへの意識の醸成度合いが測られるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④令和2年度に実施した市民意識調査における「積極的に参加したい」、「出来る範囲の協力はしたい」人の割合を基準値とし、毎年度0.5%増を目標とする。
地域コミュニティ連絡協議会設立地区数	18地区 (R2年度)	68地区 (R7年度)	①地域コミュニティ連絡協議会の設立地区数。 ②地域コミュニティ連絡協議会設立地区数が増加することで、地域コミュニティの活性化、多様な主体の連携、協働に繋がると考えられるため。 ③協議会の設立支援を行う中で把握する。 ④令和9年度末までに市内全域で協議会が設立(想定80地区)することをめざし、令和7年度末時点で68地区を目標とする。

個別施策 H2-1 市民が主体的に参画するまちづくりを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
自治会加入率	67.6% (R2年度)	70.0% (R7年度)	①国勢調査をもとにした推計世帯数に対する自治会加入世帯数の占める割合。 ②加入率が高くなることで、組織全体の底上げになり、活動に参加する住民が増え、地域が活性化すると考えられるため。 ③自治会加入世帯数調査により把握する。 ④減少傾向にある加入率を、増加傾向に転じさせることをめざし、令和7年度に70%となることを目標とする。
市民活動センター登録団体数	211団体 (R2年度)	257団体 (R7年度)	①市民活動センター「ランタナ」への登録団体数。 ②登録団体が増えることで、団体及び行政の情報の受発信や団体同士のつながりが増え、市民活動が活性化していると考えられるため。 ③長崎市市民活動センター団体登録証の交付件数により把握する。 ④コロナ禍の影響等により活動を休止している団体や更新を見合わせる団体等があり、令和2年度の団体数が大幅に減少したことから、第四次総合計画における令和2年度の目標値まで回復することを目標とする。

個別施策 H2-2 多様な主体が強みを活かし協働するまちづくりを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
協働の事案件数	528件 (R2年度)	550件 (R7年度)	①協働（行政と団体や大学、企業等）の事案件数。 ②多様な市民ニーズに対応するため、協働で取り組む事例が増えることで、多様な主体同士の理解が深まり、協働に対する意識が高まっていると考えるため。 ③毎年度の実績により把握する。 ④過去5年間（H28～R2年度）の最高値であるR元年度の実績（533件）を上回ることを目標とする。

基本施策 H3 市民に信頼される市役所にします

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
基本施策の成果指標目標達成率	94.2% (R元年度)	100% (R7年度)	①本計画に掲げる全基本施策における成果指標の目標達成率。 ②各基本施策を着実に推進することが、本施策の目標達成の客観的な判断基準の一つと考えられるため。 ③全基本施策における成果指標の当該年度における目標値に対する達成率の平均値により把握する。 ④各基本施策において当該年度における目標値の達成をめざしていることから、毎年度100%を目標とする。

個別施策 H3-1 効果的かつ効率的で健全な行財政運営を行います

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
目的達成に向けて「順調に進んでいる」又は「概ね順調に進んでいる」と評価した基本施策数	14施策 (R元年度)	20施策 (R7年度)	①目的達成に向けて「順調に進んでいる」又は「概ね順調に進んでいる」と評価した基本施策数。 ②A1～H2の基本施策が着実に進捗していることをもって市役所が確かな行財政運営を行っていることの客観的な判断基準になると考えるため。 ③毎年実施する施策評価結果により把握する。 ④全39の基本施策のうち、過半数が進んでいると評価されれば、全体として施策推進につながっていると考えられることから20施策を目標とする。
財政運営のための基金残高が標準財政規模*に占める割合	19.89% (R元年度)	11.25%以上 (R7年度)	①財政運営のための基金は財政調整基金*と減債基金*を指し、両基金残高が標準財政規模に占める割合。 ②災害などによる年度間の財源不足に備え、基金残高を確保することは、持続可能な財政運営につながるため。 ③決算時点での両基金残高により把握する。 ④コロナ禍により市税収入等の減少が見込まれ、また、コロナ対策事業の財源として基金を取り崩している状況であるが、財政健全化法に定める実質赤字比率の早期健全化基準である、標準財政規模の11.25%以上の基金残高を維持することを目標とする。
未収金額	48.7億円 (R2年度)	30.2億円 (R7年度)	①当該年度内に納付されなかった又は徴収できなかった市税・各種債権の額。 ②全庁的な債権管理の取組強化による未収金縮減を行うため。 ③各所属からの報告により把握する。 ④全庁的に債権管理の取組みを強化し、適正かつ公平、公正な債権管理による未収金の削減を行うことにより、基準値から30.2億円まで削減することを目標とする。

個別施策 H3-2 自発的に自己力を高め、ひとのつながりを創り、市民のために動く職員（職場）を育成します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
前年度に受講した研修内容の理解度	-	100% (R7年度)	①階層別基本研修における、受講者アンケートにおいて「前年度受講した研修内容を理解し、日々の業務において意識している」と回答した人数が同受講者延べ人数に占める割合。 ②すべての受講者が「意識している」と回答することで研修の効果が図られていると考えられるため。 ③受講者アンケートにより把握する。 ④全員が理解し、意識していることが求められるため、100%を目標とする。
時間外勤務上限となる年間360時間以下で従事できた職員数	90.0% (R元年度)	100% (R7年度)	①管理職を除いた時間外勤務対象職員のうち、年度内の時間外勤務（災害・選挙などの特例を除く）が360時間以内となった職員の割合。 ②割合が増加すれば、時間外勤務の状況が改善していると考えられるため。 ③時間外勤務の実績により把握する。 ④長崎市職員ワークライフバランス推進計画に掲げた数値を目標とする。
年間の年次休暇の平均取得日数〔暦年〕	11.1日 (R元年)	15日 (R7年)	①全職員（育休中や休職中等の職員を除く。）が年間に取得した年次休暇の平均取得日数。 ②計画的に年次休暇を取得することで、心身ともにリフレッシュすることができ、意欲的に職務に臨むことができると考えられるため。 ③年次休暇の取得実績により把握する。 ④長崎市職員ワークライフバランス推進計画に掲げた数値を目標とする。

個別施策 H3-3 行政のデジタル化により、市民の利便性向上と業務の効率化を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
行政手続きのオンライン化目標の達成率	42.3% (R元年度)	100% (R7年度)	①国が「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に掲げる地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きをオンライン化した割合。 ②達成率が増加することで、行政手続きのオンライン化が図られていると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④令和7年度までに100%を目標とする。
公開したオープンデータセット数	15件 (R元年度)	150件 (R7年度)	①オープンデータとして公開している件数。 ②件数が増加することで、庁内のオープンデータに対する取組みが進展していると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④令和元年度に公開した実績数の10倍を目標とする。

* 標準財政規模

標準的な状態で収入されると想定される経常的一般財源の規模。

* 財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整することなどを目的に設けられた基金。

* 減債基金

地方債の償還のための資金を積み立てることを目的に設けられた基金。

2 長崎市の現状

(1) 長崎市の地勢等

■ 地勢

長崎市は、東アジアに近い九州の西端、長崎県の南部に位置し、古くから、その地理的な利点と豊かな海と港を活かして海外の国々との交流を行い、独自の発展を遂げてきました。

市域の背骨を通るように山稜が位置し、標高590mの八郎岳を最高点とする300mから400m級の山々が連なり、また、リアス式の長く複雑な海岸線とあいまって、「海と緑」を身近に感じることができる豊かな自然に恵まれています。

長崎市の中心市街地は、長崎港へ注ぐ中島川周辺や浦上川沿いの南北に細く連なる比較的平坦で商業・業務機能が集積した地域と、平坦地の少なさから、長崎港に面して丘陵を這い上がるように形成された住宅地により、独特な都市景観を創り出しています。住宅地は丘陵の外延部まで広がり、新たな市街地を形成しており、さらに周辺部には、海岸部の入り江や河口部等に古くからの市街地が形成されています。

■ 気候

長崎市は、西海型気候区に属し、年間平均気温は17.4℃、年間平均降水量は1894.7mmであり、温暖多雨な気候となっています。(統計期間：1991～2020気象庁)

沿岸部では、対馬海流(暖流)の影響で、冬は暖かく、夏は比較的涼しいといった海洋性の気候に恵まれています。

■ 長崎市の沿革

長崎市は、江戸時代には西洋に開かれた唯一の貿易・文化の窓口として、近代以降は海運国日本を支える造船業を主として栄え、国際社会の中で重要な役割を果たしてきました。

昭和20年8月9日には原子爆弾による惨禍を被りましたが、戦後は、核兵器廃絶と世界恒久平和を訴える国際平和文化都市としての役割を果たしています。

平成9年4月には、中核市へ移行し、また平成17年1月の香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町、平成18年1月の琴海町との合併により市域が広がるとともに、豊かな自然や文化などの新たな地域資源が長崎市の魅力として加わりました。

市域面積は、明治22年4月1日の市制施行時点での推定7km²から、公有水面等の埋め立てと12次にわたる編入合併により拡張を続け、現在では東西約42km、南北約46kmにおよぶ405.86km²に達しています。



立山から長崎港を臨む

市域の変遷の経過

区分	拡張年月日	拡張区域	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
市制施行	明治22年4月1日	市制施行当時	7.00	54,502	7,786
第1次	31年10月1日	湊村、戸町村、下長崎村、上長崎村の一部	16.00	113,307	7,082
第2次	大正9年10月1日	浦上山里村、上長崎村	41.10	232,912	5,667
第3次	昭和13年4月1日	西浦上村、小ヶ倉村、土井首村、小榊村	90.54	268,945	2,970
第4次	25年4月1日	福田村の一部	90.60	247,248	2,729
第5次	30年1月1日	福田村、深堀村	114.23	292,765	2,563
第6次	30年2月1日	日見村	121.32	296,323	2,442
第7次	37年1月1日	茂木町、式見村	165.41	372,027	2,249
第8次	38年4月20日	東長崎町	206.62	392,072	1,898
第9次	48年3月31日	三重村	238.12	431,181	1,811
第10次	48年4月1日	時津町の一部	239.03	433,196	1,812
第11次	平成17年1月4日	香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町、三和町	338.72	447,103	1,320
第12次	18年1月4日	琴海町	406.35	454,739	1,119
	平成26年10月1日	埋立等	405.81	433,514	1,068
	令和元年10月1日	埋立等	405.86	411,421	1,014

資料：長崎市統計年鑑

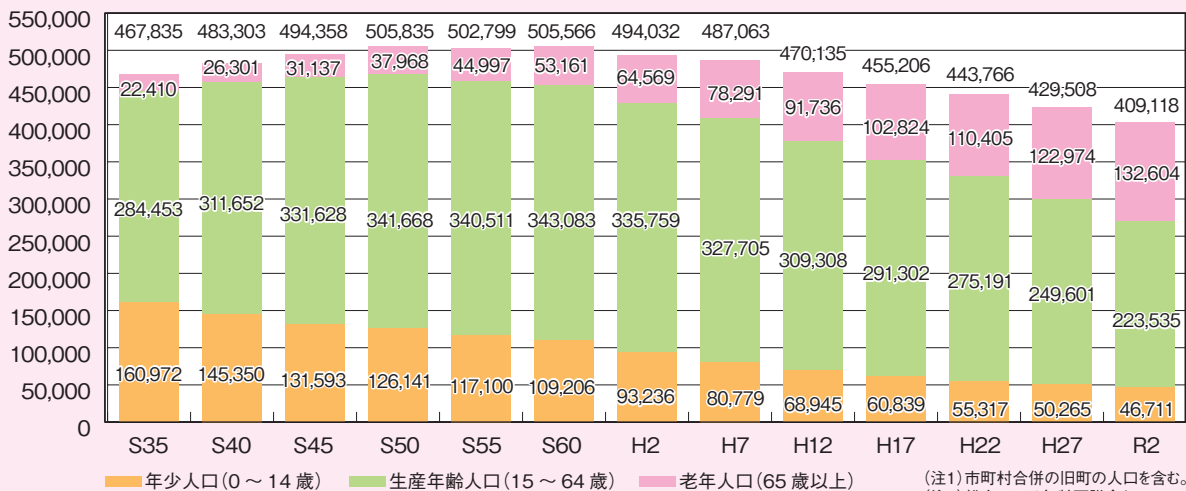
(注) ●明治22年および31年の数字は推定値
●平成26年10月1日の面積減は、国土地理院による「全国都道府県市町村面積減」の算出方法の変更によるもの。

(2) 定住人口

人口の推移

長崎市の人口は、昭和50年（1975年）頃に、それまでの増加傾向から横ばいへ移行し、昭和60年（1985年）を過ぎた頃から減少に転じています。令和2年（2020年）の推計人口は、40万6,313人であり、人口が減少局面に転じた昭和60年（1985年）から35年間で約10万人減少しています。また、「年少人口」と「生産年齢人口」が減少の一途をたどる中、「老年人口」の増加が継続しています。

総人口及び年齢3区分別人口の推移

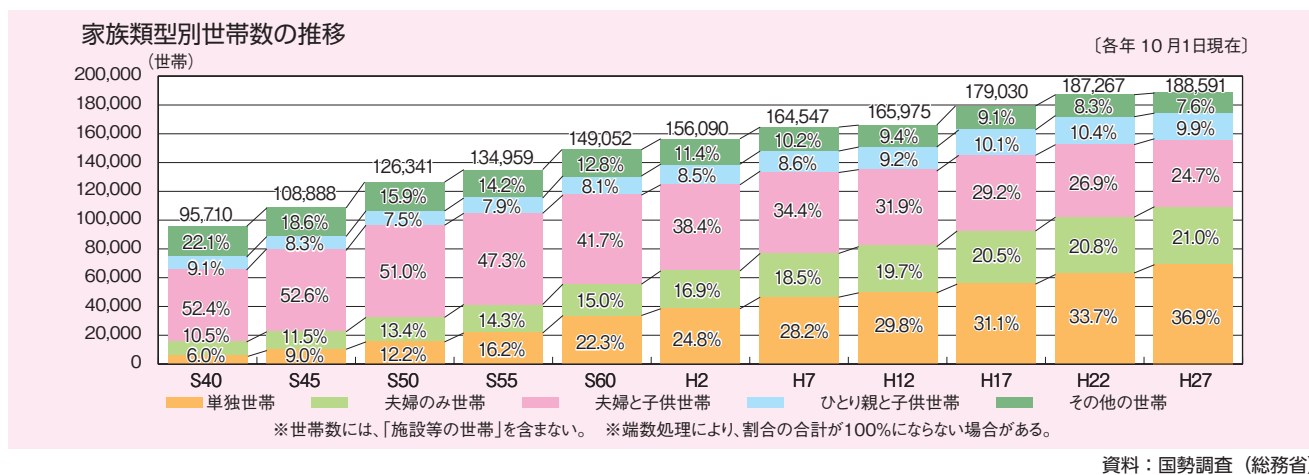
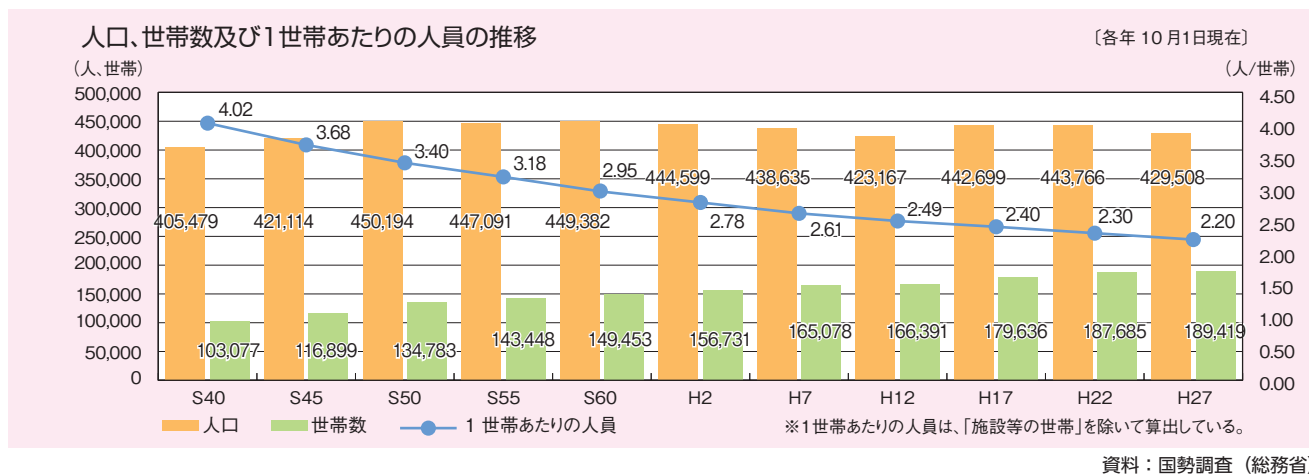


資料：国勢調査（総務省）

■ 世帯数

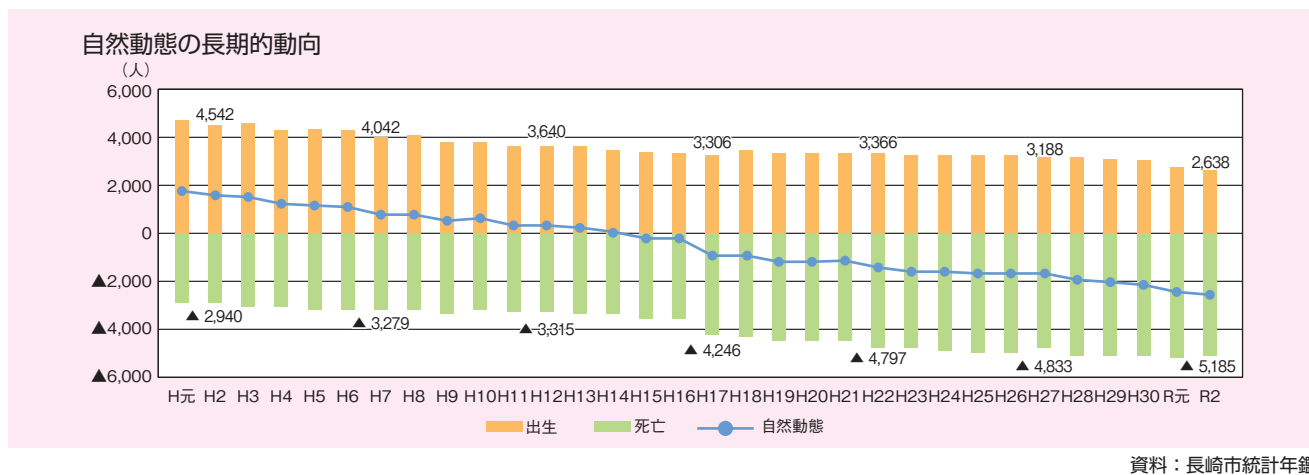
世帯数は、人口の増加にあわせて増加傾向にありましたが、人口が減少傾向に転じても、世帯数は依然として増加傾向にあります。核家族化の進行や一人暮らし世帯の増加により、昭和40年（1965年）までは1世帯当たりの人数は4人を超えていましたが、その後減少傾向が続き、令和2年（2020年）には2.21人まで減少しています。

また、昭和50年（1975年）頃までは、夫婦と子供世帯が5割を超え、標準世帯とされてきましたが、平成17年（2005年）には、一人暮らし世帯の割合が上回っています。



■ 自然動態（出生－死亡）

年間の出生数は、30年間で約1,900人減少しており、死亡数については、約2,200人増加しています。また、少子化の進行、死亡数の増加によって、平成15年（2003年）を境に自然減少となり、その傾向は拡大している状況です。



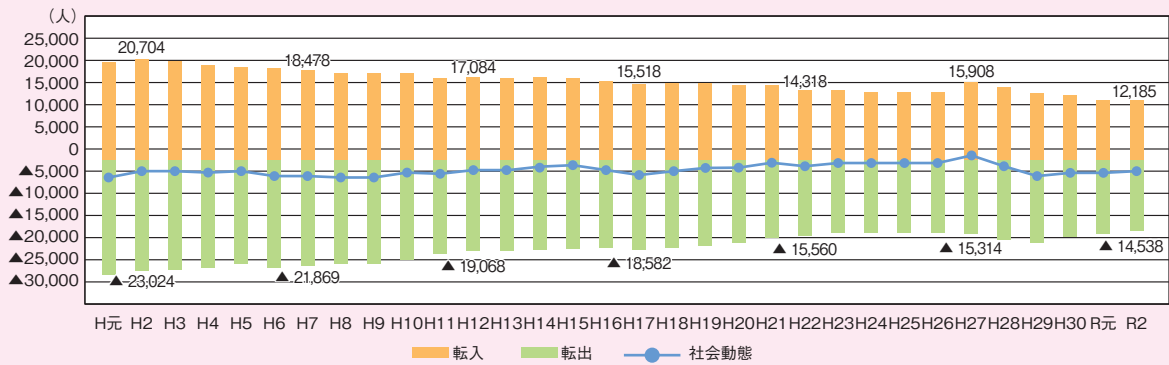
社会動態（転入－転出）

長崎市の年間転入者数、転出者数は、ともに、30年間で約8,500人減少しており、社会動態は一貫して、転出超過の状況が継続しています。なお、平成27年（2015年）の一時的な転入超過は、大型客船建造に伴う外国人労働者の大量流入の影響によるものです。

また、日本人の社会動態の推移をみると、平成26年（2014年）から令和2年（2020年）にかけて、年間転出者数は13,500人程度で一定ですが、年間転入者数は、約1,300人減少しており、この転入者の減少が転出超過拡大の要因となっています。

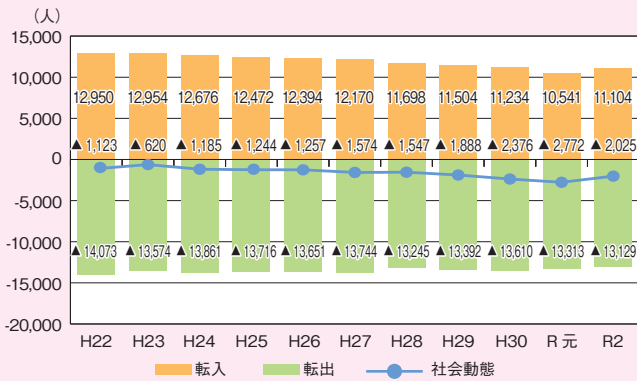
日本人の年齢別社会動態の状況において、転出超過を年齢区分ごとに見ると、特に15～29歳が多くなっています。

社会動態の長期的動向



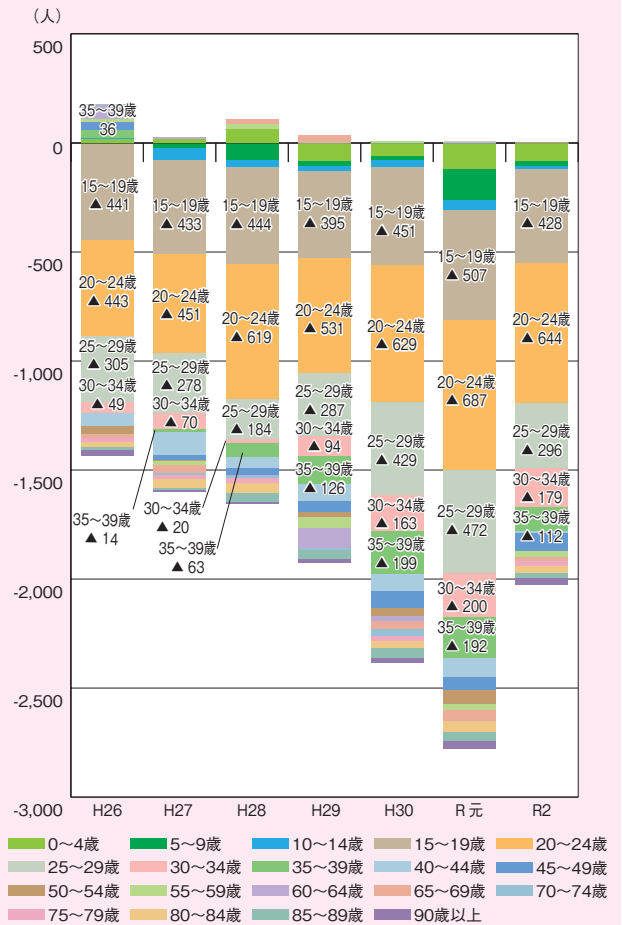
資料：長崎市統計年鑑

社会動態の推移(日本人)



資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）

年齢別社会移動の状況(日本人)



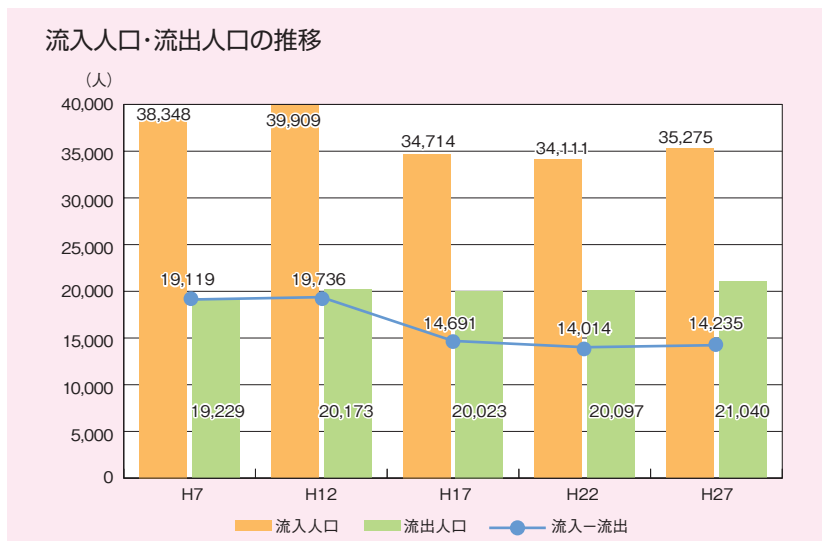
資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）

(3) 交流人口

人々の交流は行政区域を越えて活発に行われており、観光やビジネスなどの目的で、多くの人々が長崎を訪れています。これらの人々は地域の振興に大きく影響を及ぼすため、まちづくりにおいては、長崎市に住んでいる人だけでなく、長崎市を訪れ、活動する人の視点も重要です。

■ 流入人口

市外に住み市内に通勤・通学している人（流入人口）から市内に住み市外に通勤・通学している人（流出人口）を差し引いた人口は、流入超過が続いています。

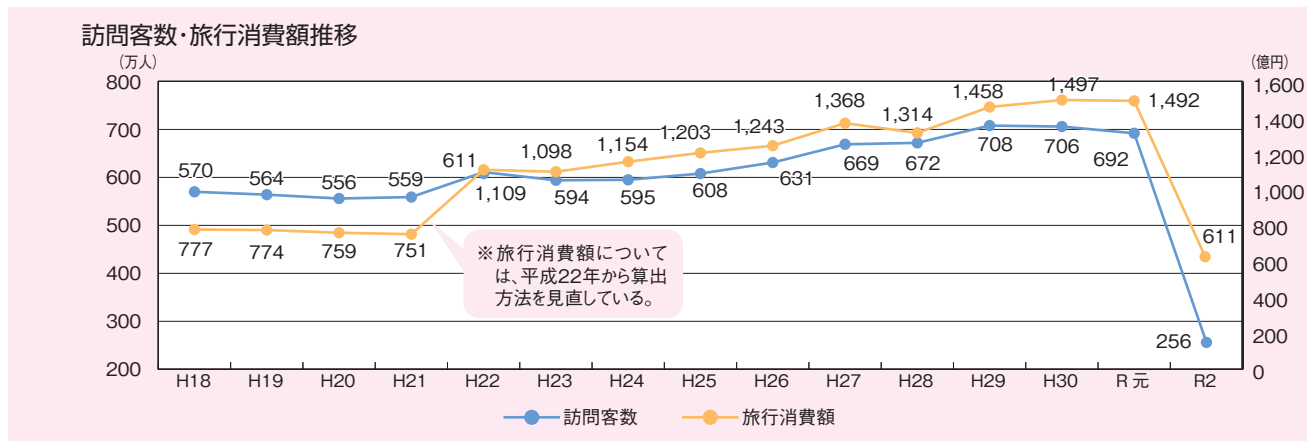


資料：国勢調査（総務省）

■ 訪問客数

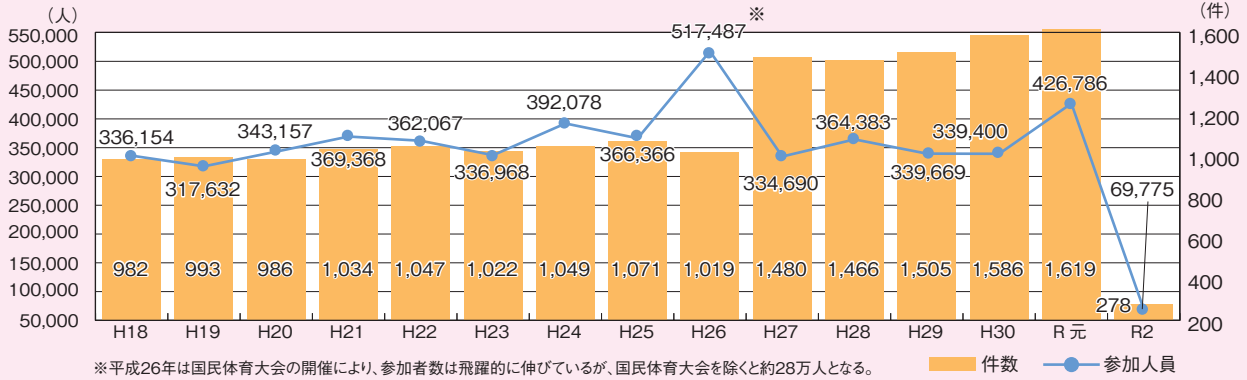
長崎市を訪れる国内外からの訪問客数は、平成23年（2011年）頃から増加傾向で推移しています。近年は、平成30年（2018年）2月に過去最高の集客数を記録した長崎ランタンフェスティバルやリニューアルした大型リゾート施設における夜間イベントなどの取組みに加え、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」と「明治日本の産業革命遺産」という2つの世界遺産の相乗効果等により、平成30年は過去2番目に多い訪問客数となり、旅行消費額は過去最高となりました。また、MICEの開催件数については、年間約1,000～1,500件、参加者数約30万人台で推移しています。平成27年（2015年）以降、開催件数が増加傾向にあるなか、参加者数は伸び悩んでいましたが、令和元年（2019年）は、ローマ教皇来日ミサなどの大きな催事の開催もあり、参加者数は大きく増加しました。

しかしながら、令和2年（2020年）は、新型コロナウイルス感染症の影響で、訪問客数、MICE参加者数ともに大幅に減少しています。



資料：長崎市観光統計

MICE 開催数・参加者数



*平成26年は国民体育大会の開催により、参加者数は飛躍的に伸びているが、国民体育大会を除くと約28万人となる。

資料：長崎市観光統計

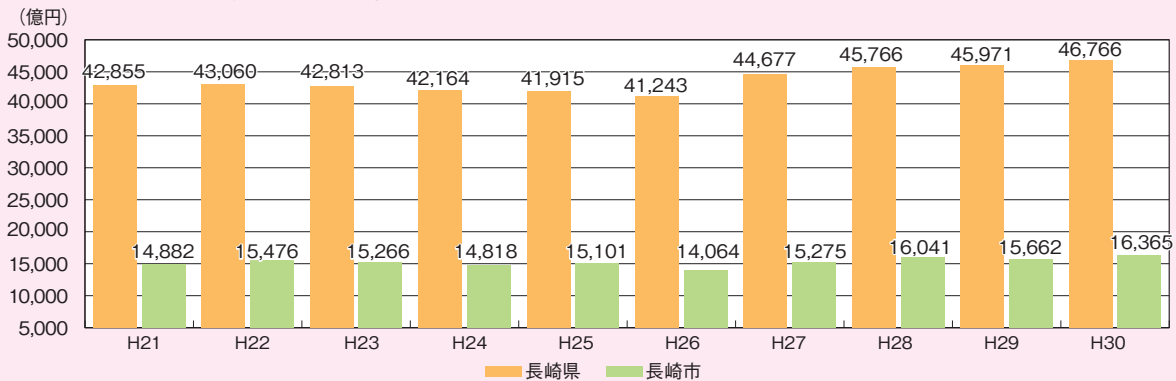
(4) 地域経済

■ 経済規模

長崎市の経済規模を市内総生産で見ると、平成30年度（2018年度）は約1兆6,365億円と、長崎県全体（約4兆6,766億円）の約35%を占めており、長崎県経済において長崎市は重要な位置を占めています。

また、市内総生産は約1兆5,000億円前後で横ばいの状況が続いています。

長崎県と長崎市の地域内総生産の推移



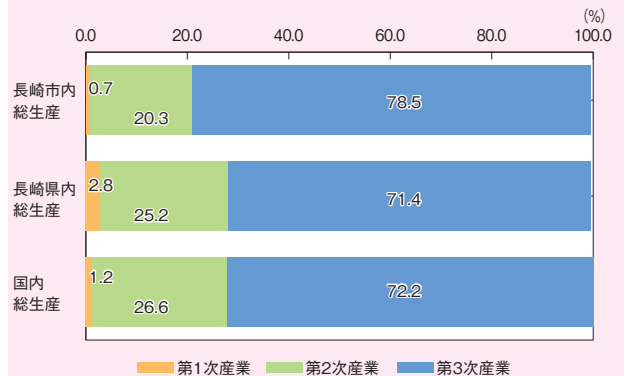
資料：長崎県の市町民経済計算

■ 経済の特徴

長崎市の産業構造を総生産の産業別構成比から見ると、平成30年度（2018年度）は、第1次産業が0.7%、第2次産業が20.3%に対し、第3次産業が78.5%を占めています。これを全国と比べると、第2次産業の構成比は6.3ポイント下回り、第3次産業は6.3ポイント上回っており、サービス業を中心とした第3次産業が多い産業構造となっています。

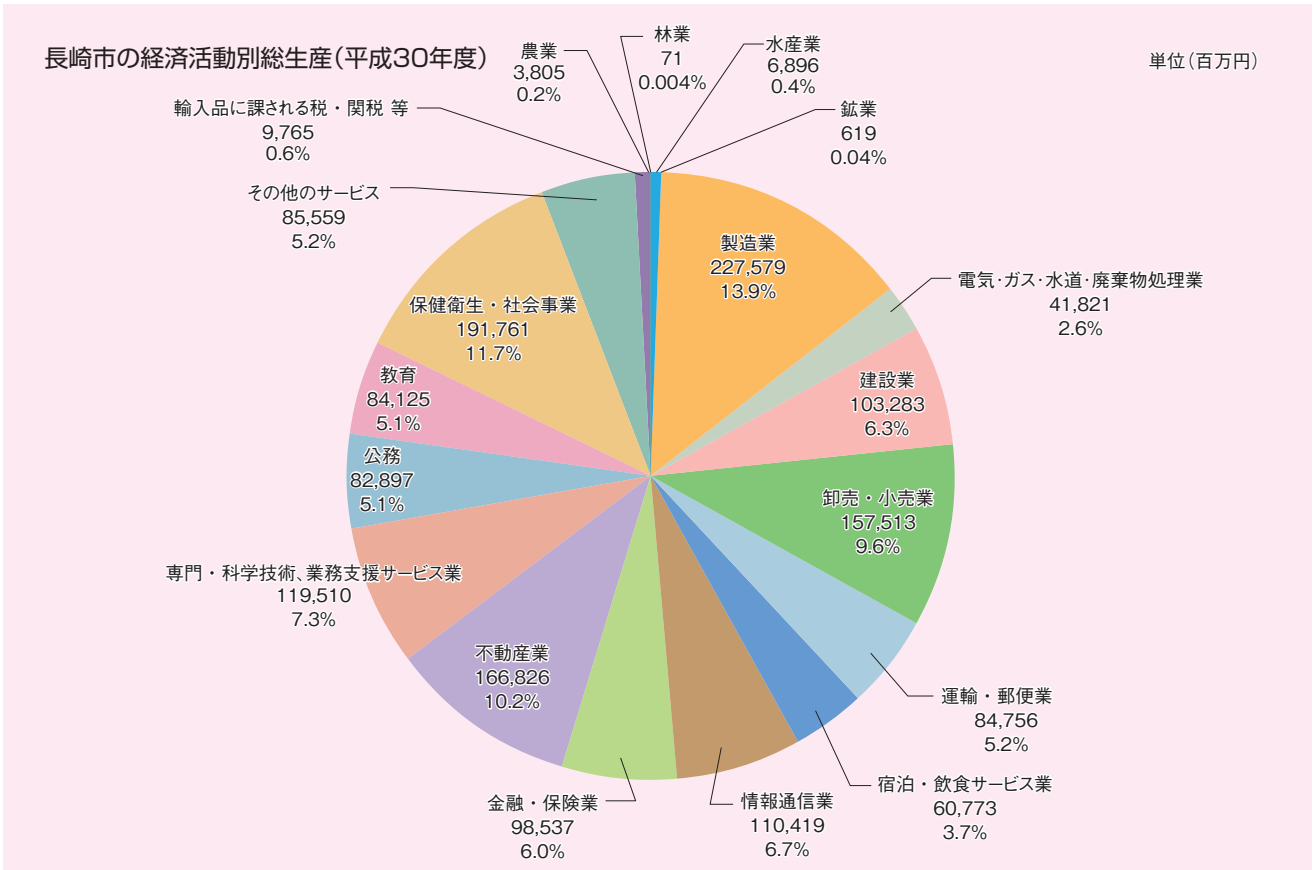
なお、経済活動別の内訳をみると、「製造業」が最も高い約14%、次いで「保健衛生・社会事業」が約12%、「卸売・小売業」・「不動産業」がそれぞれ約10%となっています。

市内総生産の産業別構成比(平成30年度)



資料：長崎県の市町民経済計算

(注) 総生産には帰属利子等（控除項目）が含まれるため、各産業の合計は100とはならない。



資料：長崎県の市町民経済計算

(5) 市民意識

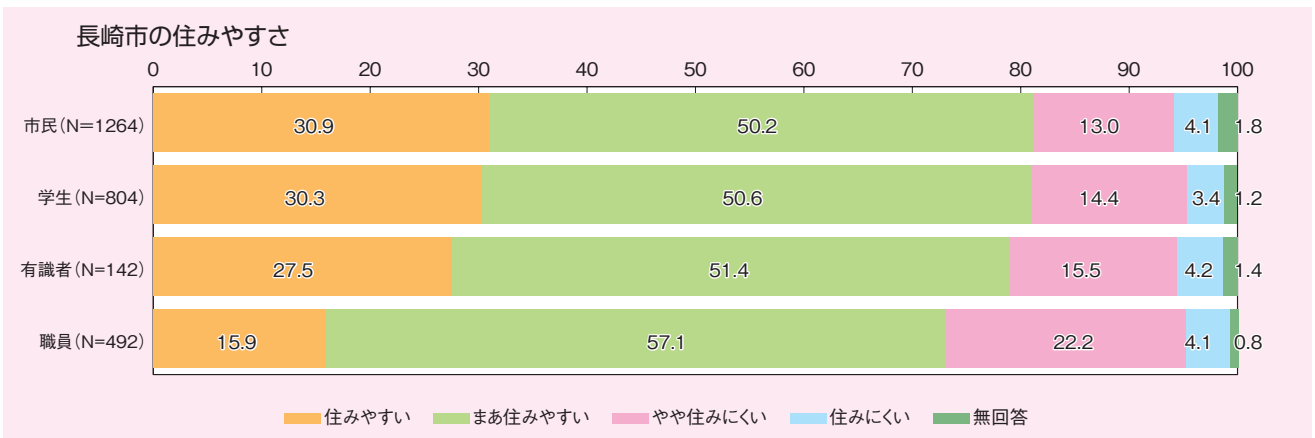
長崎市では、平成30年度（2018年度）に市民、有識者、市役所職員を対象に「市政に関する意識調査」を実施し、市民のニーズや市政への評価の把握に努めました。

① 長崎市の住みやすさについて

「住みやすい」「まあ住みやすい」と回答した人が全体の7割から8割に達しています。

住みやすい理由としては、市民と職員では「郷土・ふるさとであるから」、学生・有識者では「治安が良い」が最も多い結果となっています。

一方、住みにくい理由としては、全調査対象で「交通の便が悪い」が最も多くなっています。

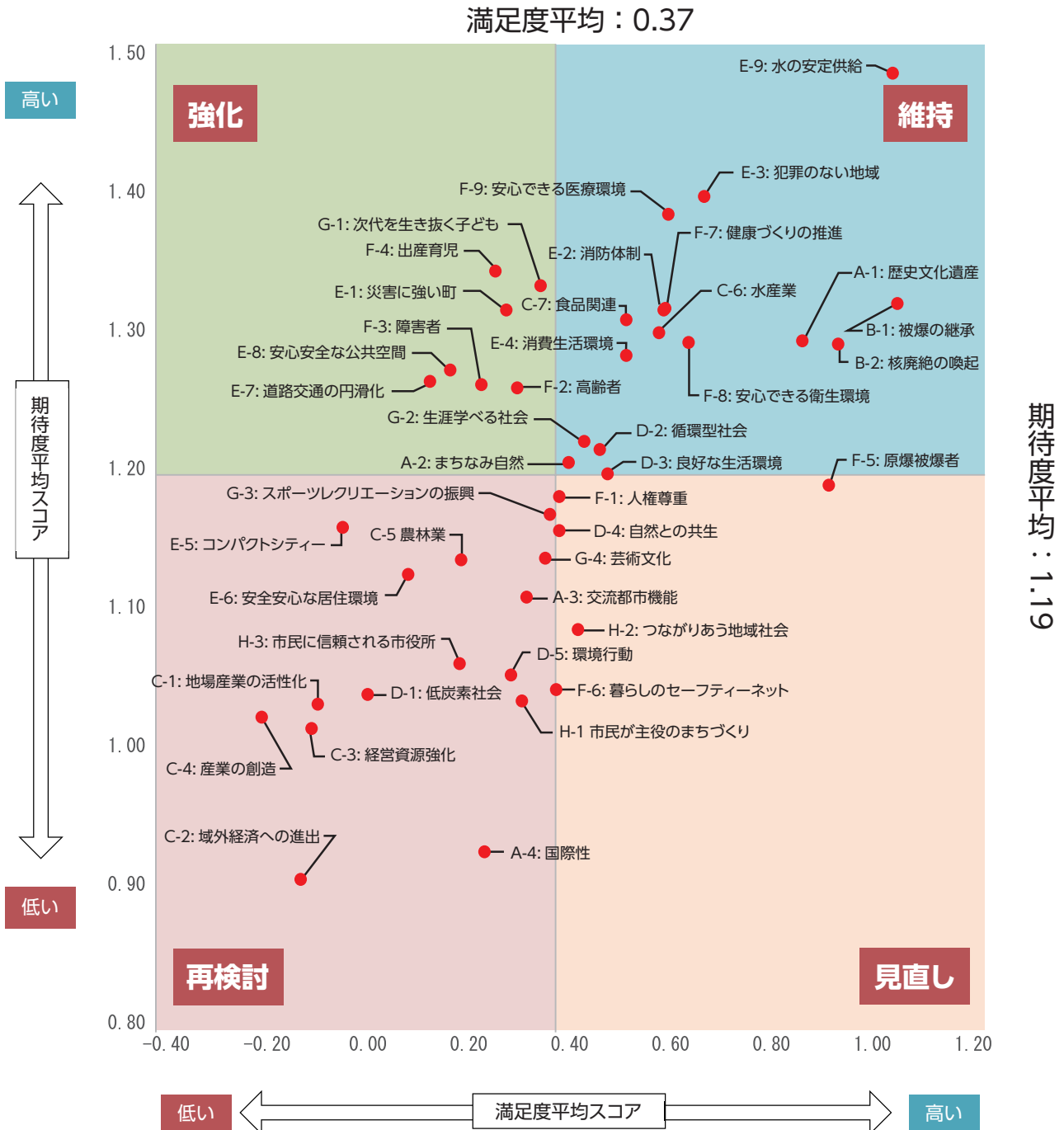


② 施策別期待度と満足度

施策の重点化を図る場合、市民の期待度、満足度は重要な判断材料の一つとなります。

第四次総合計画における施策別期待度、満足度の分布図をみると、「福祉」、「子育て支援」、「道路交通」、「災害対策」などの分野が相対的に期待度が高く、満足度は低くなっています。

施策別期待度・満足度の平均スコア散布図



3 策定の経過

(1) 長崎市総合計画策定条例

平成23年の地方自治法の改正により、総合計画の基本部分である基本構想の策定義務がなくなり、総合計画を策定するか否かは市町村の判断に委ねられることになりましたが、長崎市においては、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、また、市民

等と協働してまちづくりに取り組むための共通の指針として総合計画の策定は必要であるとの考えのもと、新たに「長崎市総合計画策定条例」を策定しました。

○長崎市総合計画策定条例（令和2年3月19日 条例第1号）

（趣旨）

第1条 この条例は、本市の総合計画の策定に關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画からなる本市の最上位の計画をいう。
- (2) 基本構想 本市の将来の都市像、まちづくりの方針等を定める基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づく本市の各種施策を体系的に示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画において定めた各種施策を実施するための具体的な事業を示す計画をいう。

（総合計画の策定）

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

（審議会からの意見聴取）

第4条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）別表第1に規定する長崎市総合計画審議会の意見を聴くものとする。

（議会の議決）

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

（総合計画の公表）

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

（総合計画との整合）

第7条 本市は、個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める個別計画等を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 総合計画策定における市民参加の状況

市政に関する意識調査

※詳しくは市ホームページに掲載しています。 <https://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/730000/731000/p032749.html>⇒



1 調査目的

令和4年度を初年度とする新しい総合計画の策定にあたり、長崎市の住みやすさ、定住意向、都市像を表すキーワード、市の施策に関する満足度や市政への要望などについて市民の皆様の考えや意見等を把握、分析し、その結果を計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

2 調査対象等

市民 3,000人 (長崎市民18歳以上男女個人 単純無作為抽出)
学生 1,198人 (市内の学校に通う大学生、短大生、高校生)
有識者 232人 (市政に識見のある方 市にて有意抽出)
職員 500人 (市にて有意抽出)

3 調査時期

平成30年11月

4 アンケート結果について

回収結果 配布数 4,930 回収数 2,702 回収率 54.8%

総合計画シンポジウム

※詳しくは市ホームページに掲載しています。 <https://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/730000/731000/p032998.html>⇒



1 開催目的

第五次総合計画策定のキックオフとして次のとおりシンポジウムを開催しました。
まちづくりに関する基調講演やパネルディスカッションを通して、長崎市の未来を皆さんと一緒に考えるシンポジウムとなりました。

2 開催概要

【タイトル】平成から令和へ「新しいながさき」を一緒に創ろう！～総合計画シンポジウム～

【日時】令和元年6月3日(月)18:30～21:00

【場所】長崎ブリックホール 国際会議場 (長崎市茂里町2-38)

【基調講演】テーマ：「日本のこれまでの10年、これからの10年～今後のまちづくりに求められるものとは～」

講師：寺島実郎氏 (一般財団法人日本総合研究所会長)

【パネルディスカッション】

テーマ：「活気があるながさき」の実現にむけて

パネリスト：泉 菜月氏 (元ロマン長崎)

北川 栄太氏 (崎永海運株式会社代表取締役社長)

原口 光美氏 (トムテのおもちゃ箱)

山口 広助氏 (まち歩きの人)

田上 富久氏 (長崎市長)

コーディネーター：西村 宣彦氏 (長崎大学経済学部教授)

【来場者数】約350人

関係団体ヒアリング



※詳しくは市ホームページに掲載しています。 <https://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/730000/731000/p033247.html>⇒

1 実施目的

第五次総合計画の体系や基本施策、個別施策を策定するために各分野の皆さんから率直な意見をお聞きし、長崎市が目指す方向性を考える材料とするため、各団体にヒアリングを実施しました。

2 実施時期

令和元年7月から11月

3 実施団体

観光分野	①長崎国際観光コンベンション協会	高齢福祉分野	⑫長崎市老人福祉施設協議会
平和分野	②長崎平和推進協会	障害福祉分野	⑬長崎市心身障害者団体連合会
	③長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA)	子育て分野	⑭子育て支援センター運営団体
経済分野	④長崎商工会議所 (都市経営戦略推進委員会)	医療分野	⑮長崎市医師会
農業分野	⑤長崎市認定農業者連絡協議会	学校教育分野	⑯長崎市PTA連合会
水産分野	⑥長崎市漁業協同組合長連絡協議会	スポーツ分野	⑰長崎市スポーツ協会
環境分野	⑦ながさきエコネット	文化・芸術分野	⑱長崎市文化振興審議会
消防・防災分野	⑧長崎市消防団	自治会分野	⑲長崎市保健環境自治連合会 (コミュニティづくり部会)
交通分野	⑨交通関係事業者 (2団体)	市民協働分野	⑳市民活動団体 (ランタナ)
住宅分野	⑩長崎県宅地建物取引業協会長崎支部	地域コミュニティ分野	㉑地域コミュニティ連絡協議会設立準備会 (2地区)
人権分野	⑪長崎人権擁護委員協議会		

若者100人超交流会



※詳しくは市ホームページに掲載しています。 <https://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/730000/731000/p033409.html>⇒

1 実施目的

これからの長崎をより良くするアイデアを、若者の皆さんからいただくため、話し合いながら交流する会を開催しました。当日は「ミラクルワードカード*」というアイデア発想ツールを活用したワークショップを実施し、多様な切り口から自由な発想でアイデアをいただきました。

2 開催概要

開催日時：令和元年9月29日 (日)

開催場所：長崎県庁行政棟 2階食堂

来場者数：約70人

ファシリテーター：鳥巢 智行氏

第五次総合計画策定に係るワークショップ



※詳しくは市ホームページに掲載しています。 https://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/730000/731000/p032746_d/fil/workgaiyou.pdf⇒

1 実施目的

第五次総合計画の基本構想に掲げる「10年後にめざす姿」などについて、意見やアイデアを出すためのワークショップを開催しました。

2 開催概要

1 日時：令和2年8月21日 (金) 17時から21時 令和2年8月22日 (土) 9時から18時45分

※2日間の連続したプログラム

2 方法：オンライン会議システムを利用したワークショップ

3 参加者：①総合計画審議会委員 (11名) ②市部局長 (25名) ③市若手職員 (8名)

オペレーションスタッフ

①総合ファシリテーター (長崎大学経済学部 西村教授)

②テーブルファシリテーター (長崎大学経済学部学生11名)

③事務局 (市職員5名)

協力：長崎大学経済学部みらい創造センター*

* ミラクルワードカード

「夜の_____」「大人の_____」「閉店後の_____」など、その言葉がただで企画になってしまう魔法の言葉が書かれたカード。ゲームのように楽しみながら、1時間で数十個のアイデアを生み出すアイデアパーションに誰もがなれてしまう奇跡のようなカードです。

* 長崎大学経済学部みらい創造センター

長崎大学経済学部の教員組織で、社会人基礎力の涵養を目的としたビジネス実践力育成プログラムを設計、運営するとともに、県内の事業者との共修プログラムや事業共創ワークショップの実施、会議のファシリテーション技術の普及等の地域創生活動を行っている。

長崎市基本構想に係るパブリック・コメント



※詳しくは市ホームページに掲載しています。 <https://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/730000/731000/p036048.html>⇒

1 実施内容

長崎市が「めざす都市像」や「めざす2030年の姿」を示した新たな「長崎市基本構想」について、市民のみなさんから多くのご意見をいただきました。

2 実施時期等

- 1 意見の募集期間：令和2年11月24日(火)～令和2年12月23日(水)
- 2 意見提出者数：10名

長崎市第五次総合計画「前期基本計画」に係るパブリック・コメント



※詳しくは市ホームページに掲載しています。 <https://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/730000/731000/p037519.html>⇒

1 実施内容

新たな「長崎市基本構想」を実現するための各種施策を体系づけた長崎市第五次総合計画前期基本計画について、市民のみなさんから多くのご意見をいただきました。

2 実施時期等

- 1 意見の募集期間：令和3年7月14日(水)～令和3年8月13日(金)
- 2 意見提出者数：16名

(3) 長崎市総合計画審議会

○長崎市附属機関に関する条例

昭和28年10月6日条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律、政令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）は、別表第1のとおり附属機関を設置する。

2 前項に規定するものを除くほか、執行機関等は、必要に応じて、別表第2に掲げる種類の附属機関を設置する。

(委任)

第3条 附属機関の組織、運営、報酬及び費用弁償の額その他必要な事項は、別に定めがあるものを除くほか、附属機関の属する執行機関等が定める。

別表第1（第2条関係）

附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務
市長	長崎市総合計画審議会	本市の総合計画の策定及び施策の評価に関する重要事項の調査審議に関すること。

○長崎市総合計画審議会規則

昭和44年5月28日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）第3条の規定に基づき、長崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員45人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 労働・雇用環境を所管する行政機関を代表する者
- (2) 農業関係団体を代表する者
- (3) 水産業関係団体を代表する者
- (4) 商工業関係団体を代表する者
- (5) 観光関係団体を代表する者
- (6) 交通・輸送関係団体を代表する者
- (7) 医療・保健関係団体を代表する者
- (8) 福祉・介護関係団体を代表する者
- (9) 地域活動団体を代表する者
- (10) 教育関係団体を代表する者
- (11) 芸術・文化関係団体を代表する者
- (12) スポーツ関係団体を代表する者
- (13) 子ども・青少年育成関係団体を代表する者
- (14) 労働関係団体を代表する者
- (15) 消費者関係団体を代表する者
- (16) 金融関係団体を代表する者
- (17) 防災関係団体を代表する者
- (18) 防犯関係団体を代表する者
- (19) 環境関係団体を代表する者
- (20) 平和関係団体を代表する者
- (21) 人権啓発関係団体を代表する者
- (22) 国際交流関係団体を代表する者
- (23) 情報発信関係団体を代表する者
- (24) 学識経験のある者
- (25) 移住者
- (26) 市民

3 市長は、前項第26号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第1号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、その職を離れたときは、前2項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

(会議の成立)

第7条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(議事)

第8条 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(結果報告)

第10条 会長は、調査審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(部会)

第11条 審議会は、必要があると認めるときは、その担当事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は、当該部会の委員の互選による。

3 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、企画財政部都市経営室において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則 (略)

※第五次総合計画の策定が本格化した令和元年7月以降の審議会委員名簿を掲載しています。

任期：令和3年7月1日から令和5年6月30日まで

第1部会 (事務分担：まちづくりの方針A,B)

菊森 淳文 (副会長)	公益財団法人ながさき地域政策研究所	理事長
黒田 雄彦	NPO法人長崎の風	理事長
白鳥 純子	被爆体験を語り継ぐ永遠 (トワ) の会	
陳 優継	公益財団法人長崎孔子廟中国歴代博物館	理事長兼館長
朝長 杏奈	移住者	
升本 由美子	公益財団法人長崎平和推進協会	副理事長
松尾 敏章	公募委員	
村木 昭一郎 (部会長)	一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会	会長
山口 広助	長崎游学の会	代表
山崎 俊彦	長崎市地区商工会連絡協議会	事務局長

第2部会 (事務分担：まちづくりの方針D,E)

井手 瑛智子	公益社団法人全国消費生活相談員協会	会員
岡田 雄一郎	長崎県弁護士会	弁護士
奥村 公子	特定非営利活動法人環境保全教育研究所	事務局員
蒲原 新一 (部会長)	長崎総合科学大学総合情報学部	教授
蔣 宇静	長崎大学総合生産科学域	教授
鉄川 進	一般社団法人長崎県建築士会	会長
峯 比呂志	一般社団法人長崎県バス協会	専務理事
宮崎 孝	長崎地区保護司会	常任理事
山口 邦紀	長崎市消防団	第5分団 分団長

第3部会 (事務分担：まちづくりの方針F,G)

石川 由香里 (部会長)	活水女子大学健康生活学部	子ども学科 教授
今村 康弘	長崎市地域包括支援センター連絡協議会	中央ブロック長
酒井 修子	特定非営利活動法人市民後見人の会・ながさき	理事
谷 美絵	一般社団法人長崎市中心身障害者団体連合会	副会長
納富 重信	社会福祉法人長崎市社会福祉協議会	事務局長
播磨 久美	長崎労働局	雇用環境・均等室長
堀内 伊吹	長崎県音楽連盟	運営委員長
真崎 宏則	一般社団法人長崎市医師会	理事
松本 光生	長崎市PTA連合会	会長
三浦 正二	長崎市子ども会育成連合会	専門委員長
山口 弘幸	公募委員	
渡辺 雄児	公益財団法人長崎市スポーツ協会	理事長

第4部会 (事務分担：まちづくりの方針C,H)

井手 伸介	長崎青年農業者クラブ	
犬塚 純一	公募委員	
梶原 正雄	長崎工業会	会長
佐々木達也	長崎商工会議所	副会頭
杉原 敏夫 (部会長)	長崎大学	名誉教授 (経済学部)
友永 浩明	長崎市漁業協同組合長連絡協議会	委員
中牟田真一	長崎経済同友会	代表幹事
西 清	長崎市保健環境自治連合会	監査
西村 宣彦 (会長)	長崎大学経済学部	教授
宮本 晃好	日本労働組合総連合会長崎県連合会・長崎地域協議会	事務局長
成瀬 博文	株式会社十八親和銀行 地域振興部	主任調査役
渡邊 憲一	長崎広告業協会	会長

任期：令和元年7月1日から令和3年6月30日まで

第1部会（事務分担：まちづくりの方針A,B）

菊森 淳文（副会長）	公益財団法人ながさき地域政策研究所	理事長
黒田 雄彦	NPO法人長崎の風	理事長
白鳥 純子	被爆体験を語り継ぐ永遠（トワ）の会	
陳 優継	公益財団法人長崎孔子廟中国歴代博物館	理事長
朝長 杏奈	移住者	
升本 由美子	公益財団法人長崎平和推進協会	副理事長
松尾 敏章	公募委員	
村木 昭一郎（部会長）	一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会	会長
山口 広助	長崎游学の会	代表
富野 信昭	長崎市地区商工会連絡協議会	事務局長

第2部会（事務分担：まちづくりの方針D,E）

井手 瑛智子	公益社団法人全国消費生活相談員協会	
岡田 雄一郎	長崎県弁護士会	
羽良 旭人	特定非営利活動法人環境保全教育研究所	理事
蒲原 新一（部会長）	長崎総合科学大学総合情報学部	教授
蔣 宇静	長崎大学大学院工学研究科	教授
鉄川 進	一般社団法人長崎県建築士会	会長
峯 比呂志	一般社団法人長崎県バス協会	専務理事
末吉 征志（～R2.7.17）	長崎地区保護司会	会長
山口 隆（R2.7.18～）		
松尾 博信	長崎市消防団	稲佐地区本部分団長
本村 花奈	公募委員	

第3部会（事務分担：まちづくりの方針F,G）

石川 由香里（部会長）	活水女子大学健康生活学部	教授
松本 雄一郎	長崎市地域包括支援センター連絡協議会	会長
酒井 修子	特定非営利活動法人市民後見人の会・ながさき	理事
谷 美絵	一般社団法人長崎市中心身障害者団体連合会	副会長
納富 重信	社会福祉法人長崎市社会福祉協議会	事務局長
上野 真弓	長崎労働局	雇用環境・均等室長
堀内 伊吹	長崎県音楽連盟	運営委員長
真崎 宏則	一般社団法人長崎市医師会	理事
溝上 修（～R2.7.17）	長崎市PTA連合会	副会長
松本 光生（R2.7.18～）		
三浦 正二	長崎市子ども会育成連合会	専門委員長
峰 勇輝	公募委員	
渡辺 雄児	公益財団法人長崎市スポーツ協会	理事長

第4部会（事務分担：まちづくりの方針C,H）

井手 伸介	長崎青年農業者クラブ	
岩根 信弘	長崎県経営者協会	専務理事
佐々木達也	長崎商工会議所	副会頭
杉原 敏夫（部会長）	長崎総合科学大学	客員教授
友永 浩明	長崎市漁業協同組合連絡協議会	委員
中牟田真一	長崎経済同友会	副代表幹事
西 清	長崎市保健環境自治連合会	監査
西村 宣彦（会長）	長崎大学経済学部	教授
宮本 晃好	日本労働組合総連合会長崎県連合会・長崎地域協議会	事務局長
狩野 靖（～R2.6.17）	株式会社十八銀行	地域振興部長
山口 和樹（R2.6.18～）		
水野尾賢一（～R2.6.29）	長崎広告業協会	会長
渡邊 憲一（R2.6.30～）		

(4) 第五次総合計画「前期基本計画」に対する総合計画審議会からの意見等

総括的事項

- 総合計画を知りたい、調べたいと思った市民が容易にアクセスできるよう、QRコードやURLを冊子に掲載するなどの入口を作るとともに、総合計画をきっかけに市政に興味をもたれた方が様々な情報を得て市政に参画できるよう工夫をしてほしい。
- 読みやすさの観点から計画内で用いられる言葉については、外来語やカタカナ語、専門用語の使用をできるだけ控え、できる限り平易な言葉を使用してほしい。
- 総合計画の冊子や概要版を作成する際には、ユニバーサルデザインへも配慮し、視覚障害の方も総合計画に触れることができるよう工夫をしてほしい。
- 成果指標については、めざす姿に対して取組方針がどれくらい成果を生み出しているかをきちんと示せるようなものを引き続き検討する必要がある。
- 市の事業として実行すれば当然進捗するような活動指標的なものが成果指標になっているところもあるため、適切な成果指標について引き続き検討する必要がある。
- 成果指標の基準値については、コロナ禍の影響を大きく受けた数値については基準値として採用する年度を十分検討する必要がある。
- 総合計画は最上位計画で、成果指標のデータは正確さや根拠を求められることは理解しているが、全体の目標からすると市が持っているデータだけで成果指標を設定することは無理があるのではないかと。各専門分野の団体等が様々なデータを持っていることから、幅広くデータを集め、その中から最も適した成果指標は何かということを探してほしい。
- 成果指標の考え方やあり方について、統一した考え方を市役所内部や審議会と共有したほうがよい。
- 第五次総合計画の計画期間においては、世の中が大きく変わることが想定されることから、成果指標については柔軟な対応ができるようにしてほしい。
- 市役所内部の連携を強化するとともに、民間や市民と協働して施策を推進してほしい。
- 市民意識なども含む客観的なデータに基づき、政策決定できるような仕組みづくりに取り組んでほしい。

まちづくりの方針A

私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします

- 沖縄の首里城跡での火災などの例もあることから、文化財の火災に対する注意喚起が必要である。
- 食文化等に係る無形文化財登録制度などの動きがある中、その登録制度によりどのような効果があるかなどを見極め、効果があるようであれば積極的に活用してほしい。
- くunchやペーロンなど地域に根差した文化は住民の助け合い、共助にとっても大きな役割を果たしている。その文化を守るため、地域と行政が一体となって後継者の育成などに取り組んでほしい。
- 観光まちづくりやグリーンツーリズムによるまちづくりを進めるにあたっては、中心部だけではなく周辺地域や拠点地域の無線LAN環境の整備が重要であることから整備を進めてほしい。
- 観光地や文化財、公共施設のバリアフリー対応をさらに進めてほしい。

まちづくりの方針B

私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします

- 老朽化した原爆資料館の維持補修や被爆遺構及び被爆資料の保存に多額の費用や人材が必要であるが、限られた財源や人材を有効に活用できるよう優先度等を見極め取り組んでほしい。
- 平和ガイドを利用する方が増えている一方で、平和ガイドの高齢化が進んでいる。若い方の育成を含め、平和ガイドの研修の充実などにしっかり取り組んでほしい。
- 被爆の実相について、原爆の恐ろしさだけでなく、その背景にある差別や生きづらさなども伝えることで、自分の人生に重ね合わせていけるような伝え方など、被爆者がいない時代に向けて、時代に応じた継承に取り組んでほしい。
- 金融機関や証券会社などが、人権や環境など社会問題への対応責任を重視する規範である「ESG投資」を徹底し、非人道兵器の廃止を後押しする

狙いで核兵器製造・関連企業への融資を制限する流れが出ている。このような民間の動きと連携した取組みなども検討してほしい。

- 核兵器禁止条約が発効しても、日本国民の意識が変わらない限り日本は永遠に核兵器禁止条約に署名批准はしないのではないかと思う。国外に向けて発信することも大事であるが、長崎市の使命として国内に向けて積極的に発信する必要がある。

まちづくりの方針C

私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします

- 客観的なデータに基づき意思決定ができる経営者を増やす取組みへの支援が重要ではないか。
- 地域の商店街にとって中央資本の電子マネーの導入は手数料の負担が大きいことから、地域通貨の導入などソフト面の支援にしっかり取り組んでほしい。
- 人材確保については、ターゲットを見極め、長崎から福岡や東京に出ている学生等に対して長崎の就職先に係る情報発信などを行うことが重要ではないか。
- 若い人だけでなく、高齢者の雇用、仕事の在り方も検討してほしい。
- 産業を強くするためにも、地場産業の育成は大変重要であることから、組織横断して取り組んでほしい。
- 行政も産業界もあらゆる分野でE B P M (Evidence Based Policy Making:根拠に基づく政策立案)を進め、その効果もデータで評価するような文化に変えていかなければならないと思う。
- 長崎市の人口流出が多いということは、関係人口が多いという意味ではチャンスである。長崎に関する情報を関係人口のネットワークなどを使って発信することでUターンやIターンの増加につなげてほしい。
- 農林業に関して地産地消型で就農者に利益が出るような、これまでとは違う視点で取り組むことが必要ではないか。
- 外から来られる方に長崎の農林水産品のよさを知ってもらうため、DMOや事業者と一緒に取り組んでほしい。
- 小中学生に対する食育の視点で、給食への積極的な地元農水産物の利用などに取り組んでほしい。
- 長崎が持つ造船の技術や水産のノウハウ、魚の調

理のスキルといったものこそが長崎の強みであり、水産業をトータルにとらえて長崎のまちおこしに活かしていくことが重要であると思う。

まちづくりの方針D

私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします

- 脱炭素社会をめざすにあたり、次世代自動車の普及も大事であるが、できるだけ公共交通機関を利用するなどの市民の意識啓発に取り組むことが必要であると思う。
- 住宅が使用するエネルギーは非常に大きいので、日常生活で使用するエネルギーを抑えることができる省エネ住宅などの普及に取り組んでほしい。
- 脱炭素社会の実現には環境面だけではなく、住宅や経済などトータルの視点を持って取り組むことが必要である。
- ごみの排出量を減らすことの前に、消費を適切に行うということが、そもそも最初の段階で必要であり、そのような消費者教育に取り組んでほしい。
- 海ごみやマイクロプラスチックの問題が社会問題となっており、事業者だけでなく市民一人ひとりの適切な処理の重要性について意識啓発が必要であると思う。
- 森林整備は、植林、枝打ち、間伐の流れがあるが、最終的に木材を活用することでその循環が成り立つことから、地元材の活用について検討してほしい。
- 環境意識を醸成する消費者教育は、小中学校から義務化されているため子どもたちは受けているが、高齢者などはほとんど消費者教育を受けていないため、自治会や老人会などへの発信が必要ではないか。

まちづくりの方針E

私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします

- 都市の防災機能向上に関しては、斜面地の石積みや擁壁等の崖崩れに対して不安を感じている人が多いことから、積極的に崖の改修を進めてほしい。
- SDGsがめざすのは、責務や役割を有する自立した消費者、消費者市民としての消費者像であり、そのための消費者教育が重要となっている。現在、

消費者教育は、高校までは随分と進んでいることから、今後は高齢者に向けた消費者教育に力を入れてほしい。

- 住まいの施策について、今後は人口を減らさない、人口を増やすことが重要であり、若い人が長崎にどうしたら定住するかということ进行分析し、施策に活かしていくことが必要であると思う。
- 依然として旧耐震構造の建物が多いという課題に関しては、古い建物を耐震化することは考えづらく、建て直すということが一般的であるが、建て直す際には現在の建築基準に基づく必要があるため容積率が従来のままの場合、狭くなってしまう恐れがあることから、民間建物の耐震化を進めるためには、市街地のビルの容積率の変更について検討が必要ではないか。
- 環境負荷の軽減を意識し、公共交通や徒歩で移動するという新しいまちの形についての考え方がある中、今後の道路行政を進めるにあたっては、「人」の視点も大事にしてほしい。
- 公共交通のあり方について、人口減少、高齢化が進めば公共交通機関を使う人が減少することは当然のことであり、これを踏まえ公共交通機関として自家用車を活用できないかなど、公共交通をどのように維持していくのかを検討する必要があると思う。
- 長崎市はゼロカーボンシティ宣言を行ったところだが、移動についてはエネルギー使用が伴うことから考えると、SDGsの13番「気候変動に具体的な対策を」というゴールも意識して取り組む必要がある。また、移動に対して助けが必要な人がいるという視点もあることから、SDGsの3番の「すべての人に健康と福祉を」というゴールも意識する必要がある、それぞれを達成するためには、部局を超えた横の連携を図りながら取り組んでほしい。
- 斜面地が多い地形ではあるが、中心部など平坦地もあるので、道路を整備する際には自転車の視点も取り入れてほしい。
- 環境省では地球温暖化対策の一環として日々の移動をエコにする新たなライフスタイル「smart move (スマートムーブ)」を提唱している。ゼロカーボンシティの達成を目指すうえで、交通は非常に大きな要素であるので、道路や公共交通のサービスを検討する際には、市民が時々に適

した移動の方法で賢く移動できるような環境整備の視点も取り入れてほしい。

まちづくりの方針F

私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします

- 人権の問題は、人間の根源的なことで、世代に関係なく捉えていくということが基本であるので、学校教育をはじめ広く関係部署と連携を図ることが大事であると思う。
- 「市役所の女性管理職の割合」は、民間への影響力が大きいことから、市役所が率先して取り組んでほしい。
- 発達障害の早期対応が進んでおらず、療育が遅れることにより、特に小学校では先生たちに大きな負担がかかっていると聞いている。障害福祉課と教育委員会などの組織の連携を図るとともに、療育の体制強化を図り、早期療育の充実と診療待機期間を少しでも短縮してほしい。
- 高齢者の介護予防活動を支援するボランティアについて、地域においては高齢化により人材が不足し、ボランティアができる方が固定化されている状況であることを認識してほしい。
- 成年後見制度は高齢者に加え、障害者の方にもしっかり定着させていく必要があるが、制度そのものが使いづらいという課題を認識してほしい。
- 身近な通いの場としての高齢者ふれあいサロンは、小学校区に1つだと送迎が必要になる場合があることや、ボランティアの確保が難しいことなどがあることから、地域のニーズとのマッチングについて行政が行ってほしい。
- 障害に関する相談支援事業所の利用者数が増加しているが、職員が疲弊してしまわないよう行政がケアに引き続き努めてほしい。
- 高齢者ふれあいサロンについては、階段や距離の問題で参加を躊躇する方がいらっしゃるから、利用しやすい場所に設置し、大事な通いの場の確保に努めてほしい。
- 新型コロナウイルス感染症の対応などを契機に、かかりつけ医の必要性に対する認識が変わってきていることから、さらにかかりつけ医を持つ市民の割合を高めるため市民の意識啓発に努めてほし

い。

- 子育てに関する相談窓口の相談ができる時間は、働く親も相談しやすい時間帯の設定に改善してほしい。
- 子育て支援センターがなく、相談できる場所が少ない地域があることから、早急に整備を行ってほしい。
- 住宅を提供することが生活の安定につながることから、住宅課と連携し、子育て支援及びひとり親家庭の住宅支援について取り組んでほしい。
- あぐりの丘に新しく整備される全天候型の遊戯施設については、子どもや子どもを育てる親等の意見を十分に聴き、安全安心な施設となるよう取り組んでほしい。
- 複雑な問題を抱える世帯が増加しており、特に子どものケアを十分に行い、負の連鎖を防止する必要があると思う。

まちづくりの方針G

私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします

- WHOからは、若年層の脳の形成の過程において、テレビゲームが特に前頭葉あたりに障害を引き起こすことが発表されている状況において、行政や教育委員会が実態調査を行い、ゲーム等に関する子どもを取り巻く環境を正しく理解し、正しく導いてほしい。
- 子ども一人につき一台パソコンが配布され、それを用いた学習が始まっている中、教員のパソコンを使った学習指導のスキルアップに取り組むことに加え、ICTによる弊害を見極めることができる教員の育成が必要であると思う。
- パソコンの学習への導入については、学校と家庭が十分連携して進めていくことが必要である。
- 県有施設があることを理由に、国際大会を開催できる市有のスポーツ施設がないことから、整備に向けて検討してほしい。
- 発達障害の子どもたちの増加に伴い、特別支援学級数も急激に増えてきており、その子どもたちは特に手厚い支援を要することから、支援員や専門性のある教員数を十分に確保することが必要であると思う。

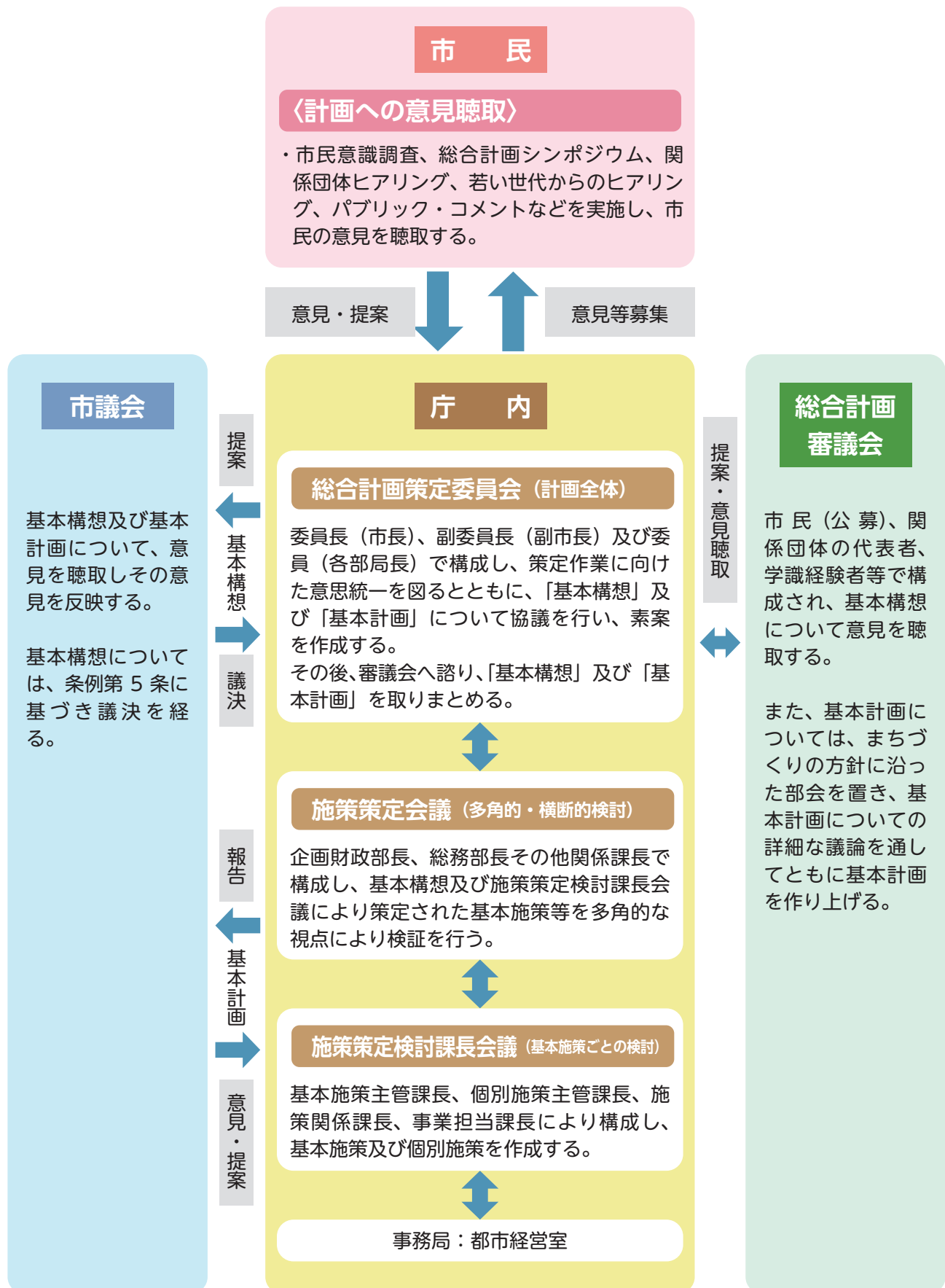
- スタジアムの建設が現実となり、スポーツを通じた新しいまちづくりや子どもたちへのスポーツへの関心、技術の向上などに結び付ける絶好のチャンスであることから、行政と民間がしっかり連携して取り組んでほしい。
- 新たな文化施設は、コロナ禍の経験を踏まえ安全性などにも様々な工夫を施し、安心して使えるホールとして整備してほしい。

まちづくりの方針H

私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします

- ホームページの満足度などは、インターネット上で簡単に調査できる時代となっていることから、実施に向けて研究してほしい。
- 時代がデジタル化に進んでいる状況であるので、行政手続きをオンラインでできるように進めてほしい。
- 近い将来、デジタル化がかなり進み、行政運営上非常に重要なものとなると考えられていることから、行政のデジタル化、DXに遅れをとらないよう取り組んでほしい。
- デジタル化、IT化を行う際に、現在の業務フローを整理することが重要である。
- デジタル化を図ることは必要である一方、高齢者などデジタルが苦手な方々もいることから取り残すことがないよう配慮が必要である。
- 今後は高齢化や担い手不足が非常に深刻な問題となることから、意識して市民、行政など皆が同じ方向を向いた施策展開に努めてほしい。
- オンライン化、情報化は、縦割りの組織の中に横串を刺し、連動性を図る非常にいいチャンスであることから、仕事を推進する上で障害になっているものを改善し、他部門と連携を図ってほしい。
- よかまちづくり基本条例はまちづくりの基本となるものであるため、市民への周知を図ってほしい。

(5) 策定体制



(6) 策定に係る会議等の実績

年度	日時	会議名	内容
平成30年度	8月21日	第1回総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 策定の進め方について 市民参画について 「時代の大きな流れと長崎市を取り巻く現状」及び「第四次総合計画の問題」について
	8月29日	総合計画審議会第2回全体会	<ul style="list-style-type: none"> 策定のながれ スケジュール
	11月20日	第2回総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第五次総合計画を策定する際の基本的な考え方について 第五次総合計画の策定の進め方について
	2月4日	総合計画審議会第3回全体会	<ul style="list-style-type: none"> 策定の基本的な考え方 将来の都市像及びまちづくりの基本姿勢について 日本と長崎の時代の流れについて
	3月14日	平成30年度第1回リーダー会議	<ul style="list-style-type: none"> 策定の進め方について 将来の都市像について
令和元年度	4月8日	令和元年度第1回リーダー会議	<ul style="list-style-type: none"> 将来の都市像について 四次総の振返りについて 基本構想、基本計画の策定体制について
	5月23日	総合計画審議会第1回全体会	<ul style="list-style-type: none"> 策定の進め方について 関係団体のヒアリングについて 総合計画シンポジウムについて 意識調査結果について
	6月3日	総合計画シンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画策定のキックオフとして、市民を対象に開催
	7月26日～10月2日	総合計画審議会外部評価	<ul style="list-style-type: none"> 例年実施の前年度事業施策評価に加え、後期基本計画の振返りを全43施策で部会ごとに実施
	9月29日	若者100人 超交流会	<ul style="list-style-type: none"> 若い世代が求める「幸せに暮らせるまち、魅力あるまち」とはどんな長崎なのか、長崎市の将来について若者が考える機会とすることを目標に開催
	7月～11月	関係団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 様々な団体や年代の市民の幅広い意見を聴取し、多くの市民の意見を反映した第五次総合計画とすることを目的に、それぞれの分野の現状及び課題、今後10年間で取り組むべきこと等についてヒアリングを実施
	1月30日	第1回基本施策主管課長会議	<ul style="list-style-type: none"> 第五次総合計画策定のスケジュールについて 第四次総合計画の振り返りについて
	2月14日	第2回基本施策主管課長会議	<ul style="list-style-type: none"> 第四次総合計画の振り返り（ワークショップ）
	2月19日	令和元年度第2回リーダー会議	<ul style="list-style-type: none"> 第五次総合計画策定スケジュールについて 第四次総合計画の振り返りについて 基本構想の策定手法について
	2月20日	第3回総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第五次総合計画策定のスケジュールについて 長崎市総合計画策定条例について 基本構想の策定手法について
	3月13日	長崎市総合計画策定条例議案議決	<ul style="list-style-type: none"> 第24号議案
	3月26日	第4回総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第四次総合計画策定の振り返りについて 基本構想の策定手法について
	令和2年度	4月10日、11日、12日	ワークショップ（新型コロナウイルス感染症の影響により4月1日中止）
4月13日～		仮想ワークショップ（新型コロナウイルス感染症の影響により4月17日中止）	<ul style="list-style-type: none"> 長崎市総合計画審議会リーダー（総合計画審議会会長、副会長、各部会長、各副部会長）と市役所の各部局長が一堂に会せず、壁紙新聞方式で行うワークショップ
6月15日		第四次総合計画基本構想変更議案議決	<ul style="list-style-type: none"> 第五次総合計画の開始時期を令和3年度から令和4年度に1年延期することに伴う総合計画の空白期間を回避するため。第95号議案

年度	日時	会議名	内容
令和2年度	7月14日	審議会書面による意見聴取	・長崎市第四次総合計画の検証について (長崎市の考え方8/18回答)
	7月30日、 31日	ワークショップ (7月29日中止)	・長崎市総合計画審議会リーダー(総合計画審議会会長、副会長、各部長、各副部長等)と市役所の各部長が一堂に会したワークショップ
	8月21日、 22日	オンラインワークショップ	・長崎市総合計画審議会リーダー(総合計画審議会会長、副会長、各部長、各副部長等)と市役所の各部長が一堂に会せず、オンラインにより実施するワークショップ
	9月4日	所管事項調査	・第五次総合計画の策定スケジュールについて
	10月1日	令和2年度第1回策定委員会	・長崎市第五次総合計画策定に関する基本方針について ・第五次総合計画基本構想について
	10月7日	令和2年度長崎市総合計画審議会第2回全体会(第1回全体会は施策評価で実施)	・長崎市第五次総合計画策定に関する基本方針について ・第五次総合計画基本構想について
	10月19日	令和2年度第1回策定委員会	・長崎市第五次総合計画策定に関する基本方針について ・第五次総合計画基本構想について
	10月27日	所管事務調査 ・長崎市第五次総合計画について	・第五次総合計画の策定スケジュールについて ・第四次総合計画の振り返りと第五次総合計画の取組み方針について ・長崎市第五次総合計画策定に関する基本方針について ・第五次総合計画基本構想について
	11月16日	所管事務調査 ・長崎市第五次総合計画について	・第五次総合計画の策定スケジュールについて ・10月所管事務調査 総務委員会からの意見とその対応 ・長崎市第五次総合計画基本構想(素案) ・長崎市第五次総合計画推進体制
	11月20日	令和2年度 第1回基本施策主管課長会議	・第五次総合計画の策定スケジュール ・第五次総合計画策定に関する基本方針 ・基本構想について ・基本計画について
	11月24日～ 12月23日	パブリック・コメント	・基本構想について
	12月16日	令和2年度 第1回リーダー会議	・基本構想について ・前期基本計画について ・スケジュールについて ・前期基本計画の構成と様式について ・人口の将来展望について
	1月13日	令和2年度第1回施策策定会議	・第五次総合計画基本計画について
	1月15日	令和2年度 第3回策定委員会	・基本構想について ・基本計画の策定について
	2月16日	令和2年度 第2回リーダー会議	・第五次総合計画前期基本計画の審議会の進め方について
	2月24日	書面照会	・総合計画審議会部会審議に先立ち書面により「前期基本計画素案」に対する審議会からの意見を聴取
	3月9日	基本構想議案議決	・第41号議案
3月13日～ 4月12日	総合計画審議会部会 (対面とリモートを併用した会議を述べ10回実施)	・前期基本計画素案に対し、基本施策ごとに詳細な審議を実施	

年度	日時	会議名	内容
令和3年度	4月26日	令和3年度第1回施策策定会議	・基本計画の策定について
	5月14日	令和3年度第1回基本施策主管課長会議	・6月議会所管事項調査資料の作成について
	5月17日	令和3年度第1回リーダー会議	・審議会部会でいただいた意見に対する対応方針について
	6月15日	所管事項調査	・長崎市第五次総合計画「前期基本計画」について (所管事務調査で審議することを決定)
	6月18日	書面回答	・総合計画審議会部会からの意見に対する対応方針について
	7月2日～ 7月5日	所管事務調査	・長崎市第五次総合計画「前期基本計画」について
	7月9日	書面報告	・総合計画審議会あて基本計画修正案について
	7月14日～ 8月13日	パブリック・コメント	・第五次総合計画「前期基本計画」について
	8月12日	令和3年度第1回策定委員会	・総務委員会からの意見への対応方針について ・パブリック・コメントの概要について ・冊子の構成について
	9月6日	所管事項調査	・総務委員会からの意見への対応方針について ・パブリック・コメントの概要について ・冊子の構成について
	11月8日	令和3年度第1回総合計画審議会全体会	・第五次総合計画「前期基本計画」の最終報告
12月3日	所管事項調査	・長崎市第五次総合計画「前期基本計画」について (最終案報告)	

4 個別計画の策定状況

各個別施策に記載した「関連する計画等」の中から、各分野における大きな方針や方向性等を定めた計画を記載しています。

まちづくりの方針	個別計画の名称	計画期間	計画の概要
A 私たちは「独自の歴史・文化を活かし、 多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします	長崎市歴史文化基本構想	平成27年度 ～	長崎市の文化財を保護・継承し、個別ではなく一体的な保存活用を図り、また、歴史文化を活かしたまちづくりにつなげるための方針を定めるもの。
	史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画	平成8年度 ～	史跡「出島和蘭商館跡」の復元整備について、遺跡の保存と公開計画、建物等の復元計画、展示活用計画、顕在化計画の方針を示すもの。
	国指定史跡「出島和蘭商館跡」保存活用計画	平成28年度 ～	史跡「出島和蘭商館跡」の価値を後世に伝えていくための保存・活用の方針、計画を示すもの。
	長崎市景観基本計画	平成23年度 ～	長崎の特徴的な歴史や地形の魅力などを活かし、長崎ならではの景観づくりを市民とともに進めるための基本的な方策を示すもの。
	長崎市歴史的風致維持向上計画	令和2年 ～ 令和11年	歴史まちづくり法に基づき、長崎市固有の「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い歴史的建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地環境（歴史的風致）」を維持向上していくための基本的な方策を示すもの。
	環長崎港夜間景観向上基本計画	平成29年度 ～ 令和7年度	長崎の歴史や文化を感じ、市民に愛されるふるさとの風景となる夜景づくりを通じて「世界一の夜景都市」となることを目指し、遠景及び中・近景の夜間景観の向上を図るための基本的な方策を示すもの。
	長崎市観光・MICE戦略	令和3年度 ～ 令和7年度	交流人口の拡大による経済活性化と市民生活との調和を図るため、行政、事業者、DMO、市民など多様な関係者がめざすべきビジョンを共有し、そのビジョンを達成するための基本的な方向性や重点的に進めるべき取組みの指針を示すもの。
	長崎市新幹線開業アクションプラン	令和2年度 ～	「交流の産業化」による長崎創生の取組みと連携を図りながら、西九州新幹線開業の効果を最大化するための方策を示すもの。
B 私たちは「平和を愛し、 平和の文化を育むまち」をめざします	長崎市中心市街地活性化基本計画（第2期）	令和2年度 ～ 令和6年度	都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための方策を示すもの。
	国指定史跡長崎原爆遺跡保存活用計画	平成30年度 ～	史跡長崎原爆遺跡の本質的な価値とその構成要素を特定し、適切な保存管理、活用、整備、運営のあり方について記述し、今後の保存活用に向けた方向性を示すもの。

まちづくりの方針	個別計画の名称	計画期間	計画の概要
C 私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします	第五次長崎市経済成長戦略	令和4年度～令和7年度	地域経済の成長戦略として長崎市全体としてのめざすべき方向性や基本方針を示したうえで、その実現に向けて長崎市において特に重点的に取り組む分野や施策を取りまとめたもの。
	第二次長崎市農業振興計画 [前期計画]	令和4年度～令和7年度	長崎市の農業全般における振興の方針や施策を体系化し総合的に推進、管理するための方策を示すもの。
	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成6年度～	「農業経営基盤強化促進法」に基づき、農業経営の将来計画並びに認定農業者及び認定新規就農者の経営指標、支援事業等について示すもの。
	長崎市森林整備計画	令和3年度～令和12年度	森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、「水源涵用機能」、「山地災害防止機能/土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保険機能維持増進森林」、「木材等生産機能」の5タイプに区分して、適切な森林整備を推進する方向を示すもの。
	第4次長崎市水産振興計画	令和4年度～令和7年度	長崎市の水産業を環境変化に強く活気のある持続可能な産業にするため、水産振興における取組の方向性を示すもの。
D 私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします	長崎市第三次環境基本計画	令和4年度～令和12年度	「長崎市環境基本条例」に基づき、長崎市の環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、市民・団体、事業者、市役所が一体となって取り組むための方策を示すもの。
	長崎市地球温暖化対策実行計画 [市域編（区域施策編）]	平成21年度～令和12年度	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市域全体の温室効果ガスの排出量削減を推進するために、市民、事業者、行政が一体となって取り組むための方策を示すもの。
	長崎市地球温暖化対策実行計画 [市役所編（事務事業編）]（長崎市役所地球温暖化防止率先行動計画）	平成21年度～令和12年度	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、長崎市役所の全ての事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量を削減するために、長崎市が率先して取り組むための方策を示すもの。
	長崎市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理基本計画)	平成24年度～令和8年度	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物（ごみ）の処理に関する方針を示すもの。
	長崎市一般廃棄物処理基本計画 (生活排水処理基本計画)	平成25年度～令和5年度	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）の処理に関する方針を示すもの。
	長崎市災害廃棄物処理計画	令和3年度～	災害時における廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保し、市民生活の早期復旧・復興を図るため、災害廃棄物の処理に関する基本的な考え方を示すもの。
E	長崎市国土強靱化地域計画	令和2年度～令和7年度	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条」に基づき、自然災害が頻発化、激甚化するなか、いかなる災害が起きても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった地域を構築するため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組みとして計画的に実施するための指針となるもの。
	長崎市地域防災計画	昭和39年度～	「災害対策基本法」に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、災害に備える「予防」、災害時の「応急対策」、災害後の「復旧復興対策」の大綱を定めるもの。

まちづくりの方針	個別計画の名称	計画期間	計画の概要
E 私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします	第4次長崎市安全・安心まちづくり行動計画	令和4年度～令和7年度	「長崎市安全・安心まちづくり推進条例」を踏まえ、犯罪のない安全で安心なまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るためのの方策を示すもの。
	長崎市犯罪被害者等支援計画	令和4年度～令和7年度	「長崎市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等の支援の総合的かつ計画的な推進を図るためのの方策を示すもの。
	第11次長崎市交通安全計画	令和4年度～令和7年度	「交通安全対策基本法」を踏まえ、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための施策の大綱を定めたもの。
	長崎市都市計画マスタープラン	平成28年度～令和17年度	「都市計画法」に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市の将来像（全体構想、地区別構想）と都市づくりの進め方を示すもの。
	長崎市立地適正化計画	平成30年度～令和17年度	長崎らしい「集約（コンパクト）と連携（ネットワーク）」の都市実現のため、市民にとって安全・安心で快適な暮らしが続けられる都市づくりの具体的な取組みを示すもの。
	長崎市住生活基本計画	令和3年度～令和12年度	「住生活基本法」に基づき、長崎市の地域特性に応じた住まいづくり・まちづくりを総合的かつ計画的に推進するためのの方策を示すもの。
	長崎市空家等対策計画	令和3年度～令和7年度	「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家等に関する対策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針等を定めたもの。
	長崎市耐震改修促進計画	平成20年度～令和7年度	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき建築物の耐震化を促進するため、具体的な目標及び建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策等を定めたもの。
	長崎市バリアフリーマスタープラン・長崎市第2期バリアフリー基本構想	令和3年度～令和7年度	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、本市のバリアフリー化を推進していくため、バリアフリー化の考え方や具体的な事業を示すもの。
	「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画	平成23年度～	長崎市中央部・臨海地域を観光立国（ビジットジャパン）を牽引する地域として、再生するためのの方針を示すもの。
	長崎市公共交通総合計画	令和2年度～令和17年度	将来のまちづくりや市民の利益の確保を見据えて、持続可能な公共交通機関へと転換していくため、行政と事業者や関係者が連携・協力し、取り組むべき方向性を示すもの。
	長崎市地域公共交通計画	令和3年度～令和7年度	国が定める基本方針及び令和2年6月に策定した長崎市公共交通総合計画に基づき、行政と事業者や関係者が連携・協力し、公共交通ネットワークのあるべき姿を明らかにしつつ、取り組むべき実施施策を示すもの。
	長崎駅周辺まちづくり基本計画	平成22年度～	長崎の新しい玄関口にふさわしい都市拠点の形成を図るため、長崎駅周辺土地区画整理事業の施行区域内における将来像やまちづくりの基本方針を示すもの。
長崎市駐車場整備計画	令和3年度～令和12年度	「駐車場法」に基づき、本市の駐車場整備等に関する基本方針や施策を示すもの。	
長崎市上下水道事業マスタープラン2015	平成27年度～令和6年度	国の新水道ビジョン及び新下水道ビジョン等の趣旨を踏まえ、これからの上下水道事業がより発展的に持続するために必要な方向性及び基本的な施策を示すもの。	

まちづくりの方針	個別計画の名称	計画期間	計画の概要
F 私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします	第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画	令和4年度～令和12年度	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、本市の人権教育・啓発の総合的な推進方策を示すもの。
	第3次長崎市男女共同参画計画	令和4年度～令和12年度	「男女共同参画社会基本法」及び「長崎市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進方策を示すもの。
	長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）	令和3年度～令和5年度	「老人福祉法」及び「介護保険法」に基づき、高齢者に対する保健福祉施策（介護保険制度の円滑な運営をめざし、適切なサービスを確保するための方策を含む。）を示すもの。
	長崎市第4期障害者基本計画	令和元年度～令和5年度	「障害者基本法」に基づき、長崎市の障害者施策にかかわる理念や基本的な方針、施策の方向性を示すもの。
	長崎市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画	令和3年度～令和5年度	「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、障害者・児の障害福祉サービス等の種類ごとの必要量の見込み及び必要な見込量の確保のための方策等に関する事項を定めるもの。
	第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和2年度～令和6年度	「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、本市のまち・ひと・しごと創生に関する今後のめざすべき将来の方向と人口の将来展望を提示する「人口ビジョン」及びそれを踏まえた今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示すもの。
	第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度	幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進することをめざし、幼児期の教育・保育や地域の子育て支援の量の見込みと確保策などを定めるもの。 ※ひとり親家庭等自立促進計画及び母子保健計画を包含。
	子どもの貧困対策推進計画	令和5年度～令和9年度	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画を策定するもの。
	「第2次健康長崎市民21」計画	平成25年度～令和5年度	「健康増進法」における国の「第2次健康日本21」に基づいた、長崎市の健康増進計画。健康寿命の延伸、生活習慣病の発症及び重症化予防の推進に関する総合的・計画的な施策を示すもの。
	第4次長崎市食育推進計画	令和4年度～令和8年度	「食育基本法」の趣旨及び各種指針を踏まえ、長崎市の特色を生かした「食育」の推進に関する総合的・計画的な施策を示すもの。
	長崎市自殺対策計画	令和元年度～令和5年度	自殺対策基本法に基づく国の自殺総合対策大綱及び長崎県自殺総合対策5か年計画を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、具体的な行動計画を示すもの。
	長崎市歯科口腔保健推進計画	平成25年度～令和4年度	「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、長崎市の実情に応じた歯科口腔保健の推進に関する総合的・計画的な施策を示すもの。
長崎市新型インフルエンザ等対策行動計画	平成27年度～	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、政府行動計画及び長崎県行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等感染症の発生の段階や状況の変化に応じた対応ができるよう、対策の選択肢を示すもの。	

まちづくりの方針	個別計画の名称	計画期間	計画の概要
G 私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします	第4次長崎市教育振興基本計画	令和4年度～令和7年度	「教育基本法」に基づき、地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるもの。
	長崎市立小学校・中学校における規模の適正化と適正配置の基本方針	平成29年度～	児童生徒が集団生活の中で活気に満ちた活動ができる学校規模を確保するための方針を示すもの。
	第三次長崎市子ども読書活動推進計画	令和4年度～令和8年度	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動推進にあたっての基本的な方向と具体的方策を示すもの。
	第2期長崎市スポーツ推進計画	令和4年度～令和7年度	「スポーツ基本法」に基づき、市民の誰もが気軽にスポーツ活動を行う「生涯スポーツ社会」の実現をめざすための方策を示すもの。
	市民文化活動振興プラン	平成26年度～	長崎市の芸術文化活動の振興を図る具体的な施策を示すもの。
H 私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします	長崎市広報戦略	令和2年度～令和4年度	すべての職員の指針として、広報力を高めるための「広報の基本姿勢」と、組織的・戦略的な広報を行うための「重点的広報テーマ」を示すもの。
	みんなで、す～で！長崎虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】	令和3年度～令和7年度	長崎市よかまちづくり基本条例の趣旨にのっとり、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりをさらに進めていくため、目指す地域の姿やその実現に向けた支援策などを示すもの。 ※社会福祉法に基づく地域福祉計画を包含
	長崎市公共施設等総合管理計画	平成27年度～令和11年度	本市が保有する公共施設やインフラ施設について、総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な考え方を示すもの。
	長崎市職員ワークライフバランス推進計画 (長崎市特定事業主行動計画)	令和2年度～令和7年度	次世代育成支援対策推進法第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条に基づく特定事業主行動計画であり、育児・介護等と仕事の両立を目指す職員をはじめ、長崎市全職員のワークライフバランスの実現を目指し具体的な取組み等を定めるもの。
	第2期長崎広域連携中枢都市圏ビジョン	令和3年度～令和7年度	長崎市、長与町、時津町で形成する長崎広域連携中枢都市圏の中長期的な将来像や具体的な取組みを示すもの。
	長崎市DX推進計画	令和4年度～令和12年度	市民の暮らしやすさや訪れる人の過ごしやすさに貢献するため、様々な先端技術を活用し、地域経済の発展と地域課題の解決を実現する「都市のデジタル化」と、業務等を標準化することで持続可能な形で行政サービスを提供していく「行政のデジタル化」を戦略的かつ計画的に推進するための基本方針と具体的施策を示すもの。

5 総合計画策定の系譜



14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 R元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012
2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012

長崎市第三次総合計画
長崎市基本構想

策定期期 平成12年12月22日
目標年次 平成22年度

基本目標

都市像
活力と潤いにあふれ、
歴史がいきづく
交流拠点都市・長崎

長崎市第四次総合計画
長崎市基本構想

策定期期 平成22年12月13日
目標年次 令和3年度*

基本目標

都市像
個性輝く世界都市
希望あふれる人間都市
まちづくりの基本姿勢
つながりと創造で
新しい長崎へ

長崎市第五次総合計画
長崎市基本構想

策定期期 令和3年3月9日
目標年次 令和12年度

基本目標

都市像
個性輝く世界都市
希望あふれる人間都市
まちづくりの基本姿勢
つながりと創造で
新しい長崎へ

*第四次総合計画期間は、新型コロナウイルスの影響で1年間延長。

前期
基本計画

策定期期 平成13年3月
計画期間 平成13年度
～平成17年度

後期
基本計画

策定期期 平成17年12月
計画期間 平成18年度
～平成22年度

前期
基本計画

策定期期 平成23年3月
計画期間 平成23年度
～平成27年度

後期
基本計画

策定期期 平成28年3月
計画期間 平成28年度
～令和3年度*

前期
基本計画

策定期期 令和4年2月
計画期間 令和4年度
～令和7年度

長崎県長期総合計画

策定期期 平成12年8月
目標年次 平成22年度
基本目標
豊かな地域力を活かし、自立共生
する長崎県づくり。

長崎県
総合計画

策定期期 平成22年12月
目標年次 平成27年度
基本目標
人が輝く、産業が
輝く、地域が輝く
長崎県づくり。

長崎県
総合計画

策定期期 平成27年12月
目標年次 令和2年度
基本目標
人、産業、地域が
輝くたくましい長
崎県づくり。

長崎県
総合計画

策定期期 令和3年3月
目標年次 令和7年度
基本目標
人、産業、地域を結び、
新たな時代を生き抜く
力強い長崎県づくり。

21世紀の国土のグランドデザイン(全総)

策定期期 平成10年3月31日
目標年次 平成22年から27年(2010～2015年)

21世紀の国土の
グランドデザイン
2050

策定期期 平成26年7月
目標年次 令和22年

国土形成計画
(全国計画)

策定期期 平成20年7月
目標年次 概ね10年間

国土形成計画
(全国計画)

策定期期 平成27年8月
目標年次 概ね10年間

九州圏広域地方計画

策定期期 平成21年8月
目標年次 概ね10年間

九州広域地方計画

策定期期 平成28年3月
目標年次 概ね10年間



長崎市第五次総合計画 [基本構想・前期基本計画]

発行年月：令和4年(2022年)2月

発行：長崎市

編集：長崎市企画財政部 都市経営室

〒850-8685 長崎市桜町2-22(市役所本館4階)

※令和5年1月 新市庁舎へ移転予定

TEL.095-829-1111 FAX.095-829-1112

<http://www.city.nagasaki.lg.jp>

印刷：株式会社 クイックプリント

個性輝く世界都市
希望あふれる人間都市
つながりと創造で新しい長崎へ

長崎市第五次総合計画

[基本構想・前期基本計画]

令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）

長崎市 企画財政部 都市経営室

〒850-8685 長崎市桜町2-22（市役所本館4階）

令和5年1月 新市庁舎へ移転予定

TEL 095-829-1111 FAX 095-829-1112

ホームページ <http://www.city.nagasaki.lg.jp>

長崎市第五次総合計画は
ホームページでも公開しています。

